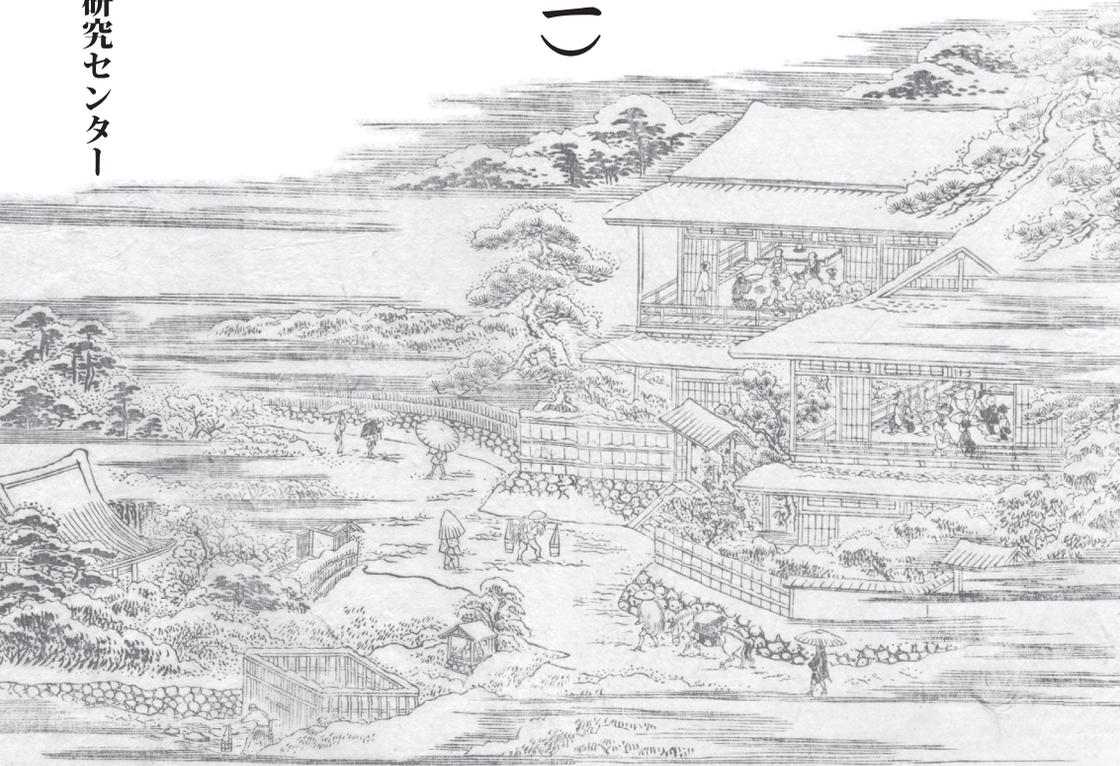
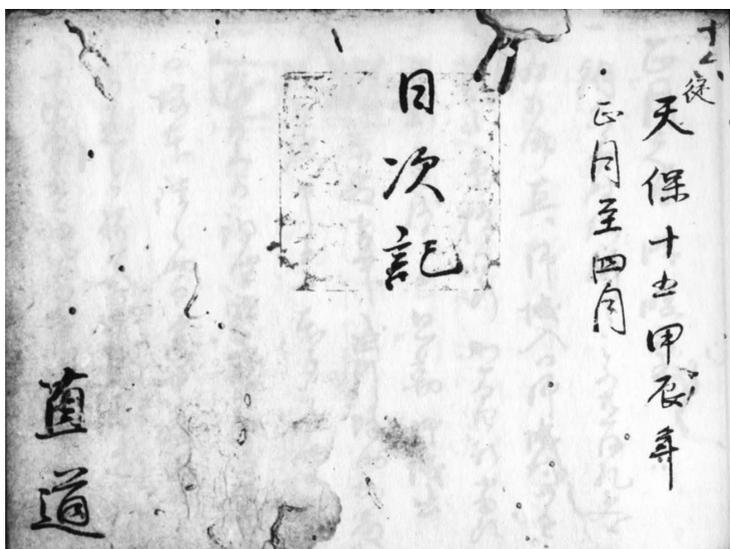


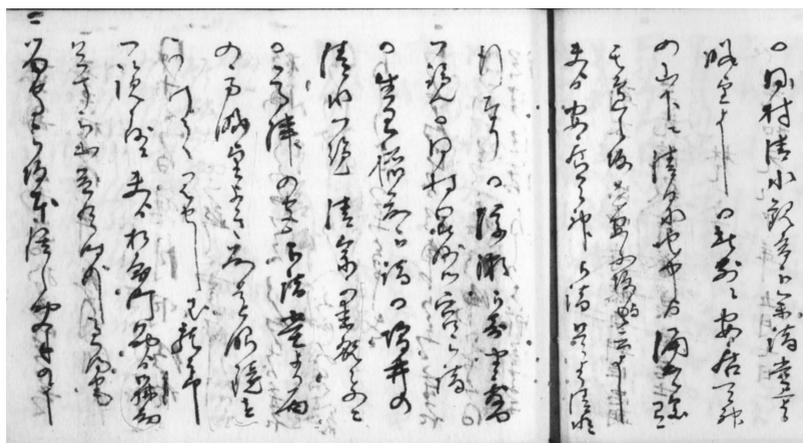
大坂代官竹垣直道日記(二)

関西大学・なにわ大阪文化遺産学研究センター





▲ 天保 15 年正月～4 月の「日記」の表紙には、竹垣自身の署名がある。



天保 15 年 7 月 15 日条。竹垣は息子の龍太郎を連れて、四天王寺や一心寺などに参詣。料亭「浮瀬」にも立ち寄っている。
(p.243～244, 表紙解説 参照)

なにわ・大阪文化遺産学叢書 5

大坂代官竹垣直道日記(二)

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

目次

目次

i

凡例

ii

『大坂代官 竹垣直道日記』

1

解説

大坂代官の職務―天保十四年『大坂代官 竹垣直道日記』を中心に―

松永 友和 322

竹垣直道の詠歌と人びととの交流

松本 望 327

竹垣直道の植物採取

内海 寧子 332

凡例

一、本書は、東京大学史料編纂所蔵『竹垣直道御代官日記』の天保十四年正月元日～天保十五（弘化元）年十二月晦日を全文翻刻した。

一、翻刻にあたって、改行をはじめとする体裁ならびに用字については、原本の形を尊重するようにつとめた。ただし、編者の判断により、必要に応じて読点「、」、および並列点「・」をつけた。

一、用字については原則として原本の表記に従った。異体字・古体字・略字は正字または現在通用の字体に改めた。ただし、以下のものについては、編者の判断により、原本のまま使用し、適宜現在通用の文字を（ ）に入れ、傍注とした。

「ㇿ」（より）「メ」（しめ）「哥」（歌）「躰」（体）「釵」（劍）「鶴」（鶴）

一、変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞として使用されている、「江」（え・へ）「而」（て）「与」（と）「尔」（に）「者」（は）「茂」（も）は、活字を小さくして使用した。

一、編集者による校訂は（ ）に入れ、傍注とした。誤記・意味不明などの場合には、正字を傍注とするか、（ママ）を付した。脱字は（脱）と注記した。疑念が残る場合には、（カ）を加えた。

一、虫損箇所については★、判読不能箇所については■とし、推読できた場合には（ ）に入れ、傍注とした。

一、抹消された文字で判読できる場合や、訂正・重ね書きは、左傍に見せ消し記号「 」を付し、右傍に訂正後の文字を記した。

一、闕字については一字あけとした。

一、原本中の行間の補記については、 で括り、原則として本文に挿入した。

一、印章については、Ⓢ印などを用い、印面の文字については、（ ）に記した。

一、本書には、現在の人権意識からみて明らかな身分的差別表記がみられるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。利用者はこの趣旨を理解して利用して頂きたい。

十四

從天保十四癸卯年

至正月七月

日記

京極右近將監・前田大和守

○番頭式軒 高井但馬守・酒井隱岐守

右相濟四ツ時過御城出、年礼如左

○坂本鉉之助 山本彌藏ニ逢、稽古場ニ而用意弁当を遣ふ

○築山茂左衛門○八木岡大藏○寺沢伊三郎

○田中政之助○西井源次郎○池田庄太夫

○三雲新左衛門○阿部新四郎○堀田甚兵衛

○伊東左衛門○近山藤四郎○比留間兵三郎

○祖父江孫輔○阿部遠江守

右仕舞九ツ時少し過帰宅

一坂本鉉之助罷越通り候よし

一地役其外年礼入来

一百姓丁人共年礼ニ来

同二日 晴

一朝六ツ半時出宅、築山公誘引ニ罷越し、

谷丁公同道致ス○建国寺

御宮拜礼献備例之通○専念寺

正月元日 暁雨収、晴

一朝六ツ半時役所一統・家来吉田孫三郎
年礼受ル

一右相濟即刻御城入、出札并年礼如左罷越ス

○御城代御定番式軒共御逢有之

○御目付代 阿部隱岐守 牧田八郎左衛門者
留守中也

○加番四軒 朽木近江守・分部若狭守

御位牌所拜礼献備同断○天満

与力組屋敷例之通罷越○金井江

罷越通ル、宮寺并太鼓坊主罷越居逢

○水野若狭守申置、九ツ時比帰宅

一年礼来客有之

同三日 晴

一朝六ツ半時過出宅、築山江誘引

同道ニ而天王寺

御位牌所江拜礼献備例之通○庄屋

藤次郎宅ニ而休足○瓦屋藤左衛門申置

○四ツ半時過帰宅

一年礼来客其外有之

同四日 晴

一九ツ時過出宅、利八郎・鉄次郎召連、吹田屋

藤助木場江罷越、三大道村諸色見分

右相済着替年礼ニ廻ル○尼崎藏屋敷

○紀州殿藏屋敷○七ツ時比帰宅

一七ツ半時比忍ニ而出宅、宮寺江罷越(同人并金井)同道

いたし築山江罷越、昨日金井約束ニ而

招キニ應候也、談話酒飯等被振舞

夜五四ツ半時過帰宅

一年礼来客有之

同五日 半晴夕雨

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、堤方丁張

廻村利八郎・鉄次郎召連ル

○河州茨田郡二番村 土方

○同郡五番村 杭出し

○同郡七番村 土方

○撰州西成郡川崎村 杭出し

右見分相済御普請所見廻り者雨天ニ付

不致、夕七ツ半時過川崎分上陸○金井江罷越

同人儀先役中御褒美今日拝領ニ付歎参

宮寺・築山・御金奉行仮役三雲新左衛門・

阿部新四郎罷越逢、酒飯等被振舞、夜

五ツ時過一同帰宅

一年礼来人有之

同六日

一無記事

同七日 晴

一地方堤方御用始致ス

一地方初番御用状差立ル

○甚蔵 壺封 ○堀伊賀 壺封

○但馬守殿 壺封 ○江川歎状 壺封

右遣ス

一昼後出宅、利八郎召連ル、九條村江

罷越、三大道村御普請所榎板見分

途中ニ而着替年礼

○本多大膳 ○小林金之助通り逢

○佐々木新五郎 ○両門跡

右相仕舞、夕七ツ時過帰宅

一阿部遠江守の文通、内談有之候間一兩日中

参候様申越ス、留守之旨漣平公用人江申遣候由

同八日 晴

一昼後出宅阿部遠江守方江罷越逢、同人

内談之趣左之通

○在方家作向之義不相当之家造いたし居候ものも

有之、先般市中之義者長押造并金

張付等之儀者小襖ニ而も致間敷旨相觸候

義ニ而、右等ニ見合為相直候方、可然旨

御城代の御内談之趣も有之候間、申聞候旨

尔付承知候段相答、且市中觸留之義者

為心得写置候様いたし度、手代差出候様

可致旨申置

右之外談話、七ツ半時比帰宅

一江戸三拾番御用状六日限、十二月廿六日附

尔而到来

同九日 晴

一 今日八ツ時比琉球人淀川通船、遠望

龍太郎見物ニ參ル

一 八ツ時過今築山江參ル、昨日遠江守内談之趣

申通ス、夕刻帰宅

○ 築山旧冬十二月廿九日被為

召出精相勤、御取ケも相増候ニ付金貳枚

時服式拝領いたし候よし、今日御用状到来

之よし吹聴有之

一天王寺平野町邊江漣平為見廻遣ス

一 林泰藏兎原郡稗田村江檢使ニ遣ス

昼後出立

一 増山正作今朝二条江出立致ス

同十日 晴

一 東成郡(河州若江郡)村々役人并惣代共呼出、質素

儉約心得方并家作向不相当之品者

取直し候様可致旨心得方申渡、口達書

一 冊渡遣し、受印取之

一 築山今廻船方廻しもの差越、夕刻一覽濟

為持遣ス

一 同人今御城代廻状到来之よし、夜分

差越受取候旨之返書遣ス、江戸表三ヶ日

御規式濟之廻状也

同十一日 朝曇雨

一 朝五ツ時過御城入、三ヶ日御規式濟恐悦

御三手御目付江申置、帰宅

一 八ツ半時比今金井入来、同道宮寺江

誘引、又同道築山江罷越同人

旧冬拝領物いたし候、内祝振舞ニ付

参候也、西井・比留間・池田罷越逢

夜五ツ時過帰宅

同十二日 半晴

一 御城代々廻状到来、自分共御蔵奉行

仮役共一紙

泰姫君様御儀御病氣之處

御養生不被相叶、去ル四日御逝去

被為有候段申来ル、惣用人々文通、只今

自分共之内可罷出旨申越スニ付、即刻

御城入罷出候處

泰姫君様御逝去ニ付

公方様・右大將様・一位様去四日々

定式之 御忌服被為 請候間

一 諸事穩便ニいたし、今十二日々

来ル十八日迄鳴物停止、普請者不苦候

火之元入念候様可被致候

正月十二日

右御書付山室弥兵衛を以御渡ニ付

受取即刻帰宅、支配所江觸、築山・

御蔵奉行江申達ス

一 夕刻々坂本入来、夜九ツ時過帰ル

同十三日 晴

一朝五ツ時過御城入

泰姫君様御逝去ニ付御機嫌伺、服紗

小袖麻上下ニ而申置、御城代・両御定番・

御目付壹軒廻勤○鈴木江立寄逢

四ツ半時過帰宅

一 嘉納や次作罷越逢

一 灘目筋村々役人并惣代共呼出し

五街道宿々御救差出金之儀ニ付金高

之儀申渡

凡金千両

御影村両組

凡金千両

大石村

今津村

鳴尾村

凡金千両

外灘目村々惣躰

右之引当を以可取調旨申渡、且家作向取直し

方之儀ニ付、心得方口達書写致方申渡

同十四日 晴

一宮寺一紙築山シ到来、明日出礼無之

五時揃ニ而御機嫌伺有之段廻状、并

築山船見分ニ付自分名代兼呉候様申越

承知之旨及返書

一池田庄太夫入来逢

一嘉納や次作罷越逢遣ス

同十五日 晴朝少し雪

一朝六ツ半時出宅、服紗小袖麻上下ニ而御城入

参り懸石川同道、宮寺江罷越誘引

金井参居、無程鈴木も落合一同々道

御城入、御城代江罷出ル、地役不残出ル

御機嫌伺一役ッ人罷出ル、月並出礼之通

例之席ニ而御陰中御機嫌奉伺候段申述ル

御機嫌不被為替段、御城代被申聞之

夫シ京橋江罷出ル、不快ニ而御逢無之

玉造江罷出ル、御逢有之、一役ツ、月並之

席ニ而無言ニ而平伏一同相濟、四ツ時過

帰宅

一宍粟郡納庄屋出立ニ付卯

御用状渡ス、明朝出立之積

○久須美父子江封

小倉野廿五入ッ箱贈ル

○関江ッ封

布衣之歡肩衣地一遣ス

○羽倉江ッ封

吟味役兼帯之歡鞆革遣ス

○吉田彦助江ッ封

組頭之歡状也

ノ

一当月九日出江戸初番御用状到来

○おろちシ之ッ封

○御沙汰書

✕

同十六日 朝晴午過雨曇

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、堤方廻村

一鯰江幸蔵・水野利八郎召連ル

○西成郡新在家村丁張

○同郡加寫村見廻り

○同郡梶ヶ寫村丁張、尼崎役人共罷出ル

○同郡北西寫新田丁張

右相濟、暮六ツ時過帰宅

同十七日 曇

一川口積御廻米船出帆ニ付、如左江戸江

差立ル

○おろち江酒・味酩小樽式ツ、并茶器

品々其外詰合一箱ニ入遣ス

✕

同十八日 曇漸雨

一昼後樋や市次郎木場江罷越諸色

見分、利八郎召連ル○帰り懸石川江

立寄、夕七ツ時過帰宅

同十九日 曇

一築山江文通昨日差越候、三軒屋村孫左衛門

船運賃取立之儀ニ付組頭分之文通、下

廻しもの遣ス、且小袴借りニ遣差越ス

一石川江文通昨日到来候書返ス、是等共

一本遣ス、返事来ル

一夜四ツ時過漣平呼寄表ニ而逢

同人行状之儀亦付早々申談

同廿日 半晴

一撰州御影村博奕一件左之通

御影村

百姓

手鎖免し村預 松太郎

又七弟

同断 助三郎

御影村

同断 無宿

鞆入 石松

右之もの共、当月十一日夜松太郎宅ニ而

かるた博奕いたし候ニ付、**林泰藏**廻村

先ニ而召捕候分、今日召連罷出候處

泰姫君様御陰中ニ付、松太郎外壻人者

村預、石松者鞆入申付ル

一御城代廻状写築山谷来ル

泰明院様去ル十二日午中刻

御出棺、於増上寺御葬送

相濟、御法事御執行之由

被仰下候、此段申達候、已上

正月廿日 青下野守

御代官御藏奉行宛

逐而

泰姫君様御事奉称

泰明院様与候旨為心得申来候、此段

為心得申達候、以上

同廿一日 晴

一金公事對決日限濟方申渡

一東成郡天王寺村帰住申渡

一石川谷一紙、小倉之事申越取寄一覽

直ニ返ス

同廿二日 晴

一安田玄筑入来逢

一坂本谷文通、通鑑之事申来ル、返書遣ス

一同人江文通、返書来ル

一漣平小もの明日江戸江出立ニ付届物遣ス

○中嶋平四郎玉椿寒氣見舞之積

○後藤一兵衛懸り之歛大小鞆革

ノ

同廿三日 晴

一 築山今立會、融通御貸附廻し物差越ス

一 坂本江通鑑之儀ニ付文通、返書来ル

一 兔原郡岩屋村酒過造之風聞書

大石村又四郎出ス、右ニ付為捕方泰藏

申付ル、明朝出立之積

一 御城代廻状写築山今来ル

泰姫君様御逝去ニ付

公方様定式之

御忌服被為 請候處、京都より

以格別之

叡慮被 仰進候ニ付

公方様御忌十六日被為 明候

右大將様御忌解之儀、從

公方様被 仰進之、先達而被為

解候旨被仰下候、此段申達候、以上

正月廿三日 青下野守

御代官御藏奉行

一本多為助今文通、妻儀久々病氣之處

今朝病死いたし候よし為知差越ス

為梅善八郎差遣候

同廿四日 晴

一 築山江文通、長濱や次右衛門跡引受候儀

申付、廻し物二冊返ス

一 今津鳴尾村五海道差出金取調書

式冊出ス、可上置旨直ニ兩村役人江申来リ

廿三日之落

一 水野若狭守今築山連名文通到来

阿部遠江守儀此地御改革筋之儀ニ付

可致参府旨、江戸表今御沙汰之旨申来リ

返書遣候よし、築山今写来ル

廿四日之落

一阿部遠江守外巻人今文通、遠江守儀

參府、近々出立ニ付今廿四日今若狭守儀

月番相勤候段申越、返書遣候よし、築山今

写来ル

同廿五日 半晴、少し雪

一昼後出宅、樋や市次郎木場今吹田や

藤助木場江廻り諸色見分、利八郎・

鍔次郎召連ル、夕七ツ半時比帰宅

一朝龍太郎御鉄砲方角場江坂本稽古ニ

參ル、昼後帰ル

一夜中加寫村役人并三矢村良助罷出ル

加寫村新堤之儀、水下村々懸念いたし

願筋可申立哉之風聞有之候段申聞候

心得方申聞帰ス

一兎原郡岩屋村酒造人源助、酒

過造いたし候由之風聞有之ニ付為

召捕、林泰蔵昨朝出立差遣候處

召捕、夕七ツ時過罷帰候ニ付、源助者

御日数中ニ付鞆入申付ル

同廿六日 半晴

一鯉江幸蔵呼寄夕刻罷越、西成郡

加寫村新規堤之儀尔付及評議

一玄筑俸随亭罷越、通鑑綱目正扁四冊

持貸呉候尔付、坂本江為持遣ス、且同人太紀

難波の梅二冊・うつろひ一冊返ス、返書来ル

同廿七日 晴

一加寫村役人并三矢村千助昨夜呼出し

今朝罷出ル

一昼後出宅、加寫村江御普請所為見分

罷越ス、利八郎・鍔次郎召連ル、場所見分

夜六ツ半時過帰宅

一留守中比留間兵三郎罷越、漣平江

逢、菓子一折相贈ル

同廿八日 快晴暖気春來好天

一昼後出宅、築山江罷越、夕七ツ時過帰宅

同廿九日 晴

一東成郡村々惣代共呼出、寄場取立

方之儀云々申渡ス

一東成郡惣代共并村役人共呼出し

家作取直し方之儀、來月晦日迄ニ相改

可申立旨、其外心得方申渡ス

一阿部遠江守義明日出立ニ付、夕刻

罷越逢暇乞致ス、黄昏帰宅

同晦日 快晴暖気

一文恭院様三回 御忌ニ付、天王寺ニ

おゐて御法事執行有之ニ付、今朝六ツ半時過

出宅、熨斗目麻ニ而築山江誘引、五ツ半時

過同人宅を退散、同道ニ而天王寺江罷越

例之通拜礼相濟、献備目録役僧江相渡ス

小池坊父子罷在案内いたし、休足所江

通し茶烟草盆等出ス、夫今退散、九ツ時過

帰宅

一御城代不快ニ付明日出札断之旨地役

廻状写、築山今到來

一人足寄場懸申渡

一阿部遠江守今朝出立、途中江作助出ス

二月朔日 快晴

一朝六ツ半時出宅、石川良左衛門方江誘引

鈴木次左衛門罷越居、同道ニ而御城入

○京橋・玉造共御逢有之○御城代

通り山室弥兵衛江逢、御見舞申述ル

且異国船渡來之節取計向之儀、先般

御勘定所江申立置候一条申談置、尤

築山兩人ニ而申述ル

一無宿・野非人為狩込、今朝林泰蔵

差遣ス、平野町・東津・天王寺村邊

尔而無宿都合拾七人召捕、直ニ牢屋敷江

差送り置候よし、夕刻罷帰申聞ル

一西井今文通、返書遣ス

一築山江文通、小袴返ス、鮭切身少々

遣ス

一江戸卯式番御用状到来

一宮部潤八郎身分之儀ニ付、別御用状計

今夜ニ入差立ル

同二日 雨

一堤方廻村之積之處、天氣相ニ付日送

一築山江文通、加寫村仕様帳廻し遣ス

同三日 晴風

一朝五ツ時過谷丁濱合乗船、淀川通

御普請所見廻○西之村○三大道村

○毛馬村○下之村○中之村

○二番村○五番村○三嶋江村

永井遠江守者堤役中西徳兵衛罷出逢

右見分相濟、夜六ツ半時比帰宅

一桑田歳兵衛罷越、漣平逢候よし

一江戸出火江戸平届

正月廿六日夜子上刻、常盤橋

松平越前守上屋敷不残焼失

廿七日曉鎮火

同四日 少々雪

一夕刻出宅諸色見分樋屋木場より

吹田屋木場江廻り夜ニ入帰宅

但、利八郎・鍊次郎連ル

一六寫清二郎儀、無宿・野非人為狩込

東成郡村々江差遣候處、都合拾壹人

差押、夜九ツ時罷帰り、右之内往來手形

所持罷在候分者直ニ追拂、九人者一ト通

糺之上牢内預申渡、直ニ牢屋江差送ル

同五日 半晴、時々少雨

一 昼後出宅、加寫村江罷越、新堤之場所

見分、仕様帳引替相渡、夫々及差圖

黄昏帰宅

一 川口積御廻米船便、おみち江之封物

廻船方江可申付差立ル

同六日 曇、夕刻雪

一 昼後出宅、吹田や木場江罷越、廣瀬村・

赤川村以樋式艘見分、七ツ時比帰宅

一 当月四日差押候無宿共口書申付ル、直ニ

牢内江返ス

一 兎原郡岩屋村酒造人源助呼出

過造仮口書取之、(輸入差免) 村預申付ル、村役人江

引渡遣ス

一 坂本江通鑑唐本為持遣ス、返書来ル

同七日 晴

一朝五ツ時過出宅、難波御蔵江出役

納渡米立會、御蔵奉行兵三郎・左衛門・

式所与力共罷出ル、八ツ時比帰宅

一 八ツ半時過御城入、下野守殿江罷越、御同人

不快御見舞服部源左衛門江逢申述ル、逐々

御治快候よし

一 留守江坂本入来、奥ニ通候よし

通鑑綱目四冊引替返ス

同八日 半晴

一 当地卯三番御用状八日限差立ル

一 稻荷江奉納之石燈籠壹對出来来ル

華表前江建ル、兎原郡石屋村文右衛門

造處也

一 明日初午之處、今日

泰明院様三十五日御忌日ニ付祀見合ル

同九日 半晴、昼後雪

一 今日初午ニ付祀致ス、然ル處從來之仕来

門内江市中之もの為立入、参詣為致候義之處

御改正之御時節、素合相当とも難申事

尔付、当年者立入方不為致祀も極手輕ニ

いたす

同十日 晴

一 西井合文通、小倉・栖原式具江差越ス

代金直ニ使江渡、返書とも遣ス

一 御城代廻状写、築山合到来

文恭院様三回御忌御法事

於東叡山首尾能御執行、去月

晦日

公方様御参詣、去二日

右大将様

被遊 御参詣、万端御作法

無残所相濟候旨被仰下恐悦之御事候

此段申達候、以上

二月十日 青下野守

御代官御藏奉行

追而

一 泰明院様御忌日正月四日之処

思召有之、三日之御日取ニ被

仰出候間旨為心得被仰下候、此段も申達候、以上

同十一日 晴

一朝五ツ時過鈴木・石川同道御城入

文恭院様三回御忌御法事済、恐悦

与して御三手御目付共廻勤、服沙麻

ニ而罷越ス、四ツ時比帰宅

一 昼後出宅、樋や市二郎木場江罷越、坎樋

其外諸色見分、七ツ時比帰宅、利八郎・鍊二郎

召連ル

一 無宿・野非人為差押方山口作助天王寺村

邊江遣ス、無宿七兵衛外拾壹人差押

七ツ時過帰ニ付一ト通糺之上、十壹人者牢屋

預申渡、無宿常藏者盜有之ものニ付

盜物者取上ル、入牢申付ル

一金井今文通、かんさし壺本差越ス

同十二日 晴

一築山江水土之記返ス

一摂州御影村松三郎之外(天九)式人博奕一件

一通吟味之上入牢申付ル

一同州岩屋村藤吉一通吟味之上

村預申付ル

一桑田歳兵衛罷越逢

同十三日 晴

一江戸卯三番御用状到来

兔原郡御影村

百姓

松太郎

敲

又七弟

助三郎

御影村

無宿

石叅

村役人代

頭百姓

利兵衛

右博奕一件御仕置申渡、天王寺村ニおゐて

御仕置相済

一五ッ半時過出宅歩行堤方廻村、利八郎・

鍊次郎召連ル、東成郡荒生村丁張

夕七ッ時過帰宅

同十四日 晴

一江戸分別便届状到来

松田大藏

右之もの儀一ッ橋勘定壁谷直三郎

口入を以役所見習度段申聞ニ付、願之通

見習申渡

一 築山入来、夕刻罷越、夜九ツ半時過帰ル

一 江戸

一 当地卯四番御用状、道中六日限を以

差立ル

○ 播磨や新右衛門證文遣ス

同十五日 晴

一 朝六ツ半時御城入、御三手出礼例之通

四ツ時過帰宅

一 昼後吹田や木場江罷越諸色見分

利八郎・鍊次郎召連ル、夕刻帰宅

同十六日 晴

一 江戸へ諸向届物、並便を以到来

同十七日 晴

一 無記事

同十八日 晴

一 御城代明日巡見之由ニ付、天王寺江心得方

為申渡候

一 江戸表江番外御用状差出ス

○ 播州村々之儀ニ付申上書 尅通

○ 播州村々高并元永井飛驒守

御預所村々村高仕様書

○ 摂河泉播之分支配所絵圖

○ 御取ケ三人宛伺書

○ 羽倉外記江伺書并仕様書

以上荅封

右正六日限を以出ス、夜五ツ時飛脚や江相渡ス

同十九日 半晴

一 御城代平野郷・八尾・久宝寺巡見有之

支配所江役出ス

一 武庫郡守具村取締方受度段ニテ

申立ニ付、役人共直ニ糺ス

一朝龍太郎鉄砲稽古参る、鉉之助江文通

夕刻参候様申遣ス、夕刻来ル、閑話

夜八ツ時帰ル

同廿日 雨

八部郡神戸村

志保倅

由兵衛

大坂四ツ橋平右衛門町

倉橋や久兵衛

貸家

大坂屋宗助

小堀主税元御代官所

播州美囊郡

武士山新田

定右衛門孫

熊太事

栄次郎

松平遠江守領分

撰州尼崎丁別所丁

大仁屋ミわ倅

宇兵衛

右之もの共儀、八部郡神戸村地内ニおゐて

博突いたし候よし相聞候ニ付、一ト通吟味

之上由兵衛者手鎖宿預、其外者一同人牢申付ル

八部郡神戸村

定五郎

右之もの義、正月九日宅ニおゐて酒狂人

不作法之振舞いたし候を其仮差置候段

不埒ニ付、心得方相糺宿預申付ル

一町奉行より酒造之儀ニ付達書、築山令

到来

一東成郡惣代并河州森河内村

吉左衛門呼出、五海道差出金之儀、金五百兩

程を引当ニいたし、取調可申上旨申渡ス

一武庫郡守具村役人并頭百姓呼出

村内取締向品々申渡

一江戸番御用状当月十四日出到来

○

同廿一日 半晴、昼少し雨

一朝五ツ時過出宅、難波御藏立會罷越

庄太夫・甚兵衛・御定番・町方与力出役

納渡有之、八ッ半時比帰宅

一若狭守の手代呼出有之、新喜田新田并

鳴野村之もの蔵を作、賣出候儀ニ付

書取を以談有之、出役藤三郎之よし

右ニ付即刻呼出遣ス

東成郡鳴野村

百姓

手鎖宿預

久右衛門

同郡新喜田新田

百姓

手鎖村預

次兵衛

右之もの共義一卜通相糺候處、次兵衛者

京橋御定番下屋敷内畑地借受、右地所江

蔵を作、京橋ニ而賣捌候義有之段申立

久右衛門義者口舌之覚無之旨申立候得共

申立疑敷ニ付畑地為見届藤三郎差遣ス

尚吟味之積

一宮寺の文通、貸置候書物返入、返書并

越中殿之哥書貸遣ス

同廿二日 晴

一八部郡神戸村定五郎儀宿預差免ス

一東成郡鳴野村久右衛門儀村預差免シ

帰村他參留申付ル

一昼後出宅、龍太郎同道馬袴野杉ニ而

四天王寺舞楽一覽与して參ル、途中

梅莊紅葉ヶ岡及見○為助ニ逢

○八ッ時過棧敷江參ル、御定番右京亮殿・

御目付代阿部隱岐守本堂之左右ニ而

見物、見物之男女夥し、自分方棧敷ニ而

宮寺五平次忰兵馬連れ、西井源二郎・

石川良左衛門各子供を連罷越居、其余

御藏仮役伊東左衛門・近山藤四郎忰

大御番三人程、是者左衛門相番之由

参り居逢、舞樂見物左ニ掲記スク

入調

○安摩

○散手

○貴徳

○太平楽

○栢梓

童舞

○陵王

○納曾利

○賀王恩

○新鞆鞆

○賀殿

○地久

○蘓莫者

右一覽、太平楽限ニ而御目付代者退散ニ付

小池圓秀江示談為致、右之見物所ニ而

一覽致ス、圓秀父子共罷越逢、同人各

自分手製之よし、海苔すしを贈ル

宮寺・西井之二士うたあり

舞人のかへすは袖にきさらきの

けふはこち吹風ものとけし

宮寺

日本に法をひろめしその代は

あふくとそ見る舞人のそて

西井

○夜六ッ半時比退散、一同々歩、夜五ッ時比

帰宅

○林泰蔵外御用ニ而天王寺村江罷越、夫各

見物ニ参ル、山口作助者召連ル○出役

中山登一郎

○南平野町皿屋源兵衛与申もの

見世ニ過当之美障子ニ相用居ニ付

同人江及沙汰、其余紅ケ岡民家ニ

品相用、并■■■■も有之ニ付同断

之沙汰

返ス、且自分之うた持参致ス

同廿五日 朝曇晴

一築山今廻状写来ル

最樹院様十七回

御忌御法事、於東叡山從

去十六日御執行之旨被仰下候、下畧

二月廿四日 青下野守

御代官御藏奉行宛

同廿三日 半晴

一廣嶋や平四郎・嘉納や治五郎、今日

出立亦付御用状其外諸向届物為差遣ス

撰州八部郡神戸村

由兵衛

同廿四日 雨

一御城代役地知東成郡荒生村

逐目諭見御普請所仕様帳渡方ニ付

御城代家来呼出相渡ス、荒生村役人も

呼出例之通取締方申渡

一宮寺五平次入来逢、逐遠通和哥集

博奕

重敲

尼崎別所町

宇兵衛

松平遠江守領分

同州川辺郡

平右衛門町無宿

宗助

武士山新田無宿

栄次郎

右御仕置申渡

一昼後出宅、樋や市次郎木場江罷越

諸色見分、荒生村築留杭木其外

懸り兩人召連ル、直ニ帰宅

一築山今之書通、鍔次郎江渡遣ス

一夜分金井今文通、返書遣ス

同廿六日 晴

一江戸今十日限便・諸向届物到来

○おるち・おたのよりの文・早物とも其外

一東成郡嶋野村久右衛門申口相分

候ニ付他参留差免ス

一同郡新喜多新田治兵衛早物作立

賣候始末、已来之心得方及沙汰、手鎖・

村預差免ス

一昼後築山江罷越逢○西井江参ル

留守ニ付取次江申置、^④逐遠和哥集

壺冊貸遣し候○池田江罷越逢

夕七ツ半時過帰宅

一御目付松平四郎・吟味役羽田龍助・

吟味方改役青山欽之助・同並入江新八郎

其外御徒目付・吟味方下役・御小人目付今般

長崎御用ニ付罷越候よし、今日昼船ニ而

八ツ時過着船いたし候よしニ付船場江中山

登一郎、旅宿江石賀漣平差遣ス

同廿七日 晴

一朝四ツ時過出宅、堤方懸兩人召連、吹田や

藤助木場ニ而諸色見分致ス、夫より

長崎御用之もの旅宿江罷越

吟味方下役

申置

吟味方改役並

申置

入江進八郎

吟味方改役

通逢

青山欽之助

吟味役

通逢

羽田龍助

吟味方下役

申置

右相仕舞、八ツ時比帰宅

一紀州殿今日当所通行、八軒や蔵屋敷

ニ而休、枚方泊之よし、先格御代官市中江

罷出候仕来之處、自分者堤方御用、築山者

廻船方御用ニ付難罷出旨、昨年之通蔵屋敷江

出役を以書取差出不罷出候

一金井入来、おかよ之かんさし持参、受取

一坂本合文通、奇人傳返ス、返書遣ス

○うた三卷見セニ差越ス

同廿八日 曇風寒し

一朝五ツ半時比出宅○尼崎又右衛門方江罷越

逢、羽田より之談話之趣可申聞候得共

昨日同人合使者呼ニ参り罷越、昨夜及

談話候よし○懸り兩人者途中ニ而

為待合召連ル○西成郡加罵村

新堤為見分廻罷越、夫々及見帰途

○吹田や藤助木場江罷越、諸色見分

夕七ツ半時過帰宅

○途中堀川百景楼与唱候茶や

住居向一見

一立會御貸附御用始之延引築山ニ而致ス

連平罷越ス、例之通与力・同心共罷越候よし

同廿九日 晴

一青山欽之助・入江進八郎并下役式人

明日当地出立いたし候よし、為暇乞

罷越ス

一羽田龍助義、明朝当地出立ニ付

八ツ半時比合為暇乞(旅宿江)罷越ス、逢、履軒

四茅議写本巻冊約速ニ付遣ス

夕刻帰宅

一同人々被頼候書籍今日仙之丞江為持

遣候處逢、云々申越ス

一坂本今文通、明夕呼ニ来ル、返書遣ス

同晦日 晴

一今朝羽田龍助出立ニ付旅宿江為見立

山口作助石賀漣平遣ス、六ッ半時比出立

いたし候よし、灘目筋村々江者

山口作助遣し、今朝出立致ス

一寫林与八郎、今夕播州表より罷帰候よし

一最樹院様御法事済廻状、昨夕ニ

到来之よし、築山々写来ル

一右ニ付昼後出宅御城入、御三手廻勤

御目付江も罷越ス

但今日者御日柄ニ付罷越候者不宜候

○八ッ半時比坂本江罷越、夕刻々

西井も罷越逢、国友源十郎も

参り合七逢、夜五ッ時過帰宅

三月朔日 雨

一摂州本庄村樋普請ニ付寄場人足

五人借受度よし、役人共申立ニ付

衆藏

吉兵衛

吉藏

正兵衛

半七

右牢預差免、村預申付、役人共江

引渡遣ス、無宿共ニ候得者心得方申渡遣ス

一夜ニ入坂本々使、

返書、續近世奇人傳五冊遣ス

一与八郎昨日帰宅、今日逢

同二日 雨

一 尼崎又右衛門江文通、逐遠哥集^(通)

一 冊・自分うた一首遣ス、約速之書籍^(東)

取ニ遣ス、受取来ル

同三日 曇少雨

一 早朝役所其外礼受ル

一 朝六ツ半時比御城入、上巳出礼

○ 御城代両御定番も御逢有之

○ 加番番頭上巳之祝儀申置

右相濟、四ツ時過帰宅

一 又右衛門夕昨日之返書、嚶鳴館草記・

駿臺雜話差越ス

同四日 晴

一 桑田歳兵衛入来逢

一 昼後出宅堤方廻村○野田村地内

一 塚樋○河崎村杭出し見分○金井江

立寄妻ニ逢、伊太夫者留守○杉浦江

罷越、昨日昼比着泊いたし候よし、逢

久須美之届物受取ル、夕七ツ時過帰宅

○ 久須美届物如左

○ 佐渡守今文通

○ 先生今同

年始状

○ 順三郎今老通老冊

○ 同人今龍太郎江佐州製之よし

印籠三ツ・猪口一ツ

同五日 晴暖気

一 昼後阿部遠江守留守宅江罷越、用人ニ逢

今般町奉行被 仰付候歎申述ル

一 河州森河内・高井田両村無宿共借受

一 悪水井路浚方いたし度段申立ニ付

左之通村預ニいたし下遣ス

嘉次郎

松之助

喜助

惣平

甚五郎

吉五郎

万助

伴藏

吉兵衛

メ九人

右村役人共江引渡遣ス

一八ツ時過シ樋や市次郎木場江罷越

樋方諸色見分、兩人召連ル○水野江

立寄用人ニ逢、夕刻帰宅

一御破損奉行廻状の場割合一紙

石川シ到来返書遣ス

一杉浦重郎兵衛罷越、申置候よし

同六日 雨

一杉浦重郎兵衛俸留次郎罷越

江戸より土産之品相贈ル、申置帰ル

一 東成郡新喜多新田

百姓又四郎娘

とよ

卯七才

同人親

又四郎

右とよ儀、去寅九月十九日村内

往来ニ而壹分銀三分拾取候段訴出

建札申付置候處、尋來候もの無之ニ付伺之上

とよ江為取候段申渡

同七日 晴

一坂本シ文通、續奇人傳返ス、返書遣ス

一龍太郎今朝シ天保山江罷越、夕刻

帰ル

一香川一郎習字ニ参り逢

一紀伊殿御使木下平右衛門罷越、今度

参府ニ付当地御通行有之、為御挨拶

沙綾式卷御贈有之、例之通留守之積

取計、仙之丞罷出受いたし候事

同八日 半晴

一江戸五番御用状差立ル

○阿部遠江守江壹封

○小高登一郎江壹封

ノ

一支配村々之もの共日光

御参詣御用途之内江上金之儀ニ付取計方

伺書江、中嶋平四郎・後藤一兵衛江之書状

相添為替三井組江相渡、差立ル

同九日 晴

一撰州天王寺村・木野村寄場人足之内、天王寺者

九人、木野者三人借受度旨申立ニ付無宿

米吉外拾壹人呼出、教諭之上牢内預免

村方江預下ケ遣ス

平右衛門町

無宿

宗太事

宗助

右宗助儀、大坂平右衛門町大坂屋伊兵衛

女房とら兄ニ付奉行懸合之上町役人一同

呼出、御趣意之趣申渡、引渡遣ス

同十日 晴

一桑田歳兵衛明十一日当地引拂候由

為暇乞罷越ス、逢、支配所最寄之儀

申談ス

一杉浦重郎兵衛昼後罷越逢

一夕刻出宅、桑田歳兵衛江為暇乞

罷越ス、逢、為餞四ツ橋烟管五・姫路烟草入二

遣ス○黄昏水野若狭守方江罷越ス、逢

兵庫西之宮角場之義申談ス、夜

六ツ半時過帰宅

一築山今寄場小屋伺書案其外廻し来ル

同十一日 雨昼後雷気

一六日切番外御用状差立ル

○久須美兄弟江書通三封

○菓子一折奥方病気見舞

○関保右衛門江書状壹封

但順三郎江頼遣ス

ノ

同十二日 晴風

一東西須磨村役人共江荒地之儀ニ付

及理解

一昼後八ツ時比出宅、西成郡下

福寫村以樋伏込中見廻与して

罷越ス○安井九兵衛受所人足

寄場可取建場所及見、右ニ付地方

林泰蔵召連ル、堤方者利八郎壹人

召連ル、夕七ツ半時過帰宅

一宮寺五平次罷越、貸置候本一冊

返ス、留守中申置

同十三日 晴

一江戸平届

大坂町奉行 久須美佐渡守

一杉浦重郎兵衛入来逢、龍太郎江

火繩贈ル

一手代共長屋替願之通承届、今日引越

一夕刻今杉浦江罷越ス、妻悴ニも逢

夜四ツ時帰宅

一酒井右京亮殿今使手染之革一枚・下緒一懸

到来

同十四日 晴

神戸村

一白石由郎御普請役今日着之由ニ而

治左衛門悴

罷越ス、申置

定輔

一杉浦今文通、順三郎今之沓封差越ス、返書遣ス

右之もの義再犯行跡不宜ニ付呼出

教諭之上差免、村預も免ス

同十五日 曇夕雨

一久須美佐渡守江沓封、番外を以

一朝六ツ半時御城入、御三手共出礼御逢有之

為替組江頼差立ル

四ツ時過帰宅

○佐州江歛状并別紙

一水野若狭守今文通、頼置候小野好古

○先生・順三郎連名書状沓封

之逐遠之哥其外續うた差越ス、且

○杉浦重郎兵衛今順三郎沓封

諸色直下之儀ニ付云々、其余積物等之儀申越ス

メ沓封ニ致ス

留守中受取遣候よし

一同人江返書諸色之儀ニ付写沓冊遣ス

同十六日 雨

一久須美佐渡守義大坂町奉行被

一明日堤方廻村ニ付御届、昼後御城入

仰付、席之儀者是迄之通可相心得旨

如左出ス

被仰渡候よし水野若狭守今為知

○下野守殿 市野環

往答写築山今差越ス

○丹後守殿 川上猛次郎

撰州八部郡

○右京亮殿 武川蜂助

右之通出し右京亮殿者勝手江通

御目ニ懸ル、釵術稽古中之よし奥之居間江被通

御逢有之、小野之好古通逐遠哥集一冊

差置、夕刻帰宅

一播州佐用郡惣代共へ御取ケ筋等之儀ニ付及理解

同十七日 新雪多

一朝五ツ時比堤方廻村ニ付出立、懸利八郎・

鏡次郎・侍善八郎・源司召連ル○歩行ニ而

出立、杉浦江罷越逢、平のや市郎兵衛合

杉浦江之用意金手形持參、印形取ル

暫く話し同道出宅、門前江船參り居

乗船○淀川通如左廻村

永井御預所

○摂州寫上郡廣瀬村杵樋出来栄

見分

同人領分

○同郡前寫村土方同断

大久保領分

○河州茨田郡渚村自普請杵樋

新キ願

右見分稻葉 家来 為立會

罷出ル○黄昏相濟○年寄○永井領分撰州

寫上郡大塚村年寄 宅江泊

○永井堤役上郡八百藏罷越逢○渚村役人共

呼寄、場所之様子等尋ル、夜五ツ時過寝ル

同十八日 雨

一朝五ツ時比出立(大塚村土方出来栄見分)○昨夕一ト通見分い

たし候渚村今朝今一應見分取調、京海道筋をも

及見、夫合西岸江移り如左見分

永井領分

○大塚町土方出来栄見分

同断

○唐崎村同断

○今日阿部遠江守妻悴家来共大坂

出立之よし、兼而及承居候處、東岸の方

逐々旅行之様子ニ付唐崎村へ船ニ而

越し、枚方宿江罷越待居

○宿内山上ニ花あり、大塚町船中ニ而

及見候間尋候處、長杵山萬年寺与申

寺院境内ニある花之よしニ付登山

花を看る、山桜二樹ありて何も

満開美看也、寺僧ニ乞て一枝を

得る

○途中用人町田喜三泊江手札差置

申置○平山名輔泊江罷越候處未夕

着前不計妻ニ逢、申置○無程

遠江守妻并悴杵三郎逐着ニ付

本陣江罷越、玄関江手札差出、取次ニ

申置○枚方宿之入口建場茶や

早瀬清左衛門与申もの方坐敷を借り

名輔を待○暫く有て平山名輔

駕籠ニ而通り懸候ニ付侍善八郎差遣

途中逢度段申込、無程罷越、右之

坐敷ニ而初而逢、談話致ス、此もの者大御番

服部九十郎家来ニ而人物宜ものニ付阿部

借受家老ニいたし候ものニ而兼而尼崎

又右衛門などより噂有之ものニ付逢度處、今日

廻村先旅行いたし候間、右之通ニ而逢候也

右之建場茶やニ而別レル

○唐崎村江罷越見分取懸ル、此時八ツ時過也

○三嶋江村出来栄見分

右相濟、雨者弥降、見分ニも差支、且七ツ時比ニも

罷越成候間、今日者見分濟ニいたし直ニ帰帆

七ツ時半時過帰宅○桜の宮前船中桜花を看る
満開雨中之花者よし

一昨十七日当月八日出、江戸卯六番御用状

到来之よしニ而一覽

同十九日 晴烈風

一淀川通堤方廻村、朝五ツ半時比谷丁濱

出宅、懸り兩人召連ル○桜の宮迄步行

花を見る、昨夜ニ烈風ニ而大ニ移ふ

可惜、宮前花下より乗船

永井領分

○撰州寫下郡中之村土方出来栄

同断

○同郡下之村同断

同断

○同郡西之村同断

右見分相濟、西之村者堤之塗土堤之

分を取候ニ付心得違之旨申諭、直し方

申付ル

○西之村字三本柵之桜三樹とも満開

花陰ニ而暫く弄す、尤任看両三枝を得る

入会私領

○三大道村土方出来栄

是者仕立方不宜ニ付村役人共ニ得与及理害

直し申付、逐而出来之上又見分之積

○桜ノ宮之花船中々又一覽

昨日之色うつりて見ゆ

右相濟、七ツ半時過歸宅

一久須美佐渡守より之書状到来、御役進

吹聴廻り届状

○築山壺封 鉄次郎帰便ニ届ル

○金井壺封 使ニ而即刻遣ス

○杉浦壺封 同断

○宮寺壺封 同断

右何れも文通添遣ス

一留守江杉浦人来申置候よし

同廿日

一五街道御取締御用町田孫四郎・荻野

寛一儀、今朝当地着いたし候由ニ付

手代遣ス、其余書役等江も遣ス

同廿一日 晴

一御城代下野守殿閣畔鷺山邊巡見

ニ付支配所村々江手代遣ス

一町田孫四郎入来申置

一同人旅宿并荻野寛一旅宿ニ罷越

一兩人共留守ニ付申置

同廿二日 晴

一久須美佐渡守江為替便相頼、書状出ス

○佐渡守江返書并別紙

○順三郎江壹封

○平井左五郎江壹封

○杉浦江佐州江之壹封

ノ

同廿三日 曇

一御年貢銀皆済納致ス

一昼前江坂本入来、右京亮殿庭園之

花盛りニ付自分誘引罷越候様

被申越候よしニ付同道御城入いたし

玉造江罷越、尼崎又右衛門・瓦や藤左衛門

罷越居一同寛話、庭前之桜一両樹

満開、夫者山桜のよし大樹ニ者なく候得共

看事足花也、又右衛門阿部遠州江

預り候馬率来り、自分ニも乗候様

右京殿被申候ニ付一鞍乗ル、昼飯者

麦ニ田楽其外酒も出さんといたし候料理

夕刻迄種々議論雑談自分うた有

あけわたる言のはことのあや錦

たくむもおしきまとる成けり

最早御太鼓聞候ニ付鉦之助一同退散

玉造口江出ル、暮合帰宅

同廿四日 晴曇

一右京殿江昨日之礼家来迄文通ニ而

申遣ス、且短冊認メ直し為持遣ス

返書、昨日之短冊返ル

同廿五日 晴

一 昼後服紗麻ニ而紀伊殿蔵屋敷江

先般被下候物為御礼罷越、取次江申置

○尼崎又右衛門方江罷越候處、留守ニ付

召仕之もの池田官蔵江申置帰宅

一 瓦や藤左衛門江侍遣し事々尔申遣ス

明日者差支候よし

同廿六日 快晴

一 瓦屋藤左衛門手代罷越、馬之事

云々申聞候逢候上夫々申遣、右ニ付

善八郎遣し引合、藤左衛門より之

傳言申聞候、子細者不記

一 宮部潤八郎家内一同連平家内とも

道中無滞着致ス、潤八郎者明日

逢候積

一 鯰江幸蔵罷越逢

一 増山正作儀二条納相濟、昨夜中

妻一同帰坂之よし

同廿七日 雨

一 宮部潤八郎儀自分方江抱入

元メ加判申付、給金式拾式両四人扶持

差遣候、席順甚蔵次席之積今朝

申渡、別段逢、奥江も為逢ル

一 杉浦令文通、久須美江之壺封差越ス

返書遣ス

武庫郡

守具村

牢内預

宿預

惣左衛門

右申渡、兩人共不行跡惣左衛門再犯

尔付右之通取計候事也

年寄

同廿八日 快晴

一 朝六ツ半時過出宅、堺江罷越堤方

御用兼罷越候也、利八郎・鍊次郎召連ル

○撰州住吉郡南寫新田堤上置

自普請願場所見分、最寄村々故障

糺も致ス、一同故障無之段連印ニ而

書付出ス、逐而可及沙汰旨申渡

○堺丁用達紀伊国や与助方江罷越

弁当、定例之通金百疋遣ス、且茶代

三百文遣ス、是者定例者昼飯申付候分

此度者弁当ニ付茶代計遣候也、着替致ス

○伊奈遠江守方江罷越、用人武笠

祐左衛門呼出し逢、遠江守者今日当地

御城入いたし候様子參懸天王寺村

通行いたし候よしニ付祐左衛門江口上申置

退散、与助方江罷越支度いたし、九ツ時過

堺立出、大和はし西詰茶やニ而小休

堤附村々罷出居、自普請之儀申渡帰宅

同廿九日 晴

一朝六ツ時過出宅、築留江罷越

利八郎・鍈次郎召連ル、自分駕籠・

懸兩人市駕籠一挺持參ル○

四ツ時過築留江着、仕立中見廻り致ス

且明後日御城代巡見ニ付心得方申渡

会所ニ而弁当○七ツ半時比帰宅

一又右衛門今文通、明後日御巡見之事申来ル

同晦日 晴

一武庫郡守具村年寄兵左衛門身持

不宜、宿預申付置候處、心得違相弁

相誤候ニ付差免、宿預も免ス

一昼後御城入、夏足袋届出ス

○御城代 山室弥兵衛

○玉造 都筑又左衛門

○京橋 戸田吾八郎

右之通出ス

○御城代明日巡見ニ付市野環

供之よしニ付呼出逢、云々問合

○都築又左衛門之七堂濱町打之儀ニ付

云々談有之、築山江者、鉢次郎江申遣ス

右相濟、七ツ時比帰宅

四月朔日 快晴

一御城代築留辺巡見ニ付、曉七ツ時出立

之よしニ付、大手江附人いたし置候所

七ツ時比出立之趣注進いたすニ付、即刻

自分も出立致ス○自分切棒・駕籠

壺挺持参、懸り利八郎壺人・侍兩人・

鐘箱・草履取足、輕壺人召連ル、朝

四ツ時過河州築留江着致ス、式番樋

荒本会所江休○式番樋前後

其外一ト通見分致ス、当春定例御普請所

土方之分先皆出来いたし候○伊奈

遠江守者青地組会所江休居候ニ付

罷越面会、暫く談話○九ツ半時過

御城代玉手山今当所江御移御越候旨

注進有之候ニ付、堺奉行同時ニ三番樋

堤江罷越待居○三町人之内尼崎

又右衛門・山村与次兵衛先江罷越逢○

無程御城代罷越、御目ニ懸ル、右堺奉行

先江罷出挨拶相濟候處江罷出ル、夫今

御城代・堺奉行・自分一同式番樋上通

罷越、夫今樋之守人江御越暫く及見

以樋戸明立為致、御目ニ懸ル、品々御尋有之

堤上ニ而御挨拶申述、堺奉行一同待居

会所小休所江御越ニ付堺奉行罷越

御逢有之、自分も引續罷越、用人市野環江

面会、口上申達御逢有之、品々御尋

有之、撰河之絵圖面等御目ニ懸、御話中

退散○帰り懸大坂町方与力松井金次郎・

吉田百助休所江罷越逢、休所江帰ル

○右与力共為挨拶罷越ス○御城代者無程

御引拂ニ成ル、引續自分も引拂

○遠江守休所江尚又罷越逢、暇乞致ス

○堺川方中村二郎右衛門ニ逢、夫今帰途

例之道筋天王寺村ニ而休、是今焼灯

を用ル、夜五ツ時比帰宅

同二日 曇時々少雨

一昼後御城代江罷出、昨日之御挨拶

市野環江面会申述置○宮寺江

立寄暫く逢、酒肴被振舞、漣平

迎ニ参り逢、一同七ツ時比帰宅

一潤八郎江御貸附金申渡

一当地卯式番御用状差立ル

同三日 曇少し雨

一坂本鉦之助入来逢

一昼後出宅、堤方廻村懸り并此方者

先江遣し、自分者又右衛門へ借受候

馬ニ而淀川筋東縁堤通罷越ス

○荒生村見廻り○渡船○別府村

一樋出来栄○江口村庄屋孫右衛門方ニ而

休足、牡丹盛りニ而一覽○江口君堂前之

桐寫満開一覽○三大道村再出来栄

見分致ス○西縁堤通馬ニ而帰途

名柄渡船○杉浦江立寄、龍太郎

弓馬稽古之事談ス○夕七ツ時半時過帰宅

同四日 半晴

一

同五日 晴

一明日灘目筋出立ニ付御届、昼後御城入

○御城代 市野環

○京橋 今倉熊藏

○玉造 三浦太仲

右之通出ス○宮寺江立寄逢、小野

主水参り待居面会

一廻船方便番外御用状遣ス

○御取箇組頭江書状

但定免伺遅引之事申遣ス

ノ

守具村

百姓

惣左衛門

右牢内預差免、手鎖・宿預申付ル

一堺七堂領ニおゐて京橋組与力其外

一町打有之ニ付為見物、龍太郎朝

五ッ時前ハ罷越、夜五ッ時比帰宅

同六日 晴

一撰州兎原郡水車新田其外新開

場等為見分、朝五ッ時比出立、自分切棒・

駕籠一丁持参、手附石賀連平・

書役六寫清二郎召連ル、且堤方

水野利八郎・安藤鍊次郎も一同召連

出立懸加寫村新堤方出来方及見

所々直し之廉有之、三矢村良助

其外村役人共江申渡○神崎村建場

茶やニ而弁当、是ハ堤方懸者返ス

○西宮脇本陣休ニ中山登一郎

罷越、須磨村ニ行倒もの有之、檢使ニ

罷越候よし逢、取計方及差圖

○夕七ッ半時比水車新田支配人

和三郎宅江着泊○住吉村喜平次罷越

逢○和三郎江心得方申渡○夜五ッ時過

留守宅ハ御用状到来、宅状も来ル、平安

のよし安意、江戸ハ之御用状今日到来

差越一覽○伊奈遠江守今日罷越、自分

留守之事承り直ニ帰候よし、右ニ付潤八郎

挨拶与して堺江罷越候よし

○夜八ッ時過ニ通有之、御用済ニ而寝ル

同七日 晴少し曇

一朝六ツ半時過起ル○昨夜之御用状答

飛脚江渡し差遣ス、宅状壱封遣ス

○五ツ半時比和三郎宅出立、水車場其外

屋敷・畑地共不殘見分、一筆切取調ル

水車新田者何れも川添ニ而入口之處

和三郎宅ニ而山頭他村地境迄者凡

壹里計有之、其場所々順々ニ下江見分

水車小屋ニ而弁当々々後尚又見分、八ツ半時

過不殘見分濟、和三郎宅江立寄

一同休足○七ツ時比同所出立、往還筋江出

熊内村江夕七ツ半時比着、百姓甚右衛門宅泊

○中山登一郎儀兵庫屋敷地見分

相仕舞候よしニ而、途中岩屋村ニ而

逢候ニ付召連、熊内村江一宿為致ル

○途中岩屋村地内字寺内建場

茶屋宇兵衛与申もの宅玄関之襖

銀箔ニ而粉を置候張付有之、目立候品

過当ニ付早々可張替旨、村役人江申付ル

○二ツ茶や村八郎左衛門逢、熊内・生田村

水車之儀内訴致ス○熊内村庄屋

誉左衛門逢、水車場之儀取調、明日可申立旨

申渡ス

同八日 終日雨

一出立懸熊内村奇特人江称誉申渡

摂州兔原郡

熊内村

百姓

甚左衛門

同人女房

そて継母 よね

同人娘

金式百疋遣ス そて

右そて儀両親江孝養を尽し、平日

心懸宜農業出精いたし候段、誉左衛門

申立ニ付為褒美書面之通遣段申渡

證文取之

○朝五ツ半時比出立○字亭川谷筋

水車場見分、九ツ時比布引瀧眺望之

茶やニ而弁当休足、夫分布引瀧

上手水車場見分、新開見込候場所并

山下水車場とも夫々見分致ス

亭川谷字筋并村内とも

水車場

八輦⁺

布引瀧奥

同

七輦

布引瀧下

同

十輦

右熊内・生田両村之分不残見分、夕七ツ半時

比神戸村会所江着泊○横屋村

与左衛門罷越逢○花熊村五郎兵衛江

明日水車場見分之儀申渡

○布引之瀧今日者昨夜より之

雨ニ而水嵩まし、水勢凄敷

別而壯觀なり、眺望之茶店之邊ニ

建る碑左ニ掲く

眺望之山之登り口ニ建る

分入し生田の小野、柄も

ここにくだしはてむ

布曳瀧 加茂季鷹

眺望上之茶や山頭ニ建る

たち縫ぬ絹にしあれと

旅人のまつ来て見や

布曳の滝 加茂季鷹

涼しさや島へかたふく

夕日かけ 布引坊

○亭川谷山上ニ布引山瀧上寺有

見分之節立寄ル、本堂馬頭観音を

安置ス、高野山末之よし寺僧之住家

清潔にして雅地也、瀧上寺村者

熊内之持添ニ而寺之外人家なし、高

五拾石ヨ土井大炊頭領分也

○御用も多く候ニ付登一郎者今朝留メ

召連ル

同九日 快晴冷氣

一朝五ツ時過神戸村会所出立○再度谷

水車場見分、四ツ半時過迄ニ而見分済

此處合十町計のよしニ付再度山

大瀧寺江參詣の積、直ニ登山大瀧寺ニ而

弁当々々後山頭江寄ル、本堂觀音を安置ス

開帳致ス、夫合山越ニ而天王谷江罷越

水車場取建之場所見分、夕七ツ時過相濟

○途中坂本村医王山(匠之) 嚴寺江立寄

桶正成之什物等有之、夫々一覽、夕七ツ半時過

神戸村会所江着泊○大坂合御用状來ル

宅状來ル、平安○村々預ケ物者糺方いたし

夜八ツ時過迄懸ル○網や新九郎罷越

逢、定免之事申談遣ス○今日見分

村々水車場之儀ニ付心得方申論ス

同十日 晴

一朝神戸村并最寄村々村預ケもの糺方

いたし、一同差免ス

神戸村

喜兵衛

同人悴

栄吉

右栄吉儀、父母江孝養を尽し

平日常懸宜、農業出精いたし候もの之由

相聞ニ付營遣し、銀壹枚遣ス段申渡

右相濟、昼飯後神戸村出立○徳井

東明両村受(石屋川筋) 新開願場所石屋川筋

字 之場所見分、廻り分見致ス○

石屋村堤筋石工稼場及見○東明村・

石屋村古屋敷地新開願場所廻り分見

致ス、右建物有之場所ニ付繩張ニ而反別

取調候○夕七ツ半時過御影村 組嘉納や

彦右衛門宅江着泊○次作・喜平次

罷越逢○御影村最寄村々先般

村預申付置候ものとも一ト通訴方いたす

○夜八ツ時過御用濟

同十一日 曇昼後雨

一朝御影村其外村々預ケ之もの心得方

申諭差免ス

一四ツ時過御影村出立○西宮積物之

場所及見、役人共江心得方申達ス

○尼崎合近道、野田村通帰途

夜五ツ時前帰宅

同十二日 晴

一昨十一日帰坂之旨御届、御城入

○御城代 市野環

○京 橋 今倉熊藏

○玉 造 三浦太伸

○御目付代牧田八郎左衛門取次

右出ス○玉造勝手江罷越、右京殿江

御目ニ懸り、画師東山席上之画

いたし暫く談話、姫路草

文庫七ツ・玉椿壺折進上致ス

七ツ半時比帰宅

同十三日 雨

一日光

御参詣ニ付今日合取締方いたし候積

觸書之義ニ付市中續村々江為

見廻、山口作助・岡本梶三郎差遣ス

一玉造小源太・起右衛門江文通、昨日之

挨拶并芳野山之画壱枚遣ス

且家来江まん頭壱重遣ス、返書并

移り鯛塩辛到来

同十四日 半晴

一卯六番御用状到来

○久須美佐渡守壹封

○同人ハ杉浦・金井江之貳封

○順三郎ハ壹封

○同人ハ杉浦江之壹封

○先生ハ壹封

○平井左五郎ハ壹封貳

一築山入来、八ッ半時比ハ夜五ッ時過帰ル

同十四日五曇

一朝六ッ半時御城入出礼、御三手共

御逢有之○細田江立寄逢、四ッ時過

帰宅○金井江之久須美壹封
○杉浦江之同人壹封、順三郎壹封

右兩人江渡ス

一杉浦入来逢

一西小弥太入来逢

同十四日六雨夕収

一賀川入来逢 御母様御様躰

相伺、自分も診察為致候

同十七日 晴

一朝六ッ半時過築山ハ誘引、同人并

西井・近山・三雲 同道建國寺

御宮拝礼致ス、水野若狭守

罷越逢、丹後守殿御越御目ニ懸ル

五ッ半時過帰宅

一杉浦ハ文通、久須美江之壹封頼

来ル、且うた一首差越ス、返書遣ス

同十八日 半晴

一日光

御参詣中ニ付為取締、朝

五ッ時比出馬又右衛門所持之馬
借罷越ス 与八郎・

清二郎召連ル、天王寺村西門通

天下茶や見廻り、是ハ手代共者

残し乗切堺江罷越、用達紀伊国や

ニ而休足、弁当四ッ時少し過候よし

奉行江罷越、遠江守在宿ニ而逢

暫く談話天王寺村牛博勞孫右衛門
牛差配方之儀ニ付内談

有之云々、九ッ時過退散、安倍野

街道帰途小堀口ニ而休足、同村

并南北平野町見廻り、八ッ半時過帰宅

同十九日 半晴

一岡田理作兄之よし神保

三千次郎家来吉川千之助罷越、右

御貸附御用ニ付出役序、様躰聞与して

菓子一折相贈、扇遣し、為及挨拶候

一寺嶋藤左衛門江文通、馬借用之挨拶心

尽し一折遣ス、留守受取

一築山ハ堤方之もの廻し、新開場見合物・

新開場書留写差越ス、鍔次郎江頼

返書遣ス

同廿日 晴

一寺嶋藤左衛門ハ返書差越ス

一細田三右衛門江文通、アナゴ遣ス、返事来ル

一御城代廻状写築山ハ来

去十三日

公方様日光山為

御参詣、江戸表被遊

御發輿候旨被 仰下候、此段申達候、已上

四月廿日 青 下野守

御代官・御藏奉行宛

同廿一日 晴

一朝五ッ時過出宅、宮寺江誘引、金井・

杉浦罷越居逢、暫く談話、夫々一同

御城入

御城代・御定番式軒 御目付代

牧田八郎左衛門

右廻勤日光為

御参詣、去十三日被遊

御發輿候、恐悦申置○御城内御破損

小屋江立寄、四ツ時過帰宅

同廿二日 曇昼後雨

一当地番外番御用状道中六日限を以出ス

○久須美佐渡守江紙包沓封

○佐州江沓封

○先生江沓封

奥方見舞之干菓子一折入

○順三郎江沓封

平井左五郎江之書状沓封・今般

家老被申付候歛金式百疋入

○杉浦分佐州江之沓封

同廿三日 雨

一築山江文通、大和川石川通榎木

植付之儀、水野若狭守伺之詮議

調物沓袋差遣ス

一刀や金兵衛罷越逢、注文申付ル

同廿四日 晴

一今朝天滴水丈五尺八九寸之よし

注進者無之

一朝五ツ時過難波御藏為立會

出役○御藏奉行比留間兵三郎・

仮役堀田甚兵衛・玉造与力――

西与力――罷出ル、出役岡田伍作

納渡とも有之、八ツ時比帰宅

一江戸拾番御用状六日限到来

○おぬちの文、自分・おきく兩人江

差越ス

一 吉田仙之丞夫婦在所濃州

大垣江罷越度旨依願差遣ス、夕刻

夜船ニ而出立

同廿五日 晴

一 築山が榎木植付一条清書もの

廻し来ル、調印返書遣ス

一夕刻水野若狭守方江罷越、取急キ

調物いたし居候由ニ付不逢○宮寺江

立寄、留守ニ付申置、黄昏帰宅

一 吉田喜平次・嘉納や次作来ル、兩人共
不逢

同廿六日 晴

一 五街道宿々取締御用として

松井助左衛門・田辺彦十郎其外之もの共

今朝着之よしニ付手代共着歡ニ遣ス

一 昼後松井・田辺罷越逢、同道ニ而

御城入、両士者宮寺江罷越候

一 御城代が廻状、築山が写来ル

公方様去十六日至日光山

御着座、同十七日御祭礼首尾好

相濟、其以後

御宮 御靈屋

御参詣万端御作法等残所無之

御機嫌不大形誠以目出度御事

不可過之候、且又同十八日日光山

出御可被遊

還御之由候旨被仰下、恐悦之御事候

此段申達候、以上

四月廿六日 青下野守

御代官・御蔵奉行宛

右廻状到来之処地役者今日直ニ

恐悦廻勤之よし、築山が為知越候

夕七ツ時比御城入、御三手并御目付代

牧野八郎右衛門江恐悦申置、熨斗目

麻上下ニ而一同申置、七ツ時過帰宅

鳴尾村

見習庄屋

喜右衛門

同廿七日 雨

一松井助左衛門ハ使、土産菓子一折・

烟草到来

右者辰や半右衛門呼出候處、留守之由

尔付喜右衛門江前同断之儀申聞遣ス

一水野若狭守ハ書通、同人筆記

一冊差越ス、返書遣ス

同廿八日 雨半蔭陰

一松井助左衛門江文通、旅中尋向与して

菓子一折遣ス

一夕刻同人方江罷越、留守申置

○田辺彦十郎江罷越逢、夕刻帰宅

同廿九日 雨

一水野江文通筆記返し、惠入■術一冊・

洲園輿事一冊貸遣ス、返書来ル

東明村

請致ス

柴や

又左衛門

御影村

勝三郎

今津村

右日光

御参詣上金之儀ニ付及理解

承伏之旨申立ル

松三郎代

帰村之上申上候積 伴五郎

庄屋

仁左衛門

伊兵衛

神戸村

右之もの儀奇特之取計いたし候ものニ付

五郎兵衛代

去寅年中御賞之儀申上置候處

同断

五三郎

今般水越前守殿江伺之上岡本近江守殿

年寄

御達有之、為御褒美書面之銀被下置

四郎太夫

候ニ付申渡銀者白木臺ニ戴申渡者

右日光上金之儀ニ付及理解

書下江調印いたし遣ス、当人可罷出処

素令病氣、此節但州表江入湯ニ罷越候

由ニ付出格之訳を以代人江申渡遣ス

五月朔日 雨

一御城代廻状築山令来ル

一朝六ツ半時過御城入、御三手出札、何レも

御逢有之、四ツ時過帰宅

同二日

摂州兔原郡

一無記事

河原村

百姓

同二日 半晴

銀拾枚

伊右衛門

一朝坂本人来逢、同道出宅門前ニ而

病氣ニ付代

別ル〇御城入日光

親類

還御之恐悦御三手并御目付代廻勤

築山在出不罷出段申述ル、服紗麻

申置○御城代江立寄、又右衛門呼出逢

同人今高井但馬守御貸附之儀ニ付

云々頼筋有之、承知之旨答ル、又右衛門江

頼申込、伊奈遠江守呼出逢、天王寺村

牛博勞之儀ニ付及内談、四ツ時過帰宅

一灘目筋取締兼召★候、作助夕刻

帰着、召捕もの如左召連ル

御影村

無宿

博突

善四郎
三代蔵

城州無宿

盜賊

竹蔵

右一ト通吟味之上入牢申付ル

一水車場御高入伺書書状添、御取ヶ組頭江

向為替便を以直ニ差立ル

同三日 晴

一坂本今使、柏餅到来、且玉造丁打之事

申来ル、返書遣ス

一酒井右京亮殿下屋敷ニおゐて

丁打稽古被致候ニ付昼後今龍太郎

遣ス、夕刻帰ル

同四日 半晴

一龍太郎弓之師小野主水江柏餅一重・

銀耆両、馬之師芦沢貞次郎江同一重・

金式朱侍使を以遣ス

一細田江文通、柏餅遣ス

同五日 晴

一朝六ツ半時比役所之もの共礼受ル○

御城入、御三手共御逢有之、加番・

番頭共例之通廻勤、四ツ時過帰宅

○今日者冷氣ニ成り裕の下着を

用ひ丁度宜し、下着無之もの

多分有之候得共寒キ鉢

一 水野若狭守の文通、貸置候本

三冊返ス、空豆・松露・柏餅籠ニ入

差越ス、返事宮城の、筆壺對遣ス

同六日 晴昼後雷鳴

一 徹道坊主来ル、不逢奥計逢

同七日 曇

一 松井助左衛門・田辺彦十郎罷越逢

○ 五街道宿々御救金貸附方引受人

之儀ニ付談有之、暫く談話

一 坂本の之廻状写築山の来ル、養子

邦之助義不熟ニ付比留間兵三郎方江

差戻願々之通今日於

御城代被仰渡候よし為知来ル

一 御取々組頭江之壺封為替組江頼

差立ル

○ 撰州・泉州村々屋敷地改方之儀

尔付存寄之趣申上候書付江内状添

印封いたし差遣ス

一 御殿侍組頭都筑・佐藤・鶴江之壺封

同所江頼差立ル

○ 日光

御参詣御用途之内江支配所之もの共

金子四百拾両上金願伺書江書状

添遣ス

一番外御用状六日限を以差立ル、常例

飛脚便之方

○ 羽倉江壺封

是者撰州・泉州屋敷地改方

之儀ニ付申上候、書付写江書状添

差立ル

一 門跡の使僧さし鯖壺籠到来

同八日 晴

一昼後出宅、田辺彦十郎旅宿江

罷越候處、留守ニ付申置○同人侍分ニ而

罷越候勝内縁之ものニ逢、名前左ニ筆書

彦十郎江楠之墓碑摺遣ス

麻布鳥居坂上借地住宅

進上取次上番

新右衛門悴

新右衛門儀勝桓兵衛妻
之実弟のよし

高木仁太郎

二十計

当時之名

侍

斎藤泰助

○松井助左衛門旅宿江罷越、金井罷越居

出會、先江帰ル○兩人分五海道宿々貸附金

仕法書写差越ス、築山江も廻し呉候様申聞候

助左衛門江楠墓碑摺并わりはし・烟管

三本遣ス、夕刻帰ル

一斎藤泰助江使ニ而同人江烟管三本、且

勝江之届物安兵衛江自分書通并

金くし十二本遣ス、留守之よし受取来ル

一松平肥後守分御藏懸ニ付候送物金

三百疋使者を差越ス

同九日 晴

一松井助左衛門・田辺彦十郎今日出立

尔付今朝為見送手代遣ス

同十日 晴

一東海道筋往還御普請昨日道

出来いたし候段、野江村届出ル

同十一日 雨

一無記事

同十二日 晴

一卯拾壹番御用状差立ル

一昼後出宅○安食善之丞江罷越

逢、着歛申述ル也○白石吉郎

逢、親十大夫者出会いたし候處、右

吉郎者初而逢○築山江罷越ス

暫く談話、暮六ッ時比帰宅

同十三日 晴

一米倉丹後守殿妻腹女子出生

産穢之旨右京亮殿廻状写築山ノ

差越ス

一夕刻出宅○尼又江罷越留守ニ付取次江逢

高井但馬守御貸附之義申置○金井江

罷越逢○杉浦江罷越逢、六ッ半時過帰宅

同十四日 雨

一野々村次平罷越初而逢、佐渡守出立

当月十六日ニ延引候段申越候よし

同十五日 雨朝ノ半晴

一朝例刻御城入、御城代・玉造者御逢

有之○丹後守殿者産穢礼無之

歛申置○四ッ時比帰宅

一昼八ッ半時比西高津五右衛門町出火ニ付

出馬、難波御蔵江罷越、手代如左召連ル

○林泰蔵○宮部孫八郎○山口作助

○六寫清二郎○中山登一郎○岡田五作

○岡本梶（梶三郎之）○七ッ時過難波御蔵江罷越

人足共并御城代・御蔵目付罷越ス、御蔵奉行者

比留間兵三郎罷出ル、跡ノ外同役も罷出候間

のよし、自分者先江退散○火事場ニ而

水野若狭守建屋会所ニ休足いたし

居候間立寄逢、堺筋ノ高麗橋ニ而

灯（マ）桃、六ッ時過帰宅

同十六日 半晴

一河崎村弁次郎差免出牢、村役人共江

引渡遣ス

一 灘目筋如何之風聞相聞申候もの如左

呼出、不残手鎖・宿預申付ル

二 ツ茶や村

善作

新在家村

嘉平次

平次郎

清兵衛

房太郎

喜五郎

清九郎

喜三郎

河原村

小兵衛

市右衛門

岩や村

藤吉

大石村

九平次

三太夫

篠原村

文太夫

一 借馬呼出龍太郎乗馬、夕刻右馬ニ而

野江村迄罷越、東海道御普請所

及見、七ツ半時過帰宅

一 水野若州江文通、短冊三枚頼遣し

手製之鯖鯛さし遣ス、受取

同十七日 晴

一 水野若狭守ハ昨日之返書差越

短冊三枚認メ差越、且移りとして

櫃到来、受取遣ス

一 水野若狭守ハ八ツ半時過手代呼出

差越、林泰蔵罷出候處杉浦

又三郎儀口書申付候上附添人江

預り、宅下申付候段若狭守申渡

当人引渡候ニ付受取、駕籠ニ而

召連歸り候段申聞ル、右泰藏今受書

差出候よし

一右之趣築山江伺書添申遣ス、返書

来ル

一坂本江も右之趣内々申遣ス、返書

差越ス

一天王寺村騒立一件之もの共不残

呼出有之、左之もの共者役所留

申渡有之段右村役人届出ル

土塔町

三郎兵衛

宮町

弥三兵衛

油屋町

伊兵衛

○—北竹屋町
久右衛門

○—

南
北竹屋町

源兵衛

同町

新兵衛

久保町

作右衛門

同

与兵衛

同

半兵衛

同

長兵衛

同

藤兵衛

同

栄次郎

同

六兵衛

同

吉兵衛

堀越町

九右衛門

同

藤兵衛

同

又兵衛

同

清兵衛

同

佐兵衛

同

勘兵衛

合式拾人

一 兎原郡大石村権九郎・百兵衛儀

酒造一件、今日奉行所ニ而口書相濟

★^(願)之通★^(符)預被申付候段届出ル

一 番外御用状八日限を以出ス

○ 奥村季五郎江壺封字文

御称誉之歛申遣し、黒革下緒・

南都墨壺ソ遣ス、河野之封物へ

封入

同十八日 晴

一 昨日奉行所ニ而役所留申付ル、天王寺村

三郎兵衛外拾九人之もの共、今日

口書之上又村預ニ取計候よし右村

届出ル

一 水野若狭守ハ呼ニ来ル、返書遣ス

一 夕刻同人方江罷越逢、家作

取直し方之儀ニ付談有之、暮合

帰ル

同十九日 晴

一 桑田歳兵衛昨日着いたし候由ニ而

罷越ス、昼飯振舞、暫く談話

一 築山江潤八郎遣し、家作之儀町奉行

談之趣申遣ス

同廿日 半晴昼後少雨

一中村勘兵衛義先般小普請方吟味役

仮役被 仰付、明日書出置候よしニ付

勘兵衛江欲状吹聴之返書兼扇拾本人

忝箱添遣ス、妻方江利八郎ニ為持遣ス

○右幸便おるち江自分分之一書

風呂茶碗一・朱スリハカシ香合一ツ遣ス

同廿一日 曇昼後少雨

一朝築山地方之もの分文通、西成郡

津守新田十三間川通国役堤及

切所候段右新田分訴出、即刻

茂左衛門・幸藏召連出張いたし候段

申越ス、此時四ツ時過也

一 右ニ付自分も出張可致旨支度

いたし候處、築留分注進、安堂堤

及切所候段訴出ル分付、此方江罷越候積

町奉行江出立之旨例之通書付ス

一 四ツ半時過大和川通大和はしニ向

正作遣ス

一 同時出立歩行懸り利八郎召連

侍兩人・中間兩人ニ而玉造分木野通

平野海道を罷越ス、玉造分木の

辺之途中都而出水、漸く越る

○七ツ時比築留江罷越ス、青地并

築留惣代共罷出、例之通致

案内○大久保賀賀守領分河州

大縣村堤之儀、今朝及切所ニ候

尔而見分、長拾式間程之場所夫々

目論見致ス、夕刻築留前後之

場所青地組迄見廻ル、暮六ツ時比

築留会所江着泊○入湯後

食事致ス

同廿二日 晴

一 築留水丈昨朝五ツ時過壹丈四寸ニ至リ

一 昼前今逐々減水、自分着之比八尺余

一 今朝四尺余ニ成ル

一 朝五ツ時過出立、高井田村切所見廻リ

一 夫々及差圖、急の切為致取懸ル

一 諸色者不残高井田村江申付ル、人足者

一 下方示談ニ而築留之人足共を遣候積

一 四ツ半時過築留会所江立寄休足

一 弁当、鍊次郎者切所之方江差置、利八郎

一 壹人召連九ツ時比出立、近道筋帰途

一 七ツ半時過帰宅

一 嘉言罷越居候段潤八郎申聞ニ付

一 夜ニ入逢、門入致ス、金百疋・扇二本

一 遣ス、五ツ時比帰ル

同廿四日 晴

一 河州大縣郡高井田村堤切所之儀

一 ニ付堺奉行江利八郎遣ス、八ツ時過今出立

一 八部郡二ツ茶や村善作外拾壹人

一 差免、手鎖・宿預も免ス、一同證文取之

一 築山今家作之義調差越ス、直ニ

一 一覽、文通添返ス

同廿五日 晴

一 卯拾貳番御用状出ス

一 大和川道高井田村今昨日帰坂

一 之積を以、今昼前届出ス

○ 御城代 河野五郎左衛門

○ 玉造

○ 京橋 戸田庄八郎

○ 玉造 三浦太仲

○ 御目付兩人ともなし

右仕舞、昼前帰宅

一杉浦入来逢候 御城入を同道

致ス

武川蜂助

○京橋 川上猛次郎

右出ス、夕刻帰宅

同廿五日 晴

一撰州天王寺村之もの共及乱妨候一件之儀

尔付申上候書付ニ書状相添、奉行衆

連名ニ而老封

一撰州御影沢田や三五郎船御廻米

一件一同口書申付、帰村申付ル

一桑田歳兵衛江文通、旅中尋遣ス

右 御殿詰組頭兩人江頼書状相添

六日限を以出ス

同廿七日 晴

一河州通宝寺村・高井田村切所為

見分、伊奈遠江守罷越候よし、一昨日

組与力法懸迄申越候ニ付為立會

罷越、自分切棒・両懸老荷・合羽籠

老荷持參、暁八ッ半時之先觸ニ而

正七ッ時出宅○平野郷入口ニ而

燈灯引候○川辺渡法小山通

古市法通法寺村江四ッ時過罷越

○通法寺・壺井村入会石川通

字七尾堤切所凡五拾五間計

同廿六日 曇夕少雨

一明日伊奈遠江守河州通法寺村・

高井田村切所見分いたし候由ニ付

通法寺村江向利八郎遣ス

一右ニ付自分明暁出立之積御届

出ス

○御城代 服部源左衛門

○玉造 三浦太仲

○四ツ半時過伊奈遠州罷越、同道

立會見分、同人者築留之方江罷越

自分者昼食所江罷越、弁当後

近道通国分村舟渡しハ高井田村江

罷越、八ツ時過也○無程遠州罷越

字千坂切所一同見分、築留会所ニ

休、遠江守休所江罷越逢、暫く

談話、同人者舟ニ而堺江帰ル、自分者

渡舟ハ国府村古市通法寺村

切所江罷越、夕七ツ半時比也、猶亦見分

暮合前壺井村社家松山主水

宅江着泊○古市村庄屋

次郎★衛呼出、当村水行之儀ニ付

見込尋ル、此村先年

莊美君御支配を十七年受候

村之よし

同廿八日 半晴、少し通雨

一朝五ツ時過壺井村出立、金剛山

参詣、夕六ツ時過錦部郡

観心寺着、蓮藏院泊

○金剛山記者別ニあり

一安藤鍊次郎者通法寺村兼水筋

之場所為見廻、蓮藏院江先江

参り居一同泊

同廿九日 雨

一朝五ツ時比観心寺門前土橋流失之

場所見分、目論見致ス○本堂ハ

楠公尊写其外参詣一覽、一旦

帰院、夫ハ楠公什物一覽、是者

別記○四ツ時比出立、利八郎者石川

筋ニ差遣し、鍊次郎召連、帰途

三日市宿ハ堺江出、夕七ツ半時過

帰宅○鍊次郎者堺江通法寺村

切所届書為差出候ニ付別ニ成ル

同卅日 晴曇

一昨日帰坂御届四ツ時過

御城入

○御城代 山室弥兵衛

○京橋 今倉熊蔵

○玉造 武川蜂助

右出ス

御城代ニ而池田・落合・水野

若州罷越逢、一同逢○石川江立寄

逢、^(九カ)★ツ時過帰宅

一金井伊太夫儀昨廿九日御用

召之旨 御城代ニ而被仰渡、昨日

吹聴罷越候よし付夕刻正服ニ而

歎ニ罷越、留守ニ付申置○参り懸

杉浦江寄逢、着替致ス○夜

六ツ時過帰宅

一御城代不快ニ付明日日出札断之旨

御破損奉行廻状、築山ノ申越

六月朔日 雨

一朝六ツ半時過宮寺江罷越、金井・

杉浦同道御城入○御城代江

当日之祝儀且見舞申述ル

但申置

○両御定番御逢有之、四ツ時比

帰宅○帰途石川江立寄

同二日 晴

一林泰蔵朝五ツ時過伏見ノ帰ル

久須美泊江出逢候儀等申聞候

一今朝正一郎・左五郎其外先番

之もの者夜船ニ而着之よしニ付

不取敢歎与して仙之丞遣ス

一杉浦江文通、久須美江同道之儀

申遣候處、昨夜ノ不快之よし申越

一金井之妻罷越逢

一九ツ半時過出宅、久須美佐州御役宅ニ

罷越、正一郎部や江通逢、采石
之壺封受取○八ッ半時比佐州
無滞御着坂逢、夕刻今夜五ッ時
過迄談話、退散

同三日 晴

一但州生野陣屋自火ニ而

一久須美佐渡守江定例着坂之歎

干鯛一折、家来共江目録遣ス

同四日 晴

一御徒目付永坂鑑八外壱人分

懸合状差越ス、返書築山連名ニ而遣ス

同五日 曇

一久須美正一郎朝四ッ時過初而罷越ス

土産重硯箱一・胴乱一・本一冊持参ル

昼飯振舞、九ッ時過帰ル

一昼後築山江罷越逢、八ッ半時過帰宅
一金井入来急キ申置候よし

一坂本夕刻入来、六ッ半時過帰ル

一六ッ半時過金井江罷越ス、暇乞

築山・比留間・宮寺・近山・西井・安食

参り居逢、同道夜九ッ時帰宅、金井

明晩七ッ時出立之よし

一久須美先生采石江之書状、奥方

見舞、落雁・煎薬積合一箱添今日

六日限之着差立ル

同六日 半晴

一玉造江文通、時候見舞菓子遣ス

移り塩魚到来

一御小人目付江宮部潤八郎遣ス

増井源蔵同道いたし候よし云々

七日之分

○一夕刻より久須美江罷越、佐州・

正一郎逢、夜五ツ時過帰宅

同七日 晴

一役所之もの共懸り替、加給申渡

一久須美納戸分奉札ニ而土産到来

○換麻上下地一具○鯉節五十本

○菓子一折到来

右到来、受取遣ス

一〇一

一村田嘉言江うた初而遣ス、文通到来候

江戸烟包式遣ス

同八日 半晴

一正一郎江文通致ス、返書来ル、佐州江猪口一

遣ス

同九日 雨

一平井左五郎入来逢、酒振舞遣ス

一昼後久須美佐州被參通り逢

一嘉言分うた直し来ル

同十日 雨晴不定雷

一朝五ツ時出宅、難波御蔵納為立會

罷越候處、雨天ニ付延引相成仮役

兩人出逢、四ツ時過退散○途中調物致ス

○久須美江立寄、龍太郎・正一郎鉄炮

稽古致スニ付、自分も久々ニ而十匁二発

皆中、佐州ニも一寸逢、七ツ時比帰宅

一伊奈遠江守分同人江奉札

同十一日 雨

一朝五ツ時過谷丁濱分乗船、西横堀分

道頓堀、木津川分十三間川通

住吉燈籠迄罷越、是分上陸、堀

奉行江為暇乞罷越、紀伊国や 宅ニ而

休足、着替いたし罷越、遠江守江面談

暫く談話いたし、九ツ半時過ぐ八ツ時過ぐ迄

罷在退散、住吉燈籠迄歩行、是迄

又乗船、十三間川ノ木津川邊ニ而

雷雨、道頓堀ノ西堀帰帆、夜六ツ半時過

帰宅

同十二日 晴

一正一郎ノ

一龍太郎・久須美江稽古ニ參ル

同十三日 晴夜月明

一正一郎ノ文通到来之よし、鯛二枚到来

返事遣ス

一杉浦江文通、不快見舞遣ス

一夕刻ノ久須美江罷越逢、暫く談話

夜四ツ時過帰宅

一伊奈遠江守江文通為餞別○姫路文庫一・

燧袋一・革下緒一懸遣ス、受取来ル

同十四日 晴

一伊奈遠江守今朝出立、河崎や江休足

いたし居候ニ付使者仙之丞遣ス

一明日出立之積ニ候處、少し時候中ニ付

延引、明日出礼之儀断築山江申遣ス

同十五日 晴

一自分不快下痢之気味有之

一龍太郎・久須美江稽古ニ參ル

同十六日 晴

一不快度々下痢有之、平臥

一坂本入来、床上ニ而逢、夜ニ入帰ル

同十七日 晴

一自分不快同断

一龍太郎・久須美江稽古ニ參ル

一安食參ル、床上ニ而逢

一 正一郎入来逢

一 築山今不快見舞文通、鰻到来

同十八日 晴

一 自分不快同断

一 明日利八郎出立ニ付江戸届物渡遣ス

同十九日 晴

一 自分不快々々方

一 今朝水野利八郎出立ニ付出立懸

暇乞ニ罷出逢、金百疋遣ス

一 西井源二郎悴同道夕方今罷越ス

床上ニ而逢

同廿日 雨

一 自分快方

一 正一郎今道明寺式袋差越ス

同廿一日 曇少雨

一 自分快方

同廿二日 曇

一 自分快方

一 龍太郎、久須美江稽古ニ参ル

一 平井左五郎今見舞、白玉粉到来

一 杉浦今見舞、菓子到来

一 侍遠藤善八郎暇差遣、宿江引渡遣ス

同廿三日 晴卯ノ刻土用ニ入

一 久須美正一郎入来逢

一 築山入来逢

一 坂本入来逢

一 自分快方

一 小林金之助今砂糖到来

一 安食入来逢

一 石川入来不逢

一 正一郎江文通ニ而到来之ずし遣ス

一 賀川周益呼ニ遣し参り診察為致ル

同廿四日 晴

一 平井左五郎入来逢

一 自分快方

一 江戸拾七番御用状到来○紀州殿令

江戸表江被下物紗綾二卷到来

同廿五日 晴終日天氣宜

一 天神祭礼ニ付役所休日

一 自分快方

一 侍大岡藏助今日引越

同廿六日 晴

一 自分快方

一 正一郎今文通、明日劔術稽古始之積之処

佐渡守妹町野捨三郎母、当月十五日

一 病死いたし、忌中ニ成候段申越ス

一 右ニ付正一郎江文通、朦中見舞申遣ス

返書来ル

一 明日羽倉外記着之よしニ付手紙

認メ、漣平江渡し置

同廿七日 晴

一 今朝羽倉外記着ニ付漣平江手紙

為持遣ス、福田所左衛門・逸見市太郎其外

江も遣ス

一 自分快方

一 小林金之助入来申置

同廿八日 晴

一 自分快方

一 酒井右京亮殿江暑中見舞、五色

時雨一折遣ス

一 鯰江幸蔵入来、名柄之橋古木のよし

贈ル

一生玉祭礼ニ付役所休日

一久須美江文通、右御預所之事不取敢
為知遣ス

同廿九日 晴

一自分快方

七月朔日 晴

一池田入来逢

一今日今鈴木町立會役所ニおゐて調物
相始ニ付、宮部潤八郎・岡田銃助

一正一郎入来逢

一去月廿二日付江戸拾九番御用状到来

遣ス

此度御取締のため大坂

一自分快方、昼後髭剃、行水を遣ふ

御城最寄上知之分山城・大和・摂津・

一立會御用状出ス、御用屋敷三手江文通

河内・和泉国高合三拾貳万貳千石ヨ

其外遣ス○関保右衛門江之壱封遣ス

築山・自分立會、当分御預所ニ被

仰付候段去月ル廿 日

同二日 雨

被仰渡候段申来ル

一自分快方

一右ニ付潤八郎・築山江遣し、品々及

一杉浦宮寺入来逢

談判、明日築山御役宅表坐敷之内を

一水野若狭守江文通、暑中見舞・

仮役所ニいたし、双方手附・手代差出

酒の肴遣ス○日光之筆記一冊返ス

調物ニ取懸候積

一夕刻同人今文通、玉子焼差越、暑中

見舞之よし申越ス

一 羽倉江文通、母病死之よし膝中

見舞、菓子一折遣ス、返書来ル

一夜分又蔵呼寄逢

一 江戸式拾番御用状去月廿四日附到来

木村惣左衛門儀御役被

一 召放候ニ付元御代官所大和国宇陀郡

高三万六百石ヨ別廉当分御預所

被 仰付候段去月廿 日

被仰渡候段申来ル

一 岩田右京江地役人借受之儀書状

差立ル

同三日 曇昼後大雨軽雷

一 自分快気ニ付今日髪月代入湯いたし

出勤

一 村田嘉言江文通、暑中見舞茶

一 折遣ス、豊田江歛たづね之うた直しニ遣ス

直ニ返事来ル、河内集一冊到来

一 坂本入来逢

一 水野若州の使差越ス、本其外貸越ス

夕刻返事遣ス

一 木村惣左衛門元々メ手代江宛、直印を以

郷村引渡方之儀申達ス

同四日 雨昼前の晴

一朝六ツ半時過

御城入、大和国別廉当分御預所被

仰付候届書出ス

○御城代 服部源左衛門

○京橋 川上猛次郎

○玉造 都筑又左衛門

○御目付兩人取次

右之通差出且暑中見舞、加番

四軒・番頭式軒廻勤、四ツ時比

御城出○鈴木町立會役所江出勤

八ッ半時比帰宅

一池田入来候よし不在不逢

一卯拾六番御用状差立ル

○圭次郎江忝封

△御取ケ組頭江忝封

○曾根寛右衛門江忝封

一豊田江手代兩人借受之儀申遣

書状差立ル○うた遣ス

同五日 晴昼後雨雷鳴

一酒井江通鑑拾五卷貸遣ス

一江戸表江番外御用状遣ス、六日限

△

一正一郎江文通、伊丹銘酒五種佐州江

贈ル

一立會役所江今日迄潤八郎遣ス

一山内嘉十郎初而逢

同六日 晴

一木村惣左衛門元々メ手代伊東五百平

郷村為引渡罷出候ニ付於白洲受取

左之通

和州宇陀郡村々

惣代

大藏村

庄屋

七郎兵衛

迫間村

庄屋

甚三郎代

拾生村

組頭

半兵衛

右其方共村々自分御代官所被

仰付候間、其旨可存段申渡ス

伊東五百平

右郷村受取候段申渡、諸書物者来ル

十日迄ニ取調可差出旨も申渡

右相済候後、宇陀郡支配村々心得方

之儀申渡趣為讀聞、受印取之

申渡候跡写下遣し、一村限庄屋宅ニ

張出、末之もの共迄不洩様可申段も申渡ス

一 五百平儀別段逢、引渡之心得方等

申渡ス、御貸附之儀者江戸往復も

有之、急速調方出来兼候ニ付程々

取調、日改取極可申置旨申聞候ニ付

可成丈取急キ可引渡旨申渡

一 宇陀郡村々江直印ニ而初廻状出ス

一 八ッ時過

御城入、御三手并御目付江郷村受取

御届出ス、京都・奈良其外江も届達

夫々出ス

一本多為助入来逢

同七日 雨

一朝六ッ半時過

御城入、御三手出札有之、加番并

番頭者雨天ニ付不罷越ス(マ)○直ニ

鈴木丁立會役所江出勤、八ッ時比

退散○羽倉外記旅宿江罷越逢

○最寄城付善悪村柄調之事

内談、築山江も申通候様其外

云々

○七ッ時過久須美江罷越逢、夕飯被

振舞、夜五ッ時過帰宅

同八日 晴

一立會御用状到来

○御高帳写

○三手ハ書状壱封

ノ

一右ニ付昼飯後立會役所江

出勤、八ツ半時過退散○水野
若狭守方江罷越逢、夕刻帰宅

同九日 晴

一 桑田歳兵衛江暑氣見舞、手製之

菓子・煎もの遣ス、返書

一 久須美江同断鰻遣ス、正一郎江文通

返書

一 築山江牡丹餅、娘共江品もの遣ス

一 木村惣左衛門郷村方可引渡諸書物之儀

明十日可差出候積、伊東五百平申立

同十日之處手練いたし、今日持参いたし候由

伊東五百平・林直吉・石井彦三郎

持参いたすニ付一卜通取調方為致為

預置^(元カ)★

同十日 晴

一 正一郎分文通、六月廿六日附之

書状今朝到来之處、奥方少し宛

快方之よし申来候段申越ス

一 桑田歳兵衛入来逢、烟草一箱呉ル

一 八ツ時過分立會役所江出勤云々

談判、七ツ半時過帰宅

一 灘目筋村々屋敷地之儀ニ付役人共

呼出、直ニ取調方申渡

一 伊東五百平呼出、諸書物受取候段申達

直印之受取書相渡

同十一日 晴

一 桑田歳兵衛入来、今日佐州分談

有之、近々引拂之よし

一 今日立會御用状差出候ニ付調印もの

廻し来ル、調印之上遣ス

一 卯^当番御用状六日限差立ル

○ 諸書物受取ル、御届物其外

ノ

一久須美ウツクミ看到来、返書

同十二日 晴暑氣強し

一卯ウサギ式拾ウサギ壺番江戶御用状到来

○当卯御取箇附之儀ニ付被仰渡其外

メ

一立會役所江潤八郎今日ウツクミ出ル

一大和国宇陀郡松山丁森野

藤助、從來相納來候御買上かたくり

粉三貫目入一箱、今朝相納候ニ付

藤助江初而逢候上、右かたくり粉

一箱同人封印いたし候儘一ト通

一覽、上箱者自分封印いたし

先々之通荷拵いたし、水野若狭守へ

御用物差送候ニ付人足可差出旨之

達書遣し、人足差越候ニ付

表門を開キ、差立ル○右ニ付奉行衆・

吟味役・御殿諸組頭江之書状、其外

先格不宜義者改革取計者

申送ニ見合、為取計候

一龍太郎、久須美江稽古ニ參ル、侍

鈴木源次門入為致候

一松平甲斐守ウツクミ今般上知ニ付為時候

見舞、鯉節一箱・金五百疋被贈

候ニ付兼而申合濟候趣を以、直々

差戻ス、元一封石賀漣平之事

同十三日 晴朝清涼暑氣強し

一立會役所江潤八郎遣ス

一江戸卯式拾ウサギ番御用状六日限到来

候間、此間被仰渡候御取箇筋之儀ニ付

被仰渡候廉之内、一村絵圖面雛形

壺枚到来

同十四日 晴

一立會役所江潤八郎遣ス

同十五日 晴暑氣強し

一立會役所潤八郎遣ス

一桑田歳兵衛明日出立いたし候よし

為暇乞罷越ス○播州三郡村々上中下

調訳壺冊渡遣ス○石原手代之義

談云々○枇杷葉湯二十服遣ス

一久須美正一郎入來逢

一板倉撰津守ハ昨夜伏見泊支配所

通行いたし候ニ付為時候見舞、金

貳百疋贈ル

同十六日 晴

一明六ツ時出宅、久須美江龍太郎同道

罷越、角前稽古致ス、自分十匁

八寸九分四寸六分、龍太郎六匁

八寸八分四寸五分、正一郎・巖

一同打之○一同江饅頭遣ス○釵術

稽古相始候ニ付龍太郎者残し

自分者四ツ時過帰宅、佐州ニ者不逢

一林泰蔵儀元ノ加判格申付、給

扶持ニて是迄之通致置

一立會役所漣平遣ス

一浅井周次郎初而逢遣ス

一桑田歳兵衛今朝出立、送之もの遣ス

同十七日 晴暑氣強く、寒暖計

九十二度

一立會役所漣平○今般被仰渡

御取箇筋之儀ニ付存寄之趣、築山江

口上申遣ス

一江戸へ御用状差立ル

○竹内清太郎江之壺封書

一立會役所江餅菓子遣ス、銘器

地方一同ハも遣ス

一龍太郎、久須美稽古ニ罷越ス

同十八日 晴

一 無宿竹藏盗いたし候一件、戸川

播磨守殿御下知之趣申渡

城州無宿

入墨之上重

竹藏

摂州八部郡

東須磨村

被盜品渡

甚右衛門

右申渡、檢使中山昇三郎・岡本

梶三郎（三郎之稱）遣し、御仕置相濟

一夕刻々久須美江罷越逢、夜

六ッ半時過帰宅

○天王寺村一件之儀及内話

又三郎口書并吟味ニ及義、書付共二通

預り置

一 立會役所漣平○今日々上知村々

役人共呼出候ニ付罷出ル

同十九日 晴時々曇遠雷少し雨

一 立會役所漣平

一 山内嘉十郎儀妻昨十八日出

産、女子出生之届出ス、今日遠慮

明朝々出勤差免ス

一 稲葉丹後守々今般上知ニ付

世話ニ相成候由を以、銀五枚贈候

尔付差戻ス、潤八郎應對

一 紀伊殿領分勢州渡會郡

小俣村四郎吉牢内々呼出し

東成郡本庄村江貸下遣ス

一 水野江文通受取来ル

○戸山画卷 二

○戸山之記 一冊

○雁題哥集 一冊

○水野詠草 一冊

○自分文 一枚

右返ス

同廿日 晴

一朝五ツ時過立會役所江出勤、昼

九ツ時過帰宅

○安食江立寄逢

一立會役所潤八郎

一杉浦江源司遣承候處、十郎兵衛

当月十三日夕霍乱ニ而引込候よし

同廿一日 晴暑気強し

一立會役所潤八郎

一当月十二日出式拾三番御用状到来

一当地卯式拾番御用状今日廻船方

御用状江差入差立ル

撰州天王寺村

無宿

牢内預差免 刀藏

右之もの年寄藤兵衛江引渡遣ス

入墨無宿

竹藏

右墨見届門前拂申付ル

撰州鳴尾

作兵衛弟

由恠

右野荒いたし候始末一ト通吟味之上

入牢申付ル

一築山今上知洩之申上書廻し来ル

一杉浦江不快見舞、手製之牡丹餅

遣ス、文通受取

一水の今返事来ル、受取遣ス

同廿二日 晴七ツ時比一時過雨

一立會役所潤八郎

一杉浦今返書差越ス

同廿三日 晴

一先般越前守殿依御沙汰備前守殿

被仰渡候村々田畑其外改方之儀

ニ付取調方之儀、撰河州村々惣代共江

差立ル、村役人共江申渡

○申渡受證文 一通

○御勘定所々御渡し小前帳

案文 一冊

○口達書 一冊

○御勘定所々御渡し絵圖面

雛形 一枚

○荒地其外調方案文 一冊

右何れも下ケ写取方申付ル

○右ニ付山手村々不案内之村方者

書類取調方世話取扱惣代之内

心付候もの見立申渡、村々江も

同様申渡

一立會役所潤八郎

一玄筑入来逢

同廿四日 晴昼後過雨遠雷

一朝五ツ時出宅

御城入○御城代娘着歎

○酒井右京殿娘病死悔

右申置○本多為助江立寄逢

○立會役所出勤、九ツ時過帰宅

一桑田歳兵衛之壺封到来、大津

手代之事申越ス

一 撰州八部郡

石井村

百姓

手鎖村預差免 権兵衛

右之もの義出所不慥のものへ★★★

其外風聞不宜ニ付咎申付置處

心状後悔詫ニ付免ス

同廿五日 晴

一立會役所漣平

一 卯式拾四番御用状并番外

御用状とも到来

○圭次郎分書状壹封

谷丁壹丁目

平のや

市郎兵衛

南久宝寺町

三丁目

平野や

甚左衛門

江戸堀壹丁目

竹原や

与兵衛

右之もの共江宇陀郡別廉懸屋

申付候段、今朝当人共江申渡

一 右之趣町奉行江達書遣ス

和州宇陀郡

惣代共

播州赤穂・佐用・

六粟郡

惣代共

右水越前守殿御沙汰有之候村々

地★^(方)改方之儀口達書とも申渡

一 龍太郎今昼後今久須美江罷越

今日今玉造儒者罷越、論語

講訳有之

同廿六日 晴

一朝五ツ半時過立會役所江

出勤、私領物成突合初ル、七ツ時比

退散○羽倉旅宿江立寄逢

暫く談話、六ツ半時比帰宅

一 留守江正一郎罷越候よし

一 羽倉外記明日六ツ半時出船

淀川通る中津川落口見置

与して罷越候よし、一両町

奉行を為心得文通差越ス

八ツ半時比帰宅○漣平今日分作助出ス

同廿七日 晴八ツ半時比雷鳴雨少

造込候酒取上 岩屋村

一立會役所漣平

過料十貫文 源助

一江戸廿五番御用状来ル

年寄

木村惣左衛門元手代

伊東五百平

急度叱

忠兵衛
庄太夫

山田嘉三治

右御仕置申渡

右御貸附引渡与して罷越、一ト通

一久須美江正一郎文通ニ而鯉遣ス

調之上受取書差遣候旨、潤八郎・

返書

泰蔵を為申達ル

一播州・和州惣代共江定免切替

同廿九日 雨

新規定免、当年之儀者御改正

一朝五ツ半時比立會役所

ニ付検見入之積御下知候趣申渡

出勤、七ツ時過帰宅○漣平其外四人

受書取之

一羽倉江文通、牡丹餅遣ス、返書来ル

同廿八日 晴朝涼気

一朝五ツ半時比立會役所出勤

十五

従天保十四癸卯年

八月至十二月

日記

申置

○立會役所出勤、八ッ時比帰宅

一岩田鋏三郎江礼遣ス、銀山役人

見習者二人、今日直次郎方江着

一播州和州惣代共江此程御達之趣

轉し候趣意申論

摂州大石村

年寄

太兵衛

右泰蔵差添羽倉外記旅宿江

差出、外記直ニ太兵衛尋有之、泰蔵江も

逢候よし

一森河内斎助河州村々内調もの持参

受取、不逢

摂州鳴尾村

平四郎

由奈

右野荒一条糺之上差免、出牢申付ル

八 朔 曇少し雨

一朝

御城入、懸役所之もの礼受ル

一朝六ッ半時

御城入、御三手とも礼受有之

○加番々頭祝儀并暇乞申置

○細田三右衛門江暇乞罷越候處、留守

同二日 晴

一立會役所漣平其外遣ス、自分

外御用多ニ付今日者不罷越

和州比布村

百姓

治助

右之もの訴状村役人奥印を以可

願出旨申渡、村役人江引渡

摂州東成兎原

武庫郡村々

右新规定免・定免切替共当年者

御改正ニ付検見入之積御下知之趣

申渡、證文取之

石州（銀カ）★山役人見習

勝岡和田蔵

田中喜太郎

右初而逢、今日ハ長屋江引越、明日ハ

出勤之積

一逸見一太郎入来逢、昼飯振舞（銀カ）★遣ス

同三日 晴曇天

一朝五ツ半時立會役所出勤、夕七ツ半時

過帰宅、漣平其外

一江戸御用状来ル

同四日 晴

一当地卯式拾壹番御用状差立ル

○圭次郎江壺封

○加給其外申渡書類遣ス

一朝五ツ半時比立會役所出勤、八ツ時過

帰宅、漣平其外

一石川より文通有之

同五日 晴

一朝五ツ半時立會役（前見）所出勤、八ツ時過帰宅

潤八郎其外

一江戸江番外御用状^(為替)★差遣ス

一石川江昨日之返^(書差遣)★★ス

撰州二ツ茶や

秀三郎

右及不法候始末吟味之上手鎖・

村預申付ル

同六日 半晴

一立會役所潤八郎其外自在来之

役所御用多ニ付、今日者不罷越

一北村亮三郎漣平方迄罷越候よし

尔付呼寄逢、羽倉江日本史一冊・

外史壺冊届方礼遣ス

撰州東青木村

百姓

久三郎

甚太郎悴

村預

龜次郎

同州鳴尾村

百姓新五郎

右龜次郎義、久三郎下女なかと

密通いたし、妊身および同人水死

いたし候一件、吟味之上口書^(カ)申付ル

同七日 晴

一朝五ツ半時立會役所出勤、八ツ半時過

帰宅、潤八郎其外

一久須美正一郎入来逢

同八日 晴

一永井求馬堺奉行被 仰付候段

御城代々廻状来ル

一柳道太郎長崎表江罷越候よし

今日着いたす

一立會役所潤八郎

同九日 晴

一朝五ツ時過立會役所出勤、八ッ過
帰宅、潤八郎

同十日 晴

一立會役所潤八郎

一夕刻羽倉外記旅宿江罷越ス

逢、市中御用金之儀ニ付、漣平口上書

帳面二冊持参遣ス

一八月四日出江戸御用状六日限到来

同十一日 晴

一朝五ツ時過立會役所出勤、八ッ半時

帰宅、潤八郎

一五條村番非人半左衛門小頭^(カ)江懸合

呼出、庵江呼逢

同十二日 晴

一立會役所潤八郎

一羽倉外記今朝出立、但州江罷越★
朝漣平遣し、及書通

一江戸番外御用状到来

○圭次郎儀当月五日北條雄之助

呼出、八州廻取人之達云々届申越

一佐々木循輔江壹封○関保右衛門江壹封

右番外ニ而江戸江差立ル、圭次郎取人

御免之儀申遣ス

同十三日 晴

一朝五ツ時過立會役所出勤、七ッ時過

帰宅、潤八郎

同十四日 晴月明

一江戸式拾八番御用状来ル

一立會潤八郎

一杉浦入来、夕刻今夜ニ入歸ル

同十五日 晴

一朝例刻出礼、御城代玉造逢有之

京橋者逢無之○加番々頭着歡申置

○立會役所出勤、九ツ時過帰宅

一夕刻久須美江罷越逢、一昨日飛脚やふ

届権兵衛殿御目付被 仰付候由ニ付

内歡申述ニ付罷越候上、夜五ツ時過帰宅

同十六日 晴

一早朝正一郎今文通、当月八日出

宅状昨夜四ツ時到来、権兵衛殿

同日御目付被 仰付候由申越候よし

受取遣ス

一豊田藤之進今去月廿日附之状

到来いたし居、久須美今帰り一覽

一八ツ時過帰より正服ニ而久須美江

罷越歡申述候積之處、都合寄

当分吹聴相延し候由ニ而平服

着替逢、夕刻鰻鱺ニ付飯被振舞

二階ニ而寛話、夜六ツ半時比帰宅

一立會役所漣平

同十七日 今曉今久々ニ而雨時々

雨曇天

一立會役所漣平

一江戸廿九番御用状到来

一正一郎江文通、佐州江約速^(東)之緋鯉

金魚少し遣ス

撰州八部郡二ツ茶屋村

手鎖村預差免

秀三郎

右身持不宜及不★★始末申論

差免ス

同十八日 晴

一立會役所漣平

一斎藤徳蔵・岡田理作儀、今夕

昼船ニ而着いたし候よし

一正一郎江文通、九日之御沙汰写遣ス

同十九日 晴秋来、初而之涼氣

一立會役所連平

一岡田理作・斎藤徳藏逢、徳藏者

給扶持申渡ス

一 和州池上村

源八外三人代兼

訴訟方 源右衛門

同村

年寄

清三郎

相手方 外四人

右地所之儀ニ付願一ト通取調之上、素合

地所之儀ニ付今般取調見分濟候上、改而

調受へき旨申渡、證文申付ル

一久須美正一郎江文通、茶碗鍋むし遣ス

龍太郎外部稽古之處、夕刻飯被振舞候由

遅く帰ル

同廿日 晴涼氣

一融通方町人共上銀拝借御貸附御立銀

去酉年分不納銀七拾五メ拾五匁之内

式拾貫目上納いたし候ニ付、連名受取書

相渡候段申渡、右ニ付出席之もの共左之通

久須美佐渡守組与力

大森信之助

同心

松浦助左衛門

鈴木町懸代

高嶋督五郎

懸り

潤八郎

泰藏

右銀来り廿二日御金蔵納之積

一立會役所漣平

百姓駒藏代

一久須美佐渡守用人の奉札、当月八日

麻生田村

権兵衛殿御目付被 仰付候由為知来ル

田地讓渡

半四郎

一右ニ付正一郎の文通、明日五ツ半時比の罷越候由

小作出入

同州同村

申来ル

百姓代源八代倅

源兵衛

同廿一日 朝五ツ過る雨

右本人共可罷出旨申渡

一朝四ツ時比の立會役所出勤、八ツ半時過

同州沢村

帰宅

庄屋

一当地式拾三番御用状六日限差立ル

甚三郎

一七ツ時比の久須美佐州方江罷越、先般

右出入引合ニ而村内喜一郎人別之儀

権兵衛殿御目付被 仰付候歛表向罷越

先支配江書付差出、印形之儀不埒之取計

麻上下ニ而參ル、杉浦重郎兵衛罷越、一同

相聞候ニ付、手鎖宿預申付ル

酒飯被振舞寛話、夜六ツ半時過

一久須美正一郎入来、今日稽古日ニ付

帰宅

水野江罷越、釵術試合いたし候よし

一立會役所漣平

同廿二日 雨

和州池上村

同廿三日 雨

一立會役所漣平

一撰河和播州支配所村々江今般

御改革ニ付觸書直印ニいたし

差出ス

一今朝六ツ半時宮部潤八郎其外呼出

検見刈様并御改正御用懸申渡

一同誓詞申付ル

先支配引渡

和州八瀧村

質物銀滞願

願人 弥十郎

同州見田村

相手 善兵衛

外壺人

右濟方利害承伏

一今日吉例之通廻船方御用始致ス、御用達

管屋久兵衛・網や勘左衛門・改役大坂や

新左衛門・辰助罷出取締方申渡、外

定例之通

一一昨廿一日夕役所夜延調初ル

但、昨廿二日夜人数十七人分饅頭

数百五十遣ス、壺人七ツツ、之積一ツ過

一和州村々為取締山口作助遣し

昨朝出立、八木泊萩原江向罷越ス

同廿四日 雨昼前夕半晴

一昼後出宅立會役所出勤、大坂

御城最寄上知高三拾式万七千石余

物成五ヶ年平均取調帳不殘取調出来

候ニ付、馬喰町詰同役三人江同書状相添

道中六日限を以差立ル○久須美

佐州江廻り先般問合有之候、御備船

之儀ニ付江戸町奉行懸合ニ付問合候

廉々取調冊物ニいたし、佐州江出ス

○稽古日ニ付出席一覽○夕

七ツ半時過帰宅

一江戸三拾番御用状到来

○圭次郎夕書状★封

一 江戸表江当地式拾四番御用状

六日限を以出ス

○近江守殿善左衛門江先般

御改正筋之儀ニ付被遣候御内状

御受壹封

同廿六日 曇少雨

一 立會役所

一 嘉納や治作罷越逢

同廿七日 晴雲立有之

一朝五ツ時出宅、東成郡玉造村

検見并一村田畑★★改方罷越

宮部潤八郎・岡田銃助召連ル

早稲計刈様、庄屋与三兵衛宅

ニ而春法、弁当、同村貯穀見分

畑田成之場所再應檢分いたし、昼後

四ツ半時比場所引拂○中道村

貯穀見分○本庄村貯穀見分

及候處、石数揃兼候ニ付、逐而見分之

積申諭○九ツ半時比帰宅

一 江戸番外御用状到来○近江守殿

善左衛門・桜井庄兵衛分奈良奉行

池田播磨守江之書状壹封到来

同廿六日 曇少雨

一 立會役所銃助

和州古市場村

百姓兵助

右之もの儀、当七月中水越前守殿江

御駕籠訴いたし、奉行衆殿分御引渡

有之候處、今日罷出ニ付訴状者下遣

改而村役人奥印を以可願出旨

申渡

明日直書添足輕を以差立候積

一石賀漣平儀小堀家江内用向之儀ニ付遣ス

今夜船ニ而罷越ス

和州比布村

家作田畑 願人 百姓治助

押領出入 介添親類

喜八

同廿八日 曇

同村

一朝孫八郎潤八郎代ニ鈴木町江罷越候由

庄屋

三好大膳公上知物成取立方之儀ニ付築山

相手 傳七

連名之書状、昨日同人方江到来之由ニ而

外式人

廻し来ル

右村役人一同江懸候一件ニ而村

一右書状無筋之頼ニ付其段申達、返却

役人奥印無之取上候段申渡

之儀申遣、築山江差返ス

訴状者為上置候

一龍太郎早朝出宅、鈴木俊太郎同道ニ而

一西井源次郎夜ニ入来逢、夜五ツ時過

勸進能見物与して参之★候、夜ニ入帰ル

帰ル

同廿九日 曇

同晦日 曇夜ニ入雨

一元木村惣左衛門手代森田善助・石井

一羽倉外記・逸見市太郎・桜井三郎

益太郎儀昨夜着いたし候よしニ付

但州生野御用相濟、今日着坂いたし候由ニ付

今昼前初而逢、心得方申渡ス

中山昇三郎遣ス

一 尼崎又右衛門今文通、来月三日

御城代昆陽中山道巡見之旨申来ル

和州池上村

百姓

小作滞銀

願人 駒藏

出入

親類麻生田村

介添 半四郎

★池上村^(右男)

百姓代

相手 源八

右一ト通及吟味候處、源八申立候證文

疑敷相見、申口紛敷相聞候間、入牢

申付ル

同

九月朔日 雨

一朝六ツ半時出宅

御城入三手共例之通御逢出札

○宮寺・坂本同道ニ而玉造組与力

柴田勘兵衛宅江立寄刀釵一覽、九ツ時過

帰宅

一 羽倉外記今文通、上知之儀ニ付逢度旨

申越ス、及返書

一 夕刻今羽倉旅宿江罷越逢、少々

不快之よし

○上知之内宜場所不及調ニ相成、不宜

場所者調除ニ相成候風聞★★ニおゐて

有之候由云々、然ル處自然調洩ニ

相成候義者難計候得共、一躰之處

右躰之調与者不被存置○後説ニ

可有之候段相答置○六ツ半時過帰宅

一 播州村々御改正ニ付可差出帳面類

不指上候ニ付、宮部孫八郎・六鳶

清二郎出役申付、今朝出立

一 江戸三拾老番御用状到来

○甚蔵番遠慮之方申来ル

同二日 雨

一龍太郎、久須美江 釵術稽古ニ参ル

稽古場帳箱新調いたし出ス

和州古市場村

百姓

兵助

右訴状改而差出ニ付取上候段申渡ス

岡崎兼三郎手代

長沢半平

立會調中自分共

両人方へ手代被仰渡候

右昨日着いたし候由ニ付逢

同三日 曇少し雨夜中夕曉迄

大烈南風

一水野若狭守江文通、手製之茶碗むし遣ス

且潤八郎頼画幅★■礼庭前之萩

遣ス、受取

一夜中之烈風ニ而庭之★風折

同四日 曇

一松田健蔵大津江出役いたし候由ニ而、

罷越居間江呼逢

一山口作助和州夕帰坂、同人召捕来ル

中本郷村

無宿

勘助

和州宇陀郡

萩原村

百姓

亀蔵

右吟味中入牢申付ル

一御勘定吉川銚七郎京都夕着坂

いたし候よしニ付泰蔵遣ス、大坂

堺御貸附取調与して上坂いたし候由

○松村忠四郎江も巻封遣ス

同五日 朝晴昼後曇夜雨

同六日 曇雨

一潤八郎元メ取立、銚助・周次郎

一昼後立會役所出勤、八ッ半時過

書役取立申渡

帰宅

一安田玄筑罷越、灸點為致候

一築山河・城州江検見出立候よし

一御改正御取締御勘定高橋繁之丞

来ル八日大津着之積ニ付、同所江

同七日 半晴

向石賀漣平遣ス、夜四ッ半時比

一江戸表江卯式拾四番御用状出ス

夜船ニ而出立

○渡辺慎次郎手当次席領

○繁之丞江自書巻封

を渡上遣ス

○支配所余 (乗方) ★其外大概書

一吉川銚七郎入来逢

一冊遣ス

一吉田勝右衛門老衰ニ付退番之由為知

○東成字陀郡高反別

差越ス

一村限帳二冊

○困夫食有★帳一冊

同八日 晴

○公事出入銘書式冊

一明日出立御届ニ付

右遣ス

御城入

御城代

山室弥兵衛

○京橋

川上猛次郎

○玉造

都筑又右衛門

○御目付兩人 取次

右仕舞○立會役所江出勤、九ツ時過

帰宅

一久須美正一郎人来逢

一同人方江茶碗むし遣ス

和州沢村

庄屋

甚三郎

右手鎖差免、村預婦村申付ル

同州同村

百姓

八右衛門俵

喜一郎

右池上村源八謀書謀判一件引合

ニ付、一卜通吟味之上入牢申付ル

同九日 晴

一朝六ツ半時役所礼受都而如家

例○逐上知被 仰付候、大和国平

群郡村々物成五ヶ年平均突

合致ス○朝五ツ時過灘目筋村々

検見刈様田畑見分、其外為御用

出立、歩行、侍兩人・鎗・草履取・両懸

式荷、召連候もの共

石州銀山役人見習

林泰藏

田中彦太郎

岡田理作

中山昇三郎

朝出立懸、家来誓詞申付見届

★外取縮筋為申渡受證文取之

○尼崎迄近道筋罷越ス、同所

宿外れ茶店ニ而弁当、此時九ツ時比

○鳴尾村貯穀見分、封印附之

○同村辰屋半右衛門居宅土蔵ニ銅

土井有之ニ付呼出、村役人一同及

察当、即刻取拂方申付、理作

遣し為及見分候○今津村貯穀

及見分候處、郷藏者破損いたし

百姓持蔵江入有之不宜候間、早々

郷藏取繕ひ移し替、帰候序

見分可受旨申渡○越木岩新田

田畑一筆限見分取懸、黄昏迄取調

余者明後日取調候積○夜六ツ半時比

上ヶ原新田庄屋七郎兵衛宅江着

泊○鳴尾村半右衛門罷出、詫書付差出ニ付

差免、帰村申付ル

○今日者余程暑氣相覚出立之節単衣

尼崎弁当後帷子を用、大汗如流

○出立懸水野若狭守江過日之及

返書、淡州シボ竹二本遣ス

○上ヶ原新田尼崎領分郷村柄上

御料私領共束に嘉納屋次作持村

大坂迄五里

同十日 晴夕曇夜雨

一朝六ツ半時比出立、見佐村江罷越ス

○見佐村武庫川東縁上ヶ原

五十丁田畑見分刈様致ス庄屋宅二而

春法、此四ツ時過○九ツ半時比上ヶ原江帰ル

○同新田田畑見分刈様致ス、黄昏

庄屋七郎兵衛宅江又一宿

○見分中大坂より御用状到来一覽

○宅状来ル○江戸御用状も来ル

○見佐ヶ上ヶ原江帰途々中弁当

尼崎領武庫郡

（段上）
タンジヨウ村字 ■

字カイノスケ

建場茶屋 久蔵宅

同十一日 終日雨

一昨夕罷越候飛脚差返候ニ付御用状

出ス

○宅状返書老封遣ス

一朝五ツ半時比出立懸

○見佐村役人江増米之義及利害

○今津村仁左衛門江御勘定高橋

繁之丞村々江申諭候書取渡遣ス

○上ヶ原新田田畑一筆限見分○

貯穀見分昇三郎遣ス○同新田農家ニ而

弁当

○越木岩新田刈様致ス○貯穀見分

○越木岩村柄上等耕地も山寄なれ

ともよし○夕刻庄屋兵右衛門宅江

着泊、春法致ス○石賀漣平

今朝大津分帰坂いたし候よしニ而

罷越ス、逢、夜五ツ半時比西宮迄

罷越泊之積

○今日大坂分便有之高橋平作分

老封差越ス、同人分松村忠四郎分

老封頼越候ニ付添書いたし、漣平へ

為持遣ス○繁之丞分談有之候四職

差止メ、其外之儀廻状出ス

同十二日 曇夕晴

一朝五ツ時比越木岩出立○兎原郡

芦屋村字角石河原邑新田并切添

田畑高外水車場とも検地いたす

同村西国往還芦屋川堤上建家

高外ニ付直ニ検地○處々貯穀

見分、又者手代差遣し為及見ル

○七ツ時過東青木村市右衛門宅江着泊

御影迄罷越候積之處、風邪熱

悪寒有之ニ付当村江泊ル

同十三日 晴

一朝大坂分御用状来ル

○宅状到来致ス

一醬油造免除申渡

日光御用途江上金願納方申渡

一岡田理作大坂表江差返入、人別ニ
因る也

一播州表江御改正之書類調ニ付

齋藤徳藏・岡田銑助・石井益太郎

差遣、昨夜西宮泊ニ而出立いたし

右訳前条御用状到来いたし候也

一朝五ッ半時比東青木村出立○住吉村

地内にて綸子之襟を懸候女有之

呼出糺方いたし、御影村次郎太夫宅ニ而

糺之上村預申付、右衣服も村預申付ル

○御影村新田検地○石屋村同断

○東明村同断○新在家村同断

○大石村同断、暮六ッ時比百姓伊右衛門

宅江着泊

○御影村次郎太夫宅中食弁当

○醬油造冥加差免申渡

○日光御用途江上金願納方申渡

○東明村異躰之家作取直方申付ル

○魚崎村同断

○石屋村検地之場所江牟礼東村

休右衛門播州新濱村之儀ニ付絵圖

持參、直ニ承り、差返ス

○夜九ッ時過年寄太郎兵衛案内

為致侍敬助中間茂助計★(百カ)連大石

の濱江参り罷越海上之月一覽望晴明

一天無雲風波又平靜往觀題而

写いたし、浪打際閑歩消遙暫時

にして帰ル、泊る濱迄式丁計

○醬油造冥加差免并

日光御用途之内江上金願納方之儀

申渡

○大石村役人江貯穀之儀心得方申渡論

同十四日 晴

一朝醬油造冥加差免、日光御用途

上納金之儀申渡

一朝五ツ時過出宅、大石村檢地堤上

屋敷地之儀ニ付村役人江及利害

○脇濱村途中江漣平分淀川縁

新開之儀ニ付書取差越ス○神戸村

入口角ノ茶店休足、三味線有之ニ付

村役人江引渡心得方為申諭候、同村

会所江立寄取直し方及沙汰

○二ツ茶や村横往還江銅樋有之

及沙汰、直ニ為取拂候○神戸村外

ケ村立會字再谷筋水車場檢地

畑地前反別見取之積檢地、夕七ツ半時過

熊内村甚右衛門宅江着泊

○今日通行筋貯穀見分致ス

○日光御用途上金申渡、并醬油造冥加

免除申渡

同十五日 晴

一熊内村朝五ツ時過出立○芋川谷

○布引瀧上浪瀧水車場檢地

○篠原村庄屋木左衛門宅江立寄

弁当○住吉村喜平次預藏

困米見分○御影村役人江風俗

等之儀ニ付心得方申諭○御影ニ

船申付七ツ時比出帆、六ツ時過

安治川橋辺着船上陸夜

五ツ時過帰宅○田中彦二郎・

中山昇三郎者灘目、其外貯穀

見分申付致し置

○熊内村檢地之往来布引

の瀧一覽休足

一坂本鉸之助妻罷越逢

同十六日 晴夕曇

一朝五ツ半時出宅、檢見漣平・理作召連ル

○東成郡木野村・大今里村・本庄村

坪刈致ス、大今里村金右衛門方弁当

夕七ツ時比帰宅

一正一郎罷越、佐老人逢度義有之

参候様申聞候よしニ付、暮合合罷越

逢、天王寺村一件之儀并金子之儀

内談有之、夜五ツ半時過帰宅

同十七日 晴

一朝五ツ時過出宅、検見、潤八郎・理作・

召連ル、河州高井田・森河内坪刈

森河内吉左衛門方ニ而弁当後春法

○鳴野村新喜田多新田貯穀見分

八ツ半時比帰宅

一築山御用先合廻し物差越ス

同十八日 雨

一七ツ時比合羽倉外記旅宿江為暇乞

罷越逢、逸見一太郎談合居逢、桜井

三郎も同断逢、西井源次郎も参り合

逢、六ツ時過退散

○大石村太兵衛願京都通船一条

申談絵図渡遣ス、明日願人差出候積

○上知并在来御料所国訳一冊

遣ス

○上知村々々柄善悪取調之儀申聞ル

承知之旨調方見込申談

○逸見一太郎方江立寄、平野町

旅宿江逢、五ツ時過帰宅

○石賀漣平河州誉田八幡江為

内證御用遣ス、夜四ツ時比帰宅

同十九日 曇

一江戸表合御用状到来

○井上備前守殿合自書巻封

御取ケ組頭添書

○佐々木循輔合巻封

圭次郎一条

一夕刻久須美正一郎入来

○佐州今内談有之候金貳百両

證書差越、右金正一郎江渡ス

一遠藤但馬守殿家来吉田孫輔入来

初而逢

一桜井三郎罷越逢

同廿日 晴

一朝五ツ時比出立、切棒・具足・両懸二荷

軽尻一疋潤八郎・理作・昇三郎召連

播州表検見、其外与して罷越ス

○今津村

字ロクココク昼食弁当

○当月十三日鎮守祭祀之節

神輿持步行及酒狂候もの共

足輕栄蔵早朝の差越、手当為致

置候もの共呼出、一卜通吟味之上左之通

申渡

今津村

手鎖村預

善吉	源蔵	長蔵	席吉
----	----	----	----

久七事

力蔵倅

亀蔵

他出三付呼戻

大坂江召連可出旨申渡

○松村忠四郎の之沓封大坂の差越ス

大坂御貸附之一条

○夜六ツ半時過兵庫津本陣江

着泊

同廿一日 晴

一朝六ツ時過兵庫出立○舞子濱

歩行かめやといふ茶店ニ而休足

○明石本陣宇右衛門宅昼食、此時九ツ時

○明石領三軒や村ニ而宮部孫八郎

播州より帰路出會興中ニ而逢

○夕七ツ半時過加古川駅大和や宇右衛門

方江着泊、脇本陣旅籠や同様危躰

○明日宍粟郡須賀村江罷越候積之處

帳面調方不出来、且赤穂之方刈向

急候よし孫八郎申聞候ニ付、赤穂郡

二木村江罷越候積、先觸出ス

同廿二日 曇七ツ時比夕雨

一暁七ツ時比加古川駅出立○姫路町江

四ツ時比着、脇本陣 宅ニ而

昼食、途中江使者先拂等例之通

○龍野七ツ時比城下町通行、所々江使者

并先拂出ル、使者其外名前

淡路守使者

樽肴料金五百疋贈ル 田平角左衛門

同人家来

武久太右衛門

同人同断所役人

市村直次郎

右本陣ニ而逢、淡路守江及挨拶

淡路守家来分之由

町惣年寄

圓尾四郎五郎

右途中江出ル

○龍野本陣那波屋権三郎

一夕七ツ半時過赤穂郡二木村江着、庄屋

角太夫宅江泊、雨頻りニ降

○今日姫路本陣ニ而板や金兵衛革

細工取寄一覽いたし居候砌、痰疾之気味

有之痰血少し出ル、輿中ニ而一両度

痰ニ少し血交り出ル、軽キ事ニ候得共

姫路休ニ而即刻犀角を練葉ニ合セ

用ユ

同廿三日 雨昼前々収夕晴

一朝五ツ時比二木出立○門野刈様

○榊同断○二栢野同断、庄屋百姓

勝右衛門宅春法弁当○二木刈様

○真廣当卯年季明検見、夕

七ツ半時過庄屋方九郎宅江着春法

泊

同廿四日 晴

一朝六ツ時過出立、真廣村新田坪調刈

○小河刈様○上土井検見○牟礼東

刈様○原村検見、同村靈鷹山

明源寺春法弁当、住持了嚴逢

此時九ツ時過出立○高田中野検見

○休治検見○宇野山刈様○佐用谷

刈様、庄屋弥九郎宅江夕七ツ半時過着

春法泊

○原村春法所江新濱村庄屋安左衛門

年寄吉右衛門罷出候ニ付、原村安右衛門一同

地所取調方書類差出方之儀申渡

○佐用谷村泊ニ而二木村角太夫江村内

御普請所之儀ニ付及理害

○牟礼東休右衛門江荒地之儀ニ付書付

下遣ス

同廿五日 晴

一暁七ツ時さ用谷出立○新山寺村刈様

佐用谷々壺里登絶頂之村又壺里

尔して○与井村刈様○与井新村

刈様（庄屋又次宅春法）○尼領上郷郡通行足輕先拂出ル、

陣屋有之よし○山野里村刈様

年寄庄屋善右衛門宅弁当○下村検見

○大杉野村刈様、夕七ツ半時過庄屋

徳太夫宅泊、春法且盃

同廿六日 晴

一 暁八ツ半時過大杉野出立、霧深し

二 苔繩ニ到りて夜明道程三里

○ 苔繩刈様 ○ 赤松同断 ○ 細野

同断 ○ 河野原同断 ○ 大酒是迄赤穂

検見、百姓山本庄右衛門宅春法弁当

同人ニ逢 ○ 是迄佐用 下櫛田刈様 ○ 宝蔵寺

検見 ○ 久保検見同村江夕七ツ半時過

着、庄屋吉太夫宅泊春法致ス

途中中齒痛致ス

同廿七日 晴

一 明六ツ時久保出立 ○ 絃谷 ○ 三原

○ 廣山右不殘検見、庄屋二郎左衛門

宅ニ而弁当春法 ○ 宗行

検見平福七ツ半時過着春法

年寄 庄屋新右衛門宅江泊

○ 昨夜中中齒痛氣分あしく

終日煩し、絃谷駕中ニ而

咳血有之、其後兩三度少々

交ル

同廿八日 晴

一 明六ツ時過平福出立 ○ 庵 ○ 友延

○ 正吉 ○ 平福 ○ 正吉町分 ○ 仁方

右村々検見、同村猪佐久宅ニ而春法

弁当

○ 昨夜為待置候大坂表飛脚

此村迄召連御用状返事遣ス ○ 宅状

壺封おたのへ ■■■ た書遣ス

○ 齒痛昨夜中大分腫止

少し痛宜処、中之齒上齒とも

又痛ミ心地煩し、咳血も少しツ、

有之

○ 西河内 ○ 植木谷 ○ 田和 ○ 来見

右検見 ○ 平尾村江夕七ツ半時過

一着、年寄三郎次宅江泊春法

同廿九日 晴

一朝六ツ半時前平尾村出立、同村

検見○才ノ元○金子○桜山

○大猪伏○豊福右六ヶ村検見

年寄又兵衛宅弁当春法○淀

○平谷○大島○末包右検見

夕七ツ時過着、庄屋作右衛門宅江泊

○今日者朝々痰血数度出候ニ付

夜分泊ニ而犀角を煎し用ユ

○御勘定高橋繁之丞支配所廻村

為案内差出候、出役林泰蔵・山内

嘉十郎・浅井周次郎儀撰州案内

相済播州江移り候由ニ而、夜八ツ時

到着一同逢、泰蔵より申聞候趣

○当卯畑田成其外増米調へ御勘定方々

達之趣○御小人目付より西代村役人

坪刈之節、不束之行ニ付并東明村

善右衛門風俗之事其外略、右三人

今夜者当泊江一宿

当月廿四日大坂出立候よし、留守宅

一同平安之旨承り安意

閏九月朔日 昨夜分雨

一朝^ヒ暁七ツ時比末包出立、因州

往還筋平福江出、山道三里

廿四丁^ルして六粟郡江到ル

○漆野○下野右検見同村

庄屋親之助宅春法弁当

○下三河検見○中三河刈様○上三河

○河崎○船越検見、同村江夕

七ツ時過着、庄屋多蔵宅江

泊春法、中三河・上三河・河崎・船越者

夜分ニ成候間、明朝春法之積

○今日も痰血度々出ル、且齒痛

終日不止、雨中も山行故煩し

○泰蔵外式人平福迄一同罷越

同駅分御勘定方之方江罷越ス

○大坂分罷越候飛脚明朝当泊

出立いたし候ニ付御用状差遣、且

宅状遣ス

○今日者齒痛且気分もあしく

候間、宵分床之上ニ居宅状を

認メル、姫路ニ而板や金兵衛分呉候

菓子一折、佐用ニ而買集候玉子

卅七、宅江遣ス

同二日 晴

一朝六ツ半時比分昨夜残分村々春法

いたし五ツ時比出立、銀山江老里

半之路都而山を登る、嶮路之場所

歩行○銀山当卯検見○西塩野

刈様庄屋——宅ニ而春法弁当

下河野分又山道式里都而下り也

○下河野刈様見分中齋藤徳蔵・

岡田銑助村々御用済ニ而罷越逢、直ニ

兩人共召連ル○室○西山右検見

夕七ツ半時過千草丁江着

宅江泊春法

○今日も齒痛・頭痛・悪寒有之

気分あしく痰血も時々出ル

同三日 晴夕曇

一暁七ツ時過千草丁出立○東河内

○西河内○河呂右刈様○千草町

検見庄屋清右衛門宅江帰、春法弁当

○黒土検見○鷹巢○小茅野

右刈様同村百姓与一郎宅江夕七ツ半時過

着泊春法○船越村多蔵江御改革

心得方申論

○今日も歯痛殊ニ甚しく難儀

泊江着之比脳水出少し軽く成ル

痰血も度々出ル

同日 晴

一曉七ツ時過小茅野出立○中野

○上ノ上組右刈様上村百姓徳藏

宅ニ而春法弁当○岩野辺検見

夕七ツ半時過百姓石原伴左衛門宅江着

泊春法

○自分今日者歯痛者弥軽く腫も大ニ

減ス、痰血者時々出ル

○今日之道筋都而山路險阻、上ノ分

岩野辺之間道程式里、都而道悪しく

字岩神谷上幽谷といふへき地谷間尔小祠有

岩神上明神与云、山谷を司る神歟、此地

狼多く土人山獸上を新田野を荒尽を

除かんことを此神上祈れば狼則

制之与云、山猫其外之山獸多く又夏中は

山頭ニ多く出て通路これが為メニ

かたし与云、中野上之村々御年貢

米を岩野辺江運送する路なし

とそ此嶮峻を凌運ぶて送る農民の

辛苦も又推計るへし

○中ノ村御留番所地役人中瀬作之助

途中江出暫時送ル、逢遣ス

同五日 半晴八ツ半時比分雨

一曉毛★ツ時前岩野辺出立、字ハカ辰★峠

差越ス、齋木村ニ到ル○齋木刈様

○東西有賀検見○飯見本田刈様

新田者当卯検見○野尻当卯検見

百姓南兵衛徳三郎宅春法弁当○原当卯検見

○皆木当御見検見新田者明日検見之積○上野

刈様本田計相濟、新田者明日検見之積

○今日安賀迄罷越候積之處、何分難

罷越候ニ付俄尔上野村江泊、庄屋

宅ニ而宿いたし黄昏着

○引原村者年々検見罷成、村柄耕地様子共

巨細覚居、当年作方ニおゐて異同可有之

筭無之、土地僅壹村之事ニ而此後数ヶ村

刈匂を失ひ難義いたし候事ニも可致

御仁恵を失ひ候訳に相当候而者小★之及

ニ付潤八郎江精々心得方申論、立毛刈上

明日自分方江可持参旨申付、野尻

昼夕遣ス○道谷村者皆畑村ニハ候得共、田見分

聊有之、是又前条同様之趣意ニ付

同人江一同申付遣ス、右畑地之内畑田成等

可有之候得者難計、可心付旨も申付遣ス

○自分今日者齒痛軽く、痰血者時々

出ル、成丈用心いたす

年寄

庄兵衛

組頭

嘉左衛門

右御年貢小入用勘定合差締之由ニ付、当

十月中迄勘定可有之旨、且小前

之もの共心得方申論

河呂村

庄屋

重蔵

鷹巢村

庄屋

又兵衛

年寄

久左衛門

右鷹巢村切添切開地之儀

心得方申論

千草町

庄屋

清右衛門

同六日 半晴昼後少し雨夕晴

一明六ッ時過当村新田当卯検見入之場所

刈様いたし、泊江帰り昨日之分不残

春法、朝五ッ時比上野出立○安賀

検見○今市○小野○下小野

○谷右刈様同村庄屋——宅

春法弁当○日見谷刈様、同村ニ而

潤八郎道谷・引原相仕舞帰候よしニ而

逢○東安積刈様、夕七ッ半時過庄屋

和太郎宅江着泊春法

○自分今日者齒痛弥軽く痰血も

減ス

○四日泊岩野辺ニ而土産ニ粟を買三升

壹升六拾文、昨日上野三升、壹升貳拾文、今日

安積貳升、壹升三拾文也^元

同七日 晴

一暁七ッ時東安積出立○深河谷

○生栖○西深○福知○福知皮多

○福野右刈様同村百姓

田路七兵衛宅江立寄昼食

春法相済、八ッ半時過也○今日高橋

盤之丞東安積村泊ニ付為面会

罷越候積、当村々直ニ安積ニ帰ル

今朝理作者残し置、徳藏召連ル

昇三郎・銃助者福野ニ残し★

為致候、潤八郎者昼々公文村之内

小原溝谷江遣し、福野ニ帰りなく積

○東安積江夕七ッ半時過着致ス

○暮合々高橋盤之丞泊江罷越

右泊前江泰藏・嘉十郎・周次郎

泊居候ニ付立寄一同逢、六ッ半時比々

盤之丞泊江罷越逢、御用談

○撰州再谷水車場并石屋

東明小物成場御高入場所之儀

○当卯御取箇納尻十一月中

差出方之儀

○撰州天王寺村一件之儀

右之外畧之御普請役岡野

定一郎・同代森惠十郎・御小人目付

——にも初而逢、四ツ時比退散

泰蔵其外之もの共泊江立寄逢

四ツ時比和太郎宅江泊

○泊ニ而福知村々真綿

同八日 晴

一暁七ツ時比東安積出立、六ツ半時比

福野村江罷越、潤八郎其外出迎

七兵衛宅江立寄休足、其合場所懸

○河原田○三方町○森添○公文

右刈様○倉床検見、庄屋和三郎

宅ニ而春法弁当、同村江潤八郎者

井之内——千町江差遣ス○横山

○岸田刈様○草木検見○百千家満

刈様、寺院（真言宗）常楽寺江立寄春法

是合暮ル六ツ半時比福野村江差越

田路七兵衛宅江泊、潤八郎夜

五ツ時比帰ル

○自分齒痛者宜、腫者いまた終日

不宜、痰血者到而少し成ル

○当月六日附之宅状御用便ニ而

到来、平安之旨安意

○久須見先生之書状壹封

○齒藥壹包

右到来

○今日常楽寺門前ニ而福知皮多吉五郎

訴状出し取上、泊江可罷出旨申渡ス

○草木村者岸田村之登り下り共々

廿五丁山路曲折、途中平紅葉

数枚を得る

同九日 晴

一 暁七ツ時福野出立、伊和江朝

五ツ時少し過着いたす○伊和

刈様、庄屋卯七郎宅ニ而春法

弁当○潤八郎者皆河村江向

差遣ス○三谷○須賀刈様

夕七ツ時過同村庄^{医師}屋宇野俊達宅江着

春法泊○須賀江差懸山方役所江

立寄、地役人共用達江定例之通

逢、心得方申論

○自分今日者齒痛弥軽く、痰血も

到而少し、鼻汁ニ少し計

血交ル

○昨夜福野泊ハ飛脚返スニ付

宅状遣し、栗贈ル

○大坂江飛脚差立候ニ付栗壺包遣ス

○播州惣代共罷出候ニ付、御改革

尔付田畑其外取調方之儀心得方

申論ス

同十日 晴

一朝出立懸三方組村役人共江今般

御改革之御心趣意心得方申論

○朝六ツ半時比須賀出立○今朝

潤八郎者先江遣し、下皮多村

坪刈為致候分建部内匠頭知行

揖東郡松山田村之内字松山江

持出、往還筋之内百姓源左衛門

宅ニ而春法致ス○林田弁当

姫路や助太夫宅ニ而休足○飾西

本陣吉左衛門宅小休、是ハ書写山江

廻ル

○飾西ハ壺里ニして麓ニ到ル

夫より登り十四丁ニして本堂ニ

到ル、書写山圓教寺といふ西国

二十七番観音を安す置す、石段を

下りて二丁計奥に奥三ツ堂

与いふ、又壺丁ヨニして奥の院尔

到る開基僧之堂有、向ひて左之方ニ

又堂有、中央ニ古キ経机一脚

有、弁慶此山ニ住し時用ひし

ものなりと古代之もの申すと見ゆれど

正真之ものとも不思議、是分下山

廿四丁尔して山下ニ到ル途中

○暮六ツ時比姫路西二階那波太左衛門

宅江泊、本陣之よし宅太惣也

例之通先拂町奉行等出ル、泊分も

町奉行伊奈平八罷越、申立候よし

夜中板や金兵衛罷越、買物いたす

○處々眺望よし山下之村分壺里

姫路ニ到ル

同十一日 曇時々雨

一暁七ツ時比姫路出立○阿弥陀ヶ宿村之内出合字

豆崎より南ニ入野道
高砂江廻り街道なり

○加古川

脇本陣京塚や庄兵衛宅ニ而昼食

大原太郎左衛門儀も同宿ニ而昼食ニ候儀

無程着いたし候由ニ候得共、差急候間

斎藤徳藏残し口上申含出立

○明石夕七ツ時過本陣廣瀬

怡兵衛宅江着泊、怡兵衛帯刀いたし

出迎ニ出ル○泊江八部郡支配所村々出迎ニ

出ル

同十二日 快晴

一暁七ツ時明石出立、舞子濱なを

いまた不明、西垂水ニ到りて東明

○西須磨刈様○東須磨○大手

○板宿刈様○西代検見○駒ヶ林

○西尻池○東尻池刈様○兵庫

検見、夕七ツ時過市中八幡社境内ニ而

春法致ス、夕七ツ半時過本陣衣笠

又兵衛方江着泊○名主北風丈助

惣代罷越逢○妙法寺村○車

○白川者覺居候村方当年之作方

子細も無之儀ニ付泰蔵・銚助

昼食分遣し、夜六ツ時過兵庫泊江

罷越ス○今日昼食春法西代村

庄屋元右衛門宅

○西須磨村途中大坂宅状到来

当月七日認め置、十一日附とも両通

届平安之旨安意

○おろち文式通

右駕中ニ而一覽、又泊ニ而★之上

再覽

○大坂分飛脚関保右衛門分之壹封

築山江到来之よしニ而差越

一覽

○夜中車白川妙法寺村

春法改致ス

○兵庫津醬油造冥加免除

為申渡

同十三日 晴

一正六ツ時兵庫出立○夢野刈様

庄屋主計帯刀いたし案内ニ出ル

不相当ニ付庄屋之廉ニ而罷出候節者

帯刀不相成筋ニ而及利解

脱刃為致案内申付ル○石井

○鳥原（村内水車場ニ而春法）○東下刈様庄屋伊左衛門

宅ニ而春法弁当○坂本○中

○平野○下谷上刈様（平野）○東小部

刈様、夕七ツ半時過同村相濟、村内

茶や徳三郎宅ニ而春法、夜ニ入相濟

五ツ時比奥平野村江着、地藏院江泊

○小河村・上谷上村与左衛門新田者

鳥原分潤八郎・理作遣ス

同十四日 晴

一朝六ツ半時奥平野出立、同村手始○荒田

○二ツ茶や○走水○中宮○花熊

右刈様○神戸当卯検見○北野刈様

右相済、生田明神境内ニ而春法

別当——筑後宅ニ而弁当相済

九ツ半時比也○脇濱新田検見

○小野新田当卯検見○熊内○生田

○中尾○筒井右刈様○脇濱

○岩屋右検見○味泥○稗田

右刈様、夕七ツ半時過場所相済、同村

百姓金左衛門宅江泊、黄昏春法

改致ス、今日者合拾七ヶ村相済

○生田社前桜馬場之桜花咲

岩屋新田家ニも彼岸桜咲

当年者閏月季秋ニ而暖氣之

故なるへし

○生田社西之紅葉社前之

イテウの葉を採る

○当泊者若林や金右衛門与申ものニ而

身元相応ニいたし、居宅普請向等

宜、好事之家作ニ而併御觸之趣ニ

相振れ候品者素分無之、家作ニ付自分

泊りもいたし候事与見へ、都而之器物

程を好ミテ清く泊ニ付却而不宜

品を撰ミテ出ス与見ユ、一笑湯場

など好事ニ造りて清し、出立後

いまた入湯不致ニ付今日旅中初而入湯

髪月代もいたす

○夜九ツ時過大坂夕御用状到来

閏九月八日出江戸立會御用状(今十四日)到来

のよし、即日差立候写書いたし候也

卯九月七日於

御殿孫助立會、近江守殿被仰渡旨

竹内清太郎

申渡

御代官

関保右衛門

大熊岩太郎

平岡又次郎

青山九五郎

築山茂左衛門

竹垣三右衛門

勝田次郎

名代

石井勝之進

今度御取締のため江戸・大坂

御城最寄一圓御料所ニ可被成

置旨被 仰出候處、別段厚

思召も被為在候ニ付、右之儀者不被及御沙汰ニ候

已前之通領知行所之通可被成旨

被 仰出候

但上知ニ付御金被下候向者来辰年ふ

拾ヶ年賦ニ上納可致候

右者土大炊頭殿被 仰渡候ニ付申渡

同日出御書付

今般御取締のため江戸・大坂

御城最寄一圓御料所ニ可被成置旨

被 仰出候ニ付、上知被 仰付ニ付飛地領知

之義ニ付ても相觸候趣有之處、別段厚

思召も被為在候ニ付、右之儀者不被及御沙汰ニ付

已前之領知行所之通ニ可被成置旨

被 仰出候

但上知ニ付御金被下候向者来辰年ふ

拾ヶ年賦ニ上納可致候

右之趣可被相觸候

○宅状到来、平安之旨安意

右ニ付築山播州廻村先江自書ニ而

御用状共差遣ス、大坂ふ持廻り也、夜四ツ時過

差立ル○明曉大坂江之御用状出ス、宅状も

右便ニ仙之丞へ侍共ふ為遣ル○夜四ツ半時過

寝ル

同十五日 晴

一明六ツ時過稗田出立○鍛冶屋

○畑原○篠原刈様○河原

検見○大石○新在家○東明

○德井○石屋刈様、同村寺院

惠日山光明寺本堂ニ而春法弁当

○御影兩組刈様○住吉当卯検見

○横屋検見○魚崎○西青木

○青木○東青木刈様○田中

○中野者泰藏差遣ス○深江検見

○芦屋刈様右相濟、夕七ツ半時過打出江

着百姓もと宅江泊春法○今日

廻村合廿^ケ宅村也

○昨夜認メ今曉差出候稗田之飛脚

打出途中ニ而出会、宅状返書到来

打出泊ニ而一覽、平安之旨安意

○今津仁左衛門罷越居間江呼逢

同十六日 晴

一朝六ツ半時打出出立、同村検見○守具

刈様○西宮検見○越水刈様

○今津検見、同村字六石建場

茶や安兵衛宅弁当○鳴尾

刈様、同村鎮守八幡社境内ニ而

春法、七ツ時比同所出立、夜五ツ半時過

帰着

同十七日 晴

一朝五ツ時過出宅、検見○天王寺村

○同村小堀口茶店ニ而弁当○木野

○玉造村○木野村出郷、年寄平右衛門

宅ニ而春法、夜ニ入五ツ時過帰宅

一久須美正一郎罷越居逢、播州

土産鞆革・玉椿遣ス

同十八日 晴

一朝五ツ時過出宅、検見○野江

○新喜田^多新田○鳴野同村庄屋

九兵衛宅ニ而弁当春法○森

○中道同村庄屋庄左衛門宅ニ而

春法、夜六ツ半時比帰宅

一今日御定番組之もの川口ニ而船打

有之ニ付、早朝分坂本并正一郎

同伴ニ而龍太郎罷越、夜六ツ半時過

帰ル

一

同十九日 晴

一朝五ツ時過出立○本庄○大今里

検見、同村庄屋金右衛門宅ニ而弁当

春法○河州高井田○森河内

検見○庄屋善左衛門宅ニ而春法

同村分船ニ而夜六ツ時過帰宅

同廿日 晴

一今日者諸御用調物嵩候ニ付宅調致ス

一明後廿二日出立之積、和州江先觸

為差出ル

一御城代廻状到来

水野越前守殿御勝手取扱之儀

ニ付不行届儀有之、加判之列

御免、如前々雁之間詰被

仰付、着扣可罷在旨被

仰付候段申来候、此段申達候、已上

閏九月廿日 青下野守

御代官御蔵奉行

阿部伊勢守殿去十一日於

御前御懇之以

上意連判之列被

仰付候旨申来候、此段申達候、已上

閏九月廿日 青下野守

前同断

同廿一日 晴

一 在宿諸調物致ス

一 長沢半平差戻申達ス

一 諸出役懸訳申渡

一 勝岡外壱人差戻別ニ遣し物

一 新二郎同断

一 忠四郎文通

一 久正ニ文通

一 野木之来ル云々(カ)

一

(半丁空白)

同廿一日 晴

一 在宿諸調物致ス

一 長沢半平内堀新太郎儀、今般上知

御沙汰止被 仰出候上者、差戻方之儀

申渡、銘々御代官江之書状相渡ス

一 勝岡和田蔵・田中彦太郎差戻

方之儀申渡

諸出役懸訳申渡

一 寫林梶(梶)三郎書役取立申渡

一 野木大右衛門方江尼崎丁打之事★

漣平分爲申遣候處、夕刻罷越仙之丞江

為引合ル

一 夜分和田蔵・彦太郎居間江呼

逢、饞別姫路革・胴乱一ツ・扇十本ツ、遣ス

一 内堀新太郎も居間江呼逢

一 松村忠四郎・久須見正一郎江之文通

認メル

○忠四郎者大坂貸附銀内糺事

申遣ス

一 暁七ツ時之太鼓を聞一睡

同廿二日 晴

一 朝六ツ半時出立、和州宇陀郡村々

検見刈様、其外御用与して罷越ス、召連候

もの共左之通

手附 手代

石賀連平 増山正作

同雇 書役

山内嘉十郎 書役岡田銃助

書役 侍代見習

寫林梶三郎(梶二部方) 松田機一郎

侍

鈴木源司

足輕

岩崎栄蔵

右之外小田又十郎・手代杉田健蔵

五條江婦候處、同道筋ニ付同伴

いたし度旨申聞候ニ付、召連遣ス

○天王寺村小堀口迄歩行○平野

○柏原○築留式番樋脇会所ニ而

弁当○高井田村船渡し○国府

此村入口ニ木戸有、直者立田道龜瀬峠ニ

懸ル、国府越者居村内右之方江別れ次第ニ登り

国府峠ニ到ル、峯上ニ平坦之地有

人足共建場一大森樹之下ニ憩

松葉を採る、其少し行て次第ニ

下り国中ニ出ル○関屋○下田

○高田○八木夕七ツ半時過此村ニ着

脇本陣木原や嘉右衛門宅江泊、手廣之相應之

宅也、植村出羽守領分村柄宜家数も多し

○明日夕廻村之宇陀郡村々罷出ル

○八木村者十市郡・高市郡兩郡ニ懸ル

泊之宅者十市郡之方也

同廿三日 晴

一暁七ツ半時八木出立○桜井○初瀬

○萩原刈様、阿波や孫三郎与申もの云々

弁当昼後残耕地見分○山邊

懸る日生(北布)検見○黄昏(楯敷)松枚迄着

百姓惣三郎宅江泊、春法致ス

○桜井が初瀬之間黒崎路傍楓葉を得

○ヒ 伊勢往還名物饅頭を賣ル、女夫饅頭

といふ、**〇**如此式ツ付ケ間アンを入ル、上之方ニ

焼印を押、式ツニ而四文也、味ひ下等

○初瀬觀音江參詣、山中楓葉を得ル

再遊今度者奥ノ院江も參る

同廿四日 半晴六ツ時過分雨

一曉七ツ半時過(檢牧)檢牧出立○藤坂檢見

○(檢牧)檢牧江立戻檢見○白明○高井

同村百姓十藏宅ニ而春法弁当

○高井残り之分檢見○八瀧○内牧

○諸木野○上下赤埴村右不殘

檢見、暮六ツ時比高井村十藏宅江

立戻泊春法致ス

○内牧村耕地見分中大坂分

御用状到来

○御料所御改革御沙汰止被

仰出候處、其外江戸廻状差越ス、途中

有増一覽

○夜宅状并久須美正一郎江之

壺封認め、八ツ半時比寢ル

同廿五日 昨夜分雨、四ツ半時比分収半晴

一朝大坂江之飛脚帰便御用状出ス

○宅状并鉄砲豆式升贈ル

○正一郎江之壺封遣ス

佐州妻当月十六日病死之悔申遣ス

一朝六ツ半時過高井出立○室生檢見

同村室生寺領庄屋源兵衛宅ニ而弁当

室生山江參詣○下田口檢見

○角川刈様、○上田口耕地見分

同村庄屋源藏宅江泊春法

○室生檢見済、室生山江參詣

弁当所を出、室生川板橋を渡り

室生寺門有、是分右之方川ニ添

又左之方石階を登りて堂舎

あり、又登りて

桂昌院様御石塔あり拝ス

御朱印七拾石を被附、古参之三拾石

与合百石之

御朱印之よし、是より石階を登ること

数丁にして山頭ニ到ル、弘法大師の

堂有拝ス、堂之左ニ土俗ツクツクね岩と云

岩山有奇岩なり、登りて岩頭ル

黒の五重塔あり、弘法大師の作与云々

塔前ニ石の花筒とも見るべきもの

有、舍利自分此中ニ入事ありと云

堂前ニ詣人休足死水堂あり、大なる

ワニ口を懸ル、江戸浅草の人奉納銘有

堂後納骨堂有額を掲ぐ、是より

老丁計下りて岩山の崖ル望ミたる

處を西ノのぞき与云、是より少し下りて

岩山の半腹に巖あり、大師の護摩

宮与云、晴天之日者詣人此巖に登る

雨天之日者滑ルして絶えて登りかたし

又石階を下る、右之方ルサイノカワラ与云有

又階を下りて元之道ニ出ル、室生

寺江拝して護摩殿あり、殿前の

右ル楓樹あり、黄紅錦の如し葉を

採る、山頭ルも楓葉を得る、寺門の

前なる在家ニ而休足致ス、山中ル弘法鳥

棲て三月ル七月迄者鳴よしノブスマ

様の類多く、在家の邊江も出ると云

此山女人高野山与世俗唱る、寺門の

石標ニも是を記ス、万年草を得る

此草高野与此山ル限りて有之とそ

寺門より八丁計ルして山頭ニ到る、都而

高野の躰ル類ス

○室生村之内字奥唐見之クボ

路傍ニ松ノ大樹ス株有、一株者別而

大樹、円周凡式丈式尺計

○同所室生方ニ寄て路傍ニ大

松樹有、弘法大師笈懸姿与いふ

松葉を採ル

同廿六日 半晴夕少し雨曇夜雨

一朝六ツ半時比上田江出立○黒岩見分

今日今定免村々刈様者不致、漣平・

(梶二郎之)梶三郎免を為取調、自分者検見付キ

廻村○山柏検見○掛見分

○長野○今井検見○葛見分

○太郎路○伊賀見検見字一ツ一ツ耕地

鎮守社前ニ而春法致ス

○今井検見後同村春日社

別当之宅ニ而春法弁当

○右相濟塩井小休ニ而

休足、今日菅所迄罷越候積之處

定免村々限摂州東成

今日菅野江泊之積取組候所、定免村

刈様可致上者同村江罷越候も不及訳

ニ付塩井休所ニ而村々江申達、今夜

直ニ桃俣村泊之積ニ致ス、夕七ツ

半時過塩井出立、無程暮明松ニ而

夜行三十丁嶮路之山道を越て

夜五ツ時比桃俣村庄屋源兵衛

宅江泊、荷物者菅野江遣置度ニ付

塩井分申遣、夜五ツ半時過泊江来ル

源司附添来ル、漸着替等いたし

夜九ツ半時過寝ル○漣平・梶三郎者

(梶二郎之)菅野江泊、明日泊江罷越候積

同廿七日 昨夜今終日雨

一朝六ツ半時桃俣出立、同村検見

○伊賀見字一ツ一ツ耕地牛頭天王社

八王寺ニ而春法致ス、此村伊賀・伊勢

国境ニ而前面山を堺両国のみよし

○右之社前ニ大松あり、円周壺丈三尺四寸

○此邊奇峯多し

○鎧ヶ嶽 葛村

○兜山 今井村

○屏風ヶ嶽

右何れも形を以是名有り

同廿七日 昨夜夕雨終日雨

一朝六ツ半時出立、桃俣村検見同村

字小野谷春日社前ニ而春法、是合

山越（意）指杉峠登り壺里計ルして

山頭ニ到ル、宇陀桃俣・吉野瀧村与

郡界なり、是合下り壺里計瀧村江

出ル、人家有、是合式里斗ニして

宇陀郡上芳野ニ出ル、同村庄（組頭）

嘉右衛門宅ニ而弁当○同村并岩端

検見、岩端者元来上芳出郷ニ付打込

検見願承届ル○下芳野○宇賀志

○佐倉○小和田検見、同村江夕七ツ半時

過着（年寄）百姓武兵衛宅江泊春法

○黄昏漣平・梶（親二郎之）三郎泊江着致ス

○指杉峠（意）を下りて瀧村人家ニ到ル

往還合式丁計ニして瀧村の瀧有

往て一見丈凡五丈計巾式尺余

直ニ下ル、前向ニ不動堂有、今日者雨降

水少し濁ル、岩壺之邊ニ而楓葉を

採ル

同廿八日 晴黄昏曇

一朝六ツ半時小和田出立、同村手始

○稲戸○和田、○下畠○白鳥井

○上守道○下守道検見同村

円光寺ニ而昼食春法○岩崎

通行○別所検見○古市場

松井通行○東合○大沢村○見田

検見、夕七ツ半時比同村庄屋市蔵

宅江着泊春法

○別所村廻村先江大坂分御用状

到来○築山分壺封○塚越藤助

鶴小十郎分之壺封到来

○宅状来ル、別所野行中

一覽、平安之旨安意

同廿九日 晴

一朝六ツ半時見田出立○上平井・

下平井兩村耕地打交候ニ付

打込検見相願承届ル○三宮寺及見

○沢○山路○石田検見、同村

百姓又平宅春法弁当○栗谷

○高塚○池上○足立○上井足

○下井足検見、上下井足著耕地

打續一村刈様之儀ニ付打込検見

○夕七ツ半時比下井足庄屋治右衛門

宅江着泊春法

○石田百姓又平宅普請宜、手廣

ニ成宅也、後園ニヒラ茸与唱候

菌生立一覽

○和州宇陀郡下竹村分里数

○大坂江拾六里

○南都江八里

○郡山江八里

○八木江四里

○五条江九里

○高野江拾六里

○大峯江拾貳里

○堺江拾三里

○伊勢山田江貳拾三里

十月朔日 曇

一朝六ツ半時下井足出立○極楽寺

○篠野○五津○平尾○野依

○福西石検見、同村庄屋

春法弁当○比布○母里

塚脇○調子○藤井検見

○上中下岩清水村者耕地入交

一村同様之場所ニ付打込検見ニ致ス

右相済、夕七ツ半時比下竹村庄屋甚左衛門

宅江着泊春法

○長谷寺役人岩井形部萩原村

一条ニ付罷越ス、漣平為及引合ル

十月朔日
同二日 雨昼後風

一朝六ツ半時下竹出立○拾生村通合

往還筋及見○大蔵○東庄

此両村者耕地入交候ニ付打込検見

○関戸○宮奥○黒木○迫間

○西山検見、迫間村甚三郎宅ニ而

春法、弁当○下竹○岩室検見

下竹甚左衛門宅江帰り泊、春法

○迫間村甚三郎宅手廣く

普請も宜

○今日者終日雨、昼後者風雨ニ付

手操いたし村順振替、夕七ツ半時比

着ニ成ル

同二日 昨夜夕雨降不止

一朝六ツ半時下竹出立○芝生

○嬉河原○半坂○馬取掃

○麻生田○内原○小附右検見

相済、昼四ツ半時過下竹泊江帰ル

春法、今日ニ而不残検見相済

○村々帰住之もの共申渡

○拾生村女共髪結候もの為結候由之ものとも

心得方申諭、村預差免ス

同三日 半晴

一今日者荒地起返、其外増米受印

取候ニ付、一日逗留致し取調もの

致ス

一昨夜大坂夕朔日出御用状到来

○宅状

○築山夕之壺封

×

一 村々帰住願申渡

一 大坂江出立、飛脚差立ル

○宅状

○潤八郎泰蔵江壺封

○江戸手本初 壺箱

×

一 松山町森野藤助儀先前支配

ニ而逢、御仕来ニ而逢度旨申聞

ニ付夜分呼逢遣ス、仕来者手製

之葛相贈候由申聞候趣、贈物いたし

候者相当とも難申義ニ付難相成段

及沙汰、差止メル

同廿四日 朝晴、昼比夕曇、夕少雨

一 暁七ツ時下竹村出立

但、漣平・梶三郎(梶二郎之)者跡調与して

残し(残カ)★、今日昼立ニ而帰坂候積

○下竹夕壺里計ニして半坂峠ニ到ル

此處ニ而人足休足、峠路傍ニ大柵

二 樹有、藤堂和泉守領分小原村

半坂村与之境なり、是より式里ニして

三 輪ニ到ル、金谷村より近道ありて

三 輪明神社前ニ出ル、参詣處々

一 覽、衣懸杉円周式丈八尺計

一 大老樹なり、香氣宜故人々採りて

香氣を賞候よし、三輪之役人申聞候

ニ付木を採ル、是より式里丹波市

家数多く相應之宿なり(標本)一ノ本村

〈弁当角や藤次郎宅ニ而休〉

柿本寺江参詣、柿本明神開帳

直請額塚之碑銘并像画を買

丹波市より三里奈良江九ツ半時比

到ル、丁入口江芳野や善次郎

出迎、案内之もの為差出召連處々

見物○猿沢の池○興福寺○十三鐘

○春日社拝礼金式朱奉納、大麻を

申し受ル、此節本社普請中ニ而

仮殿ニ礼有之拜ス○若宮拜礼

○むさし野茶や長左衛門宅ニ而休足

茶碗を買○三笠山絶頂江登る

半復松葉を採ル○三月堂・二月堂・

四月堂一覽○東大寺大鐘一覽

夕七ツ半時過芳野や善次郎宅着

泊ル、例之通酒飯出し、久々ニ而通物を

味ふ○古梅園製墨を買

同五日 晴

一朝五ツ時善次郎方合池田播磨守

御役宅江罷越ス、羽織小袴着用、侍兩人・

槍・草履取計、表江通、用人ニ逢

播磨守儀一昨日上京、今般所司代牧野

備前守殿被為

召候ニ付為暇乞罷越、今日中帰着いたし

候積、留守中之由ニ付右用人江申置

為土産松山葛式升入壱箱罷越候、已前正作ニ

為持玄関江為差出候、善次郎宅江立戻

支度いたし、五ツ半時比出立○昨日見

残し候場所見物○東大寺大佛

参詣處々一覽、堂内角ノ柱円周を計

壱丈六尺四寸、其余佛之大體記録ニ

譲りて不記○小鍛冶宗近之家ニ到

鉢を買、春日野合興福寺門前通合

三條通市中江出野別ニ到ル、これ合

乗輿内クククククク

昼食夫合步行、又乗輿闇峠を越ル

○松原村ニ到て黄昏ククク

灯燈^(マ)を掲、玉造通合夜五ツ時過無滞

帰坂

同六日 晴

一 在宿

一 杉浦入来逢、原市江之返銀金銀

一 壹貫目持参、受取置

一 久須美正一郎江文通、昨夜帰坂之旨

一 申遣ス

同七日 晴

一 川嶋東八郎今般当

御城御修覆為御用御普請役代

罷越着いたし候由ニ而参ル、久々ニ而逢

○ 土産菓子一折・海苔

○ 久須美順三郎の書状壹封

×

一夜ニ入坂本入来逢、夜四ツ時過帰ル

同八日 晴

一 在宿

一 先般御勘定所へ違有之候

御城御修覆ニ付御入用材為取調

灘目江向増山正作差遣ス

同九日 雨夕収

一 岡田理作和州御普請所為見分

差遣、今朝出立

撰州今津

善右衛門弟

善吉

右村内祭礼之節、及不法咎申

不慎ニ付入牢申付ル、其余者手鎖

村預ケ申付置

一 杉浦返銀壹目平市江為相渡

受取々之、杉浦江書通ニ而遣ス

同十日 晴

一正一郎江文通佐州江鰻遣ス、返書

差越ス

一夕七ツ時比久須美江罷越、久々ニ而面会

飯被振舞、夜五ツ時過帰宅

一杉浦重郎兵衛今日伏見表江出立

同十一日

一正一郎江文通あま酒遣ス、昨日礼江戸

江之書状沓封取戻し、今日六日限ニ而

差立ル

一

同十二日 朝雨夕晴 亥猪

一豊田藤之進江之沓封今日差立ル

同十三日 晴

一吉川銚七郎今昨日手代呼出差越

泰蔵罷越候處、奉行衆印状

問違ニ而銚七郎方御用状江封入

到来候段申聞相渡、右者木村惣左衛門今

受取候、御貸附金并自分手限取扱

御貸付金共銚七郎・忠四郎立會

取調之儀御達有之候儀ニ而、右ニ付

談之趣申聞ル

一仁方村荒地場所取調之儀、村方のもの

呼出、牟礼東休右衛門・平福新左衛門江

取扱方申付ル

一夜ニ入出宅、吉川銚七郎方江罷越

貸付金調方之儀引合、五ツ時前帰宅

一明日可差立御用状類一覽、調印

○佐々木脩輔・松井助左衛門江之沓封

役所江渡置

同十四日 晴昼雨霰又夕晴

一朝六ツ半時比大坂出立、兵庫表

廻船改并灘目村々荒地其外為

取調罷越ス、廻船方宮部孫八郎・

高橋正橋、地方林泰蔵・六罵

清次郎・岡田銃助召連ル○神崎

○尼崎○今津六穀建場ニ而弁当

○西宮より拾ヶ丁本往還筋生田川

辺ニ而焼灯○神戸ニツ茶屋筋より

暮六ツ時過兵庫本陣衣笠

又兵衛江宿泊○廻船御用達

苦や久兵衛・改役富田や倍左衛門

其外途中江出迎○兵庫津

名主北風丈助・網や新九郎其外

惣代共江今般地所取調方之趣意

心得方申論

○ニツ茶や村八郎右衛門江心得方申論

同十五日 快晴

一朝五ツ時比本陣立出、濱合

乗船孫八郎・正橋并泰蔵外式人

召連、廻船見分致ス

摂州神戸

直乗船頭

通宝丸 又兵衛

右兵庫湊ニおみて見分、築山

川口積江差向候積

同州東明

直乗船頭

辰吉丸 為蔵

右兵庫湊ニおみて見分、自分

兵庫積江差向、即日積立候積

右見分相濟、東出町濱新開場

検地いたし、夫合——濱御廻米

内拵場見廻り、石井・烏原・妙法寺村

壺俵つ、村々廻し為致計立見分

いたし、九ツ時過帰陣○廻船方懸

兩人者昼後差返ス、御用達久兵衛

逢遣ス、正橋江築山江之沓封

渡遣ス○孫八郎江宅状沓封

玉椿一折渡遣ス○今日者当泊江又

一宿村々増米調致ス

○下谷上村平左衛門呼出、増米

調方之趣意申論

○網屋新九郎江逢、暫く物語

いたす

同十六日 朝晴小雨、夕収

一朝髪月代致ス

一中下灘村々御廻米、昨日見分いたし候

為蔵船江今日積立候ニ付、湊

廻し為取締見廻ル、嶋上町濱ニ

おゐて積立方いたし、雨天ニ付廻し者

蔵内ニ而致ス、見分、泰蔵・清二郎

召連ル、夕刻相濟、元船江罷越、船足

見分船中見廻ル、夕七ツ半時過

帰陣

○八部郡村々増米取調、受印取之

同十七日 朝晴昼曇又晴

一昨日差立候飛脚帰便、宅状来ル

平安のよし安意、玉椿箱四ツ

差越ス

一八部兔原郡村々増米取調、受印

取之

一昨日追々着船有之、見分受致ス

嘉納や弥兵衛罷越申聞ル、逢

泰蔵合懸方為申達候

一廻船方懸合夜船ニ而当宿ニ

罷越候段申越ス

同十八日 晴

一八部・兔原郡村々増米調致ス

一四ツ半時過廻船方懸、兩人罷越ス、昨夜

半出立いたし候よし

一七ツ時比今出陣、廻船改

乗船、懸孫八郎・正橋、御用達勘左衛門・

改方吉左衛門・惣代共出ル

千三百九拾石

明宝丸

徳次郎

大石松屋又左衛門船

千五百石

松寿丸

百蔵

御影嘉納や次作船

御影嘉納や次作船

千四百石

和合丸

市五郎

千五百六拾石

住徳丸

市右衛門

同嘉納や弥兵衛船

同升や久左衛門船

千五百石

嘉通丸

弥十郎

千五百石

三龍丸

権八

東明柴や又左衛門船

東明柴や又左衛門船

千五百石

和光丸

常蔵

千四百五拾石

大神丸

力蔵

兵庫塩屋利左衛門船

今津小倉や嘉兵衛船

千四百石

辰悦丸

利八

千五百石

嘉吉丸

福太郎

御影沢田屋三五郎船

兵庫和泉や和蔵船

千四百石

卜辰丸

喜太郎

御影■屋清太夫船

住陣丸

富太郎

同嘉納や次作船

嘉祥丸

弥太夫

右兵庫湊ニおゐて見分致ス、暮

六ツ時過帰宅

一今昼前孫八郎宅状持参、平安

之よし安意

一播州元ノ宮部潤八郎江自書遣し、増米

調候ニ付心得方申遣ス

同十九日 晴

一朝五ツ時過出陣、礪の町濱合

乗船々見分、懸両人召連ル

千五百石

嘉通丸

弥十郎

千四百石

歎徳丸

吉五郎

同

宝蔵丸

松兵衛

千八百石

定宮丸

常蔵

千五百石

嘉徳丸

為五郎

千五百石

神栄丸

正太郎

千四百五拾石

大力丸

市十郎

千四百石

栄龍丸

松兵衛

栄力丸

恒吉

明通丸

徳太郎

右神戸浦改

大坂小西屋与之助

富栄丸

松之助

右兵庫湊見分、九ツ時比帰陣

一孫八郎・正橋八ツ半時頃返ス

○宅状一ツ・蒲鉾四ツ・玉椿三折

右孫八郎江渡候

一孫八郎其外神戸浦迄罷越候處、川口

罷越居候廻船帰帆いたし候由ニ而

罷帰候由ニ付、七ツ半時過出陣、礮ノ町濱分乗船改致ス

大坂船橋や平兵衛船

千三百五拾石 神宮丸 喜十郎

右兵庫湊見分、暮六ツ時過帰陣

一夜分網や新九郎罷越逢

一御影年寄清兵衛江取調いたし、及理解

同廿日 晴

一兎原郡村々諸増米取調致ス

一廻船方之もの共者今暁出帆帰候由

同廿一日 曇

一兵庫津増米、受印取之

一網や新九郎・横屋与左衛門・二ツ茶や

八郎右衛門・山田や与三左衛門居間江呼逢

○天王谷水車之儀、取扱方横屋

与左衛門江申付、願村々江も為申達ル

一朝五ツ半時過兵庫出立○住吉村

百姓善左衛門宅昼食弁当

○御影村願之もの二口差免及

教諭

○芦屋村下道高札場及見、黄昏

今津村江着、一向宗常源寺江泊

○神戸村道筋分壺丁計北田畝之中

河原高直・盛直之墓有、由緒

之もの又他度々到ル、修造いたし候由

墓碑新しく挿ス、是分壺丁計

西北之方江馬塚有

○生田明神江詣境内

神宮皇后釣棹之竹高麗之

産ニ而三得之

同廿二日 晴

一 武庫郡村々増米調致ス

一 二ツ茶や八郎右衛門昨夜呼出遣し候間

八ツ半時比罷越居間江呼逢、八部郡

下瀧増米之儀ニ付内意申聞ル

一 横屋村与左衛門罷越逢、村方増米

調直し致し遣ス

一 今津村仁左衛門居間江呼逢

同廿三日 晴風

一 南組庄屋源左衛門居間江呼逢

一 八部郡東西須磨大血小板宿

妙法寺荒田村昨夜呼出遣し

今朝罷出ニ付庭江呼出、理解之上

増米調直し之儀申渡

今津村北組

百姓

新左衛門

右之もの義母くの江孝養を尽し

女房みね儀も★★★方宜、右者

新左衛門存心厚き故家内熟和

いたし候事ニ而、自余之勸善ニも

成候事ニ付為褒美白銀壹枚

差遣ス

但、新左衛門大坂江罷越留守之由ニ付

代として弟源兵衛江申渡

女房みねも一同申渡候序

為出候

同村南組

百姓

忠左衛門女房

いち

右之もの儀、舅文四郎存生之節

孝養を尽し、夫忠左衛門盲目ニ

相成候後、別而同人を大切ニいたし

常々行状宜趣ニ付為褒美白銀壹枚

差遣ス、忠左衛門も一同呼出、心得方

申諭遣ス

○常源寺義右両人之もの者且家
のよしニ而、殊之外悦ひ礼ニ出落泪
いたし謝ス○常源寺娘之よし
召連出ル、逢賈度よし申出ニ付逢遣
名者てる当卯十三歳ニ成候よし

鳴尾村無宿

同村

善蔵

伊之助

今津村

大坂表江召連ル

太重郎

辰蔵

手鎖村預

善次郎

利右衛門

同村

喜八娘

こう

右善蔵外三人者博奕、こう者親

不孝之聞有之候ニ付召捕

○八ッ時過今津村出立○尼崎○神崎

十三江渡手前ニ而焼灯、夜五ッ時比

帰宿

一召連候善蔵外四人入牢申付ル

同廿四日 曇夜雨

一摂州御影村沢田や三五郎・船沖船頭

市左衛門外三人不埒之取計いたし候一件

落着申渡

摂州御影村

沢田や三五郎船

沖船頭

過料三貫文

市左衛門

右船主

同断

三五郎

市左衛門ノ受取置候

播州赤穂郡

金拾六兩取上過料

牟礼東村

三貫文

百姓

与惣左衛門

同州同郡

山野里村

年寄

急度叱

次作

右之通申渡、證文取之

摂州今津村

百姓

長蔵

手鎖差免

源蔵

村預

浅吉

寅蔵

亀蔵

右祭礼之節及不法候一件ニ付答

申付候處、書面之通申渡

同廿五日 晴

一昼後ノ築山江罷越逢、夜六ツ半時

比退散○松村忠四郎旅宿貞次郎方江

立寄候處、留守ニ付貞次郎江申置

六ツ半時過帰宅

同廿六日 晴

一在宿

一松村忠四郎入来通し逢

同廿七日 曇昼後少雨又曇

一龍太郎坂本江稽古ニ參ル

摂州神戸村

百姓長三郎

右如何之取計いたし候ニ付、入牢申付置候處

心得違之段相弁、村役人親類一同

相詫候ニ付差免、出牢申付ル

同廿八日 晴

武庫郡

今津村

神事ニ付

善右衛門弟

不法之及所業候もの 善吉

同村

喜八娘

不孝之聞有之候もの こう

右出牢之上村預申付ル

同廿九日 晴

一当卯検見其外廻村相濟、昨廿八日帰坂

之積を以今日御届出ス

○御城代 河野五郎右衛門

○京橋 川上猛次郎

○玉造 三浦太仲

○御目付阿部隠岐守取次

老人者留守ニ付不出

右五ツ半時出、四ツ時過帰宅

○右帰り懸土屋四郎二郎方江立奇、留守

尔付申置

○杉浦宮寺江仙之丞遣し、不幸之悔

申遣ス

十一月朔日 晴 日食未ノ五割七分

一朝六ツ半時御城入、三手共御逢有之

○御城内ニ而鶴小十郎ニ逢、四ツ時過

帰宅

同二日 曇

一宮部潤八郎昨夜兵庫泊ニ而播州

表より帰坂、夜中途

今津村北組

百姓

新左衛門

南組

忠左衛門女房

いち

右之もの共先般廻村褒美銀壺杖ツ、

差遣候礼与して上坂いたし候由ニ付

表坐敷ニ而逢、六諭衍義一冊ツ、

遣ス、庄屋伊左衛門一同逢

同四日 晴

一川嶋東八郎罷越、昨日酒遣候礼申述

移り之品々可贈申置帰ル

神戸村

年寄

善四郎

四郎太夫

同三日 晴

一川嶋東八郎江文通、菊一印之酒

壺斗入壺樽遣ス、留守受取

今津村

百姓

手鎖宿預

太十郎

手鎖村預

茂七

右博奕一件入牢申付置候處、出牢

之上右之通申渡

同五日 晴

一龍太郎馬術師芦沢貞次郎江

仙之丞遣し、吉向焼茶碗一

玉椿一折遣ス

一諸入用金受取

但、御代官所当分御役料之分

同六日 晴

一早朝池田庄太夫入来逢、朝飯

振舞遣ス

同十日 晴

一昼後松村忠四郎旅宿大坂屋貞次郎方江

罷越候逢、明日朝当地出立、南都江罷越

凡来月十日頃ニて又当地江罷越候由

同七日 晴

一松村忠四郎入来逢

同十一日 晴

鳴尾村

一江戸四拾弍番御用状到来

猪之助

○石河美濃守之書状

善藏

水野若狭守江之一封も差越ス

右一通申口相聞候ニ付、出牢手鎖村預

申付ル

○圭次郎之封

○甚藏勘定仕立一件、一袋

右到来

同八日 晴

一当月朔日出番前御用状六日限ヲ以

到来いたし候事

同十二日 晴

一御城代之廻状、御老中所司代

御役所之達申来ル、築山之到来

同九日 半晴少雨夕晴ル

一無記事

一夕刻之風邪ニ付宵之平臥、熱

悪寒有之

同十三日 晴

一自分風邪追々発熱悪寒有之

平臥

一朝池田庄太夫来ル、逢、飯振舞

一御城代廻状不快築山も不快之^(由之)★_ニ付

漣平江為知、返上相濟

一兵庫表廻船数艘入津ニ付可罷越處

不快ニ付、懸兩人計り夜船ニ而遣ス

一玄筑入来服薬

同十四日 晴

一自分少し快方、平臥

同十五日 晴

一自分大ニ快方、床之上ニ而調物等致ス

同十六日 晴

一自分順快、床上ニ起居

一玄筑入来、診察受ル

一築山不快之よしニ付見舞文通

あまさけ遣候處、快氣のよし申越

一大久保加賀守為時候見舞金五百疋

相贈ル

同十七日 曇昼後雨、夜風雨

一江戸番外御用状到来

○羽田龍助の壺封

刀劍圖考二冊到来

○小泉次太夫殿の御状壺封

○羽田龍助の水野若狭守江之壺封

○宗藏の壺封

江戸役所申合書巻通

右到来

一廻船見分有之、自分不快ニ付築山

罷越ス

一水野若狭守江文通、羽田之壺封并

此程到来之石河美濃守壺封共

遣入、受取来ル

同十八日 晴風

一自分快方、髮計結ふ

一玄筑入来、診察為致候

同十九日 晴

一当卯御取箇仮免状相渡

摂州東成郡

天王寺村

外

同州武庫郡

今津村

外

同州兔原郡

打出村

外

同州八部郡

神戸村

外

河州若江郡

高井田村

外

播州赤穂郡

高田中野村

外

同州佐用郡

廣山村

右御代官所申分

同州同郡

平福村

外

同州宍粟郡

岩野辺村

外

右当分御預所之分

和州宇陀郡

長野村

外

右別廉当分御預所之分

惣村数

一大熊文叔初而逢

一自分全快ニ付髮月代致ス

同十九日 晴 夕曇

一朝安食善之丞入来、逢

一昼後御城入、寒中見舞左之通

廻勤

御城代・御定番・加番・大番頭

何れも申置

右之外玉造者勝手江も罷越、久々ニ而

通り、右京殿江御目ニ懸ル、今日者

鉄炮稽古日ニ付、自分も鉄炮を打

八寸角三発之内角ニ五寸角三発角ニ一

三寸角一発星不残中候、夕七ツ半時過

帰宅

同廿一日 半晴

一当地卯 番御用状出ス

○但馬守殿江寒中見舞壹封

一昼後出宅、谷丁筋寺町所々旅宿江

寒氣見舞、如左罷越ス

○鶴小十郎 ○川嶋東(八九)★郎

○鶴見淳助

右何れも留守ニ付申置

○坂本江罷越、同人儀比間中分

風邪ニ而未夕引込居逢、夕飯等

被振舞、夜四ツ時比帰宅

一久須見佐州分明後廿三日御破損奉行竹縄

藁入札開立會与して御役所江罷越候様

築山連名之文通、同人分廻し来ル

同廿二日 半晴

一江戸番外御用状六日限を以到来、当月

十六日勝田次郎相カ留守居之もの罷越候様

申越候ニ付、渡辺慎次郎罷越候處

御尋書老封、阿部伊勢守殿御渡候旨

を以、戸川播磨守殿御渡有之候由を以

次郎相渡候ニ付、即日差立候旨申来、右

御尋書老封到来

但、右御尋之趣者手付森誠一・手代

杉浦又三郎取計之趣御尋有之候

同廿三日 半晴

一朝四ツ時過出宅、久須美佐渡守宅江

相越、九ツ時過ニ成候ニ付自分并供方迄

昼飯出ス、九ツ時過宮寺五平次・土屋

四郎三郎罷越逢、評席ニおゐて

竹繩藁受負町人共より銘々入札

為差出開札、定例之通破損奉行

直段吟味いたし、落札之もの取極

自分并佐渡守組与力・同心立會

★相カ濟、九ツ半時比帰宅

一坂本鉉之助留守中相カ罷越居逢

一小林金之助相カ寒中見舞文通、并

砂糖式曲到来

同廿四日 晴

一朝五ツ時過出宅、難波御藏為立會

罷越、御藏奉行比留間兵三郎、逐手・

玉造御藏目付罷出ル、加番渡米有之

八ツ時過帰宅

同廿五日 晴

一昼前出宅、築山江罷越ス、逢、調物儀

ニ付及内談、五ハツ半時過退散○銅坐江

立寄、寒氣見舞返札申置、七ツ時頃

帰宅

一 築山江文通、内談之儀ニ付申遣候

返書来ル

一 廻船川口江乗懸候由ニ候處、調物有之

亦付築山江文通、礼遣ス

一 酒井右京亮殿六、七日之支度ニ而被

召候よし、丹後守殿今廻状来ル

同廿六日 晴

一 酒井江寒中見舞、小倉野箱入

壹箱、近習共江大福餅ニ重文通ニ而遣ス

同晦日 晴

一 先般伊勢守殿御渡有之候御尋之趣御答書

取調、勝田次郎江書状相附合封いたし

道中四日限を以、未ノ上刻差立ル

一 右ニ付次郎江別段内状壹封遣ス

一 酒井右京亮殿明日出立ニ付、為暇乞

七ツ時比合相越ス

○ 下緒式懸 一懸革小按
一懸原打

○ 南都墨三挺

右錢別ニ進上致ス、奥ノ居間ニ而も逢

坂本并又右衛門・藤右衛門罷越居候逢

上下地壹反被相贈候短尺染筆を乞

席上ニ而染筆被相贈候、暮六ツ時過帰宅

十二月朔日 快晴

一 酒井右京亮殿今朝出立ニ付、明ケ

六ツ時出宅、服紗麻ニ而玉造口張

番所江罷出ル、地役并築山も罷出居

朝六ツ半時比出立懸面会、御暇乞

申述ル、馬上ニ而出立被致候○右相濟

留守宅江罷越、無滞出立相濟候段

歎申述ル○ 御城代江出礼例之通

礼申述ル、然ル處地役共御逢ニ而坐シ

手間取れ候様子之處、自分者廻船

見分有之候儀ニ付、築山江及談

京橋者同人兼珍重申述候積ニいたし

一右酒井出立★^(候)處、龍太郎茂懇意ニ

いたし候御人之義ニ付、守口小休所迄

見立御暇乞与して遣ス、明六ツ時出立

坂本内弟子山本鱒藏義も参り度由

★生申聞、早天罷越同道遣、守口ニ而

小休、本陣江罷越御目懸候よし

龍太郎ハ飛驒製之クルミ根付沓ツ・

★帳面沓冊餞別ニ贈ル、酒肴等被

振舞之よし、昼後罷越候趣也

一朝五ツ半時過谷丁濱ハ乗船

廻船見分川口沖江罷越ス、懸孫八郎・

正橋召連ル

右見分濟、御用達勘左衛門・改方新左衛門・惣代罷出ル

○川口江上陸、小林金之助・★^(友カ)山勝次郎江

寒中見舞申置、夕七ツ半時過帰宅

同二日 半晴、時々曇

一石賀連平・斎藤徳藏・寫林梶三郎・^(罷部)

浅井周次郎、為酒造改差遣、今朝

出立

一山内嘉十郎二條出役、夕刻出立

同三日 晴

一廻船見分有之候段申立候ニ付、朝五ツ半時

孫八郎・正橋召連、谷丁濱ハ乗船、

川口迄罷越候處間違之筋有、右廻船

今朝兵庫江帰帆いたし候由ニ付

天保山之少し先ハ帰帆○西横堀ハ

上陸、★^(門)門跡江寒中見舞罷越、又乗船

川崎・杉浦門前より上陸、同人方江罷越

逢、夕飯等被振舞、夜六ツ半時過帰宅、

一今朝池田入来逢

同四日 晴

一松村忠四郎入来逢、明日夕御貸附調罷越候積

一同人并銚七郎方江罷越ス、夕刻夕出夜

六ツ半時比帰宅、帰り懸御普請役旅宿江も

立寄

同五日 晴

一自分取扱諸御貸附金銀立會、取調

之儀先般御達之趣を以御勘定吉川

銚七郎・支配勘定松村忠四郎・御普請役

衣笠仙助外老入、今日夕罷越候積、朝五ツ

半時比罷越ス、一同面會、銚七郎者一ト通

書類一覽、当地町奉行取扱御貸附

調与して罷越候由ニ而無程引取、忠四郎・

仙助居残取調被懸ル、夕七ツ時過帰ル

同六日 晴

一御貸附調与して松村忠四郎・衣笠仙助

罷越、朝五ツ半時夕七ツ時過帰ル

一当月朔夕出(卯四拾四番)御用状到来

一苜澤貞二郎江切炭老籠・砂糖一曲

遣ス、仙之丞使

同七日 曇時々雨、又小雪

一今日廻船見分有之候積之處、天氣相

悪敷候ニ付延引

一朝五ツ半時比夕忠四郎・仙助罷越、調物

いたし、夕七ツ半時過帰ル

同八日 半晴

一朝五ツ時過夕忠四郎・仙助罷越調物

いたし夕七ツ半時過帰ル

一水野若狭守夕書通、鯨到来

返書遣ス

一築山江文通、久須美江遣候鮭三二本

包三いたし、届方頼遣ス

一明日兵庫表廻船見分出立ニ付

御届御城入

○御城代 服部源左衛門

○京橋 川上猛次郎

○御目付逐手之方老入

右出ス、石川・築山江落合逢、夕刻

帰宅

一 築山入来逢、夜五ツ時前帰ル

○同人只今水野江罷越、嶋林

与八郎、天王寺村(常田)富田之穢多

娘過当之簪差居候を手荒く

取計いたし候与之風聞書一覧

いたし候よし内談有之

同九日 朝晴、四ツ半時比合風雨、★

夕晴

一 兵庫廻船見分与して朝六ツ半時過

・出立、懸り代高橋正橋召連ル、孫八郎者

不快ニ付侍兼機一郎召連ル、侍連吉

初而供致ス○今津六コク弁当○住吉

小休、暮六ツ時過兵庫本陣江着

泊ル○網屋新九郎惣代兩人・二ツ茶や

八郎右衛門・花熊村五郎兵衛・大坂や新左衛門・

惣代丈七・山田屋与三左衛門等逢

一 御影大和や嘉左衛門、鳥居甲斐守合

呼出差紙到来いたし、来ル十三日

出立いたし差添村役人当分役人

願書ニ付願之通申付遣ス

一 花熊村池内溺死人神戸村より

引取之儀願出ルニ付、継添受★申付

引渡申渡遣ス

同十日 晴風

一朝五ツ時比合出立、谷町濱合乗船、廻船

見分、改方大坂屋新左衛門・丈七、御用達

苦屋久兵衛罷出ル、廻船左之通

千五百石積

撰州御影直乘

千式百石積

常吉

芳十郎

同州二条や直乘

同州今津直乘

千六百石積

長右衛門

千石積

千太郎

同州御影

同州鳴尾

木屋善助船

半藏船

千四百石積

善太郎

千五百石積

半兵衛

但式度目

同州御影

同所直乘

嘉納屋次郎右衛門船

千四百石積

徳十郎

千五百石積

増十郎

同州青木直乘

同州大石直乘

千五百石積

正藏

千四百石積

市五郎

同所直乘

同州御影直乘

千五百石積

勢吉

右御備船之分

新造

千五百石積

同所直乘

三九郎

千五百石積

大坂安治川北巷丁目

小西屋与之助船

秀太郎

同所

源三郎船

千四百六拾石積

弥助

紀州富田浦

同所

新造

千七百石余積

比根や惣兵衛船

秀蔵

千四百石積

久助船

久兵衛

右市中船之分

右菱垣船之分

紀州比井浦

藝州椋ノ浦

魚や新右衛門船

英助

千四百石積

新屋彦之助船

惣五郎

千五百石積

右他国船之分

出附良船

右兵庫・神戸両浦ニ而見分相濟

夕七ツ半時比本陣江帰り泊

一御影村庄屋(次郎)★太夫呼出、大和や★衛門

江戸町奉行所呼出差添年寄之儀ニ付

心得方申諭遣ス、

同十一日 晴、風

一朝六ツ半時兵庫本陣出立○住吉村

小休牟寄吉右衛門逢御影村百姓甚助

年寄役願之通申付、次郎太夫江心得方

申諭○今津六コク弁当○暮六ツ時比

帰坂

一留守江坂本入来之よし

一留守中今日迄日々忠四郎・仙助共罷越

調物いたし候よし

同十二日 晴、風

一昨日帰坂御届、朝五ツ半時過御城入

○御城代 市野環

○京橋 川上猛次郎

○御目付忝人取次

右仕舞直ニ玉造御蔵江廻ル、御蔵

奉行比留間兵三郎・仮役杉浦藤馬・

御蔵目付兩人・玉造組与力忝人出席

何れも逢

自分御代官所撰州東成

米貳百貳拾七石

納廻五斗壹升八合
五斗壹升九合
五斗壹升八合

右今般御普請出来候新御蔵壹番

御蔵江納方相濟、出役岡田銃助

夕七ツ時過退散帰宅

一朝五ツ半時比忠四郎・仙助罷越調物

いたし、夕七ツ半時過帰ル、明日者自分方

煤拂ニ付一同宅調ニいたし、明後日〆

罷越候積

一江戸卯四拾五番御用状十二月六日出

六日限ニ而到来

○先達而差立候御答書当月四日

朝到着、勝田次郎不快ニ而引込

居候ニ付、高木清左衛門義

御殿江翌五日持参差出、自分

差扣伺之儀者何れニも差出候方、可然旨

清左衛門差出候ニ付差出候處、先不及

差扣旨大炊頭殿御下知之よし奉行衆

御達之旨清左衛門申聞候よし申越ス

○宗藏ハ手元江内状差越ス

○日光御用途差出金之もの江御褒美

銀被下候段云々申越ス

同十三日 晴、昼後ハ曇、夕雪風

一役所并住居向煤拂、役所休日

一忠四郎・仙助今日者宅調ニいたし

不罷越候

一おたの江差遣候金拾両平市江渡

当月廿五日限渡之積を以泰蔵江渡ス

○

同十四日晴

一朝五ツ時過忠四郎・仙助罷越、終日

調物いたし、夕七ツ半時過帰ル

一水野若狭守江文通、寒中見舞

煮鮒遣ス、受取

一水嶋東八郎江文通同断、同品遣ス

不在受取

一夕刻尼崎又右衛門入来逢、酒井家

金談申聞ル

一当地卯 番御用状六日限差立

○御代官所

○当分御預所 当卯御取箇目錄三冊

○別廉当分御預所

右ニ添候書類例之通

○芦澤軍次郎江之書状壱封

右差立ル

○同十四日 晴

松平遠江守領分

一今日者忠四郎種^(種カ)物ニ而不罷越由、仙助

撰州宇治山村

壹人罷越調物いたす、朝夕刻帰ル

百姓

一我等風邪ニ付明日出札断之儀

右之もの儀兎原郡石井水車稼

築山江文通ニ而申遣ス

いたし候處、白米四斗盗出候尔付、差押

一御城代不快ニ付明日出札無之旨

村役人訴出ニ付、一通吟味之上入牢

杉浦合築山連名ニ而申来ル

申付ル

同十六日 晴

同十七日 晴

一朝五ツ時過合忠四郎・仙助罷越

一朝五ツ時過合忠四郎・仙助罷越調物いたす

調物いたし夕刻帰ル

七ツ半時過帰ル

一今日餅を搗、当年者御勘定方尔罷越

別而取込ニ付餅やニ而為搗取寄ル

同十八日 曇、少雨

一水嶋東八郎合昨日之返書・鮎到來

一例刻忠四郎・仙助罷越、夕刻

一尼崎又右衛門江文通、酒井家来罷越候様

帰ル

申遣ス、返書差越ス

一御貸附方町人共上銀拝借利銀上納

一夕刻酒井家老加藤弥左衛門罷越

いたし候ニ付、西組与力松井金次郎・

逢金談致ス、漣平江為逢云々申談ス

松浦助左衛門罷越、定例之通納方受取

書相渡ス○手續左之通

自分并与力・同心・鈴木町懸り之者

忝人・自分も懸り之もの共一同出席

御貸附方町人共代之者都合十一人

呼出、右代之者上納銀懸屋受取手形

懸り之もの江差出、懸り之もの自分江

差出一覧いたし、与力江相廻し

夫々二分懸り之もの江相廻し、懸り之もの

受取置○自分申渡

鴻池屋

善右衛門

外拾人代之者

忝人別名渡致ス

其方共上ケ銀拝借利銀上納

いたすニ付、受取書相渡ス

右申渡受取手形★★★自分手元江為

差出置候分、与力江一覧ニ相廻し、同人々

懸之もの江相廻し、町人共江相渡

右ニ而相濟○定例書院ニ而取計之義之處

今日者御勘定方罷越、調物いたし

居候義ニ付使者之間ニ而取計候事

同十九日 朝晴曇

一 忠四郎朝々罷越夕刻帰ル、衣笠

仙助者明日出立いたし候由ニ而不罷越

昼後暇乞ニ罷越逢

一 吉川銚七郎儀明日出立、山田表江

罷越候由ニ付、為暇乞罷越逢○衣笠

仙助方江も立寄申置暮合帰宅

一 坂本稽古納ニ付龍太郎朝々

罷越昼後帰ル、歳暮祝儀金

三百疋贈ル

一 衣笠仙助江饒別、多葉粉一箱遣ス

泰蔵持参留守之よし

同廿日 朝晴曇雨雪

一朝忠四郎——罷越調物いたし

夕刻帰ル

但、今日御普請役罷越ス

罷越ス

○吉川銚七郎・衣笠仙助者今朝出立

いたし候よし

一水野若狭守の文通、塩肴到来

別ニ返書者為持遣ス

○与八郎風聞書一通差越ス、返書ニ

申遣ス

一来辰御廻米運賃取極、直段之儀

御用達共呼出、勘左衛門・久兵衛江申渡

受書申付ル

一御影村次郎右衛門・弥兵衛江、住吉村

吉田喜平次江懸候貸銀一件之儀ニ付

心得方申論、帰村申付ル

一加藤弥左衛門江文通、呼ニ遣し早速

罷越、金談之儀御貸付方町人共の

江州表領分之もの借受ニ而銀拾五ノ目

貸銀之儀ニ付内談致ス

一酒井右京亮殿若年寄被

仰付候儀、飛脚屋の申出ル

一久須美順三郎今日昼船ニ而着之よし

昨朝正一郎伏見迄出迎ニ罷越候趣

昨日坂本ニ而龍太郎承来ル

同廿一日 曇時々雨

一忠四郎・御普請役朝の罷越調物いたす、

今晚の夜延調いたし、五ツ時過帰ル

一朝五ツ時過谷丁濱の乗船、廻船役

孫八郎・正橘召連ル、御用達平四郎・

改方新左衛門・惣代罷出ル

千

千

千

右川口沖見分

右安治川内見分

○高麗橋の上陸、骨屋町脇田

平左衛門旅宿江申置、夕七ツ半時過

帰宅

一築山請所替之儀飛脚やより

届出ル

一夜中御城代々廻状築山より

廻し来ル

○酒井右京亮殿当月十五日

西丸若年寄被 仰付候達

○達儀有之候間、明廿二日四時服紗

小袖・麻上下着用可罷出旨之達

右留ニ付留メ置○築山々文通之

端書之場所替ハ二万石増地被

仰付候よし内吹聴申越ス、返書遣ス

一久須美順三郎昨夜着いたし候よし

表向之奉札来ル

同廿二日 半晴風

一朝五ツ半時過出宅御城入、服紗・小袖

麻上下着用、御城代江罷出ル

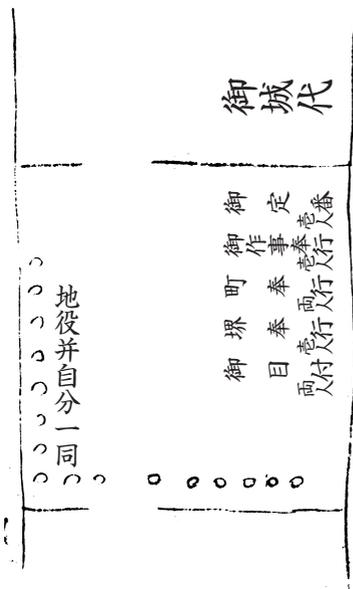
築山不快ニ付名代兼候段河野五郎

右衛門江申聞置、昨夜到来之廻状

式通・状箱共取次江返ス、九ツ時比

例之出札席ニ而

上意之趣御達有之



右之通出席、御城代

上意之趣御達有之、用人河野五郎左衛門

御書付讀之、九ツ時過相濟○米倉

丹後守殿江

上意之趣奉得其意候段取次江申置

御城出○酒井右京亮殿若年寄

被 仰付候、御歛下屋敷江罷越取次ニ

申置○築山江罷越逢、不快ニ而

平臥いたし居、夕七ツ半時過帰宅

同廿三日 半晴、昼後漸雪

一朝五ツ時比出宅、又右衛門所持之馬を

借用いたし堺江罷越ス、四ツ時過

用達方へ着、例之通着替永井

能登守方江參ル、暫く待居昼比

酒飯出し、居間ニ而初而逢、暫く

物語いたし四ツ時過退散、堺筋を

帰り、夕七ツ時比帰宅

一忠四郎角内例刻々罷越、夜

六ツ半時過帰宅

一酒井家来——罷越初而逢

融通方御貸附金銀拾五メ目此金

式百三拾式兩式分渡遣ス、仮證文一通受取置

同廿四日 半晴

一朝四ツ時比今忠四郎罷越ス、昼後御用濟

居間江通し、八ツ時過迄談話、帰り

一坂本入来逢、直ニ帰ル

一平井左五郎入来、使者ニ来ル

○順三郎着坂いたし候ニ付、土産贈ル

自分江浅草海苔

駿河細工状箱

龍太郎江刀釵圖考前編壹冊

硯石

○豊田之妻美妹菊地（兄）金吾之姉（白母）

まさ当年廿五
公年三十事、関保右衛門方江

再縁之積、是迄藤之進養女ニ相成

居候處、此度者佐渡守養女（しや）いた★

遣候積、順三郎出立之節取極候義之處

表向仲人之儀自分江相頼度趣申越

申越候ニ付、承知之旨申遣ス

一夕刻(マ)分松村忠四郎旅宿江為暇乞(罷カ)★越

逢、六ツ半時過退散○鈴木次左衛門明日

当地出立ニ付為暇乞罷越、忤ニ逢候處

隣家石川江罷在候由ニ付、同人方江罷越

逢、夜四ツ時比帰宅

同廿五日 晴

一昼後杉浦江罷越逢、不快平臥いたし居候

○水野若狭守江罷越候處、掃除いたし居

取込候由ニ而逢断、夕刻帰宅

一当月十九日出、江戸四拾六番御用状到来

○当月十八日自分支配所撰播河所村々

最寄替被仰渡有之義申越ス

一当地御用状差立ル

○吉田岩太郎吟味役歛状遣ス

一加藤弥左衛門江文通、右京亮殿御役替

歛状、用人宛封・近習宛封遣ス、

返書来ル

同廿六日 半晴

一築山入来逢、場所替吹聴ニ罷越候也

一久須美江仙之丞使者ニ遣し、今般

先生布衣被蒙 仰付歛申述ル

一加藤権之助江文通

同廿七日 晴風

一朝六ツ半時過孫八郎・正橋召連、廻船

見分罷越、七ツ半時帰宅

一杉浦江文通、不快見舞菓子遣ス

返書来ル

一加藤弥左衛門江及引合候、融通方町人共

御貸付銀借受相濟候ニ付、右京亮殿

使者贈物有之、自分江金三百疋

懸之もの江も夫々被相贈候

一 尼崎又左衛門江歳暮与して使遣ス

○ 桑烟草盆 一封箱入

○ 同廣ふた 一面同

○ 吉野葛 一箱

右侍使ニ而遣ス

一 下枝兵三郎分廣木十右衛門分之壺封

差越ス

同廿八日 晴

一朝歳暮之礼受ル

一 昼後 御城入、大手・京橋歳暮★(礼カ)

申置、番頭・加番不快、廻勤同断

申置、帰宅

一 御弓町大的場の儀ニ付、地役廻状従

築山差越ス

一 夜ニ入仙之丞召連市中歳暮之躰

見物致ス、五ッ時過帰宅

同廿九日 曇

一 卯江戸四拾七番御用状来ル、当月

廿四日附也

○ 横山町抱屋敷沽券状壺通

継添出来差越ス

十六

從天保十五甲辰年

正月至四月

日記

直道

正月元日 晴暖氣

一朝六ツ半時役所之もの共一同礼受ル

右相濟直ニ御城入○御城代御逢

有之、京橋同斷、加番四軒・番頭

式軒定例之通廻勤 御城出

○★^(長)京殿家中武川蜂助・加藤

弥左衛門申置○本多為助○築山

茂左衛門○銅坐詰支配勘定御普請役

○坂本鉉之助○途中暖氣ニ而

下着を脱候為メ御破損方手代

十辻勇之進宅江立寄着替致ス、右者

不存ものニ候得共途中ニ而申置候也

○西井源次郎○池田庄太夫○近山

藤四郎○比留間兵三郎○安食

善之丞○御藏并御金方仮役四人

○祖父江孫助○久須美佐渡守

○★^(長)屋四郎次郎○鈴木○石川良左衛門

○山村与助

右何れも申置、九ツ時比帰宅

坂本鉉之助罷越通候よし、其外者

何れも申置○町人共其外者年礼

罷越候

一鶴小十郎其外御修復懸之もの共

罷越ス

同二日 快晴暖氣

○前カ
★ハ六ツ半時比築山供之もの差越

罷越候段申参候ニ付出宅○尼崎

又右衛門江申置、築山同道○建国寺

御宮拝礼、例之通金百疋献備

近山并仮役兩人罷越、同伴致ス

○専念寺

御位牌所拝礼、金二朱献備

○天満組与力年礼○宮寺申置

○杉浦通逢、池田罷越落合

○紀州蔵屋敷申置、九ツ時比帰宅

一池田庄太夫罷越逢、昼飯振舞

一安田玄筑入来逢

一小林金之助罷越逢

一年賀来客有之

一★④賀漣平妻今暁出産、男子

出生いたし候よし届書出ス、差免

明日出勤可致旨申達ス

同三日 快晴暖氣

一朝六ツ半時出宅、天王寺

御位牌所拝礼、金二朱例之通

献備、本町筋分東門分入西門分出谷丁

筋帰途○鶴小十郎・加藤権之助

星野市郎兵衛江年礼申置、五ツ半時

★⑤し過帰宅

一四ツ時比分出宅、杉浦江罷越ス、同人

不快快方、四ツ半時過采石罷越、七ヶ年

★ニ面会、終日談話、夜五ツ半時比

采石者先江退散、自分者四ツ時比帰ル

○采石罷越候ニ付抹茶・煎茶・

菓子并肴手製いたし持参

振舞、昼夜食共杉浦ニ★出ス

家中江手土産遣ス

同四日 春雨

一在宿

一江戸表へ去卯四拾八番御用状

六日限を以到来

一年賀來客有之

一築山へ潤八郎呼ニ差越、罷越候處

漣平貰受之儀談有之よし

同五日 朝曇夕晴暖和

一水野若狭守へ文通獨潤筆

当正月へ賣出聞届候義申越ス、築山江も

通達之事申來ニ付達ス

但直書ニ而返書遣ス

一年賀來客有之

一鶴小十郎へ松丸太調方之儀ニ付

文通返書遣ス

同六日 曇夕へ雨

一朝四ツ時比へ出宅年札

○井戸大内蔵○池田筑後守

○東西門跡○保田左七郎

○脇田平左衛門

右何れも申置、九ツ時過帰宅

同七日 晴寒し

一例年之通御用始致ス

一当地初番御用状六日限を以出ス

○設樂八三郎江一封遣ス

○御貸附懸手当其外自書類遣ス

一廻船御用達・改方・惣代共年札ニ

出、一同逢○吉田孫三郎大坂屋

定二郎逢

一年賀來客有之

同八日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱へ乗船、廻船見分

沖手廻船者昨夜之風ニ而■■不

相見、安治川内新左衛門雇付之分計

見分致ス、懸孫八郎・正橋召連ル

大坂南堀江四丁目

中村屋象次郎船

沖船頭

甚助乗

五百七拾石余積

天福丸

大坂両国町

大津屋儀兵衛船

沖船頭

伊兵衛乗

七百石余積

和徳丸

右何れも宜見分濟、極印打渡ス

御用達勘左衛門・改方佶左衛門・惣代

罷出ル、九ツ半時過帰宅

一漣平身分一条当人江心得方

申諭ス

一右ニ付築山江文通、断申遣ス

一杉浦江文通、久須美江之届物

頼遣ス

○草茅危言 一部

○修武場日次記 一冊

右受取来ル

同九日 晴風

一朝六ツ半時前谷丁濱合乗船、懸り

孫八郎・正橋召連ル、御用達平四郎・

改方善左衛門罷出候處、風波荒く沖手江

難罷越、天保山手前合帰帆○川口

筑前や濱合上陸、着替いたし、小林

金之助・友山勝次・本多大臈江年礼

申置、九ツ時過帰宅

同十日 晴

一大熊又叔罷越逢

同十一日 晴昼後少し雨

一朝六ツ半時前谷丁濱より乗船

船見分、孫八郎・正橋召連、御用達

勘左衛門・改倍左衛門罷出ル

右川口沖ニおゐて見分相済

○尼崎蔵屋敷江年礼申置、八ツ時過

帰宅

一杉浦より文通、久須美江届もの之事

返書差越ス

一今日坂本鉄炮稽古始ニ付龍太郎

朝々出席、昼後帰候よし

同十二日 晴

一無記事

同十三日 晴

一融通御貸附御用始ニ付久須美佐州組

松井金二郎・同心松浦助左衛門罷越、築山者

外御用ニ付不罷越由、中山幸右衛門罷越ス

一同逢、町人代之もの共一同罷越逢

例之通飯并菓子差出、八ツ時比

退散

一江府三ヶ日御規式済恐悦与して

御城入、下野守殿・丹後守殿御目付江

申置○御城代并丹後守殿公用人江

年礼申置、九ツ半時過帰宅

一杉浦江表書遣し、受取来ル

十四日差立ニ来ル

一江戸表江御用状差立ル

○堀伊賀守 ○中野又兵衛

○後藤一兵衛 ○遠藤但馬守殿

用人宛

年始状

○石河美濃守 沓封

是者旧年之返書代筆

○宗藏江沓封

右差越ス

○石川良左衛門江之沓封

頼来ル、今日之御用便ニ遣ス

後同十六日 晴

一 在宿

一 鉄山方地役人杉尾仁助罷出

年礼受逢

一 正一郎江貸遣候前漢書拾五冊

杉浦江頼遣ス

一 大貫次右衛門御代官所羽州村山郡

行沢村名主勘太郎不届之

取計いたし候一件、久須美佐渡守江

差出候儀申渡、孫八郎差遣出ス

一 吉川銚七郎之書状到来

一 石川良左衛門江文通、忠四郎之書状

届遣ス、且楽茶碗三香合沓ケ其外

贈ル、返書来ル

同十四日 晴昼比少し曇漸雪

一朝五ツ時出宅、難波御藏渡方為立合

罷越、出役昇三郎・奉行兵三郎・仮役

藤馬・玉京橋与力武藏主一郎罷出ル

加番々頭渡米有之、夕七ツ時過帰宅

一 坂本合地役廻状来ル、潤八郎江廻達方

申付ル

一 江戸卯番御用状来ル

○圭次郎之沓封、下緒到来

○御取ケ組頭之書状、築山連名沓封

但運賃減方之義申越ス

一 松村忠四郎之書状到来

○高橋平作外沓人江之沓封

前同十五日 晴

一朝出礼 御城入可致處、昨夜中

川口沖江廻船乗込候よし、明六ツ時過

孫八郎申聞候ニ付、即刻支度

いたし出礼之儀者築山江断遣ス

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、孫八郎・

正橘召連罷越ス、御用達久兵衛・

改方善左衛門・辰助罷出ル、廻船

都合拾壹艘見分、何れも良船

極印打渡ス、八ツ時過自分者

淀屋橋分上陸○学校江立寄

並河復市・中井修次ニ逢、逸史

上木之儀承ル○坂本江罷越逢

談話中築山来逢○七ツ時過分

石橋小十郎方旅宿江谷丁筋寺町
本照寺

罷越逢、夜六ツ半時過帰宅

同十七日 晴夜雨雷鳴

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、川口

船見分懸兩人連ル、御用達平四郎、

改方新左衛門・辰助罷出ル、御備船壹艘

見分極印打渡ス、八ツ半時比帰宅

一石川良左衛門分文通、忠四郎分之壹封

頼来ル

一御貸附仕様書其外調出来、調印致ス

一坂本夕刻分入来逢、夜九ツ時帰ル

同十八日 晴

一山田表吉川銚七郎・松村忠四郎江向

御貸附仕様書其外取調之分為持

林泰蔵・岡田銚助差遣、今朝出立

○銚七郎・忠四郎江御用向書状壹封

○右兩人江同書封ツ、四ツ橋

烟管式本ツ、箱入、兩人江菓子

一箱遣ス

一石川良左衛門江昨日之返書遣ス

一播州為積立六寫清二郎差遣

今朝出立致ス

東成郡

北平野村

松之助

右之もの義昨夜中同村嘉兵衛江

疵為負候一件、中山昇三郎檢使

差遣召捕、夜ニ入罷帰候ニ付一通吟味之上

入牢申付ル

同十九日 半晴夕曇夜雨

一朝六ッ半時谷丁濱分乗船、廻船見分

懸兩人連ル、川口沖ニ而御備船壹艘

川内ニ而他国船式艘見分濟

御用達勘左衛門・改方新左衛門罷出ル

八ッ半時比帰宅

同廿日 晴

一川嶋東八郎罷越、明日出立暇乞

逢

一同人方江饒別

○淡路焼小皿 十枚入壹箱

○嵐山盃 壹箱

○四ッはし烟管 式本入一箱

右文通ニ而遣ス

○久須美先生江之壹封端書入

子供江手遊等贈ル

右東八郎江頼遣ス

一初春已來夜延等をもいたし

休日無之ニ付今日者不時ニ休足いたし

昼分一同休日

一昼後出宅所々暇乞

○鶴小十郎途中ニ而逢、留守江

申置

○加藤権之助○星野一郎兵衛

○保田左七郎○川嶋東八郎

右何れも逢、黄昏帰宅

同廿一日 晴昨夜今雨今昼晴

一杉浦重郎兵衛入来、明日伏見表江

出立いたし暇乞罷越ス

一同人江五通錢別茶箱一ツ贈ル

且兼而差越候過錢差返ス、受取来ル

同廿二日 快晴

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、廻船

見分懸り兩人連ル、御用達久兵衛、

改方善左衛門・辰助、廻船川内壱艘・

川口沖壱艘、木津川内買積船

新左衛門雇付之分壱艘合三艘

見分相濟、極印打渡ス、川口

大渡場分上陸、(市中奉行)淀屋橋手前分

乗船、八ツ半時比帰宅

一辰式番御用状出ス

○設案八三郎江文通、池田分

借置候大坂詰留書合九冊

貸遣ス、直書添遣ス

池田合十二冊

同廿三日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、川口沖船見分

兩人連ル、御用達平四郎、改方善左衛門・

辰助川口沖見分、市中船式艘

極印打渡ス、八ツ時過帰宅

同廿四日 曇夜雨

一宮寺江文通、侍大和田榮吉之儀

申遣ス、返書来ル

一東成八部兔原・武庫村々五海道

上知共差止申渡

一私領村々同断申渡

同廿五日 晴

一江戸表江番外便ニ而十日限を以如左

為差立ル

○年始状

○関保右衛門江

○婚姻歛状

○別紙式通

博多

墨江御江

○男帯地

○女帯地

○扇十本

ノ

○久須美先生江巻封

但年始状

一和州博奕一件口書申付ル

一支配所并私領五海道上金御差止メ

申渡ス

同廿六日 半晴漸雨風

一永井能登守江年始状并別紙

月の零一折遣ス、受取来ル

一和州博奕一件敲御仕置申渡

例之通御仕置相濟

一舟越駿河守（歩行）上金御差止申渡

一平井左五郎分仙之丞江書通を以

龍太郎稽古之儀今日佐州分水野

若州江及相談候處、幼年之儀殊ニ

稽古ニも候間苦ケ間敷由申聞候ニ付

明日分稽古出席可致旨申越候間

承知之旨返書為差遣ス

一地役廻状的場一条申来ル、外方江

廻達申付ル

但、宮寺・石川連名也

一播州宍粟郡惣代三方町村

木市・東安積村和太郎帰村

いたすニ付逢遣ス、扇箱差出ニ付

是者是迄之通受用不致旨申渡さセ

差戻ス

廿五日之落

撰州天王寺村

竹屋町

孫四郎

藤兵衛

宮町

藤左衛門

忠右衛門

土塔町

弥左衛門

新兵衛

南竹屋町

久左衛門

油屋町

和助

小川町

久兵衛

庄右衛門

光堂町

武兵衛

堀越町

又右衛門

久保町

庄三郎

右之もの共儀船奉行所他参止申付

有之候處、今日呼出之上宮町藤左衛門者

吟味中入牢、其余者村預申付候よし

庄屋共二届出ル

同廿七日 晴

一江戸式番御用状到来

○圭次郎宗藏の巻封ツ、

○千種庄兵衛巻封

○諸向年始状

ノ

一天王寺村庄屋・年寄共不残水野

若狭守方江呼出騒立一件之儀

吟味有之候よし届出ル

同廿八日 快晴

一堺奉行永井能登守石川大和川

切所堤出来栄為見分罷越候付

為立會、曉七ツ時出宅、駕籠・切棒

侍兩人、鑓・草履取計懸鳴林

与八郎・安藤鍔次郎召連ル

○天王寺小堀口邊ニ而挑灯引

○平野郷休足○河州壺井村江

四ツ時過罷越ス、神主松山主水宅江

小休、弁当を遣、暫く休足中靈宝物

品々一覽

○丸木の弓

○箭根 二

○天光丸太刀

○白旗 大小二流

○八幡太郎殿箭根

○安倍宗任野太刀 五尺ヨ

○神皇功后銚(マ)

○桂昌院様御寄附三将画幅

右一覽

○常憲院様御手袋

右拝覽、御初穂銀壹両奉納○石丸山

通法寺江参詣○頼信義家

二卿の廟を拝ス○上ノ太子江参詣

通法寺ハ拾四五町計、九ツ半時過

又主水宅江立寄暫く休足、八ツ時比

能登守通法寺ハ直ニ罷越、石川通

壺井通法寺村立會字七尾堤

切所御普請所立會見分致ス、暫く

休足及談話、能登守者壺井江罷越

自分者直ニ築留江罷越ス○大黒村

大黒之宮江参詣、七ツ時比築留江着

○築留根杭之場所丁張見分相濟

会所ニ而休足、夕飯為差出一同食事

いたす○七ツ半時過能登守罷越候ニ付会所

立出、大和川通河州大県郡高井田村

堤字小坂切所出来栄立會見分致ス

同道築留式番桶案内いたし、能登守者

会所ニ休足罷在候ニ付罷越、暇乞

致ス、暫く談話、退散、直ニ帰途、暮

合比築留引拂、直ニ挑灯を用

元之道筋を帰ル、天王寺村ニ而輿中

大坂市中出火之躰及見、四ツ時比

帰坂

一今夜五ツ時過市中舟町錢屋

忠兵衛合出火いたし候よし、終夜

焼ル

同廿九日 曇少雨

一廻船見分ニ付朝六ツ半時過出宅、谷丁

濱合出船、懸兩人召連ル、改方善左衛門・

市三郎罷出ル、御用達者差支有之、代之者計

罷出ル、沖手者浪立難罷越、川内計見分

安治川壹艘・木津川新左衛門分三艘

七ツ時比帰宅

一昨夜之出火、昼比鎮火

一林泰藏・岡田銃助山田御用濟、昨夜

船ニ而今朝罷帰ル○銚七郎・忠四郎合之

兩封持参致ス

同晦日 晴

一和州萩原村博奕一件、口書申付ル

一私領五海道御差加金差止メ申渡

二月朔日 快晴

一朝六ツ半時

御城入、御城代不快ニ付御逢無之

丹後守殿も同断御逢無之、用人

今藏熊藏江中御門御達通之儀

書付出ス、五ツ半時過歸宅

一四ツ時比谷丁濱乗船、懸り兩人

召連船見分、川口沖七艘・木津

川内壹艘見分有之、不残見分済

極印打渡ス、御用達勘左衛門・改方

新次郎罷出ル、北堀江の上陸、長堀橋の上

乗船、又今橋の上陸歩行いたし

暮六ツ時歸宅

一久須美佐渡守・水野若狭守より

切紙到来、明二日九ツ半時中山昇三郎

尋有之、同道人差添可差出旨

申越ス、承知之旨歸宅之上若狭守江返書遣ス

同二日 雨昼後雷鳴

一九ツ半時中山昇三郎若狭守方江

差出候處、去ル丑年角場取立之節

天王寺村江松樹拾六本取寄方

申付候者十月下旬ニ候哉、十一月上旬ニ候哉

手續書取を以可申立旨、若狭守

申達候由

但正作差添罷出ル、与力浅岡

助之丞・磯谷頼母・同心田中

市五郎罷出、昇三郎遠方

出役之節者断候様、是又与力の上

申達候よし

同三日 晴風

一無記事

同四日 晴風

一池田入来逢

一坂本の上文通、呼ニ来ル、返書ニ明日可参旨

申遣ス

一右之通申遣候處、廻船見分申出ニ付

断遣し、明後日可参旨申遣ス

一当地四番御用状遣ス差立ル

○御取ヶ組頭江書状村替之儀申遣ス

同^五四日 晴少し風

一朝六ッ時過谷丁濱分乗船、孫八郎壹人

召連ル、沖手六艘之内壹艘船性不宜

勿船ニ致ス、川内壹艘○御用達

平四郎・改方新二郎八ッ時比帰宅

一支配所之もの共御褒美申渡左之通

摂州兔原郡

御影村

治作

治郎右衛門

代兼

同州同郡

大石村

太兵衛

治兵衛

銀式枚ツ、

同州武庫郡

今津村

松三郎

同州八部郡

二ッ茶屋村

橋本藤左衛門

七郎右衛門

神戸村

五郎兵衛

同州兔原郡

御影村

次三郎
次郎大夫 代兼

次三兵衛

長兵衛

甚吉

勝三郎

七右衛門

石屋村

喜兵衛代兼

茂左衛門

東明村

又左衛門

稗田村

金左衛門

東青木村

次左衛門

魚崎村

市郎右衛門

武庫郡

今津村

善兵衛

鳴尾村

半右衛門

右之もの共儀、先般日光

御參詣御用途之内江上ヶ金いたす段

寄特之儀ニ付為御褒美被下候段水野

越前守殿御勤役中依御下知、跡部

能登守殿被仰渡段申渡、御銀渡遣ス

一 中山昇三郎儀去々丑年撰州天王寺村ノ

買上候松木取扱之儀、書付を以水野

若狭守江申立候處、組与力磯谷頼母

受取候段申聞候よし

昨四日之落

一 和州宇陀郡上田口村百姓治左衛門儀

今般最寄替ニ付、よミウた贈度段申聞候由

宿大和や新三郎家来迄申出ルよしニ而

外贈りもの与者違ひうた而已之儀ニ候ハ、

不苦旨申聞遣候處、二首之うた

差出候ニ付扇子式本遣ス

同六日 半晴夕々雨

一朝五ツ半時出宅、坂本江罷越ス、無程

采石罷越落合、寛話、夜五ツ時比

同人者先江帰り、自分者四ツ時比帰宅

一天王寺村牢守吉田孫三郎儀

尋之義有之候間、明七日九ツ半時差添

之もの同道若狭守役所江差出候様

佐州連名ニ而申越、承知之旨返書

差遣候よし帰宅之上〔澗八郎〕申聞ル

同七日 雨

一龍太郎、久須美稽古ニ罷越ス、正一郎江

鉄砲の臺料書付遣ス、直ニ右代差越ス

一廻船方御用状出ス、右便地方御用状も

差立ル

同八日 晴

一牢守吉田孫三郎儀昨七日増山正作

差添若狭守方江差出候處、去々丑年

十月昇三郎分松木差送方相願候節之

手續一ト通相尋候由、右者書付を以可

申立段申渡有之候趣ニ而引取来候處

右書付今日山口作助差添、孫三郎

持参差出候處、朝岡助之丞受取候由

孫三郎儀遠方出役等いたし候節者其段

可申達旨是又助之丞申聞候よし

一宮寺五平次入来、杉浦養子之一条

内話有之、夕飯振舞暫く談話、帰ル

一江戸三番御用状到来

○設楽・青山其外分年始状到来

同九日 晴 初午

一役所休日之處御用多ニ付半引ニ致ス

一

同十日 快晴

一廻船見分ニ付朝六ツ半時谷丁濱分

乗船、孫八郎計召連罷越ス、川口沖

式艘・川内新左衛門雇附之分壹艘

見分、極印打渡ス、御用達勘左衛門罷出ル

八ツ時過帰宅

一 築山今文通、御取ケ組頭★(書カ)状差越ス

出羽国御買上初之儀ニ付申越候書状也

一 江戸番外御用状到来

○設樂八三郎今之書状一

メ

同十一日 雨

一 五條村藤右衛門罷越、紫蘇酒

并百裏十二月之画贈ル、扇三本・

水野短冊壹枚遣ス

一 和州池上村源八謀書・謀判いたし候

一件口書申付、一同帰村申付ル

一 廻船方御用状出ス、地方御用状も

差立ル

○関保右衛門江文通遣ス

一 石井益太郎儀灘目筋博突

為取締差遣候處、帰坂召捕来候

もの共者一同入牢、女者手鎖・宿預

申付ル

同十二日 半晴

一 無記事

同十三日

一 廻船御用達網屋勘左衛門・廣嶋や

平四郎、改方金屋新二郎・平助江

運賃減方之趣意為申聞、兼而差出候

願書者下ケ戻遣ス、取調直し可申立旨

申渡ス

同十四日 雨

一 昼後今築山江罷越ス、夕七ツ半時過

帰宅

同十五日 雨

一朝六ツ半時過出宅、石川同道ニ而

御城入、御城代者不快ニ付出礼断

直ニ京橋江罷越逢有之、下野守殿ニ者

玄関江申置、五ツ半時過帰宅

一御城代公用人ハ築山連名ニ而

文通、明日老人可罷越旨申越ス

築山罷越候よし申来ル

一江戸江番外御用状差立ル

○金井江壹封

○勝并おたの江お喜久より之文入

壹封ツ、

ノ

一御影村治郎右衛門ハ喜平次江之

質物銀出入、双方呼出、別々ニ得与

及理解

一龍太郎今日ハ鍛術春稽古相始

出席致ス

同十六日 半晴

一朝五ツ時前谷丁濱ハ乗船、廻船見分

孫八郎老人召連ル、御用達平四郎・

改方新二郎罷出ル○川口沖式艘・

川内壹艘○木津川内式艘何れも

見分相済○道頓堀ハ西横堀入口ニ而

上陸、農人橋ハ又乗船、七ツ時過

帰宅

一留守江坂本ハ文通、尼又・采石入来

桃花盛之よしニ而呼ニ来ル、帰宅後も

御用多ニ付断申遣ス

東成郡

大今里村

長右衛門

右之もの盗いたし候よし風聞有之

召捕、一卜通吟味之上入牢申付ル

兔原郡

大石村

手鎖宿預 藤次郎

右預り物出入ニ付咎申付置候處

出入内済いたすニ付咎差免ス

一御城代呼出ニ付築山罷出候處

堤方御定金減方之儀ニ付用人ノ談

有之候段、与八郎を以申越ス

同十七日 曇夜ニ入雨

一朝出懸撰・播・和州村々江夫食種代

御救筋之御處置申渡ス

一朝六ッ半時過谷丁濱ノ乗船、堤方

丁張廻村、与八郎・鍊次郎召連ル

○東成郡赤川村・茨田郡八番村

土方川除丁張致ス

○同分兩河崎村ノ上陸、鶴満寺之花

一覽、彼岸単桜者さかり八重者いまた

不咲○桜の宮ニ立寄単山桜者うつろゐ

遅桜八重桜者未咲○杉浦江立寄

家内并大次郎江逢、七ッ時過帰宅

(マ)

同十八日 雨

一昼後御城代江罷出、一昨日築山江

市野環ノ談有之候、堤方御定金之儀

ニ付申上候書付壹通、河野五郎左衛門へ逢

差出ス、直ニ帰宅

撰州兔原郡

石屋村

百姓庄三郎

右之もの儀盗いたし候始末口書申付ル

同州武庫郡

今津村

作兵衛

栄蔵

みよ

右作兵衛外老人者入牢、みよ者手鎖・

宿預申付ル

但博突一件之分

同州深江村

太兵衛女房

きよ

右出牢之上村預申付ル

一当月十一日出〔番外〕御用状到来

○当月六日附奉行衆・吟味役衆

印状巻封到来、大坂市中川凌

御用之儀築山場所替ニ付跡御用

自分江被 仰付候段、土大炊頭殿江

伺之上被仰渡候段申来ル

一石河美濃守江知行所之儀ニ付返書、豊嶋や

門蔵江為渡差遣ス

同十九日 晴

一築山江文通、明夕可罷越旨申遣ス

一御影村次郎右衛門分住吉村喜平次江懸候

質入銀滞出入次郎右衛門分願下致ニ付

願書下遣、一同帰村申付ル

一博突一件左之通申渡

摂州河原村

溜預格入牢

佐吉

善五郎

同廿日 半晴

一宮寺江文通、今日築山相招ニ付罷越候趣

申遣ス、返書差越ス

一東分手代呼出、又三郎口書之儀ニ付談

有之候よし、銚助罷出承来、泰蔵分

申聞ル

一築山近々出立ニ付今夕刻分招く

酒飯振舞、宮寺者七ツ時比分罷越

夜五ツ半時比一同帰ル

同廿一日 晴風

一宮寺今文通、昨日之挨拶申越、箏到来

一灘目筋博突一件口書取之、直ニ御仕置

申渡ス

一杉浦昨夕伏見今帰坂いたし候よし

一宮寺一紙石川今到来、比留間江遣ス

一金田故三郎・竹内清太郎今之書状沓封

一築山連名ニ而到来、為替三ツ井組今差越候由

一杉浦より文通、昨夕帰坂候よし土産与

して品々到来○兼而頼置候伏見城之

一瓦沓ツ贈ル、返書遣ス、宮寺江之返書届方願遣ス

同廿二日 曇昼後今雨

一大坂市中川浚御用被 仰付候ニ付諸

一書物可引渡旨、築山江懸合遣ス

一明日可引渡旨申越ス

一朝四ツ時比今谷丁濱乗船、廻船改

一安治川内式艘・新左衛門雇木津川内

一沓艘見分濟、御用達網や勘左衛門・

一改方金屋新二郎・惣代之もの罷出ル

七ツ時比帰宅

一山口作助儀市中川浚定懸申付ル

一杉浦又三郎儀尋筋有之、明日若狭守

一御役所江可差出旨、佐渡守連名ニ而申来ル

一承知之旨返書遣ス

同廿三日 半晴

一朝五ツ半時出宅、久須美佐渡守方江

一御鑲砲方合薬郷懸物入札開為

一立會罷越ス、安食善之丞途中今同道

一参ル、佐州評席ニおゐて入札人共開

一札立會組与力朝日傳之丞罷出ル、自分者

一先江退散、四ツ半時比帰宅

一杉浦又三郎江山口作助差添、若狭守

御役所江出入、同人直ニ尋候積之由を以

与力礪矢頼母ハ郡中入用之儀承り届候旨

直ニ罷帰ル

一 先般最寄替被仰付候自分御代官所

撰州八部・兎原郡村々、築山茂左衛門方江

引渡候ニ付其段村々江申渡、重立候役人共者

別段座敷ニ而逢遣し、諸書物一同

林泰藏・斎藤徳藏・石井益太郎

差遣引渡ス

一 右同断築山茂左衛門ハ受取候撰播

両州西成郡、播州多可郡・神東郡・

美囊郡・加西郡・加東郡村江為引渡

手附代官★嶋督五郎差添差越ニ付

受取、村々取締方申渡ス

一 川浚御用書物も右席一同受取

但、当方ハ引渡与して差遣候もの

有之儀ニ而、茂左衛門方人少ニ付

先方ハ引渡与して罷越候積を以

自分方之ものニ為請取候事也

一 右受取渡御届与して昼後より

御城入左之通出ス

○御城代 服部源左衛門

右席同人江廻状、順達留り之節

已来者奉対いたし候積申談置

○京橋 戸田吾郎

先達而差出候御門断中之御門ニ者

無之、筋銅御門ニ付直々差出候様

申聞候付受取来、督五郎江相渡ス

築山江申遣ス

○水野若狭守江川浚御用吹聴

玄関江申置

右相濟八ツ時比帰宅

一 廻船御用達勤左衛門・平四郎呼出

北国筋去卯御廻米船運賃取極方

申渡、受書取之

一 自分昨夜ハ風氣押而出勤、夕刻ハ

臥ル、漸邪也(風脱之)

同廿四日 雨

一自分今日者終日臥居

一江戸江番外為替便御用状差立ル

○川浚懸并設楽御貸付懸

御達御受両通差立ル

一玄筑入來藥を請

一設楽元メ手代高橋平三郎昨日

着坂いたし候由ニ而罷越ス、不快不逢

○八三郎今自分江八丈寫壹反・

海苔十帖、平三郎今扇箱贈ル

引受共江者墨相贈候よし

一★(魁)江幸蔵明日日出立いたし候由ニ而罷越

通し逢、寿藤皮文庫一ツ遣ス

一宮寺今呼ニ來ル断、返書遣ス

同廿五日 朝雨半晴

一自分快方起居

一玄筑入來逢

一築山江文通、餞別与して木綿壹反・

博多帶壹筋遣ス

同廿六日 晴

一朝五ツ半時比今築山為暇乞罷越ス

逢、九ツ半時過帰ル

一八ツ時過今出宅、樋や市二郎木場今

吹田屋藤助木場江相廻り、堤方

諸色見分いたし、七ツ半時過帰宅

一自分快氣、髮月代致ス

一夕刻今築山江罷越、安食・比留間

罷越居、一同談話、夜四ツ時過帰宅

同廿七日 晴

一朝五ツ時過今出宅、築山御役宅江

罷越逢、家内之もの共者無程先江

出立、茂左衛門者四ツ時比出立、玄関ニ而

見立致ス、無滞出立相濟、元メ

増井原蔵江逢退散○安食江

立寄、留守家来江申聞庭之桜

一覽、満開なり○比留間江立寄

在宿ニ而逢、庭前之帆懸桜一覽

満開也○夫々

御城入、築山出立御届左之通出ス

○御城代 河野五郎左衛門

○京橋 川上猛次郎

○御目付式軒取次

右相仕廻、九ツ時過帰宅

一設楽手附高橋平三郎呼ヒ遣

昼後罷越、初而逢

一大草太郎左衛門手附大塩八郎・

手代浅田廣五郎罷越、最寄替

尔付受取ル、播州村々引渡受取

右兩人江逢遣ス

但明廿八日之積懸合濟候處

都合ニ寄今日ニいたし度段申聞

承り届明日之積を以受取ル

一今日受取候村々如左

播州加古郡

東二見村

外四ヶ村

同州多可郡

高田井村

外六ヶ村

同州加西郡

田原村

外三ヶ村

同州神西郡

初原村

外四ヶ村

同州多可郡

猪笹村

外七ヶ村

右村々惣代五人江支配替ニ付

心得方申渡、證文取之

一今日築山出立、為見立潤八郎者

京橋迄、泰藏者守口迄、孫八郎・

与八郎同所迄罷越、銘々江金二百疋

相贈候よし

一比留間分呼ニ差越公返書不遣

承知之旨申遣ス

一同人方江夕七ツ半時比分罷越ス、一同逢

采石・正一郎罷越居逢、庭之花

一覽、寛話、田楽ニ而飯被振舞候

為土産よしの葛一箱遣ス、夜

六ツ半時比自分者先江退散

同廿八日 晴夕曇

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、為

廻船見分罷越、孫八郎召連ル、川口

沖三艘・川内壹艘・木津川内

壹艘、又藝州船壹艘者当時對談

中ニ者候得共見分受度旨申立

一ト通及見候處、船性可然とも難中旨

当所船引合可申立旨、勘左衛門江申付ル

御用達同人・改方新次郎・惣代辰助

罷出ル、道頓堀分安堂寺橋ニ而

上陸、孫八郎者先江相返し、自分者

御弓町常七方ニ而着替いたし

御届書取寄、直ニ

御城入、今日大草太郎左衛門分郷村

受取渡致候段、御届書出ス

御城代 服部孫左衛門

京橋 今藏熊藏

御目付兩人者取次

右相濟、七ツ半時過帰宅

一右京亮殿家来加藤弥左衛門

来ル二日当地出立いたし候よしニ而

罷越通し逢、為饒別丹後寫

袴地壹反遣ス

一留守江坂本今文通、白桃花

到来

同廿九日 雨

一灘目村々博奕一件申落着申渡

一今日築山今設楽江郷村受取渡

尔付昼後御城入、先格之通諸届

書類差出ス

築山茂左衛門

設楽八三郎 分

一郷村受取渡御届書

一御蔵懸同断

一立會御貸附同断

一堤廻船同断

右御城代・御定番・御目付共

設楽八三郎分

一出火之節罷出候儀ニ付書付

一右之節持出候火事具書付

右御城代計

築山

連名

自分

一玉造御蔵納ニ付筋銅御門同断書付

右丹後守殿江出ス

御城代 河野五郎左衛門

京橋 戸田吾八郎

山岡十兵衛 取次青柳健之助

楯斐与右衛門 同針谷三次

右之もの共罷出候、八ッ時過帰宅

一設楽手代中沢良右衛門廻船方懸

森田慎平初而逢遣ス

一増井原蔵引渡濟罷越逢

一西長^洲溯村無宿富蔵盗いたし候一件

築山出立後之儀ニ付自分方江頼越

一件受取、入墨敲御仕置申渡ス

一大坂屋新左衛門呼出、筑前黒崎積

廻船雇附方之儀申談遣ス

当月廿三日川浚之儀ニ付水野若狭守

左之通申来ル

当時安治川海口并市中川筋

ニ而者堂嶋川・曾根崎川上之口

大川天満橋下手浚為致候よし

同晦日 晴

一八三郎手代堤方懸多久官蔵罷越

初而逢

一昼後加藤弥左衛門方江罷越、留守ニ付

申置、武川蜂助江も申置、直ニ帰宅

三月朔日 晴

一出札無之

一朝六ツ半時谷丁濱合乗船

廻船見分、孫八郎・森田慎平

召連ル、御用達平四郎、改方佶左衛門・

丈七罷出、川口沖式艘川内

壹艘見分、極印打渡ス、九ツ時頃

相濟、沖手より直ニ堤方御用役所江廻ル

傳法川口江堤方乗船廻し立

乗移廻船方懸り者相返し

堤方与八郎・多久官蔵兩人

召連廻村○中寫新田○嶋屋

新田・南新田御普請所見分、夕

七ツ時過帰宅

一廻船方御用状差立ル

一夜分西井源次郎罷越逢、明日

悴久須美江門入之事申聞ル

同二日 晴

一当地六番御用状六日限差立ル

○圭次郎・宗蔵江巻封

大量院様御法事之事申遣ス

一西長洲村無宿富蔵入墨見届

門前拂申付ル

一平井左五郎入来逢、去卯年

佐州江用立候金子之内金百兩

返金受取々々書壹通渡遣ス

一坂本今書通、手製之白酒并

菓子到来、返書遣ス

一采石風邪且齒痛之よしニ付

龍太郎見舞ニ遣し、手製之

品々遣ス、快方之よし

同三日 晴

一朝六ツ半時役所一統礼受ル

一右相濟出宅、石川江誘引同道

御城入、下野守殿・丹後守殿御逢

有之、例之通加番・番頭不殘廻勤

一四ツ時過帰宅

同四日 雨

一西成郡北野村役入申渡

一廻船見分、堤方諸色見分有之候處

雨天ニ付相延ス

一川表水落ニ付市中川浚、明五日今相始候段

佐渡守・若狭守今申越ス

○村田嘉言江詠草短冊遣ス

同五日 晴風

一朝六ツ半時過谷丁濱今乗船、廻船見分

懸孫八郎・慎平召連ル、御用達勘左衛門・

改方佶左衛門・惣代罷出ル、藝州船

壹艘・御備船壹艘見分、八ツ時過堀川

吹田屋藤助木場江上陸、廻船方懸者

差返ス、堤方与八郎・官蔵罷越居、圀樋

諸色見分致ス○天満組屋敷江廻リ

川浚懸為歛罷越候、与力荻野勘左衛門・

中嶋豹三郎・近藤左衛門江為挨拶

申置○杉浦江罷越、留守中弟

大次郎ニ逢、重郎兵衛も帰り同道(二面カ)★

宮寺江罷越寛話、夜五ツ時過

帰宅宮寺ニ而者田楽を製し
酒飯を出ス

一二月渡諸入用金請取ル

同六日 晴

一朝四ツ時過今京橋樋や市次郎木場ニ

罷越塚樋諸色見分、与八郎・官藏

召連ル、九ツ時比帰宅

一嘉言分色紙出来、詠草とも差越ス

一撰州神戸村平六外廿七人入牢

申付候

但、博奕并盗物賣買一件

一廻船見分有之、式度目積ニ付懸之もの遣ス

同七日 晴

一撰州神戸村平六外式拾式人之もの共

博奕一件口書、直ニ落着申渡

同八日 快晴

一朝六ツ半時過谷丁濱分乗船、堤方(見離カ)★

与八郎・官藏召連ル○赤川村見分

○八番村見分杭出し候ヶ所ニ及差圖

七ツ時比帰宅

○河州茨田郡佐田村佐田天神江

参詣、淀川縁京街道往還分直ニ

華表有、社道式丁計なり

○帰途北長柄村庄屋木下作左衛門方(江カ)★

立寄、兼々及承候長柄の橋杭

一覽いたし度旨申込候處、出し見セル

桐の白木尔て造りし文臺ニ而、其模様は

丈式寸ヨ計之古木を付て金泥ニ而

水とあしの葉を画かき添へ、古哥

を契尔書たる書は芝山大納言持豊の

よし、右の古木ハ古りたるものなれとも

いかにもさ、やかなるものニ而、柔く廻し

橋杭とき、し候ハ思ふふたかひたる

ものなり

一岡田銃助手代取立申渡

○高橋平作・村上佐五左衛門江書状遣ス
○地方七番御用状も右便遣ス

同九日 半晴

一夕刻分坂本入来逢、夜九ツ時比帰ル

同十二日 晴

一不正之賣買いたし候由之一件申口

相分候ニ付、左之通申渡

同十日 曇雨

摂州魚崎村

摂州御影村

出牢

勘九郎

出牢

吉蔵

同州御影村

同村

出牢

常七

手鎖宿預差免

久兵衛

五郎兵衛

右銘々申口相分ニ付、出牢申付ル

昨十一日之分

一伊丹諸役人近衛殿家来伊大膳与

同十一日 曇夕晴

一坂本江文通、十五日之事十六日ニいたし候旨

申もの漣平方江罷越、近衛殿

染筆之懐紙壹枚自分江相贈度

申遣ス、受取来ル

申聞、右品差出外品与も違候間

一廻船方番御用状出ス

受用いたし、右大膳者玄関江為相廻

初而逢、挨拶申述遣ス

無宿

同十三日 晴、夕曇、夜雨

右盗物貰受候始末口書申付ル

播州青野原新田

摂州北平の町

願主

松之助

藤五郎代兼

右出牢、手鎖・村預申付ル

喜一郎

小前惣代

同十四日 半晴

宗太郎

一明十五日

忠右衛門代

大量院様十三回御忌ニ付、御待夜(夜カ)

三平

御祀いたし、御膳等相備ル

同州安楽田町

一右ニ付又三郎ハ御備物差越ス

権兵衛代兼

中村町

同十五日 晴

四郎兵衛

一朝六ツ半時過 御城入下野守殿例之通

右当辰宗門帳調印之儀ニ付取締方

出礼、丹後守殿者不快ニ付逢断、四ツ時比

申渡、證文取之

帰宅

魚橋村

一坂本ハ文通、明日可参旨申来ル、(別ニ)返書遣ス

且同人不快ニ而今日出礼ニも不罷出候間

見舞与して饅頭并手製之葛・

饅頭遣ス、再報来ル

同十六日 晴

一朝六ツ半時過谷丁濱より乗船

廻船見分与して川口沖江罷越

孫八郎・慎平召連ル、沖合御備船

式艘・市中船壹艘見分相濟、八ツ時比

御用達勘左衛門・改方佶左衛門・惣代罷出ル

当辰羽州御買上初之方者、今日之分ニ而

不残差向濟ニ成ル、八ツ時比西横堀

より上陸○高麗橋壺丁目会所

高田八左衛門旅宿江立寄、留守ニ而申置

○坂本江罷越、采石者九ツ時前（傳カ）居候

よしニ而一同寛話、夜四ツ時比帰宅

一久須美佐州々表向文通御用談

有之、今明日之内罷越候様申★

承知之返書遣ス

同十七日 半晴

一昼後久須美佐渡守方江罷越

御用談之間ニ而逢

○南平野町（庄屋伊右衛門）并市松外六人之もの共

同町福聚院ニ而、ニハカ狂言相催候

よし之風聞書、壺冊

○設楽支配難波新地仙一方与

唱候料理茶や渡世之もの、如何之取計

いたし、引札取捨候よしの風聞書

壺冊并右引札壺枚

右相渡、取調之儀八三郎ニ而者自分より

心付取締いたし候様いたし度旨

談有之、（右書付）受取来

一南平野町之もの共明日呼出、差紙遣ス

一設楽元々共呼ニ遣し、中沢良左衛門

罷越候ニ付、仙一方之儀申談、風聞書

貸遣ス

一 徹道坊主来逢

同十八日 雨又曇

一 高橋新蔵義今般内々江戸表 江カ★

差下、本所屋敷内差置候積を以

今朝漣平宅より出立為致候

一 南平野町市松外六人之もの共

ニハカいたし候一条、一ト通糺方いたし

一同町内預申付ル

一 廻船方御用状出ス

○ 地方八番御用状も出ス

一 水野若狭守ハ文通

○ 天王寺之もの共并設楽支配所

曾根崎村之もの風聞書合式冊

右差越呉、両日之内可罷越旨申越ス

及返書

同十九日 曇漸雨

一 昨日呼ニ遣候高橋平三郎罷越逢

若狭守ハ差越候風聞書渡遣ス、且

村々取締向心得方をも談遣ス

一 昼後若狭守方江罷越逢、同人

内談之趣

○ 自分共支配所限之もの共ニ而

近来被 仰出候御改正筋ニ相振候もの

是迄者都而奉行所ニ而手を懸

吟味いたし候處、已来者風聞書

自分共手元江手元ハ差越一通之事者

其俣子細有之候分者印を附

差越候様可致候間、其程々ニ相当之

取計有之候様いたし度、右者自分共

限ニ承り可致、取計候様申聞候ニ付

承知之旨相答、近日八三郎着坂

之上者内々可申含旨をも申聞置

○ おゐち之短冊壹枚遣ス

一支配所村々江取締向廻状出し、平三郎の

為心得右写為差遣ル

一坂本今文通、菊苗差越ス

同廿日 朝曇漸雨昼比夕晴又曇

一坂本江昨日之返書、キコク苗遣ス

一朝五ツ半時過出宅、御蔵江出役

御蔵奉行池田庄太夫・小野整三郎、

御城代家来・与力罷出ル、諸向渡米有之

立會、八ツ時過帰宅

東成郡大今里村

長右衛門

右盗いたし候風聞有之候處申口、一通

相分候ニ付出牢、村預申付ル

同郡北平の丁

専蔵

右俄いたし候一件之内、一通尋村預申付ル

昨十九日之分

武庫郡今津村

さわ

過怠牢

はる

ミよ

右病氣ニ付出牢申付ル

一高橋平三郎昨日之挨拶与して

罷越候よし

同廿一日 朝雨終日曇又雨

一朝廻船見分之積ニ而乗船廻候處

雨天ニ付一旦止メル

一天氣格別之儀ニも無之候間、四ツ半時過

歩行ニ而懸兩人召連、東海場迄

罷越、是ハ乗船、天保山沖ニ而藝州船

壹艘見分、沖廻いたし木津川内ニ而

買積船壹艘見分、新左衛門・平四郎罷出ル

道頓堀幸町下手ハ上陸、歩行ニ而暮合

帰宅

一廻船方御用状差出入、地方御用状も右便

差立ル

一坂本今文通、脇差之身為見ニ差越

返書者不遣

同廿二日 曇漸雨

一御用達平四郎呼出、北国筋船操

之儀申渡、受書取之

一昨廿一日尼崎又右衛門江文通、米津

越中守殿廿三日着坂之積ニ候處

去十六日今風邪ニ而、押而旅行去十八日

勢州桑名江止宿之処、弥不宜

同駄江逗留いたし居候段申来候儀

承り候段申越ス

一御定番引渡与して上坂之

上使米倉大内蔵、昨廿一日北組

会所江着候よし、河内屋与兵衛届出ル

同廿三日 晴

一坂本江一昨日之返書遣し、脇差身

返ス、妻不快之よしニ付尋遣し

到来之魚老籠贈ル、返事来ル

草花到来

一米倉丹後守殿今廻状、米津越中守殿

風邪快方ニ而桑名出立、来ル廿五日

着坂候よし為知来ル

一右之趣又左衛門今も為知来ル

同廿四日 晴

一朝五ツ時過谷丁濱今乗船、役船

ニ而川浚為見廻初而罷越ス、今日者

水氣ニ付内川浚無之、安治川口

壺番杭下手沖浚之場所見廻

西同心二俣孫助・東同心磯野

傳左衛門罷出居逢、八幡屋新田地先

捨場をも見廻、作助罷越居逢

帰帆懸南新田の上陸、与八郎・

官蔵罷越居、是より役船ニ返し

野服ニ着替、堤方廻村○南新田

杭出、出来栄見分致ス○嶋屋新田

見廻○中嶋新田同断、夕七ツ時過

帰宅

○帰途西成郡野田村の藤

花一覽、春日の社地にある

三四分之花なり

一南北平野町天王寺村一件差免

申渡、北平野町疵付出入吟味下願

承り置

一御城代廻状御蔵奉行の到来

上使米倉大内蔵

御城入 御機嫌申渡ニ付明日

五ツ時可罷出旨達有之

一右之通達有之候處、今日帰途の

頭痛悪寒有之、明日者

御城入難出来申付、御蔵奉行連名

之書通を以断之儀頼遣し、留り之

廻状箱共比留間江為持遣し、返書

差越ス

一夕刻の平臥、夜分發熱致ス

同廿五日 半晴

一今朝者熱氣減し、快方ニ覺

床上ニ起臥、服藥

一玄筑呼寄診察為致ル、時候

中之よし

一廻船方御用状出ス、地方御用状も

幸便ニ付差立ル

同廿六日 曇

一久須美佐渡守の文通、川筋出水ニ付

川浚相休候段申来ル、返書為差遣ル

一自分今日者快方、床上ニ起臥

一 池田庄太夫罷越、今日越中守殿

玉造口江

御城入相濟候よし

一 水野若狭守ハ文通

○天王寺村馬場先町ニおゐて

設楽支配所西高津之もの共

申合、二月廿五日(淨瑠璃)夜淨留理

相催候よし之風聞書一冊

右差越、返書遣ス

一 玄筑入来、診察為致ル

一 樋や市二郎届

今廿六日巳ノ下刻

天満橋定杭水丈六尺

一夜四ツ半時比ハ船場安土町壺丁目

出火、八ツ時過鎮火

一 右ニ付久須美江為見舞仙之丞

差遣ス

同廿七日 晴

一 自分快方床上ニ起居

一 玄筑入来、診察為致ル

一 水野若狭守江文通、昨日之風聞書

一 冊返ス

一 米倉丹後守殿廻状、米津越中守殿

妻当月十九日下屋敷着、今日

御城入相濟候段為知来ル、比留間へ

順達

一 紀州留守居——ハ文通

大納言殿当月十八日江戸出立、来月

四日当地通行之旨為知来ル、例之通

返書為差遣ル

同廿八日 晴

一 廻船改有之、二度目船ニ付懸兩人遣ス

一 阿蘭陀人カヒタン久須美江參ニ付

龍太郎見物ニ參ル、昼前門前通ル

物見の一覽致ス

一紀州蔵屋敷今昨日之返書之事ニ付

内懸合差越、認メ替、為差遣ル

一自分快氣、髪月代いたす

一おきく少し風邪臥ル

同廿九日 晴

一自分全快ニ付、朝五ツ時過

御城入

○御城代・京橋江足袋御届書出ス

用人河野五郎左衛門・今蔵熊蔵

○米津越中守殿江初而罷越ス

○足袋御届書

○御門鑑札三枚

右用人小原作左衛門江面会出ス

御城入御歛者御日柄ニ付不申述旨

申述置、右故平服之俣ニ而罷越ス

○御城代ニ而杉浦ニ逢

右仕廻夫ハ比留間江罷越、過日

不快ニ付頼合之儀挨拶申置不在

○安食江罷越、是又留守妻着

歛をも申置、四ツ半時比帰宅

播州赤穂郡

苔繩村

庄屋

惣右衛門

右惣代申付ル

右同人

同州同郡

庄屋 休右衛門悴

休之助

右之もの共仕来ニ見合、袴・帯釵

上訴差免ス

一お喜久快方夜又臥

四月朔日 晴昼後曇

一朝六ツ半時出宅

御城入出礼

○下野守殿・丹後守殿御逢有之

○米津越中守殿初而御逢有之、手續

左ニ記し置

○月並出礼席ニおゐて例之順ニ出

一 役限ニ出、座敷入口ニ而名前を申

席江出 御城入相済、目出度存候旨

申述、当日祝儀申述、御安否相祝

夫々御挨拶有之相済、立帰御礼申述ル

右相済、四ツ時過帰宅

一坂本の文通、手製之すし到来

及返書

一 お喜久快方起居

一 玄筑入来、短冊七葉を贈ル

同二日 雨

一朝六ツ半時過谷丁濱の乗船、廻船

見分、御用達平四郎・改新左衛門・

懸兩人連ル、川口沖式艘木津川

江も廻り候處、新左衛門雇付候★差支

有之見合、夕七ツ半時過帰宅

一 今日住居造作模様替取懸ル

一 与八郎悴の交肴を贈ル

同三日 曇

一天王寺村淨留理(淨瑠璃)催候一件、落着

申渡

一 播州加東・加西郡青野原新田小前の

願主藤五郎・喜一郎江懸候一件

初而一卜通及吟味

播州多加郡

安楽田丁

権兵衛

中村町

四郎兵衛

甚蔵去月廿日病死之由

右袴・帶釵上訴差免ス

申来

一 山内嘉十郎夜ニ入帰着逢

西成郡

○但二条納濟

江口村

一 永井能登守罷越時候不沙汰見舞申置

庄屋

善左衛門

同四日 朝曇四ツ時頃ハ快晴

孫右衛門

一朝五ツ時過谷丁濱ハ乗船、懸兩人

下新庄村

助左衛門

中津川通○海老江村杭出し

右仕来ニ准し袴・帶釵上訴差免ス

一 樋出来栄見分致ス、蔣江村江も意

一 龍太郎稽古ニ出席、采石より

罷越候積之處、宅ニ御用も有之ニ付

からスミハ差越ス

延引いたし、其村・塚本村ハ可申通旨

役人江申付、直ニ帰船、八ツ時比帰宅

同五日 晴又曇

一 江戸御用状到来

一朝五ツ時過谷丁濱ハ乗船、懸兩人

○中野又兵衛ハ封

召連、木津川内ニおゐて新左衛門雇付

○石河美濃守ハ封

出羽越前国廻船ハ見分、極印打渡ス、二度目

○宗蔵ハ封

積之船ニ御用達勘左衛門罷出、新左衛門者

沖手江罷越候よし、自分者是合

粟生村

帰帆、沖者二度目御備船ニ付懸計

庄屋

遣ス、道頓堀左野やはし合上陸

八十郎

難波はし下手合又乗船、九ッ時過

帰宅

一懸り兩人風波ニ而見分難相成由

一杉浦江文通、返書来ル

八ッ時過帰ル

一番外御用状為替便ニ而差立ル

同六日 雨

一御城代廻状

一大坂屋新左衛門呼寄逢、買積船

大炊頭殿事被改印候旨

名前書之儀談遣ス

申来候、此段申達候、已上

一玄筑入来逢

四月五日 青下野守

一東明村ふさ過怠

自分
御蔵奉行宛

右小野整三郎合到来留ニ付、自分者

申付ル

廻船留守之趣を以漣平差遣、返上

一築山当月九日参府出立之よし

且下屋敷詰郡奉行江廻状順達

貞次郎届出ル

方之儀、為及内談候

播州加東郡

同七日 曇夕雨

一廻船見分有之、二度目積ニ付懸兩人

遣し見分相濟、右ニ而北国筋大方

相濟、今日之分廿九日見分之積を以御届出ス

一廻船方御用状出ス

○右便堤方地方御用状も遣シ

宗藏江忝封遣ス

摂州八部郡

東尻池村

年寄

宿預 久左衛門

百姓

入牢 久右衛門

宿預 岩次郎

右去卯十一月十八日久右衛門義久左衛門を

及打擲候一件、一卜通吟味之上申渡

一播州青野原新田一件、安楽田町

権兵衛・中村町四郎兵衛・粟生村

百姓八十郎江取調方申付ル

一築山来ル九日出立参府いたし候ニ付

書状忝封遣ス

同八日 雨

一紀州殿当地御通行兼而蔵屋敷江断申達置

市中江不罷出候

同九日 晴雲立有之

一朝四ツ時比出宅、玉造御蔵江

為立會罷越ス、池田庄太夫・小野

整三郎・御蔵目付老入・与力老入罷出ル

竹尾岡崎納粉有之、九ツ半時比帰宅

一川筋出水、天満橋水丈樋や届

如左

午上刻 六尺

未上刻 六尺五寸

未下刻 七尺

申中刻 七尺五寸

右ニ付水防として中津江山内嘉十郎

神崎江石井益太郎差遣ス

一水野若狭今文通

川表増水六尺已上ニ付安治川口

浚相止候旨

川表増水ニ付水落候迄内川浚

相止候旨

右申越ス

同十日 晴雲立有之

一川筋出水少々ツ、減水

一昨夜嘉十郎者野里、益太郎者

神崎江止宿いたし候よし、昼後

帰ル

一紀伊殿御使留守居戸井甚右衛門

罷越、例之通留守之積申聞候處

口上申述、被下物紗綾式巻差置

帰ル、口上書左之通

今度帰国被致、此表江通候處

万端入御念儀満足被存候、依之

御使被申候付、巻物被相贈候儀

同十一日 少雨夜ニ入中雨

一嶋林梶三郎儀、昨日市中續村ニ

為取締差遣候處、今日帰ル、博奕

いたし候もの召捕来候ニ付一卜通吟味

之上、左之通申渡

西成郡北野村

藤助

入牢 佐太郎

林兵衛

平蔵

宿預 文右衛門

一橋殿領知之もの盗いたすへく

門先江立寄候始末御仕置申渡候ニ付

懸合之上、役人柏木平太郎

罷越候ニ付為立會申渡

播州揖東郡

嶋田村

敲

林蔵

右御仕置申渡、天王寺牢屋ニおゐて

例之通御仕置、檢使之もの差遣、相濟

村役人江引渡

一江戸九番御用状来ル

○廻船方も来ル

同十二日 晴

一増水逐々引落候ニ付明十三日迄

安治川海口浚為取懸候段、水野

若狭守の文通有之

一岡田理作播州の帰ル

播州多可郡

天田村

年寄

儀助

同村

百姓

九兵衛

同郡高岸皮多

源六

右皮多初与申女を素人ニ申請候

一件ニ付召捕、一通吟味之上入牢申付ル

同十三日 晴天

一北野村文右衛門村預ニ預替申渡

一龍太郎、久須美臨時朝稽古去月

廿二日迄始、今日迄廿日之間皆出席

いたし相濟、昨日の少々時候中ニ而

今日者出席計いたし候よし

同十四日 晴

一朝五ツ時比出宅、難波御蔵為立合

罷越ス、御藏奉行池田庄太夫・杉浦

藤馬、京橋与力・東組与力罷出ル

○米津越中殿加番御合力米

渡方有之

右九ツ半時比相濟、退散

○今橋学校江罷越、復市・

修治ニ逢、龍太郎門入之事申込

○紀州殿藏屋内玄関江罷越、先般

紗綾式卷被下候御札申置、自分

着坂後、是迄麻上下序之節

相廻り罷越候儀之處、旧キ書物取調候得者

右御札者平服ニ而罷越候事之よし

依而己後之心得を以、今日者勤服

事ニ付野服之俣ニ而罷越

右相濟、八ツ時過帰宅

一辰拾壹番御用状出ス

一神谷麻太夫ハ仙之丞江文通を以

鯛式枚差越ス

一設楽今之書状、中沢良左衛門持參候由

当月五日出立之事申越ス

同十五日 晴

一朝六ツ半時過御城入、逐手・京橋・玉造とも

出札有之、今日者所々手間取れ、四ツ半時比

帰宅

一即刻支度いたし谷丁濱今乗船

堤方廻村懸兩人召連ル、土佐堀今

逆川・傳法川今神崎川江登り

同川西成郡蔣江村(意)樋出来栄見分いたし

淀川江出、夜五時過帰宅

○右序西成郡服部村服部部神

天神江參詣、是者安部虎之助

知行ニ而世东服部天神与て

其名高く、諸方今參詣絶す

菅神を祀しものニ而思ひ居候處

左东者なし、北震(震カ)を祀りて

天神宮与唱候よし、池田街道
より直ニ入ル、小狭之宮居也

同十六日 曇夜雨

一 神谷麻太夫罷越逢、丹後寫
袴袴反遣ス

同十七日 晴

一朝五ツ時比出宅、門前分石川良左衛門

同道ニ而天満

御宮江為拝礼罷出ル、例之通

金百疋献備拝礼致ス、建国寺江

立寄休足、久須美佐州・池田并仮役

罷越逢○石川同道ニ而宮寺江罷越

杉浦・土屋参り居逢、御破損奉行着

三人とも

御宮拝礼与して罷越ス、跡ニ而

自分者退散、天満橋ニ而待合

杉浦・土屋罷越、同道ニ而天満

材木渡世いたし候安平次源左衛門方江

罷越、座敷江通り先祖之もの

神祖拝領之よし

御弓・小手拝見いたす、箱ニ入紐を懸

床上ニ而筋り有之、紺色金入之切地ニ而

筋金惣鎗与見ユ、同じく鍔ニ而

御紋沓ケ所見ル、此源左衛門由緒書込

奉書之巻紙江記したるもの一覽

左ニ記し置

由緒書

御材木方

安平治源左衛門

一大坂御城内御用相勤候由緒、節目之儀ハ

私先祖安平治大和守儀

禁裏様御奉公人之内ニ罷在候ニ付伏見

御城内江御出入被為 仰付

権現様御同道迄折々被 召出、御礼奉

申上候、其節御懇之蒙

上意御紋付之御弓籠手頂戴仕、只今ニ到

所持罷在候、下畧

右拝見一覽いたし、四ツ半時過帰宅

一設楽八三郎江之沓封可相達旨

為申遣、鈴木丁元ノ共江遣ス

同十八日 雨

一北野村博突一件、口書并落着申渡

一鈴木丁江昼後書物等之儀ニ付泰威遣ス

一大坂屋新左衛門罷越、買積船名前書

出ス、且松前之圖一枚自分江呉ル

一嘉言江詠草遣ス

同十九日 晴昼後曇小雨又晴

一昼後八ツ時比合

御城入、下野守殿江罷越、服部源左衛門ニ

面会、左之通及示談

当地於御代官着坂之節御届方之儀

着坂之もの名前を以御届書居付

もの合差出、尚又着坂之もの外帳番所江

罷出、手札差出申置候仕来ニ候得共、右者

居付之もの合

御城入いたし、御届書差出候上者、着坂

之もの尚罷出候者及間敷哉、却而相当与も

難申取計ニ而、已ニ地役共之儀者居付

同役罷越御届いたし候迄ニ而、当人

御城入者不致仕来之由、併何敷差支

之筋者無之哉之旨申談候處、定而差支

無之儀与者存候得共、一應取調之上

下野守殿江申聞、可及挨拶候旨申

聞候、当番河野五郎左衛門ニ付明日同人合

挨拶いたし候申旨是又申聞ル

○丹後守殿江罷越、川上猛次郎ニ逢

前条之趣申談候處、差支之筋無之旨

相心得、併下野守殿挨拶之趣一應

承知いたし度旨申聞ル

○比留間兵三郎方江罷越、新役登坂

之節之仕来承候處、居付之もの

御城入口上を以着坂之趣御届

御城入、何も口上ニ而いたし候よし至極簡易

ニ而相当之取計聞与相見ル

右仕舞、七ツ時過帰宅

一夕刻坂本鉉之助罷越逢、寛話

四ツ半時過帰ル○五常旧義返ス

○秘策借リル ○梶ノ葉貸ス

同廿日 晴

一昼後 御城代江罷越、服部源左衛門江

面会、昨日申談候御届之一条是迄も取計

相当ニも無之候得共、当人罷出候儀差止メ

候旨申候而者★立候間、外地役之取計之通

相心得候積を以当人罷出候者不及旨

下野守殿江も被仰聞候由承知候与相答候事

○丹後守殿者今藏熊藏、越中守殿者

渡辺金四郎江逢候、前条之趣夫々

申聞候處、両所とも下野守殿御沙汰

通ニ而差支無之旨申聞候、七ツ時過帰宅

但、此着坂御届之一条者別々一躰之訳柄

巨細之取調、役所御用留江も記し置

八三郎江も写遣し、跡々江も申送候積ニ付

日記ニ者畧記いたす

同廿一日 晴

一設楽分此程差遣候書状之返書到来

大津宿分差出候よし

一設楽明日着坂ニ付為出迎、伏見宿ニ向

潤八郎差遣、今朝出立

一江戸御用状到来、当地分も御用状差立ル

一御宮御祀之能有之、龍太郎・宮寺与

見物江參ル

一坂本鉉之助妻夜分罷越ス

一宮寺江粟野落穂返し歌一首

一相贈ル、返書来ル

同廿二日 朝曇昼前夕雨風

一早朝潤八郎伏見夕帰ル

一設楽八三郎昨夜船ニ而朝五ツ半時

八軒屋濱江着坂いたし、直ニ自分方江

罷越ス、逢、同人并供方之もの一同朝飯

振舞遣ス、四ツ半時過帰ル

一昼九ツ半時過

御城入、設楽着坂之儀ニ付左之通

書類差出ス

○下野守殿 河野五郎左衛門

八三郎
自分名前

一着坂御届書 一

自分名前

一御城入伺書 一

明廿三日御城入可致旨、附札相濟

八三郎名前

一杖之儀ニ付書付 一

勝手次第可用旨同断

同断

一足袋御届書 一

自分名前

一追手御門断 一

右出ス
○丹後守殿 川上猛次郎

一着坂御届書 一

一足袋届 一

一京橋御門断 一

右出ス

○米津越中守殿 小原作左衛門右

一三門前同断

右出ス玉造夕 御城出

○設楽八三郎方江罷越逢、前条

書物差出方其外申達、妻悴ニ逢

七ツ時過比退散○銅坐丸橋金之助并

御普請役兩人江手札取置申置、夕

七ツ半時過帰宅

一夜ニ入為挨拶中沢良左衛門罷越ス

一前条 御城入之節御目付兩人者

留守ニ付書物不差出候

同廿三日 晴

一設楽八三郎今日

御城入ニ付朝六ツ半時過罷越、五ツ時前

同道いたし

御城入、下野守殿江罷越、今日者加番

御機嫌伺与して罷出候よし一罷越

町奉行兩人共も御越逢、用人山室弥兵衛

逢、定例之書類八三郎出ス、暫く待居

四ツ時過御逢有之出札之通ニ而、自分

築山茂左衛門代設楽八三郎之旨取合いたし

八三郎挨拶有之相濟、退散

○丹後守殿江罷越候處、不快ニ付逢斷

用人今藏熊藏江逢○越中守殿

今日者鳴野御藏見分之よしニ而留守

用人小原作左衛門逢申置、明後廿五日

逢可申哉之旨申聞候得共、是者不案内ニ而

用人申聞候事与相聞候間、来ル朔日出札

之節丹後守殿も逢有之候様子ニ付

別段手数相懸り候儀ニ付同様罷越候様可致

候之旨及示談候處、右之趣申聞越中殿

沙汰無之候、朔日之積申聞候ニ付其積ニ

いたし退散○設楽者所々廻勤、自分者

先江退出、九ツ時過帰宅

一侍連吉今日も終日貸遣ス

同廿四日 晴

一大石村之儀従来取締方宜、年寄

太兵衛者年来出勤人物宜ものニ付

袴着用・帯釵上訴差免候段、申渡

一土屋江文通、頼之酒一樽到來ニ付

為持遣ス

一出羽国積切船參懸候ニ付明日設楽

同伴見分之積ニ付同人江夜中文通

申遣ス

一山縣^{（註）}寿一郎今朝当地引拂出立

同廿五日 朝晴後夕雨

一朝六ツ半時比設楽入來、同道いたし

廻船見分罷越ス、懸兩人召連ル

御用達勘左衛門・平四郎、改方

新左衛門罷出ル、安治川沖見分

市中船・柴屋卯侘郎船・輕荷壹艘

極印打渡ス、川筋出水ニ付中津川

古川、江戸堀

大川江出、八軒や

上陸、雨天ニ付樋や市二郎宅江立寄

支度いたし、夕七ツ時比帰宅、設楽者

谷丁より歸ル○設楽初而罷出ニ付

天保山江立寄、一覽致ス

同廿六日 朝雨昼比夕半晴

一設楽江潤八郎差遣、着歛申遣

横麻上下地壹反・鯉節壹箱遣ス

一昨日夕夜中之大雨ニ而淀川出水樋や

市二郎届

今廿六日辰下刻 六尺

同日午上刻 六尺五寸

同日申上刻 七尺

右ニ付神崎川江岡田理作、中津川江

六嶋清二郎為水防出役申付遣ス

同廿七日 晴

一設楽江漣吉貸遣し、今日ニ而廻勤

相濟、同人江金式百疋呉挨拶申越ス

一理作・清二郎儀逐々水引落ニ付

昼後帰坂致ス

西成郡北野村

かう

右女髪結風聞有之、一ト通糺方いたし

村預申付ル

一出水ニ付川浚相休候旨若狭マヤノ

申越ス、及返書

一西井・安食マヤノ文通、来廿九日・晦日

七堂濱ニおゐて筒打様し致候段

申越ス、及返書

一門跡マヤノ刺鯖一籠贈ル

同廿八日 晴

一杉浦マヤノ文通、采石ニ昨日逢、近日

参会之儀申越ス、別ニ返書遣し

明日朝マヤノ可参旨申遣、夕刻又返書

采石も可参旨申越ス

一築山手代増井原蔵出坂罷越

播州附御貸附書類證文共引渡

受取目録渡し遣ス

一右ニ付原蔵マヤノ土産として宇治

新茶壺斤到来

一池田庄太夫江文通、新茶并

刺鯖マヤ弍刺遣ス、返書差越ス

同廿九日 晴

一朝五ツ半時過出宅、杉浦江罷越、采石

罷越居、大治郎江寛話、昼比重郎兵衛

帰宅一同談話、夜五ツ時過帰宅

○自分も手製之海苔すし

并煮マヤ・肴等持参、采石もすし

煮マヤ等持参致ス○おかよ事

正一郎江縁組可致候年齢も相当

尔付縁組マヤいたし候マヤ而も可然哉、併

豊田之娘之内縁邊之含も有之由

及承居義承候事治定いたし候事マヤも

無之間、逐而模様ニ寄相談いたし方ニ

可有之旨采石も申聞、自分も同意
之旨申答置

同卅日 晴

一増井原蔵明日出立いたし候よしニ而

罷越逢、暫く談話

兎原郡

青木村

久次郎電

右当日手鎖日数相立候ニ付村預共

差免ス

東成郡

大今里村

長右衛門

兎原郡

深江村

きよ

右申口相分候ニ付村預差免ス

一夜設樂入来逢、粮入并半切到来

○廻状到来之節相互ニ取計方

之儀及演説

○西門跡送物之儀ニ付相談有之

存寄之趣申聞遣ス

十七

從天保十五甲辰年

五月至八月

日記

五月朔日 晴

一朝六ツ半時

御城入、下野守殿出札有之、丹後守殿者

疝癩氣之よしニ而逢斷、越中守殿者

逢有之、設樂者初而被逢候ニ付出札

已前自分差添定例之通逢有之

夫々改而出札申述ル、四ツ時過帰宅

○下野守殿宅ニ而明日堤方見分之儀

及示談置

一廻船方御用状出ス

○地方御用状も序ニ遣ス、金井分之

壺封差立ル

一夕刻設樂今文通、明日堤方同伴

之事申來ル、及返書

一夕方龍太郎銀術稽古致ス

同二日 半晴昼後漸雨

一朝五ツ半時比設樂誘引ニ差越

出宅、谷丁濱合乗船、淀川堤方

出來榮見分○河州八番村杭出

出來方不宜ニ付直し方申付ル

○撰州赤川村杭出并土方出來榮

見分相濟、八ツ半時過帰宅

一芦澤貞二郎江馬之事申遣ス

一夕方龍太郎稽古致ス

同三日 漸雨

一昨日祖父江カ

御馬印江備候酒廻し来ル、今日

同人江返ス

一夕方龍太郎稽古致ス

同四日 半晴

一宵節句ニ付役所半引

一朝五ツ半時過出宅、堺奉行江罷越

馬ニ而参り、供方之もの者五ツ時過

先江出し遣ス、天下茶や手前ニ而

逐付、四ツ半時過堺紀国や与助方江

罷越ス、平服ニ着替いたし、永井

能登守方江参ル、南都墨三挺入

一箱遣ス、能登守逢暫く談話

九ツ半時過退散、移リニ團扇二本

到来、又与助方江立寄着替いたし

乗物ニ而八ツ時比帰宅

○此馬下野守殿手馬ニ而芦沢

貞二郎江頼御付とも借用いたし

栗毛馬ニ而好き馬也

一龍太郎釵術稽古致ス

同五日 雨

一朝六ツ半時役所之もの礼受ル

一朝六ツ半時過出宅、石川誘引

門前カ同道

御城入、下野守殿出礼有之○丹後守殿

設楽初而逢有之、自分差添

罷出、例之通相濟、夫カ一同出礼

○雨天ニ付加番々頭とも不罷越

四ツ時比帰宅

○設楽カ下野守殿来ル九日

両川口巡見之事話し有之

一下野守殿両川口巡見之事為

内問合若狭守方江与八郎遣ス

道順書写来ル

出牢村預 源六

一右道順書写設楽江書通添(九)

天田村

遣ス、返書来ル

右同断 九兵衛

一江戸拾老番・拾二番御用状川支

茂助

ニ而一同今日到来

右出所不定はつを九兵衛妹之積ニ
仕成候一件、吟味口書申付ル

同六日 半晴

一設楽江文通、菅野袴貸遣ス、返書

同八日 曇

到来

一朝五ツ半時谷丁濱合乗船、川浚見廻

同七日 半晴

大川通合西横堀・道頓堀迄、夫合

一竹尾清右衛門手附増井百助

長堀上ノ口浚場所見廻、東組与力

出奔ニ付私儀町奉行江可達手判

八田伴右衛門・西同心天野平三郎

今日相渡候ニ付、百助呼出相渡逢遣ス

罷越居、船中ニ而面会、明日

此者者増井原蔵姉智之よし

御城代巡見ニ付通船差支候場所

一

西横堀・長堀土砂掻揚方いたし候由
作助も相詰居逢、東横堀合

播州多可郡

大川江出、昼九ツ時比帰宅

高岸皮多

一与八郎東江差遣、中嶋豹三郎江

逢承り候處、明日巡見之儀者兩川口

沖合ニ而川口巡見ニ者無之候よしニ付

然ル上者自分共罷出候例無之候間

其旨申聞置候よし、罷歸申聞ル

右之趣設楽懸江可申通旨申付ル

一昨七日東成郡木野村届此程中今

同村地内溜池江丈式三尺計之

鰻ニ似寄候魚折々浮出、市在之もの共

逐々承り傳へ多人数見物ニ罷越

候よしニ付為見廻嶋林(龍一郎)岡本嶋林(龍一郎)棍三郎

差遣候處、時々浮出丈凡式尺五寸計も

有之候魚之よし、然ル處右見物

与して多人数罷越、田畑をも

踏荒し候よし之旨道筋者素今

野道之儀ニ付差支も有之間數間

仮ニ垣根を補理、其外不取締之儀

無之様可致旨為申渡遣ス、垣根者

明今早朝拵候積、昨夕及沙汰

一右之趣久須美佐渡守江書取を以

申達置

一龍太郎稽古形計

同九日 雨

一木野村江為取締岡田銃助遣ス

一兔原郡東明村為捕物山口作助

差遣、今日出立

一久須美・水野今文通、川表水引

落候ニ付明十日今内川浚為取懸候段

申越ス、及返書

同十日 曇

一設楽今文通、西田徳太郎久須美門入

之事申来ル、及返書

一龍太郎木野村溜池山椒魚見物与

して昼後参ル、八ツ時過帰ル

同十一日 快晴

一辰拾三番御用状出ス

○おたのおぬち江壺封ツ、

金子入

×

一木野村玉ヶ池ニ浮出候山椒魚

今日村方之もの共網ニ而引揚候處

丈三尺五寸計有之候よし、右ニ付

在町之もの殊之外群集いたし

候趣ニ付為取締、正作差遣、夕刻

帰ル

一右山椒魚見物与して夕刻迄

龍太郎・昇三郎召連参一覽

いたし候よし、右婦懸設楽江

初而罷越悴ニ逢、明日久須美江

門入之事被相頼候よし、自分分八三郎江

及文通、返書来ル

一大坂屋新左衛門(呼ニ遣シ)罷越、昼後逢

湊ニ賣女之事談遣ス

同十二日 時々雨

一中沢良右衛門罷越、設楽分忌服

御届之心得問合有之、自分心得

之趣挨拶申遣ス

北平野町

村預 喜八

入牢 同人娘

たけ

右髮結いたし候ニ付(ト通吟味之上)書面之通申渡

守具村

兵右衛門

右(ト通札之上)出牢申付ル

東尻池村

入牢

辰次郎

第次郎

元次郎

年寄

手鎖宿預 久左衛門

右一ト通吟味之上書面之通申付ル

東明村

入牢

いそ
利三郎

右不正之品買受候一件一通吟味之上

書面之通申付ル

是者山口作助召捕与して差遣

今夕捕帰候也

同十三日 晴

一脇濱村藤藏吟味中家出いたし

候一件御下知之趣を以、落着申渡

一設楽夕刻入来、夜四ツ時帰ル

品々御用談

同十四日 晴月明

一天王寺村藤吉入込場いたし候一件

差免ス

一東尻池村一件為牢問

徳藏・梶三郎差遣、夕刻帰ル
(梶二郎カ)

一江戸表江御用状出ス

同十五日 晴昼後ハ雨

一朝六ツ半時過出宅

御城入、三手共出札有之、五ツ半時過

帰宅

一心学者日下正行、ニツ茶や村

八郎右衛門・東明村善左衛門(召連)罷越

初而逢、教導之儀承り、灘目筋

教導之儀申聞、六論衍義

一冊遣ス

一夕七ツ半時過潤八郎持参

尾張や惣右衛門届

当月十日晝寅刻

御本丸御廣敷へ出火、雨天ニ付

北風強

御表御殿向不残御玄関共

不残炎上、已上刻火鎮申

二ノ丸 紅葉山

御別条無御坐候

西丸 御櫓等

五月十五日

一右ニ付即刻書状認メ如左

道中六日限を以差立ル

○おゐち江自分へ壺封・お喜久へ壺封

○おたの江自分へ兩名ニ而壺封

メ

一明日堤方廻村之積之處雨天ニ付

差止メ、鈴木丁江も其段為申遣ス

同十六日 半晴

一地役廻状石川へ来、比留間江達

水戸中納言殿御隱居被

仰出候御書付也

東尻池村

帰牢

久右衛門

出牢

辰次郎

第次郎

年寄

元次郎

右一卜通吟味之上申渡

今津村

入牢

卯之助

外三人

右盜賊吟味之上申渡

一卯木武十郎方江罷越逢

烟管二・草烟包遣ス○唐製タイコウ

牽炮等到来○御普請役中村

雄太郎江申置、夕刻帰宅

一 龍太郎今日学校江入門致ス

同十七日 雨

一朝九ツ時過出宅○設楽江罷越逢

九ツ半時比退散○坂本江參ル、采石

罷越居、例之通寛話、夕飯等被

振舞、夜四ツ時過帰宅

一大坪万太夫昨日着坂いたし候由

留守江罷越よし、菓子一折・烟草

一箱到来

同十八日 半晴

一去十日暁 御本丸炎上之旨下野殿分

廻状到来、比留間江順達、右写

いたし手紙を以設楽江達、廻勤

之心得方申遣ス、今日者廻村立出

留守之よし

一 右ニ付御機嫌之義先例石川江

問合候處、戌年西丸之節即日

服紗麻ニ而御三手・御目付廻勤之由

尔付同様之旨申来ル

一 御破損奉行江同様問合 (候之) 處

矢張同様之旨返書差越

一 昼後石川良左衛門罷越(通し逢)、同道

御城入、京橋分逐手・玉造共

廻勤、御機嫌伺申置染帷子・

麻上下、御目付者兩人共留守也

設楽在出之旨も申置○石川江

立寄通、八ツ半時比帰宅

西成郡

北野村

村預免 ころ

東成郡

北平野町

村預免 喜八

同人娘

出牢 たけ

右髮結一件落着申渡

東成郡

手鎖村預 天王寺村

初次郎

右入込場之風聞一卜通吟味申渡

一夜分里村保助罷越逢、設楽江

口上申遣ス

同十九日 半晴

一早朝大坪万太夫罷越逢、明昼

出立いたし候よし

一朝五ツ時比谷丁濱分乗船、廻船方

孫八郎・慎平召連、天保山沖ニ而

廻船見分、大貫坂田積空船、破船

之代船老艘見分致ス、南新田江

罷越候處、設楽乗船行違直ニ

中嶋新田江罷越候よしニ付

廻船方船ニ而同所江罷越、設楽

罷越居逢、是より廻船方者帰し

堤方懸面人召連、設楽同伴

見分如左

出来栄不宜候所
直し方申付ル

中嶋新田

中津川通其外急破願村々

西野新田

四貫嶋

六軒屋新田

代地場

右見分、夜五ツ時前帰宅

同廿日 曇

一地役廻状・人馬賃錢御書付到来

石川分来比留間江遣ス

播州

美囊郡

桃坂村

庄屋

惣兵衛

右袴・帯釵上訴差免ス

一坂本今文通、梶の葉返ス、返書

遣ス

同廿一日 雨

一当月十一日附翌十一日出御用状

道中川支ニ而今朝四ツ時過

到来

○当月十日曉

御本丸炎上之事申来ル

○おたの今壺封右炎上之処

おるち部や之もの共無難ニ

去退御供いたし、吹上合

西丸江御供ニ而当時藤山

部やニも ■■■へやニ而

罷在候よし申越、一同先安意

一右おるち（度脱之）無急去退候段、坂本江

文通ニ而申遣ス、返書来ル

一設楽江伯母濱田安否承リニ

遣ス、是も一同無難之旨今朝

申来候よし返書差越ス

一番外御用状出ス

○おるち江自分・おきく今一通

ツ、遣ス、且今般炎上ニ付

左之通遣ス

おるち江 金貳拾兩

つほね江金五百疋

召仕式人江金三百疋ツ、

○おたの江おきく今壺封

○内藤茂之助・小高登二郎江壺封

是者酒造造方之儀ニ付

見込候趣申遣ス

ノ

一八部郡東尻池村年寄尚左衛門を

百姓久右衛門打擲いたし候一件

口書之上如左申渡

年寄

手鎖宿預免村預

久左衛門

百姓

出牢村預

久右衛門

一夕刻坂本入来、夜四ツ時帰ル

同廿二日 晴

一 播州八部郡

二ツ茶村 (原脱)

利助同家

入牢

利右衛門

右申渡

是者盜物買受ケ候一件也

一御城代廻状写設楽ハ差越ス

去ル十三日真田信濃守殿事

病氣ニ付御役 御免之儀

猶又相願候趣不得返事、無據

被 思召依之願之通御役

御免、帝鑑間席被

仰付候、心永ニ養生気分快節者

登

城於拜目之間御機嫌相伺可申旨

被 仰出候段申来ル、後畧

右自分共留明日設楽返却之積

同廿三日 曇時々小雨

一 播州齋木村治左衛門惣代申付ル

一八ツ半時比ハ設楽江罷越逢、談話

○築山・自分御證文式通引渡

目録共遣ス

○寄場差出金一件書物返ス

○津々賣女一件書物廻ス

夜五ツ時過帰宅

同廿四日 晴

一 明後日比播州表江可罷越哉与も

存候処、先般炎上已来未夕日間も

無之、江府御沙汰も耽与不相伺

儀ニ付相延し候段、潤八郎其外江申達

一 龍太郎稽古役采石江文通返書来

上杉禪正大弼使者

山宮善治郎

右罷越、御蔵立會之廉、金二百疋・鯉節

壹箱贈ル

一 永井能登江之壹封、亀喜江遣ス

○大坂

御城御殿向絵図一枚・書物二冊

封入貸遣ス

一 龍太郎稽古致ス

同廿五日 晴暑氣

一 尼崎又右衛門の文通、明日の

御城代縮被用候段、申越

京都無宿

入牢 寅藏

右鳴尾村ニおゐて盗いたし、村役人

差押訴出候ニ付盗品者被盜候處預

入牢申渡

同廿六日 時々雨夕収

一 宮寺一紙石川の到来、今日の

御城代縮被用候段、尼又の申越候

文通廻ス、比留間江廻達

一 中沢良右衛門罷越人之事談為遣ル

一夕刻龍太郎稽古致ス

同廿七日 晴

一 卯木武十郎今夜船ニ而出立いたし候由

為暇乞罷越逢

一 宮部潤八郎播州表江差遣、今朝

出立

一山内嘉十郎娘死去いたし候段、昨

廿六日夕届出ル

一夕刻卯木武十郎方江罷越逢

為餞別、姫路革鼻緒式足遣ス

○和州支配所材木之儀ニ付当江

通達之儀談有之、七ツ半時過帰宅

同廿八日 半晴

一為替便を以番外御用状出ス

○北国筋御廻米繰之儀ニ付申上候書付

右御取ケ組頭江文通添遣ス

但五月廿七日附

○竹内清太郎江壺封自書

御米繰之儀ニ付内状

ノ

一久須美曾我祀ニ付龍太郎被呼参ル

昼前ハ罷越、夕刻帰ル

一植木や兩人罷越、庭前之松刈込致ス

同廿九日 曇夕雨

一杉浦重郎兵衛入来逢、平申江之

返金五日分持参、直ニ同人江為相渡

受取手形遣ス、昼飯振舞遣ス

一植木や兩人参り、松手入致ス

一來月自分月番ニ付御蔵詰

書物、設樂ハ引渡有之

六月朔日 曇

一朝六ツ半時過

御城入、下野守殿・丹後守殿―

越中守殿とも出礼逢有之

四ツ時比帰宅

一西成郡江口村庄屋善左衛門

呼出

御本丸炎上金之儀ニ付及

理害

一堤・廻船方とも定例之通年番

交代、廻船方引渡、堤方受取

一堤方御證文懸里村保助を以

引渡しニ付受取、受取目録

同人江渡遣ス

但、御證文受取渡者一躰

自分共可成丈自身持参

いたし候方相当ニ而、併時宜ニ寄

差支之節者元々を以、往答

いたし候者、格別懸リニ候与も

不可然義之處、今日者保助持参

最早罷越候跡之よしニ付本文

之通受取、逐々者前条之通申合

之積、設楽江申聞置

一 兵庫津無宿

入墨

龜吉

右口書申付、帰牢申渡

東明村

出牢利三郎者

いそ

手鎖村預

利三郎

右不正之酒買受候件仮口書申付、書面

之通申渡

一植木や用人罷越、庭前之分松刈込

相済

同二日 曇

一久須美順三郎江文通、明日杉浦江

参会之儀申遣ス、返書来ル

同三日 晴

一昼九ツ時比杉浦江罷越、杉浦

兄弟与談話中順三郎参り、例之通

談話、夜五ツ時過帰宅

○今日者菓子并肴肴二重ニ詰、持参

采石も類し候品持参ル

○去年中用立候金貳百両之内

先達而当方返金残百両之分、今日

采石持参返入、受取

同四日 晴

一朝龍太郎稽古便采石江文通

久須美佐渡守金貳百両之證書尙通

返入、落手之旨申越ス

一高橋平三郎明五日出府之積

出立いたすニ付為暇乞罷越ス、逢

饒別与して姫路革胴乱遣ス

一右平三郎江堤方御證文

築山・自分江被下候分式通渡

差立ル、八三郎方江兼而遣し懸

同人分渡ス

一岩永玄貞罷越、今日分

母上様葉御貰受之積逢

一下枝兵三郎分一紙到来、近山

藤四郎妻今日出産、男子出生

産穢之義申越ス、石川江廻達

一右之趣、連平参候序、設楽江

申遣ス

一下枝江文通、山岡伴四郎事問合

遣入、返書差越ス

同五日 曇夜過雨土用ニ入
昼八ツ時四分

一設楽江文通、返書来ル

一夕刻潤八郎播州分帰ル

一

同六日 晴雲立有之

一朝六ツ半時出宅

御城入、下野守殿・両御定番・

加番四軒・番頭式軒暑氣

見舞申置○都筑兵庫方江

罷越候處、出懸ニ而来客も有之候由

ニ付申置 御城出○若狭守方江

暑中見舞申置、五ツ時少し過

帰宅

一設楽入来逢○猪飼野村一件

内談有之

一去月廿六日出六日限御用状到来

○おたのゝ壱封五月廿六日附

メ○尼崎大物橋見分之儀、奉行衆・吟味役

印状到来

一設楽文通、返書遣ス

一今日今居間作事取懸ル

一丸橋金之助入来申置

同七日 晴折々雲立昼前少し過雨

一朝五ツ時前久須美江暑氣見舞

玄関ニ而申置、帰宅

一廻船方便御用状出ス

○大物橋御受高橋次助江之壱封江

封入出ス

一小田分材木之返書来ル

一卯木武十郎江右小田返書之事

申遣、為替便を頼、直ニ卯木江壱封出ス

同八日 晴暑氣強シ

一友山勝次入来、初而逢遣ス

一野木大右衛門不快ニ付悴連平方迄

罷越、菓子一折贈ル

一玄筑悴春庵初而罷越逢

同九日 晴

一下枝兵三郎江文通、返書遣ス、且

道明寺壱袋遣ス

増山正作

右御貸附懸申付ル

六嶋清二郎

中山昇三郎

岡田銑助

石井益太郎

右長屋遣ス

元御代官所

築山茂左衛門

当分御預所

摂州免原郡

石屋村

百姓

入墨敲 莊三郎

御仕置之上入牢

右築山差支有之、自分方ニ而御仕置

可申渡旨被仰渡候ニ付申渡

同十日 晴夜ニ入雨雷気

一朝五ツ時比谷丁濱合乗船、難波

御蔵為立合罷越ス、木野督三郎

杉浦藤馬 御城代家来玉造組与力

罷出ル、松平和之進納有之、九ツ時過

退散○両門跡○尼崎蔵屋敷

とも暑気見舞申置、八ツ時過

帰宅

一久須美佐渡守今文通、明日東横堀

川土佐堀安治川口堂嶋川

為見廻罷越候段申越ス、自分御用多ニ付

難罷越旨返書ニ申遣ス

一神谷鹿太夫暑気見舞与して

菓子一折持参逢、木綿縮壺反遣ス

同十一日 雨

一酒井若狭守殿使者暑中見舞

自分江金式百疋・干鯛一折、元江

金式百疋ツ、式包被差贈候

斎藤徳蔵

右山口作助次席申付ル

増山石郎

右耆人扶持増方申付ル

一夕刻御城代廻状到来

松平兵部大輔病氣之処

養生不相叶、去二日卒去候

公方様 右大将様御機嫌

被為替候御儀無之

公方様 右大将様定式

半減し

御忌服被為 請候段旨為被仰下候、下畧

六月十一日 青下野守

御代官・御蔵奉行宛

右比留間江順達

一右ニ付石川江明日廻勤問合返書

差越ス

一設楽江文通、明朝廻勤心得

申遣ス

同十二日 終日雨

一朝五ツ時過

御城入、昨日達有之候、松平兵部

大輔卒去ニ付御機嫌伺左之通

申置

下野守殿 丹後守殿

越中守殿 山岡十兵衛

右仕廻、四ツ時過帰宅

○参り懸石川江誘引、同道

いたす

一一昨夜より之雨天ニ而如左出水

届、樋や市二郎差出ス

六月十二日午中刻

天満橋定杭水丈 六尺

同日未ノ上刻

同断 六尺五寸

同日申上刻

同断 七尺

同日酉下刻

同断 七尺五寸

同日巳上刻

同断 八尺五寸

右之通届出候處、夕刻ノ

八尺九寸迄ニ致候よし、右ニ而

逐々減水ニ成ル

一 水野若狭ノ文通、出水ニ付川浚

休之旨申越、及返書

一 設楽ノ文通、堤方御定金書上

其外存寄無之旨ニ而相返入、返書遣入

一 夕刻銑助淀川東縁より

歸ル

一 右出水ニ付水防出役如左出ス

淀川東縁 岡田銑助

同川西縁 森田舜助

大和橋 中山昇三郎

是者届次第出役之積

一 設楽江堤方御定金減調書類

一 袋書取添遣入、返書罷越入

同十三日 曇

一天満橋水丈届如左

六月十三日寅下刻

天満橋定杭水丈 八尺

同十四日 半晴暑氣強し

一 江戸江御用状出ス

○ 久須美六郎左衛門殿江壱封

○ 後藤一兵衛壱封

姫路革下緒壱懸贈ル

○ 遠藤但馬守殿用人宛壱封

○酒井右京亮殿・上田

小源太外壱人壱封

ノ

一設楽今文通、返書遣ス、小袴返ル

但品々問合

一同人江暑中見舞、饅頭壱重・

團扇式本遣ス、返書来ル

一久須美順三郎江龍太郎分

暑中見舞、左之品遣ス

吉向焼白樂霞重一組

内菓子茶入

一右龍太郎夕刻持参、暮合

帰ル

同十五日 晴清暑

一朝六ツ半時

御城入、下野守殿（者出礼有之、丹後守殿者

不快ニ而断、越中守殿出礼有之

○東御小屋与頭都筑兵庫方江

罷越、初而逢、暫時談話、四ツ半時比

帰宅

一龍太郎稽古便采石江一書遣ス

同十六日 晴

一朝五ツ時過出宅○今倉熊藏

○川上猛次郎○戸田吾八郎

右暑氣見舞返礼申置

○池田庄太夫通逢○丸橋

金之助○御普請役兩人

右暑氣見舞返礼○設楽

通逢、暫く談話、昼飯被振舞

九ツ半時比帰宅

一嘉祥ニ付役所半引

一永井能登守分文通、貸置候大坂

御殿向絵圖并一冊返し

葛壱箱到来、留守ニ付受取

遣候よし

同十七日 半晴

一堤方辰六番御用便差立候、道中

六日限

○堤方御定金調書也

御定金仕訳書

○堤方御差加金減見込書上

右御取ヶ組頭江之書状相添

差立ル

一播州六蔵上納金之儀ニ付木葉や

平右衛門、潤八郎方迄罷越候よし

同十八日 曇時々少雨

一木葉屋平右衛門呼出逢、播州

太郎太夫村仁右衛門上金之儀ニ付

及理解

一右上金之儀及理解候通、都合

金三千兩上金いたし度旨、平右衛門

罷越口上ニ而申立、願書者逐而

差出候積

一木村惣左衛門今先般已來彼是

世話ニ相成候為挨拶、自分江

白縮沓疋、潤八郎外二人江目錄

相贈候ニ付受用いたし、挨拶為申遣候

一比留間江文通、菓子一折遣ス

返書来ル

同十九日 曇又晴昼後遠雷大雨

一西成郡三番村黒田傳右衛門

呼出し、上金之儀直々及理解

今日申立候積

一設楽今文通、暑中見舞

葛饅頭到来、且勝守草

式對贈ル、返書兎■水草

式對其外品物遣ス

一池田江文通、暑中見舞

右葛饅遣ス、返書来ル

一築山江御貸附引渡与して

泰藏遣し、今夜船ニ而出立

一比留間分文通、暑氣見舞柏漬瓜

到来、及返書

同廿日 晴

一別廉当分御預所播州太郎太夫村

百姓仁右衛門親亀藏儀六藏義

仁右衛門分今般

御本丸炎上ニ付右御用途之内江

金三千兩来巳十一月中迄ニ上納いたし度旨

且去卯年羽倉外記当地在坂中

古金三百両古銀八貫五百目

此金凡五百六拾両余之上納相願

有之候分をも今般

御本丸御用途之内江上納いたし度旨

并初三百俵窮民救与して上納

いたし度旨等、書付を以願出候ニ付

於書院逢、願之趣承届候段申渡

右躰奇特之取計いたし候段手限

誉置、白紋上下沓具仁右衛門江遣候旨

申渡、五藏六江渡遣ス

一木葉屋平右衛門義、右上金之儀ニ付

六藏分被頼、一昨日及理解ニ、速ニ

受いたし候儀ニ付逢遣し、金三百疋

目録致差遣ス

右之もの共一同今日帰村之積

一五ツ半時過分出宅、暑中見舞

左之通罷越ス

○尼崎又右衛門○内山彦次郎

○松井金次郎 ○近藤左衛門

右答礼

○荻野勘左衛門○中嶋豹三郎

○朝岡助之丞 ○磯矢頼母

○大森信之助 ○小川甚五右衛門

○

右序ニ付申置、四ツ半時比帰宅

一昨日之大雨ニ付出水届如左

六月廿日卯下刻

天満定杭水丈 六尺

同廿一日 晴

一朝五ツ時過谷丁濱分乗船、難波御藏

為立會罷越ス、比留間兵三郎・小野

整三郎・御城代家来東組丹羽竹三郎

罷出納渡米有之、八ツ半時比帰宅

一夕刻分坂本入来談話、夜四ツ時

歸ル

一山内嘉十郎・浅井周次郎今日設樂江為

引移候

一中沢齋助今日分方江出勤

同廿二日 晴

一池田庄太夫入来逢

一西成郡三番村黒田傳右衛門今般

御本丸炎上ニ付金三百両上金いたし度

申立取計、逢遣し、願書可差出候旨

申渡

同廿三日 晴

一酒井右京殿家来石垣東平預り

置候よし尾州之産白狸珍敷

もの之よしニ付東平江申遣、昼後

借来り一覽、白毛紅眼白兔ニ

似たるもの也、比留間之孫鎌輔・

設樂与市郎・西田徳太郎相呼

為見遣し、其余役所之もの共又

門前市中之ものも為見遣ス、夕刻

返し、持主江銀苞封遣ス

一六月十一日出之御用状到来

○おぬちの六月二日附之自書

炎上後初而到来、粗様子承知

○おたのの六月十一日之文到来

ノ

一 永井能登守江先日之返書遣

一 暑中見舞、小倉野老折遣ス

返書差越ス

同廿四日 晴

一朝五ッ時比谷丁濱分乗船、川浚

見廻り与して罷越ス、天保山沖

式番杭之場所浚致ス、西組同心

天野平三郎・東組同心上田

半吾差立逢、与力大須賀元輔者

引取候よし、八幡屋新田地者

捨場江之見廻り、作助罷出逢、八ッ時過

帰宅

一 拾七番御用状六日限差立ル

○今般

御本丸炎上三付上金何書

播州加東郡

太郎太夫村

百姓

金三千両 仁右衛門

内

千両 当納

千両 来巳五月納

千両 来巳十一月納

撰州西成郡

三番村百姓

金三百両 黒田傳右衛門

内

式百両 当納

百両 来巳五月納

同郡

江口村

金百両

善左衛門

皆当納

合金三千四百両

○去卯年羽倉外記在坂之節

右仁右衛門上納願古金銀、今般

炎上御用途江上納願伺書

古金銀三百両

銀八貫五百目

金田故^(左)三郎・竹内清三郎之

右伺書式通江文通并自書内状

式封封入、印封ニ而差立ル

○おろち江自分外庄右衛門之老封

○おたの江同断金三百疋遣ス

ノ

一築山江御貸附引渡相濟、今昼船ニ而

泰蔵京都之帰着

一龍太郎・おかよ・おみち一同天満祭

為見物夜分遣ス

同廿五日 晴雲立有之

一天満天神祭礼ニ付役所休日

播州多可郡

北野村

庄三郎

右新開并立會新田荒地起返

之儀ニ付直ニ及理解、心得方申渡遣ス

摂州八部郡

神戸村

仲仕頭

作五郎

小船頭

吉平

右同村金左衛門方江立入、不正之品

取計いたし候始末、一卜通尋候上、宿預

申付ル

羊羹壺折差越ス、再報移り之鮭

遣ス

一龍太郎稽古便佐州江武蔵

あふミ・八十翁話貸遣ス

同廿六日 晴

一夕刻久須美江遣ス、佐渡守不快

見舞、手製道明寺牡丹餅

遣ス、黄昏帰ル

同廿八日 晴

一生玉祭礼ニ付役所休日

一当月十九日出御用状八日限ニ而

到来

○能登殿・土佐殿御印状到来

但、播州穢多源六御仕置

御下知

○当月十八日関保右衛門御勘定

吟味役被 仰付候由申来ル

同廿七日 晴

一番外御用状十日限出ス

一水野若狭守分文通、明廿八日分

東横堀川流末堂嶋川筋

百間堀川并木津川上口浚

取懸候段、申来ル

一庄屋四郎二郎江文通、酒代之事

申遣ス、返書ニ金三分式朱差越、且

同廿九日 晴

一江戸平届朝五ツ時前出ス

御老中上坐

加判之列 水野越前守殿

御勝手懸り

右尾張殿其外逐々同様届出ル

一坂本江文通、右之趣為知遣ス

返書来ル

一龍太郎住吉祭礼江參ル、比留間

一邦之助誘引、同伴いたし候よし

朝六ツ半時過出、八ツ時比帰宅

同卅日 晴

一関保右衛門之書状、龍太郎稽古場

一順三郎之差越ス、去ル十八日御勘定

吟味役被 仰付候吹聴申越ス

一設楽江文通、上金之儀申遣ス、酒造

造方之儀ニ付町奉行江差遣候書取

為打合、潤八郎差遣候序、右文通遣ス

書取者預来ル

一昼後龍太郎、久須美江甲冑

為一見罷越、夫之廻り設楽江參ル、今日

鈴木丁門前玉造神輿通行ニ付

参候様潤八郎江用申越、戻る也

一夜ニ入設楽之文通、上金願書之外問合

来候、自分願書案貸、返書遣ス

一嘉言之使、嵐山高雄之圖取ニ差越ス

一旦日園之夕顔到来、短冊一葉

添差越ス

一播州多可郡大屋村之同郡寺内村

外式ケ村江懸山論出入訴答熟談

之上吟味下相願候ニ付一通礼申上、逐而

及沙汰候段申渡、一同帰村申付ル

一御蔵月番設楽江引渡

七月朔日 晴

一朝六ツ半時御城入、下野守殿例之通

出礼有之、丹波守殿・越中守殿者

不快ニ付逢無之、四ツ時比帰宅

○御城代ニ而昨日設楽江貸遣候

上金願書案同人返し受取

一立會御貸附年番代ニ付諸書物

為持、林泰藏・増山正作、設楽江差遣、

夫々引渡相濟候段泰藏申聞、受取

目録一覽、同人江渡ス

一辰拾四番御用状道中六日限差立ル

○上納金願書

但

御本丸炎上ニ付為冥加金三拾兩

上納願

右後藤一兵衛・塚越藤助江書状相添

印封ニ而差遣ス

一松村忠四郎江壹封

是者逐々之返書

ノ

一道中八日限御用状出ス

○関保右衛門江壹封

是者去月十八日吟味役被

仰付候吹聴之返書歛申遣シ

且逐々返書も兩封ニいたし遣ス

到来之白晒壹反為歛贈ル

○おたの・おみち江お喜久江壹封

○御貸付半高銅書物

ノ

一昼後設楽江御城代廻状写差越ス

水野越前守殿去月廿一日

御懇之御

上意連判之列被

仰付、老衆上坐被

仰付候旨申来ル、下畧

七月朔日 青下野守

御代官御蔵奉行宛

一夕刻龍太郎試合致ス

同二日 晴

一 播州加東・加西郡青野原新田

優藏及出訴候小作之儀ニ付取締方

申渡、受證文申付ル

同三日 晴

一九ツ時少し過出宅、杉浦江罷越

順三郎参り居、重郎兵衛・

大次郎一同寛話、夜食被

振舞、夜五ツ半時比退散、帰宅

○ 間喜兵衛袖標持参為見ル

佐州江一覽之ため貸遣ス、且

八間傳貸遣ス

一 留守江夕刻分坂本入來通

少し話し帰候よし

同四日 晴

一番外御用状到來

○ 大物橋御普請之儀ニ付高橋

次助談之趣申越ス

○ おみち分壺封六月廿一日附

ノ

一 設楽江文通、返書坂本江文通

明夕可参旨申遣ス、返書來ル

石賀漣平

齋藤徳藏

右大物橋御普請御用懸申付ル

同五日 晴

一 堤方御用状・地方番外御用状

到來

○ 堤廻船方申送之儀ニ付

江戸詰之もの分当地懸り江

申越候書面、設楽分廻し一覽

一 森田慎平設楽分差越、右懸り

之もの書面之儀ニ付申越、存意之趣

申聞遣ス

一夕刻々坂本入来、夜食振舞

閑話、夜八ツ時帰ル

同六日 晴

播州多可郡

高岸皮多

所拂可申付處穢多
之儀ニ付年寄江引渡ス

源六

同州同郡

村

百姓

江戸拂

九兵衛
儀助

右撰州鳴尾村吉蔵・女房はつ身分

怪敷ものニ候處、素人之積いたし候儀

不届之取計いたし候ニ付伺之上

御仕置申渡

兵庫津無宿

入墨

重敲

亀吉

右盗物貰受候依科伺之上、御仕置

申渡ス

松平遠江守家来

小阿弥源左衛門

豊嶋彦十郎

右今日呼出ニ付罷出ル、今般領分尼崎

大物橋見分之儀、土大炊頭殿被仰渡候段

書取を以申達ス

○来ル十日見分之積申談遣ス

右御用ニ付及引合候義者、懸り之もの

書付ニいたし為相達候

七月七日 晴雲立有之

一朝六ツ半時比役所一同礼受ル

一右相濟直ニ

御城入、下野守殿・丹後守殿逢

有之出礼、越中守殿者不快ニ付

逢断、加番四軒・番頭式軒

七夕祝儀申置、五ツ半時過帰宅

同八日 晴雲立有之

一都筑兵庫江文通、素麵壹折・

和州下市鮎耆桶遣ス、返書、墨二挺

到来

一辰拾九番御用状八日限差立ル

○平岡又次郎江元メ之儀ニ付

書状遣ス

一播州多可郡茂利村庄屋

與左衛門代人之儀ニ付不埒之

取計いたし候一件、入牢申付ル

一夜ニ入理作久郎江役所内

取締之儀ニ付及沙汰

同九日 晴雲立有之

一無記事

同十日 晴雲立有之

一朝六ツ半時出立、松平遠江守領分撰州

尼崎大物橋為見分罷越、自分

丸羽織・野袴着用、供連如左

栗田連吉 鑓箱 長柄

侍 松田仁右衛門 草履取

増山石郎 合羽籠耆荷

両懸 耆荷

手附元メ

石賀漣平 刀差耆人 小もの耆人

手代

斎藤徳藏 小もの耆人

上下合拾四人

谷町濱合乗船、昨夜中尼崎合

為迎罷越居、遠江守手船新御坐船与

唱候船之よし、船中上之間・次之間

有之、相應之船幕打船印を立ル

遠江守手船小頭役北風宅右衛門・

水主拾貳人・町水主四人都合十七人

乗込、外ニ供船貳艘、水主貳人ツ、乗

淀川今安治川・逆川・中津川

傳法川今神崎流末ニ到リ

渴水ニ而乗船者難通、中嶋新田之内

城可寫今小船ニ乗移、佃村堤今

上陸、巽之渡し舟越渡船者

領主今船式艘廻し有之、尼崎

巽町江上陸、渡口番人兩人下坐

会釈、往還入口江

目付

井土權輔

外ニ名前不知

鐘を為持候もの

壹兩人

下役等歟

大勢

町役之もの共

麻上下又者

羽織帯釵

之もの共

右及会釈途中江使者

望月甚左衛門

右馬を為率、相應之供ニ而罷出ル

取次江遠江守口上申述候ニ付直ニ

及挨拶、途中又役人共出ル

郡代

町奉行

田辺壯藏

用人

柴山新吾

右及会釈、四ツ半時過別所町会所江

会所守
月坂権之助着休足、懸り兩人者別而

近所江宿有之候よしニ付^(其方)★江遣ス

九ツ半時比遠江守の先格之通差出候よしニ而

酒飯出ス、相應之料理向ニ而緩仕之前

兩人出ル、中小姓境野周吾・堀野

隼之助九ツ半時過懸り之もの罷越

候ニ付場所為下見遣ス、無程帰ル、四ツ時過

自分為見分罷越ス、京宿合式丁計ニして

大物橋ニ到ル、橋者竹矢來いたし

往來留有之候よし之處今日者往還

筋矢來取除有之、作事奉行

小阿弥源左衛門・豊嶋彦十郎罷出ニ付

召連見分致ス、逐々領主ニおゐて

修復差加、橋板者一鉢ニ老重被成式

何レも相損し、惣鉢同様ニ成り居

船ニ而下江廻り及見分處、何レも

可保■品も無之ニ付懸直し之積

相決し、古木用ニ可相成分者調訊

諸式取調方為致候、右場所江町奉行

其外下役共歟医師等も為詰ル、見分

相済定宿江引取○前条郡代御

用人目付之よし罷越候ニ付、一同逢

遠江守江之挨拶も中含遣ス

○作事奉行兩人呼出し逢、大物橋

見分之處、此上保方之見込無之

懸直候積ニ付目論見取調

其内江戸表江申立候積、其比ニ者別段

可及沙汰右取調候ニ付而者、今一應

懸之もの差越候儀も有之候間

其旨相伺候様申達ス○八ツ半時比

定宿出立、小嶋町戎嶋与唱候濱合

乗船、船場江前書之役人共一同為送

罷出下坐いたし、夫々及会釈、帰路者

元川筋を罷越候ニ付別而不記、着船之比

手船小頭役之もの江目録金式百疋

差遣及挨拶、暮六ツ時比谷丁濱江

着船帰宅

一夜六ツ半時過坂本合文通、白硝

之事申越、長崎風説書写差越

錫蔵使ニ付逢、口上ニ而返事申遣ス

同十一日 晴雲立有之夜月明

一坂本江昨日之返書且中元之祝儀

金三百疋遣ス、返書来ル

一設楽今文通、返書遣ス

一松平遠江守使者——罷越

昨日大物橋為見分罷越候挨拶之由

先格之通鮮鯛一折相贈ル、逐而

伺之上及挨拶候積、懸り兩人江者

鱈節芫箱ツ、相贈ル

同十二日 晴九ツ半時比過雨兩三度

一坂本今文通、白硝賣人差越

右白硝式櫃代金七両余相拂

受取書取之

一龍太郎、久須美江稽古ニ參ル、采石江

中元謝礼金式百疋・歳暮之分

金式百疋一同為持遣ス、長崎風聞書

一覽ニ差越ス

一黄昏仙之丞設楽江遣し、一昨日金市郎

稽古ニ而怪我いたし候見舞申遣ス

八三郎逢候よし

同十三日 半晴

一役所半引

一辰拾六番御用状到来

○高橋次助今返書、大物橋一条

挨拶申越ス

一設楽江文通、右次助返書為心得

本紙為見ニ遣ス、中沢斎助江渡遣ス

一龍太郎坂本稽古出席、同人者

昨日之返書遣ス、龍太郎者帰懸

設楽江立寄、金市郎痛所

見舞、菓子遣ス、昼後帰ル

一 設楽今文通、龍太郎罷越挨拶

申越、受取遣ス

一 靈祀如例年

同十四日 晴朝冷気昼後

暑気

一 設楽今文通、昨日遣候長崎風聞書

高橋次助今之返書返ス、返事遣ス

一 江戸平届

○当月九日酉刻本小田原町式丁目

出火、同町不残、壱丁目・瀬戸物町

不残、室町式丁目少々、い七町少々

亥下刻鎮火

一 今十四日今十六日迄役所休日

同十五日 晴

一朝六ッ半時比出宅、龍太郎同伴

役所半天ニ而天王寺村邊遊行

供仙之丞・仁右衛門忍ひ鐘為持

差越ス○天王寺一覽、五重塔江

登る、龍太郎者初而参候よし

處々眺望○西門鳥井際^原之茶店ニ而

暫時休足○同村一心寺江罷越

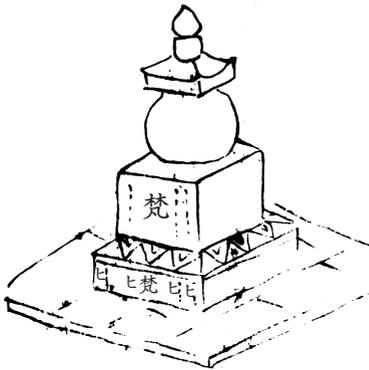
寺門を入て左之方ニ一構之

墓所あり、是本多忠朝朝臣

之墓なり、花を買墓前へ備

龍太郎一同拜礼致ス、墓碑

如左



前本多出雲守藤原朝臣忠朝

三光院殿岸譽良玄居士

梵字

元和元乙卯年五月七日

右朝臣之墓左右ニ家士之

墓左右五碑ツ、あり、何れも

同日討死之士与見ユ、字滅して

難讀多し、通称而已凡左ニ記ス

小野勘解由 加藤忠左衛門

白杵七兵衛 大屋作左衛門

石川半彌 山崎半右衛門

孝山^{五左}忠右衛門尉 大原長五郎

政次

中根権兵衛

右之外ニも名家あり、寺者高岳院

阪松山一心寺与云

○同村清水観音江參詣、堂上より

眺望よし○此前ニ安居天神

の山下ニ清泉地中ニ涌出候處有

其邊之坂をあふ坂者云よし

夫ハ安居天神江詣、是より清水へ

行なり○浮瀬江寄、坐敷内

一覽○同村毘沙門宮江詣

○生玉稻荷江詣○増井の

清水一覽、清泉愛翫もの也

○高津の宮江詣、堂より西

の方眺望よき所遠眼鏡を

かけて見セしむ、龍太郎

一覽致ス、夫ハ松屋町筋ハ御拂筋

谷丁江出、昼九ツ時少し過帰宅

一留守江坂本鉉之助入来のよし

萬国之図一枚持參貸呉ル

一靈祀如例年執行

同十六日 晴月明終夜

一點之雲なし

一 杉浦より文通、今日八ッ時比否采石

罷越候よし、同人文通為見ニ差越

自分も可参旨申遣ス

一 八ッ半時比否杉浦江参ル、采石

先刻参り居、杉浦兄弟一同

環坐談話、自分者鮎菓子等

持参、夜ニ入庭中賞月夜

四ッ時帰宅

同十七日 晴夕遠雷

一 昼比平山石輔入來談話、八ッ時過

帰ル

一 尼崎大物はし見分濟之儀、御届

為替便を以差立ル

一 江戸役所人少ニ付立帰候心得を以

石賀漣平近々差遣候積、潤八郎・

泰蔵江申聞為申達ル

一 増山正作私用ニ付上京いたし度旨

来ル十九日帰坂之積承届ル

同十八日 晴

摂州兎原郡

御影村

由蔵

右盗いたし候風聞相聞候ニ付為

召捕、足輕差遣捕来ニ付一ト通

吟味之上、入牢申付ル

石河美濃守知行

同州同郡

八幡村

藤蔵

右盗いたし候由之處、酒狂之上着類

取尔廻候迄ニ而、盗いたし候儀者無之由

相聞候ニ付宿預申付ル

一 昨日齋助江為持遣候設案江之

書通、返書使ニ而差越ス

同十九日 晴暑氣強し

一朝六ツ半時出宅、谷丁濱へ乗船

堤方廻村、与八郎・保助召連ル

神崎川筋佃村急破願場所

目論見○中嶋新田会所ニ而

弁当、当春定例直し方申付置候

場所出来栄再見分濟

○六軒屋川四貫嶋・六軒屋・

西野新田急破願場所目論見

右相濟、夜六ツ半時過帰宅

同廿日 晴二百十日平穩

一久須美六郎左衛門殿之書状・龍太郎稽古

一帰便、采石へ差越ス

一石賀漣平・宮部孫八郎儀高野山

一参詣いたし度段相願候ニ付承届

一今昼立ニ而参ル

一設楽江文通、孫八郎儀高野江

参詣承届之儀申遣ス、返書来ル

石河美濃守知行

摂州兔原郡

八幡村

当時無宿

藤吉

右大石村ニ而召捕候處、盗いたし候儀

ニ者無之段申口相分候ニ付、用達

豊嶋や門蔵江引渡遣候段申渡

證文取之

一久須美佐渡守へ文通、明廿一日へ

上ヶ場補浚取懸候段申越ス、及

返書

一嶋林梶三郎（龍一節之）青野原新田宗門帳

取調相濟、夜五ツ時比帰着逢

同廿一日 朝曇四ツ時比へ晴

一当月十一日出御用状到来

一 播州中村町松次郎外四人博奕

一件、一通吟味之上入牢申付ル

但、昨夜中梶(梶二郎)三郎召捕

帰候もの共之分

同廿二日 晴

一 播州多可郡中村町五右衛門外式人

如何之代人差出候一件宥免之儀

相願承届、右出入者願方不埒ニ付

引上候段申渡、受證文申付ル

一 久須美佐渡守文通、若狭守先代

若狭守町奉行勤役中当時若狭守

先妻弟妹義天満栗東寺江

葬候處、改葬いたし候ニ付、今一同

遠慮いたし候段申越、返書遣ス

但、設楽連名ニ而差越候間写

同人江廻ス

一 辰廿番御用状十日限ニ而出ス

○ 築山茂左衛門江住吉村囲穀

之儀ニ付問合文通壹封

○ 春知昇七郎江右一件ニ付

文通壹封

○ 松寫小四郎江醬油冥加之儀

ニ付文通壹封

×

一 設楽江文通、齋助江渡遣ス

一 杉浦弟文通、返書不遣

同廿三日 晴

一朝六ツ半時前谷丁濱乘船、川浚

見分与して罷越ス、安治川橋迄罷越候処

安治川口沖手風烈ニ付差支

懸り之もの共罷帰、船中ニ而逢

右之趣清次郎申聞ニ付直ニ

引取内川浚江廻ル、東横堀

道頓堀合 思案橋迄 搔分いたし居、与力同心共ニ

同心 逢、一ト通見廻、五ツ半時比
帰宅

一 設楽今昨日之返書差越ス

一 柏木音太郎入来、益寿糖一折

相贈ル、文通遣ス

一 同人方江泰藏罷越よしニ付

江戸製烟草入一管筒沓ツ遣ス

一 六月中川浚拂證立町奉行今

差越、調印遣ス

同廿四日 朝今曇遠雷時々雨

炎暑忽消散

一 漣平・孫八郎高野山より今夕刻

帰坂

同廿五日 晴清涼

一夕刻久須美今使、正一郎より

龍太郎今江白萩両三枝贈ル

同廿六日 晴

一朝四ツ半時比出宅、久須美佐渡守

方江罷越、石賀漣平・斎藤徳藏者

先江遣し書院江通、暫く待居

懸与力永田定之助罷出面会

於評席、尼崎大物橋懸直

御普請諸色入札札披申付ル

与力永田定之助立會懸、兩人

罷出、三郷惣代相詰ル

江の子嶋東町

伊勢や

惣兵衛

堂嶋新船町

樋や

壱番札落札 庄五郎

江の子嶋東町

備前屋

甚助

吹田屋

重助

右之通札開、受證文申付ル、畢而

直ニ退散○設楽江罷越逢

昼飯被振舞、八ツ時過帰宅

一当月十八日附江戸十八番御用状

到来

同廿七日 晴雲立有之

一朝六ツ時過谷丁濱分乗船、堤方廻村

懸与八郎・保助、侍仁右衛門・中間茂助・

文次召連ル○淀川西縁○川崎

○国分寺(南長柄)○南名柄(北長柄)○北名柄

東縁ニ移ル 同 西縁江戻ス移ル

○毛馬 ○赤川 ○三番

「所々欠所有之

○天王子庄○橋寺○三大道

○江口 ○一津屋永井遠江守使者途中江出堤役者為用聞額分中

附添罷越夫々
為挨拶 ○西ノ○下ノ○中ノ○上ノ

○柱本字里ノ内欠所有之 ○三嶋江 ○唐崎

○大塚 ○冠 ○前嶋(前島)字川洲欠所有之 ○鶉殿

○上牧是より帰途鶉殿御普請願場所見分いたし候處急場与申候無之無程

定例御普請願時節ニも有之候間、定例ニ可願出旨

申渡、且上牧村水腐之場所地上いたし候ハ、

村為之儀ニ付心得方申論遣ス

○上牧村江八ツ時過罷越、是の上陸

同村年寄長兵衛与申もの案内

為致、處々一覽○上牧分廿丁計

引て山崎村八幡社前往還ニ出ル

此街道者摂州西宮より京都江之

往還ニ而道中廣く人家列り

宿駅之躰なり、往還分北之方山道ニ

入三四丁登りて銭原山宝寺江到ル

一字之堂塔あり、観音を安置ス、是より

七八丁登りて天王山ニ到ル、此地

秀吉・光秀古戰場なり、山路の

中央ニ石華表あり、此華表之前ニ

一掬之黒土あり、上植老柰一樹あり

秀吉鎧懸之松与云傳ふ、此邊

眺望よし、淀川之長流眼下ニあり

前面ニ男山を望ミ山頭樹間ニ石清水

八幡の社塔見ユ、遙ニ候比(北畝山カ)山を望ミ

其余之山々連り京伏見の民屋又

遠近之教村田園を望む、木津

宇治の両川者淀城を挟ミて流れ

大橋小橋など分明ニ見へ絶景

佳看之處なり、往復とも暫く

眺望、是より二丁計登りて山頭ニ至ル

又石華表あり、額を掲ぐ、天神

八王子の五文家字を書、又少し登りて

壯麗なる堂社あり、寺僧之庵室も

見ユ、是より下山三四丁尔して妙音山

観音寺ニ到ル、堂社何れも壯麗

聖天を祀ル、又

神祖御宮■一字之御堂ありて

額を掲ぐ

東照宮のミ字を書ス、拜伏、是より

石階を下る事数歩尔して、山崎宿

往還江出る、村中處々社人の住家あり

往還之内人家に隣て若宮

八幡の社地あり、堂社又壯麗なり

是より往還筋十丁計西尔到りて

桜井の宿尔到ル、所謂正成・正行

別離之地々路傍楠樹の下尔八幡の

小社あり、土人楠八幡といふよし、只

楠樹によりて此名を負せし歟、村中より

野道に到る、路傍ニ一柰樹あり、土人

不別れの柰と呼ふ、何の故とも不知

柰樹も左のミ古代之ものとも不見

是より野道十丁ヨ尔して鵜殿村江

出る、七ツ半時過也、上牧分此處迄廻り道とも

三里計与覚ユ

右廻村鶴殿村へ下り船ニ而谷丁濱江

帰帆、夜九ツ時比帰宅

同廿八日 終日雨冷氣

一無記事

同廿九日 雨夕七ツ半時過へ収ル半晴

一姫路領へ播州支配所江懸候疵付出入

懸合越、為出役山口作助遣ス

一役所之もの共懸替申渡、申渡留ニ

有之ニ付畧ス

一入湯中少し血症有之

当月廿八日 尾張屋惣左衛門届

○江戸出火

七月廿四日晝寅刻田所町新道へ

出火、同町人形町通り焼、夫へ新

大坂町元濱町油町新道中程へ

先河岸通り焼失、長三川町中程へ

先米澤町・高砂町新道河岸迄

不残焼失、卯下刻鎮火

八月朔日 晴雲立有之 二百廿日

天氣平穩

一朝六ツ時過役所一同礼受ル

一朝六ツ半時比 御城入

下野守殿逢断 明日堤方出立届山室弥兵衛ニ出ス

丹後守殿逢有之 右同断、今藏熊藏ニ出ス

越中守殿逢断 右同断

御目付出立書付者例之通取次江渡ス

加番・番頭祝儀暇乞兼定例之通申置

右四ツ時比帰宅

一支配所之もの共八朔之礼受ル

但、是迄年八礼受願之処、当年へ

礼受有之度旨村々願候ニ付、已来年八共

受候積贈り物者矢張一統断之旨申渡ス

同二日 曇四ツ時過分小雨、夕大雨

一河州觀心寺土橋為出来栄見分

朝明六ツ時出立、切棒・駕籠侍連吉・

仁右衛門、鎧・草履懸りと八郎・保助

召連ル○御弓町分番場大手通

本町筋○東高津○南平野

○天王寺○国分○林寺

○桑津○平野郷小休○正覚寺

○鞍作新家○亀井○太子堂

○植忝○老原○田井中

○南弓削○柏原○築留

朝四ツ半時比着、会所ニ而小休、夫分式番種

自普請願之場所見分、右普請出節

取懸★在及見、惣代共不残例之通■内

いたす○船橋○国分○乗明

○碓井○古市○新町

○喜志都筑金三郎支配所庄屋
友右衛門宅弁当、此時九ツ時比也

○中野○新堂○富田林

○板持○古備○龍泉寺

○甘南備○觀心寺裏門前農家ニ而
支度いたし疾行

夕七ツ時過寺門ニ入、寺僧門前迄出迎案内

いたす、直ニ着門前土橋出来栄見分致ス

大和海道南大門谷川

土橋長七間 幅壹丈

右見分いたし候処、仕様通不相当之儀も不

相見候間、見分相濟候段為申達候、夫分夕

七ツ半時過寺坊中楨本院江着、泊

寺僧代ル々出逢

○寺僧江示談什物一覽

○青貝乗鞍

惣躰青貝菊の紋を付ル

正成所持与云傳

此箱并鞍の袋者寛政度

羽倉并

直温君御寄附之箱ニ而箱の

裏ニ左之如く記有之

寛政五丑年正月寄附

羽倉秘救

竹垣直温

右之箱少し損し有之ニ付補理

いたし候積、寺僧江申聞借受持

帰ル

○腹卷并咽輪二

糸并革を以交織なり

古代之物ニ而見ゆ、正成所持

与云傳

此包物も御寄附ニ而前の箱の如く

記し有之

○刀釵之類

○相模國鎌倉五郎正宗

在銘

○大和国尻懸則長短刀

右正成所持

○山城国栗田口来信国

○加賀國藤嶋友重

○備中國青江久次

○相模國鎌倉山内藤源次

無銘

○伊勢國住村正

無銘

○無赤算 山吹の模様

是者正成所之云傳

右中院什物之よし

○着懸寺僧案内いたし本堂江

参詣、本尊七星如意輪觀音

脇土不動愛染を祀ル、本堂分東之

方江少し登りて正成建懸之塔与

いふあり、道興大師之廟より

東尔隣りて楠公正成之墓あり

五輪亦て玉垣あり、苔むして実ニ

「当時之ものと見ゆ、登りて拝ス、夫々

槇本院尔到りて泊ル○夜四ツ半時比寝ル

同三日 終日雨

一明六ツ時過槇本院出立、寺僧多聞院

裏門迄送ル○甘南備○龍泉寺

○左備(佐備)○富田林○新堂

○中野○喜志○新町

○古市○誉田○野中

○葛井寺○岡○小山

○津堂○若林○大塚

九ツ時過小休弁当

○川辺○長京○両

○喜連○平野郷○桑津

○林寺○國分○天王寺

○南平野○東高津

○夕七ツ半時比帰坂

一漣平・徳藏昨二日尼崎江受負人

召連罷越候よし

同四日 今暁夕雨収晴、雲立有之

一四ツ半時御城入帰、着届如左

○下野殿 河野五郎左衛門

○丹後殿 今藏熊藏

○越中殿 関轡

○御目付兩人取次

右之通出ス

○都筑兵庫方江為暇乞罷越ス

錢別南部墨二挺・鹿根付一遣ス

逢、庭中文箱柳の枝申受候

八ツ時比帰宅

播州多可郡

中村町

九郎右衛門

衾次郎

敲 奥中村

梅蔵

右博奕一件落着申渡

一若狭守の文通、川表増水ニ付内川

并上ヶ場浚休之義申越ス

一采石の去ル(目脱)二の加賀落雁贈候礼申遣

富田林之葡萄遣ス、太平糖水・

砂糖・夏密柑漬(蜜)到来

同五日 晴

一明六ッ時過御出立

御母様京都江被為入候一昨年来之

御頭瘡愈出来増葉験も無之候ニ付

禁裏御医師山本安房守者功者之

聞有之候ニ付診察相願候積ニ而、今夜

淀城下御泊、明日京御着之積、中山

昇三郎并元召仕候女ちさ御供

申付ル

一朝設楽入来、昼後帰ル

一采石江書通、昨日之移り遣ス

一朝六ッ半時過淀川水丈六尺の七尺

之注進有之

淀川東縁 増山石郎

同川西縁 嶋林(腕二部左)梶三郎

右出役申付、夕刻帰ル

一山口作助播州の帰着、加古郡

二子村次吉外五人召捕来ル、酒井

雅楽頭領分のもの江疵付出入ニ付、召捕

来候ニ付一同入牢申付ル

同六日 晴

一昼飯後直ニ出宅、久須美佐渡守方江

罷越ス、融通御貸附町人共江渡置候

繼添証文相渡候ニ付罷越候也、久々ニ而面会

順三郎・正一郎とも逢、無程設楽も

罷越、一同逢○組与力松井金次郎・

飯懸三宅三郎右衛門罷出逢、夫評席

宿預 李右衛門

廊下ニおゐて一同列席、佐渡守申渡

同郡

繼添證文渡遣ス○設楽一同退散

西安田村

○下枝兵三郎江為暇乞罷越逢○杉浦

入牢 忠兵衛

藤馬・河村主計・水野整三郎同断

一柳一太郎知行

罷越申置、八ッ半時比帰宅

同郡

一昨日入牢申付候次吉外五人、今日

加佐村

水野若狭守江差出ス

手鎖差免
村役人江引渡
貸金出入 弥一兵衛

同七日 曇

一都筑兵庫明後九日在番帰、出立

右願筋有之、当月二日罷出候處不束之
申立方いたし候一件、一ト通吟味之上

いたし候ニ付文通を以同人娘つせ江

右之通申渡

遣し物并おち江之錢包式封

届方頼遣ス、同人江自分分書状

同八日 曇

遣ス、品物者お喜久方ニ記有之ニ付

摂州八部郡

畧ス

東尻池村

一 播州多可郡

年寄

豊部村

存寄有之
役義差免

久左衛門
源右衛門
三郎左衛門
年寄

願之通退役

安兵衛

同郡

二ツ茶や村

年寄

兼帯庄屋

八郎右衛門

右申渡、村中入札を以庄屋役

取極可申立旨申付ル

一嘉納や次作呼寄逢、平野や市郎兵衛

廻船運賃銀滞之分当時繰替

可渡置旨内談いたし遣ス

一御母様御旅宿分昇三郎書状罷越ス

同九日 晴雲立有之

一水野若狭守分文通、川表増水引落

候ニ付、明十日分安治川海口并

内川上ケ場共補浚取懸候段申越、及

返書

同十日 晴

一朝五ツ時出宅、難波御藏為立合

罷越、比留間兵三郎・飯沼次郎兵衛・

御藏目付・玉造京橋与力共出役

納米糶有之、銅渡方も有之候様子

自分分出役岡田銃助廻船方

引受納、御用方孫八郎も出役いたし逢

九ツ半時過退散○米岡大蔵旅宿

道修町五丁目会所江立寄逢

明朝出立いたし候よし、七ツ時過帰宅

一御母様御旅宿分昇三郎書状到来

明後十二日御帰坂之積申越ス

一直兄短冊出来来ル

一設楽分文通、帰宅之上及返書

同十一日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱ハシ乗船、川浚及

見廻罷越ス、天保山安治川海口

浚場所見廻、東西与力同心東同心

相詰居逢、出役清二郎

○甲斐庄喜右衛門方江着為欲罷越申置

亀井橋ハシ西国橋迄陸步行、夫ト乗船、五ツ時過帰宅

一御藏奉行仮役三浦彦左衛門罷越

逢

逢

同十二日 晴

一御母様御儀京地江御頭瘡為御療治

去ル五日被為入候處、山本阿波守者本道

ニ而御病症ニ者下科之方可然タ目同人

申聞、伊良子主稅助江阿波守世話ニ而

嘉入診察御受御葉御申受被來候よし之處

御相應之様思召候ニ付、御帰坂昨夜枚方

御泊ニ而今日昼九ツ時少し過無御序御帰着

昇三郎をさし御供可申帰ル

○守口宿通為御出迎侍仁右衛門差出ス

一龍太郎稽古便采石江文通、御土産之菓子

鯛節マヅメ壺折贈ル

同十三日 半晴

一昼後ハ杉浦江罷越、無程順三郎

罷越、例之通寛話、蕎麦為參

一同被振舞、大二郎江酒器、采石江

但州産之筑壺ツ贈ル、夜四ツ時過帰宅

一御藏仮役飯沼次郎兵衛入來申置

同十四日 晴月清明

一辰廿壺番御用状六日限を以出ス

○播州太郎太夫村仁右衛門上納初伺

○撰州尼崎大物橋目論見伺

ノ

一 采石より江戸江之届物差越ス

同十五日 晴月半晴

一月見ニ付役所半引

一朝六ツ半時 御城入下野守殿・丹後守殿

出礼有之、越中守殿者不快ニ付逢

断○加番・番頭着坂歎申置、四ツ時過

帰宅

一 石賀漣平儀明後十七日出立江戸

表江差遣ニ付、七ツ時比呼寄逢

用向申合、夕刻酒振舞遣し

潤八郎・泰蔵相伴為致候

一夕刻坂本文通、家例之よし菜飯煮メ

到来

同十六日 雨

一 漣平明日出立ニ付諸向届物遣ス

且為錢別金五百疋遣ス、同人妻

暇乞ニ罷出逢遣ス

同十七日 曇

一朝六ツ半時比杉浦大郎罷越

萩花見物与して参候由菊の

菓子贈ル、五ツ時過帰ル

一朝五ツ時比漣平為暇乞罷出、無程

出立いたし候よし

一 辰甘番御用状到来

○宗蔵の書状

○寫本辰之丞様の御状到来

督五郎一条

メ

一 東門跡并新門跡昨夜船ニ而

当地着いたし候よし、右ニ付為

時候見舞、使者洲濱十棹

到来

一 坂本の一昨十五日家例之よし

手製菜飯・煮メ差越、今日及返書

同十八日 朝半晴、四ツ時過分雨、

夕晴

一朝六ツ半時谷丁濱分乗船、堤方

廻村懸兩人召連ル、東成郡毛間村江^(馬)

罷越候處見分中大雨成候ニ付直ニ

帰帆、九ツ時過帰宅

一御貸附御用状十日限ニ而出ス

同十九日 半晴

一無記事

同廿日 晴

一 撰州今津村

百姓儀五郎伴

入牢

長蔵

外拾四人

右村内祭礼ニ付不法之所業およひ

候ニ付、一ト通吟味之上書面之通申渡

撰州兔原郡

御影村

由蔵

白根町無宿

寅蔵

右盜賊吟味口書申付ル

一設楽入来逢

同廿一日 晴

一無

一御城内交代不残相濟候ニ付珍重

廻り与唱候仕来廻勤、朝石川江越

同伴、四ツ時過帰宅

同廿二日 晴

一無記事

同廿三日 晴

一昼飯後無程出宅、坂本江罷越

逢、順三郎者今朝、鉄砲稽古

為一覽罷越居候よし、而一同寛話

坂本江菓子一器中贈ル、夜

四ツ時過歸宅

同廿四日 朝雨午後晴

一辰式拾式番御用状出ス、六日限便

○漣平
宗蔵江 沓封

○寫本辰之丞様江沓封

督五郎之身分之正返書

播州岸上村

百姓

入牢手鎖宿預 彦吉

右身持不常農業不精いたし候由ニ付

一通吟味之上書面之通申付ル

播州三谷村

手鎖差免村預 平兵衛

右之通申渡

同廿五日 晴

一朝六ツ半時出宅、谷丁濱、乘船

堤方廻村懸、兩人召連ル、淀川筋

兩岸急破之場所目論見いたし

夜五ツ時過歸宅

同廿六日 晴

一朝四ツ時比出宅、谷丁濱、乘船

懸、兩人召連、淀川筋堤方廻村

暮六ツ時比歸宅

同廿七日 晴

一撰州今津村祭礼一件吟味中之処

村役人共其外一同心得違之段相弁

相詫ニ付、長蔵外拾式人出牢

利兵衛外六人手鎖・宿預差免

庄屋仁左衛門外三人并次右衛門外

拾四人宿預差免、瀬平外五人共

一同帰村申付ル

一 泰蔵義増田雄左衛門娘縁組

承届候處、今日婚姻いたし候由ニ付

持合之桑卓一脚差遣ス

一 石川江文通、松茸遣、返書来ル

一 設楽合文通、及返書、上金伺書

案一冊差返ス

同廿八日 晴

一朝五ツ半時過出宅、明日検見出立

御届出ス、左之通

御城代 河野五郎左衛門

京橋 川上猛次郎

玉造 小原作左衛門

御目付兩人取次

右仕廻、四ツ時過帰宅

一 山本新左衛門今日内着いたし候よし

罷越逢

一夜ニ入采石合文通、茶碗むし差越ス

返書越の雪遣ス

一 設楽江之文通、齋助江渡遣ス

同廿九日 晴

一朝五ツ時出立、河州森河内高井田村

早稲検見、泰蔵・正作・清二郎

召連廻村、高井田合森河内江移

刈様いたし、同村庄屋吉左衛門宅ニ而

春法、弁当、吉左衛門別段逢遣

八ツ時過同村合船ニ而谷丁濱迄

罷越、七ツ時比帰宅、高井田中等

之出来、森河内者少し劣ル

一夜ニ入設楽合文通、受取遣ス

同卅日 雨

一朝五ツ半時出立、天王寺村江為

検見罷越ス、泰蔵・正作・益太郎

舜助召連ル、早稻・晚稻共検見

刈様いたし候處、一躰時節早く

未夕青葉多し、惣会所江九ツ時過

罷越ス、弁当後春法、七ツ時過帰宅

一江戸御用状到来

○住吉村困穀一件伺済来ル

○石河[±]左[±]守殿印状壹封

ノ

一夜ニ入設樂入来、五ツ時比帰ル

(奥書)

「十七

従天保十五甲辰年

五月至八月」

十八

従天保十五甲辰年九月
至十二月

日次記

九月朔日 曇少雨

一 去月廿八日出立届いたし候ニ付

御城入不致候

一 平野屋市郎兵衛義、去月中より預り

金銀納方遅滞いたし居候ニ付右始末

直々及沙汰、今夕刻迄ニ否可申立候旨申渡

一 土屋四郎二郎文通、及返書

一 市郎兵衛儀今日親類寄合いたし候處

少し談、決兼候ニ付明日四ツ時迄猶豫

受度段夜四ツ時書付差出、潤八郎

申聞候ニ付承届候段、同人を以為申達候

播州赤穂郡

山野里村百姓

戸三郎

甚之助

藤七

右之もの共儀村方勘定合之儀ニ付村役人江
懸不束之申立いたし候ニ付、一ト通吟味
之上、手鎖・村預申付ル

同二日 晴

一 設楽江文通、廻船方懸屋受證文

案廻し来候分懸紙いたし存寄

申遣ス、孫八郎江渡遣候處、夕刻返書

差越ス

一 右廻船方懸屋備前屋徳兵衛・

同人弟清五郎江申渡相濟候よし、孫八郎

申聞ル

撰州今津村

帰牢

善吉

出牢村預
手鎖

房吉

市蔵

村預

亀蔵

右身持不宜候ニ付、吟味之上書面之通申付ル

一 平野屋市郎兵衛義親類共江談

否可申立旨申立有之候處、今日迄

對談いたし候得共、談不行届之旨夕刻

申立候間、承置

一 江戸平届御役替

西丸御留守居 戸川播磨守

御役御免 榊原主計頭

同三日 晴

一 江戸平届御役替

日光奉行

御勘定奉行

中防駿河守

御目付

同

松平四郎

定火消役

小普請支配

松平美作守

御目付

西丸御先手

久須美六郎左衛門

一 撰州今津村之もの共村内祭礼之節

不相当之儀いたし候段、不宜ニ付

村役人共始小前之もの共迄、先般及

沙汰候處、此度村議定取極、急度

取締いたし候積を以宥免之儀

相願候ニ付、一件之もの共呼出、取締方

申渡、受證文申付ル

一 播州岸上村彦吉行状不宜哉ニ

風聞有之候ニ付一通糺申候處、心得違

相弁、宥免相願候ニ付及教諭、手鎖・

宿預差免ス

一 撰州神戸村作五郎・吉平外三人儀

行状不宜ニ付、糺申村預申付置候處

一通事柄相分候ニ付取締方申渡、差免ス

一 平野屋市郎兵衛呼出、預金銀納方

之儀ニ付心得方申諭ス

一 坂本江文通、御役替之事為知遣ス

返書差越ス

一 昼後久須美江罷越ス、平野屋市郎兵衛

預金銀納方差支候ニ付精々引合

其品ニ寄可差出旨及内談、承知候旨

佐州申聞ル、順三郎・正一郎ニも逢

六郎左衛門殿御役替之儀者未夕不承

自分申聞候ニ而、初日承知いたし候よし

八ッ時過帰宅

一 池田庄太夫入來、逢

一夜ニ入平野屋市郎兵衛罷出、納方

之儀自分検見、帰宅迄猶豫受度候段

書付差出、兩人申聞ル

一 備前屋徳兵衛・清五郎儀、今般

廻船方懸屋申付候ニ付為礼、清五郎罷越

尔付逢遣ス、鯉節沓箱・扇箱持參

同四日 曇又晴

一 設楽元ノ田川熊二郎、今般上坂

いたし候尔付罷越、逢

一 撰州鳴野村政七儀、同村定七

外壱人江為疵負自殺いたし候一件

疵所見届候上、口書申付ル

一 地方御用金銀預方之儀当分之内

備前屋徳兵衛・清五郎江申付候段

清五郎呼出申渡、受書取之

一 平野屋市郎兵衛儀、逐而及沙汰迄

御用金銀懸★之上、正銀を以具

役所江可差出旨為申達、受書取之

右納方之儀横屋村与左衛門立會

申付、奥書取之

一 右ニ付与左衛門江夜分逢遣ス

一 山本新左衛門江侍使口上ニ而時候

相尋、^(マ)謾頭壹重・鱈節五遣ス

御番留守之よし

一 和州宇知郡近内村山中江生

立候よし、五條諸手附増田雄右衛門

到来いたし候連、松茸壹根

泰蔵より呉ル、圖の如し



右之松茸珍敷ものニ付采石江

明日龍太郎持參贈候積ニ而、口上書

認メ置

同五日 朝小雨曇昼比ハ晴

一 撰播州村々為検見、朝六ツ半時

出立供如左

具足 長棒 駕籠 侍兩人 津吉 仁右衛門

鑓 源助 長柄 市助 草履 藤助

合羽籠一荷 竹馬壹荷 兩懸式荷

馬壹疋召連、手代宮部潤八郎

増山正作・六寫清二郎・石井益太郎

森田舜助道筋如左○神崎

○伊丹 四ツ時過通行先拂之もの共

所役人共等案内ニ出ル、竹屋町

酒造人大和田屋善右衛門与申候もの方江

小休所設置候よし、立寄候義申置候ニ付

立寄候處、酒肴差出支配所ニも無之事故

為差出ル、住居向殊之外宜、料理向并

器物等手厚き事也、近衛殿家来伴

善右衛門此節京都表江罷越居候よしニ而

所役人を以菓子一折贈ル、銘利久饅頭

当處製之落雁製也、直ニ宅状を認め

留守宅江差立方正作江申付ル、刻限

早メニ者候得共、弁当を遣、四ツ半時過比出立立懸

当所役人伊丹町惣支配
庄屋清右衛門一年寄與一次々呼出、逢

遣ス○小濱○道場川原暮六ツ半時比
着本陣のよし

濱屋義三郎宅江泊、住居向不宜手狭候宅

○途中安食往還ハ歩行八丁計

紫雲山中山寺江到ル、則中山寺村也

西国廿四番札所観音を安置ス、参詣

是より十丁計亦して川西村往還江

出ル、是より乗輿

○夜九ツ時比寝る

○三田焼陶器取寄一覽、急須一・小皿二十・

根付三ツ買

同六日 晴

一朝六ツ半時前道場川原出立

○竹原町○美囊郡志殿是より歩行
検見坪刈

いたす○東中前同断庄屋
春法——宅

○桃坂前同断○行力前同断

右四ヶ村何れも吉川谷郷中ニ而田畑

開ケ地味よし、村柄も中等、桃坂

行力者就中出来方宜、行力者家数僅

三軒之小村也、夕七ツ時比桃坂村庄屋

惣兵衛宅江着泊、春法いたす○髪月代

致ス、湯温不宜洗足計、庄屋惣兵衛

呼出、逢遣ス○加東・加西郡青野原

新田小前惣代共検見建札之儀ニ付

願書差出ス、取調之上可及沙汰旨為申渡

一ト先差返ス○夜四ツ時比寝ル

同七日 晴

一明六ツ時過桃坂出立○小田村

○山國村○多可郡北野村同村外拾卷ケ村立會荒地起返

場所并新開場共一ト通見分之上、願人

北野村庄三郎会所ニ而弁当、此時九ツ時比

○庄三郎呼出為立會、地所取調方之儀

夫江申付ル○起返場新開場共地味之

よく、逐々手入いたし候上者、良田ニも

可相成場所ニ相見ル○下戸田村檢見坪刈致ス

出来方宜瀧野川縁ニ而打開候場所也村柄中等

同断○西仙寺同断地味少し劣ル耕地者開場所寺者

杉原川を隔て山ニ寄る、夕七ツ半時過

着泊夜ニ入春法改致ス、西仙寺

金藏院与云○暮六ツ時過大坂より

御用状到来、宅状も来、平安之旨

安意、昨六日附の夜、右之返書認メル

○深更、茶を啜ル、曉七ツ時比寝ル

鶏聲を聞

同八日 晴

一朝六ツ半時過西仙寺出立○大伏

耕地開、出来方宜、村柄中ノ上、丹波川

縁之村也、坪刈致ス

○田高耕地其外共前村二類ス村柄少し劣ル、庄屋

春法いたす○田高石原坂峠を越て五拾丁

尔して羽山ニ到ル○羽山耕地開出来宜村柄中ノ下年寄

宅弁当

○西安田羽山ニ類ス○森本耕地少し劣ル、外前村ニ

○糶屋前村二類ス

○安坂前村二類ス、糶屋准合を願承届ル

○茂利前村二類し、村柄

○奥中茂利江少し勝ル

○中村町耕地開

着泊、医師久五郎宅也、夕刻夕暮

六ツ時比迄ニ春法致ス○多可郡

志殿村与平次并村役人共呼出置

夜罷出、魚橋村無宿喜助盗物配分受候一件落着申渡、證文取之

○昨日夕留置候大坂飛脚、明日差帰ニ付
左之通差立物潤八郎江渡ス

○お喜久江之沓封

○七日附沓通・八日附別紙沓通

○龍太郎書状下書

右便今日途中ニ而調候柿数廿二

為差立候積○羽山村ニ而織立候寫

木綿四反調ル、沓反金沓分ツ、也、直ニ

仕料下遣ス○夜八ッ時比寢ル

同九日 晴八ッ時過雷雨

一朝六ッ半時過中村町出立、同村坪刈

之儀昨夜仕出候處不足ニ付、今朝

再應耕地一見、三合毛沓坪・式合毛

沓坪刈様致ス、糶屋村者右鉢ニ者

無之候得共、中村町一鉢之取計ニいたし

潤八郎差遣、三合毛沓坪為刈ル○間子

坪刈致ス、山境地味少し劣ル
村柄下等

○岸上

間子ニ連り少し勝ル、村柄中ノ下耕地者
打開候場所なし

○高岸皮多耕地打開狭し、居村ハ
山寄江入、鍛冶屋村之
准合願承届ル、村柄下等

○天田村高岸ニ類ス、同様准合

○鍛冶屋耕地両村ニ少し勝ル、丹波
往還村柄中ノ下、四ッ半時比
百姓孫右衛門宅江罷越、春法、弁當

○牧野新町耕地平場江打出地味
少し劣ル、居村者山寄江入
安楽田町准合相願
承届ル

○田野郷耕地
打開

○東山皮多耕地并宜
村柄中ノ下

○此村江八ッ時比罷越ス、田場ニ而

坪刈中北之方山頭ニ雲起り忽

雷氣、安楽田町江移候比者雨降

出ニ付同村居村江入、雨止入致ス、愈大雨

氷降ル、百姓九兵衛宅也、今晚も泊

前村迄坪刈いたし候分升改致ス

八ッ半時過相濟、雨晴候ニ付又耕地江罷越

坪刈いたし、七ッ半時比右宅ニ戻ル

○安楽田町 耕地開候場所又者山頭ニも有地味劣ル

丹波往還家数相應ニ有之、居村

山寄 (五カ) ○門前村 安楽田江續く地味劣ル、村柄も

下等なり、安楽田准合承り届ル ○九兵衛宅 江歸り

居村升改致ス ○今晚者御用早く

仕舞、夜五ツ半時比御用済 ○煎菓を

啜し、侍兩人・中間茂助起居候ニ付

菓子并茶を遣ス ○宿九兵衛身元も

相應ニ而酒造家之よし、住居も可成ニ而

湯場も有之候ニ付、出立後初而入湯致ス

○四ツ時比寝ル

同日 朝晴六ツ半時比夕雨夕止

半晴

一朝六ツ時過起ル、晴天之處六ツ半時比夕

曇雨々中出立 ○山野邊 西脇ニ連り

同様之村也、願之上 ○西脇 耕地可成ニ開候得共、一林ニ出来

西脇准合承届ル ○寺内 西脇ニ續く耕地も薄き方村柄

同村准合願下等

承届ル、村内百姓家江立寄、小休、春法致ス、升目不足ニ付西脇江潤八郎差遣

三合毛宅坪刈取方申付、的場江持參 ○的場 耕地狭候得共出来方宜

前村二勝ル、(西脇准合願承届ル村柄宜方) 百姓久兵衛宅江立寄小休弁当、同人儀身元宜宅手廣ニ而普請等も

手厚く宜宅也、此邊鹹有合候場所ニ而

村入用等江懸候訊ニ無之、久兵衛差出度段

申候候ニ付為差出、味ひ不宜 ○的場 久兵衛者呼出逢遣ス

○奥荒田 耕地の場江續く出来宜村柄者劣ル、是迄之村々谷合

之傍ニ而是より山を隔て ○奥荒田 之越知ニ到ル

岩屋村江到る、道高坂といふ難所

あり、上下五拾町 ○岩屋 山村なり定免

○越知 耕地狭く山開村柄下等 ○大畑 越知へ少し勝ル

山村村柄下等 ○作畑 大畑より惣里同村准合願承届ル

○夕七ツ半時比大畑村寅與山西光寺江

着泊、禪宗之寺院也、山之半腹入

建ル小堂也 ○夜九ツ半時比寝ル

○夜八ツ時比ニも可有之胸支候心地

ニ而眼覚候間、枕元江差置候、白湯

を呑胸を湿し候處、痰出候心持故

吐、両手江受見候處、到而

濃キ血余程出ル、紙ニ而手を拭

起返り居、侍仁右衛門を呼びし

直ニ起来候間、文庫を取寄中ニ

有之候犀角の粉を白湯ニ而解

用候處、逐々治り候様子ニ付仁右衛門も

為寝、自分も一睡致ス

同十一日 晴

一暁七ツ半時比起ル、痰血折々出ル

○明ヶ六ツ時比出立

○昨夜森垣村山師伊三郎

機嫌聞ニ罷出候よし之處、深更

ニ付待居候趣潤八郎申聞候ニ付

出立懸坐敷江呼逢遣ス、但州

生野銀山夕出候よし、章石

色々箱ニ入呉ル、外名物とも違

石之義ニ付受用いたし候段、及挨拶

○多田山寄耕地村柄熊野邊ニ類ス、熊野邊准合

○多棚釜前同前

○熊野邊耕地開村柄中等

坪刈致ス、出来方宜

○大畑よりの場江高坂山道式里

峠五拾丁道なり、的場久兵衛

宅ニ而小休

○豊部耕地開村柄出来方とも宜九ツ時比

○門山寄耕地村柄も春法後弁当

○市原山寄耕地狭く候得共宜方出来方も宜

○西山市原ニ續キ耕開村柄宜方、出来方も宜

○清水山寄耕地宜村柄茂宜夕七ツ時過百姓吉五郎宅江

着泊、此もの者当郡ニ而も身元之もの、よしニ而、住居向手廣く家作も宜

○夜四ツ時比寝ル

同十二日 晴

一朝出立懸、宿吉五郎并悻二郎右衛門

坐敷呼逢遣ス、吉五郎七十一才ニ相成候由

一 宍粟郡船越村多蔵、西有賀村

惣代ニ付右村検見之儀為承、昨夜罷

出候ニ付今朝廷江呼逢

一朝六ツ半時比出立○鳥羽○山寄上

○山口○丹治○大袋何れも強而無用也村柄

銘々准合山寄村柄耕地

承届ル ○箸荷中等、同村医師

伯玄宅ニ而春法箸荷ニ少し劣たる村也 ○観音寺續き山寄耕地村柄とも又劣ル、山中心銅氣

流出いたし、田畑損候由、事実右之様子也

○天船坂本耕地開地味宜、村柄中等、庄屋伊十郎宅

ニ而弁当、俵田准合 ○同中村前村ニ續き同様ニ村方

俵田准合 ○門田山寄少し劣ル村柄中等 ○赤坂

耕地居村とも山間 ○俵田山寄なれとも又劣ル 門田准合耕地可成開地味よし、村柄上等、酒造人利兵衛

身元宜躰ニ見受、途中江出迎ニ出ル

庄屋——宅ニ而春法 ○下三原

耕地山間なれとも可成開、地味よく

入込候場所なく、耕作よく届候、村柄

中等、庄屋十太夫宅江夕七ツ半時過

着泊、夕刻春法致ス○十太夫宅

手廣く普請同宜、自分泊候坐敷者

近年普請いたし候事与見へ、新宅ニ而

殊更清らか也

多可郡惣代

下三原村

重太夫

安楽田町

権兵衛

中村町

四郎兵衛

右のもの共呼出、村々心得方取締向等

得与申諭遣ス

同十三日 昨夜内分曇朝五時

過分終日雨無月

一 明ヶ六ツ時下三原出立○青野原

新田検見、喜一郎・藤五郎受所坪刈、

五郎兵衛受所者准合相願承届ル

新田内了徳寺ニ而春法弁当

○北条村○南山田○仁豊野

○姫路夜六ツ半時過着本陣
那波且右衛門宅ニ泊

○今日青野原を出、少々比駕籠

の中ニ而出血、着く比者大ニ収ル

○青野原新田喜一郎・藤五郎

受所之儀、是迄願主兩人名前

を以て建いたし、坪刈・受印等之儀も

都而兩人計ニ而取計来候處、当時

小前ハ願主共江懸り出入吟味中

去卯年之儀者建札者兩人名前ニ而

坪刈・受印・増米等之儀小前

持主名印差出候間、右之振合ニ

いたし度段、先達而小前之もの共

多可郡廻村先江申置、右者当時

願主取計候を小前之もの共難義

いたし及出入候義ニ候上者、先仮證

を以建札者願主兩人名前、坪刈・

受印者小前之もの持主名印

為差出候積為申渡、右之振合ニ而

場所旁春法共相濟

○板屋金兵衛呼寄、詭物申付ル

同十四日（朝曇五ツ時過）晴月明

一朝六ツ半時比姫路出立○飾西

○薺崎○千本昼九ツ半時比着
本陣

宅ニ而弁当○領主脇坂淡路守使者

罷越、定例之通同人今旅中為見舞

金式百疋贈ル、益太郎江申付、為及挨拶候

○三日月○廣山○平福夜五ツ時
過着

泊庄屋新右衛門方江泊、潤八郎・正作・

舜助方着いたし居候 ○西河内村

困窮ニ付相續方主法苔繩村
惣右衛門江申付置候處、大ニ主法相立候ニ付

同人并村内之もの共江、夫々心得方・
称誉等申渡○晝七ツ時過寝ル

同十五日 晴月明

一朝五ツ時比平福出立○正吉村

正吉町出○友延村右廻村打込検見
いたし、平福江立戻

春法 ○宗行検見○仁方宗行
准合

願之通承届、庄屋猪佐久
宅二而春法并当 ○西河内

○宗行准合
承届ル ○植木谷田和准合
同断

○田和検見金子村辺
様し ○金子右同断

○才元准合 ○平尾検見百姓
直助宅江

泊、当年初而 ○夜二入須賀村山方
後所為立會

差遣候清二郎宍粟郡西有賀村

手分検見相濟、刈来候稲草持参

いたすニ付当村も一同春法○佐用

郡村金銀利足之儀ニ付觸書直印致

出ス○右ニ付申越○役入申渡○夜九ツ時過寝ル

同十六日 晴

一宍粟郡下野村親之助・皆木村

蟹三郎為様躰聞罷出ニ付、出立懸

逢遣ス

一朝六ツ半時平尾村出立○久保

同村并森佐渡守領分新宿村外壱ヶ村

立會、志又川縁附洲新開願同所見分

致ス、何れも堤外附洲ニ而流作見取場ニ可

相成躰之場所也○同川下船渡之場所

佐渡守領分安川・土井両村地内之よし

右両村者申立、宝蔵寺村者同村相加り

三ヶ村持之よし申立、場所一ト通及見候上

新宿村大庄屋春見文太郎呼出、右地所之儀

相尋候上、逐而取調候旨申達置

○宝蔵寺

○久保村見分済候上、同村庄屋

吉太夫宅ニ而并当

○下櫛田○大酒○赤奈

○苔縄 同村熊見川向小笠原
領分新田村地先新開之儀并
苔縄村損地之儀ニ付、惣右衛門云々申立

一卜通及見置
○山野里 暮六ツ時過
着、年寄
善右衛門宅江泊

○佐用郡弦谷村地内ニ而銅山

問堀いたし候由相聞候ニ付、今朝平尾合

清二郎差遣、為見■方差遣、村役人者

来ル廿五日大坂江可罷出旨為申渡候

○西河内村相續方出銀之儀、左之もの共江

差出方申諭ス

大酒村

山本庄右衛門

廣山村

次郎左衛門

下櫛田村

三浦誼作

同村

伊作

赤柰村

徳左衛門

苔縄村

惣右衛門

久右衛門

山野里村

善右衛門

牟礼東村

休右衛門

真廣村

万九郎

久保村

九右衛門

二栢野村

藤吉

右之もの共銀九貫目可差出旨、申諭ス

○赤穂郡与井村庄屋役入申渡ス

○苔縄村年寄・組頭共儀取締方

心懸勤方宜候ニ付、沙汰有之度段

惣右衛門申置、及沙汰

○三浦誼作・牟礼東休右衛門別段

逢遣ス○夜四ツ半時過寝ル

同十七日 晴

一朝六ツ半時比山野里出立○与井

千種川縁見取場
見分所外取調ル ○与井新

○原○牟礼東庄屋休右衛門宅江立寄
休 同人江六諭衍義

大意巻冊 ○同村凡八丁計西国往還江
遣又 懸り居り候由、野廻る往還江

出ル ○若狭野是より西国往還なり
浅野隼人行

○入野同村之内字龜亀建場也
龜屋与云茶屋ニ而小休、名産

赤穂塩并義士之墨刻を買、向之
茶屋を亀屋与云、是より片馬江

巷里半 ○片馬脇坂淡路守領分
本陣ニ而弁当途中ニ

家来出ル ○姫路夕七ツ半時過着

方江泊ル、福中町より板屋金兵衛

同町江○板屋金兵衛革細工もの

持参一覽○大坂より御用状到来、江戸

御用状も差越○お喜久より当月九日附

十五日附文、龍太郎・おかよる十五日附

書状到来、一同無異之旨承り、安堵

○前条片馬より八丁ニして

正條と云、登り者片馬、下り者

正條ニ而人馬継いたし候事之よし

○宅状認メ、夜九ツ時過寝ル

同十八日 昨夜今雨夜ニ入晴

一暁七ツ時過姫路出立○加古川

朝四ツ時比当駅江着、脇本陣京塚や

長藏宅ニ而小休昼食、此所江加古郡

村々役人共罷出居、廻村之様子等為

承候○二子往還筋加古川今巷里半
往還加 村今南江入七八丁ニ

して耕地ニ到ル、村柄宜方耕地居村

立寄候外者出来薄し、同郡村々者

何れも地續、絶而甲乙同様之場所也

右故不残打込檢見ニ相願、村々見平均
打込様しニ致ス、何れも平坦之場所也

○上下西二見村 海岸村柄勝ル

○東二見村 同断

○福里 往還合三四丁海岸之方江入村柄劣ル、年寄次兵衛宅二而

春法、明石迄道法有之候ニ付飯為差出
一同支度いたす、八ッ半時過当所引拂

○明石 夜六ッ半時過着本陣
廣瀬佐兵衛宅江泊、手廣く

○昨夜罷越候飛脚明曉

差返ニ付大坂江御用状渡ス、宅状

壹封潤八郎江渡ス○侍兩人とも

四ッ半時比為引、九ッ時過寝ル

同十九日 昨夜夕晴

一暁七ッ半時過明石出立、舞子の濱ニ而

夜明ル、松林之中歩行、三ノ谷建場

小休○兵庫庄屋網屋新九郎・

年寄共一ノ谷迄出迎ニ出ル○兵庫

耕地江四ッ時少し過着、直ニ検見・

坪様いたし、楠公墓碑境内ニ而

春法、昼食、兵庫名主北風丈助

并惣代・下谷上村庄屋平左衛門・二ッ茶や

年寄八郎右衛門相罷出逢、九ッ時過

同所出立○脇濱 検見出来方宜

○岩屋 脇濱准合相願承届ル
出来方同断、同村建場春法

○横屋 検見出来方宜、庄屋与左衛門
宅ニ而春法

右検見相済、夕刻西宮駅本陣ニ

着泊、本陣 宅

○同駅庄屋・年寄共逢度旨申聞

一同逢遣ス○今十九日出御用状到来

江戸御用状差越ス○今十九日出宅状

到来、平安之旨承り安意

○町續役人共一同先格之通逢遣ス

同廿日 晴

一朝五ッ時過本陣出立、西宮町續

検見、四ッ時過本陣江帰、春法

改致ス○四ッ半時過昼食後出立

○尼崎○神崎○夕七ツ半時過

大坂帰着

同廿一日 晴

一坂本江文通、土産として栗・

須磨味噌・舞子焼茶碗一遣ス

自分方江罷越、留守ニ付受取来ル

一設楽江文通、土産之品須磨味噌一・

赤穂塩一遣ス、返書来ル

一坂本留守見舞之心得ニ而

罷越候、在宿ニ付例之通談話

夜四ツ時比帰ル

同廿二日 晴

一番外御用状到来

○おみちの文菓子差越ス

一坂本江文通、昨日之返書・菊花を贈

及返書

同廿三日 晴

一龍太郎稽古便、采石の返書差越ス

一此程留守中御城代廻状如左

今度

姫君様被遊御誕生候処、表向

被

仰出者無之候、御名之儀者

録^{ヨシ}姫君様与奉称之弥御安泰ニ

御事御機嫌不斜候旨、被仰下候

恐悦之御事候、下畧

九月六日 青下野守

御代官・御藏奉行并仮役等

逐而今度御誕生ニ付、都而表向御祝儀等

申上候ニ不及候旨申来候、下畧

一設楽江文通、御用達金銀[※]三百兩・

当辰差配料繰替仮願書差出

廻し来候處、右者不相当ニ付相下

外取計見込之儀ニ付書取相添

願書差返ス、返書来ル

一御城内御目付代安藤李之助・安部

式部今文通

一前畧各様拙者小屋江御出之義、御用向

御届御願書其外着怡年始者

格別歳暮五節句御見舞御出

被下同前ニ相心得候間、堅及御断候、後畧

右受取遣ス

同廿四日 晴雲立有之

一東尻池村百姓又左衛門過怠

手鎖日数相立ニ付差免申渡

一采石江園中之菊を贈ル、同人も

菊花差越ス、龍太郎稽古便也

一杉浦江文通、須磨味噌・茶碗一・

白麦を贈ル、返書来ル

一山口作助、摂州新在家村検使相濟

婦着致ス

一西須磨村無宿藤七盗いたし

摂州御影村亀次郎外九人

博突いたし召捕来ニ付、一卜通

吟味之上、一同入牢申付ル

同廿五日 半晴時々小雨

一摂州西須磨江為検使岡田

理作差遣ス

一西須磨無宿藤七、久須美佐渡守江

差出ニ付出牢申付、即日差出ス

一設楽江文通、両三日已前分痔疾ニ而

引込居候よしニ付為見舞、菓子

并庭園之菊遣し、通語一部

学校分取寄有之候を為持仕ス

返書右價拾式匁之處百疋差越ス

同廿六日 晴

一朝五ツ半時過出宅、久須美江先般

六郎左衛門殿西丸御先手被

仰付候歛兼罷越シ、野々村次平ニ

逢、佐州者

御城入、留守ニ付順三郎江為申聞

同人江逢、暫く談話、昼飯差出

九ツ時過迄待居、佐州帰宅いたし逢

平野屋市郎兵衛御用金銀

納方差滞ニ付(明廿七日差出候ニ而也)納方之儀取扱受取

廻船方も同様之儀ニ而両懸共凡

金千五百両程いたし候處、納方差向居候

★之旨及内談候處、地方与力成瀬(處劣)

九郎右衛門呼出、佐州分取扱方之儀申付

候ニ付自分分も一卜通及演説、佐州ニ

市兵衛名前書付并願金銀高書付

相渡候處、九郎右衛門江右書付相渡候

右之外平福組松平軍次郎用銀

之儀も及示談、帰り懸表ニ而成瀬

九郎右衛門呼出逢、取扱之義及示談置

八ツ時比帰宅

撰州鳴尾村

百姓

預人 金兵衛

手鎖宿預 吉兵衛

右不法出入一通吟味之上、書面之通申渡

同廿七日 快晴

一朝五ツ時過出立、東成檢見、手代

泰藏・正作・清二郎召連ル

○鳴野作方宜併昨年ニ見合少し劣ル、庄屋九兵衛宅春法

○森同断鳴野ニ勝ル、森町庄屋嘉石衛門宅春法并当

○中道同断森ニ同じ、庄屋庄屋藤左衛門罷出、呼出逢遣ス

右仕廻、夕七ツ時比帰宅

宮部潤八郎姪

山口作助江

右縁組願承届ル

一平野屋市郎兵衛義、御用金銀

不納いたし候ニ付、地方・廻船方共右

始末書取を以、久須美佐渡守江

差出入、出役宮部潤八郎、廻船方者

森田慎平罷出ル、成瀬九郎右衛門

逢引合候よし

一築山今当月十三日出書状到来

上田鳶巻反到来

一留守江山口作助妻罷出、奥ニ而

逢遣候よし

一石川良左衛門廻状写、設楽今差越ス

鈴木次左衛門義去ル十六日病氣ニ付

願之通御役

御免之旨為知来ル

同廿八日 晴

一龍太郎稽古便采石江返書并

養老扇二遣ス

一同断坂本江書通、扇一遣ス

播州佐用郡

弦谷村

手鎖宿預 庄屋

清兵衛

年寄代

亀吉

右銅山を不沙汰ニ問掘いたし候一件

一ト通吟味之旨申渡、亀吉者本人可

罷出旨申渡

摂州武庫郡

今津村

源助

右去月八日盜賊立入疵受候ニ付

疵所見届候處愈寄候ニ付、逐而

手懸有之次第可申旨申渡

西成郡

北野村

新蔵

利右衛門

勇吉

右質物如何之取計いたし候由風聞

過日久須美内談有之候ニ付、糺之上

始末書申付ル

一辰廿五番御用状差立ル

○久須美先生江沓封

○姫路下緒

○鞆卷鞆革

○築山江沓封

○姫路下緒

○おゐち江お喜久の沓封

右差立ル

同廿九日 晴

一朝五ツ時出宅、東成郡天王寺村綿

検見、耕地不残見分刈様し致ス

昼九ツ時過会所江罷越、弁当後

春法、夕七ツ半時比帰宅

但、泰蔵・正作・益太郎召連ル

○上本町筋より罷越、梅屋敷ニ而

小休、菊花盛也○帰り懸天

王寺村之内西照庵江立寄

庭中菊花を憧ル、満開坐敷

ニ而小休、眺望宜敷處也

十月朔日 晴

一土屋四郎二郎の文通、看到来

及返書

摂州東成郡

森村

右村庄屋森町嘉右衛門義多病ニ

罷成候由を以、常十郎与申もの江相

庄屋相願候間、願之通申付候處

右常十郎者市中、徳井町之もの者

御城内木挽頭相勤、中根常十郎ニ而

苗字相名乗もの候よし、逐而申

置候ニ付、伺之上町奉行江問合差遣候積

一 九ツ時過出宅、尼崎又右衛門方江

罷越ス、坂本鉸之助・正一郎并

香川一郎罷越居、又右衛門父子・

悴又二郎とも逢、無程順三郎も

罷越、一同寛話、会席料理

馳走ニ成、庭中之菊花一覽

画師之よし青松与申もの画を

いたし、一郎も写字いたし、(分廳)自共も

一同書画等致ス、又右衛門江為土産

姫路伏箱一ツ・半切式包遣ス、夜

四ツ時過退散、坂本・采石父子

同伴、四ツ半時比帰宅

○又右衛門之遠藤但馬守殿

歳暮之哥短冊一枚貰

同二日 朝雨昼後収半晴

一 明日坂本江参会之積尋候處

今日雨天ニ付検見日送ニ延シ

在宿ニ成候間、今日参会之積采石ニ

申遣、差支無之旨申越候ニ付、坂本江

及文通候處、是又差支無之旨申越ス

一 尼崎又右衛門江文通、昨日借来候短尺

篋一ツ返し、留守ニ而受取来ル

一 八ツ時比坂本江罷越ス、采石

参り居談話、稽古場所立候場所

及見、尼崎又右衛門夕七ツ時比罷越

暫く話し居候内、御城代之呼出

有之由ニ而七ツ半時比帰ル、暮六ツ時過

采石江佐州之宅状到来、自分江

為見候間一覽いたし候處、御用

召之趣御城代又右衛門を以内達

有之、表向者明後日達有之候由

右ニ付采石者早々帰候様、自分江も

申聞候様ニ与之書通ニ有之、采石者

直ニ帰宅、自分者五ツ時過迄話し

五ツ時過帰宅

一地役廻状、土屋四郎二郎妻昨日

出産之為知、設薬分写廻し来ル

同三日 晴夜ニ入雨

一朝六ツ半時撰州ニツ茶や村其外之

もの共加へ博奕一件、御仕置申渡

一朝五ツ時過撰州西成郡新附村々

検見与して出宅、泰蔵・正作

舜助召連ル○北野庄屋源左衛門
宅小休、夫合

検見作方中等敷已下
同断村柄何れも上等

検見年寄 宅春法 ○南濱

前同断 ○光立寺 前同断

右相済、北野分難波橋筋通行

夕七ツ半時過久須美江罷越ス、去年中分

天王寺村一件ニ付御用向之外者不罷越

義之處、今朝被為

召、表向明日達有之候積ニ付、然ル上者

是迄之通罷越不苦旨、今朝順三郎分

申越候ニ付罷越候上、奥ニ而佐州ニも逢

暫く談話、夕飯被振舞、順三郎

父子与暫く話し、夜四ツ時過

帰宅

同四日 晴

一朝五ツ時前出宅、河州式ヶ村検見

泰蔵・正作・清次郎召連ル

○高井田畑畑共検見○森河内

同断、庄屋吉左衛門方弁当後

春法相済、九ツ半時比也○是より

一 検見、懸之もの者残し置、堤方懸

与八郎召連、河州守口町江

罷越、森河内々凡式里計

一 保助者守口江船ニ而罷越、待合居

両人共召連、宿内土橋、石橋ニ

懸替候場所出来栄見分致ス

一 本陣ニ而小休、宿役人共呼出、右

出来栄見分濟、明後六日々往来

一 通路可為致旨、并橋名伺之儀ニ付

心得方申論、夕七ツ時過宿外れ々

乗船、淀川筋帰帆、夜六ツ半時過

一 帰宅、今日ニ而検見者相濟

一 留守江久須美佐州暇乞与して参り

一 通り、寛々談話有之候よし

同五日 晴

一 早朝順三郎江文通いたし候処

一 正一郎同道、堺々住吉江参候由ニ而

佐州々返書差越ス

一 七ツ半時過々久須美江参り、重法もの

持参いたし振舞、順三郎父子

一 夜ニ入帰り逢、夜四ツ時過帰宅

同七日 晴曇昼後小雨夜晴

一 順三郎江文通、佐州江饞別

左之通贈ル

○ 姫路革地紋美濃判入

文庫

○ 小忝形錆色鞆革一具

右贈ル

○ 龍太郎々三郎江壹封

内

○ 清水焼城州の通○小硯墨入

○ 手遊札一 ○ 清水焼小人形

ノ

一 九月廿六日出廿五番御用状到来

○去月廿六日支配所最寄替

被 仰付候義、申越ス

○同月廿五日松平四郎殿江

森誠一呼出有之、口書取直し

有之候段、申越ス

一夕七ツ半時比久須美江参ル、杉浦

大二郎参り合逢、佐州ニも逢

例之通談話○此間順三郎江

相渡候金貳百兩、暫く預り置候様

いたし度旨申聞候ニ付受取帰ル

○平市一件ニ付泰蔵西江罷出

成瀬九郎右衛門より談之趣、夜中

表ニ而承ル

同七日 曇昼後小雨夜晴

一設楽合文通、今日泉州江出立いたし候由

一采石江文通、錢別之積、三節風呂敷

三ツ・五節同三ツ・老節半同二ツ

遣ス、移リニ手綱三筋到来

一夕刻久須美江参ル、龍太郎者

先江参り居、宮寺・杉浦・安食・

池田等罷越逢、夜五ツ半時過帰宅

佐州江駕籠之内ニ而用蒲団一

贈ル

一平野屋市郎兵衛親類差添

役所江出金千九拾兩初而相納ル

金納方如左取極ル

十月十六日

一金千四百拾兩

同月晦日
一金七百兩

同八日 朝晴昼後曇小雨

一正六ツ時出宅、久須美江出会為見立

罷越ス、水野若狭守罷越居、坂本参り居

出立懸江参り合逢、見立致ス、六ツ時比

姚灯ニ而出立相濟、順三郎部屋ニ而

坂本一同談話、四ツ時比退散

○平野町酒井家蔵屋敷ニ立寄

加藤弥左衛門相尋候處、大津表江罷越居

帰坂不相知よしニ付中置、帰宅

○昼後水野若狭方江罷越、逢

平市一件并釵術稽古いたし候義ニ付

談置

一当地廿六番御用状差立ル

○中川兼二郎御貸附懸筋

申渡書遣ス

同九日 晴昼後曇雨夜収

一白根丁村無宿寅蔵盗いたし候一件

落着申渡

一朝五ツ時過出宅、堤方常例

目論見并当辰秋急破丁張

与して廻村、懸兩人召連、谷丁

濱より乗船、如左廻村

淀川通

○代地場○南新田

中津川通

○春日出○六軒や

○四貫嶋○西野新田

外

上福嶋村塚樋

右相濟、夜六ツ半時比帰宅

○春日出新田会所ニ而昼食

中津川見分中大雨、四貫嶋

会所ニ而小休、紅楓一覽

同十日 晴

一朝五ツ半時御城入、昨九日檢見并

川通見分濟帰坂之積、届書

左之通出ス、且今般最寄替

届をも一同出ス

御城代 服部源左衛門

京橋 戸田吾八郎

玉造 比留間兵

小原作左衛門

御目付者兩人共留守ニ付不出

○玉造ニ而比留間ニ逢、稽古場

取立之儀申談ス

右相濟、四ツ半時比帰宅

一龍太郎、久須美江參り、昼前夕刻

歸ル

一近山藤四郎入来逢○納札引替

之儀并伊丹酒之事頼、承知之趣

及挨拶

同十一日 晴

白根町村

無宿

寅藏

右入墨見届出牢、門前拂申付ル

一采石の文通

○卷藁桶

是者吳候分

○川嶋東八郎荷物一箇

是者預り置候分

右差越及返書

一昼後ハッ時比也久須美江罷越、采石

父子ニ逢、杉浦大次郎入来逢

夜六ツ半時過帰宅

○采石より火打袋一到来

一江戸御用状到来

○撰州尼崎大物橋御普請

伺之通御下知、御印状到来

同十二日 晴

一尼崎大物橋御普請受負人共江申渡

一右御用懸石賀連平出府ニ付代

林泰蔵江申付ル

一宮部潤八郎儀、播州宍粟郡

同十三日 暁少雨曇明方々晴

元支配所村々之内定免年季之儀ニ付

一無記事

但州表大草太郎左衛門方江遣ス、今日

昼後出立、右ニ付如左遣ス

同十四日 晴

太郎左衛門江自書

一摂州東成郡鳴野村政七義、二郎七

○小倉野一折○烟草入二匁入壺箱

外壺人江為疵負、自殺いたし候一件

元メ兩人江

○小倉野一折ツ、

落着申渡

播州多可郡

一設楽入来、湊焼皿一其外到来

一坂本文通、井上上書写壺冊差越ス

中村町

及返書

百姓

惣兵衛

同十五日 晴

右博奕一件入牢申渡

一朝六ツ半時御城入、三手共出礼

一御室御所通行ニ付東成郡野江

有之、四ツ半時比帰宅

出役申付ル

播州大袋村

一江戸廿七番御用状到来

百姓

一当地廿七番御用状出ス

手鎖宿預

勇助

外式人

右博奕吟味書面之通申付ル

同十六日 晴

一朝五ツ半時比順三郎罷越、鯉節

一箱贈ル、昼飯振舞、七ツ時過

帰ル

一尼崎大物橋取拂ニ付齋藤

徳藏差遣ス、夜ニ入帰ル

一摂州御影村由蔵盗いたし候一件

落着申渡

一播州大袋村勇助外式人博奕

一件落着申渡

廣山村無宿

入牢

作兵衛

御影村

忠右衛門娘

宿預

八重

右之もの共密通分事起作兵衛

及不法候一件、吟味書面之通申渡

一長崎帰支配勘定柳道太郎

罷越、申置

同十七日 晴

一坂本江文通、昼後久須美江罷越候儀

申遣、返書来ル

一池田江文通、去ル九日玉造組与力

渡米之儀ニ付難波御蔵ニ而心得違

之取計いたし候儀ニ付、内懸合

申遣ス、留守ニ而別ニ返書差越ス

一昼後出宅、平野町式丁目柳

道太郎旅宿江罷越候處、昨夜

出立いたし候よし○久須美江

罷越ス、坂本参り居一同談話

杉浦大次郎も罷越逢、同人者先ニ

帰ル、鰻鱺馳走ニ成ル、夜五ツ時過

帰宅

同十八日 晴

一 播州多可郡大屋村の寺内村外

式ヶ村江懸山論出入伺之上、吟味

下願之通下ヶ遣候段、申渡

一 摂州御影村由蔵入墨見届、兄

金兵衛江引渡遣ス

一 二度目玄猪ニ付手製之牡丹餅

如左遣ス

○ 采石江文通、移リニすし到来

返書来ル

○ 坂本江文通、返書来ル

○ 杉浦江不快見舞、大二郎

文通返書来ル

一 設楽入来逢

一 西小弥太入来逢、稽古之儀ニ付

心得方申諭、稽古場為見ル

同十九日 晴

一 八ツ時過久須美江罷越、蘭製

ヲルコル仕懸細工物一覽、龍太郎者

其前分参り居先江帰ル、自分者

采石与閑話、夜五ツ時過帰宅

一 但州表江差遣候宮部潤八郎、夜

ニ入帰ル、宍粟郡千町村外式ヶ村

当辰検見入之儀示談相整、承知之旨

太郎左衛門分返書差越ス

同廿日 曇九ツ時比合雨

一 為兵庫積立与して増山正作

差遣、今朝出立

但、自分方壱番船ニ付酒壺樽

差遣候積、正作江申付ル

一去ル十五日御城代分破損奉行江

御渡有之候書取・地役廻状、同十六日

設楽分写差越ス、如左之

御本丸御普請追々御出来

二付、兼而者当年中仮

御移徒可被遊

思召ニ候処、御表向御普請御出来

御警衛向御整之上

公方様 一位様・精姫君様御同時ニ

御移徒可被遊旨被 仰出候、右ニ付而者

来年始御規式之節御差支之儀も

有之候ニ付

右大将様 御簾中様ニ者

当十二月上旬二丸江御逗留ニ

被為入来、正月中旬比西丸

還御可被遊候、尤表向使者等

西丸江差出候分者是迄之通西丸江

差出候筈ニ候

右之趣老衆分申来候間、為心得相達候

十月

同廿一日 曇夜雨

一采石江文通、今日歟廿三日午後

参候様申遣、廿三日可参ル旨申越

一播州加東郡仁右衛門代親正藏

罷出、初三百俵差出度段同上

願之通申渡

一右差出初いたし候段、奇特之儀ニ付

誉置候段書取を以申渡、右書取江

調印下遣ス

一右六藏儀別段逢度旨願ニ付

逢遣ス、自分江目錄差出度よし

再應申聞候由、潤八郎申聞候得共

支配所躰為躰之儀無之旨を以

為差上候

一当地御用状出ス

○高橋平作江沓封、播州宍粟郡

千町外式ケ村檢見届之儀ニ付

内願申遣ス

一八時半時過分坂本入來、例之長談

四時半時過歸ル、水野越州短冊一枚

呉ル

一昨廿日御城代廻状、設楽より

写差越ス

去十二日土井大炊頭事、就病氣

御紋御免之儀、猶又相願候趣

不存返事無據被

思召候、依之願之通御役御免

鷹之間席被 仰付候、心永々

養生いたし氣分快節者

登 城仕、御機嫌相伺可申旨

被仰出候段申來ル、下畧

十月廿日 青下野守

御代官・御藏奉行宛

同廿二日 曇夜ニ入雨

一播州赤穂郡山野里村戸三郎

其外之もの共分村役人江懸勘定

出入、事柄相分小前之もの共門所違ニ付

心得方申論、一同帰村申付ル

一設楽江通語料釣り錢四百十三文

保助江渡遣ス

同廿三日 曇時々少雨

一撰河州檢見村々当辰仮免状

相渡ス

一采石父子九時半時比分罷越、夜

五時半時過歸ル

但、夜食鱧振舞遣ス

一杉浦入來、平市借用銀五百目出金

七両三分銀式匁持參受取、是ニ而

皆返納ニ成ル

一朝分設楽罷越、御取附之儀

内談有之、昼飯振舞九時半時過

帰ル

同廿四日 雨

一 設楽分文通、御取附之儀内問合

有之、撰州東西成増米為見合

書拔遣ス、尚返書差越ス

一地役廻状到来候よし、設楽分

写差越ス

大目付江

当七月中長崎表江阿蘭陀

国使節船壹艘渡来、書簡差上ル

右大意者外国通商相願候儀共

申立候迄ニ而、外別条なき事ニ候

世上ニおゐて者、彼是雜説も可有之

哉ニ候間心得罷在候、向々江無急度

可被咄置候事

右御書付御城代分土屋四郎次郎御渡

有之候よし

同廿五日 曉分晴

一 今般久須美佐州出府ニ付近々ニ者

順三郎父子引拂候處、跡稽古之儀

自分方角場劔術稽古場ニ兼用

坂本鉉之助組同心西小弥大江頼頼

同人罷越、龍太郎稽古いたし執心之

もの者一同罷出候積、此程相談済ニ而

稽古場取繕ひ出来、今日稽古場

開致ス、朝五ツ時分九ツ時終候積り

自分・龍太郎朝分出席、其外如左

久須美順三郎 同 正一郎

設楽金市郎 西田篤太郎

比留間熊之助 同 邦之助

同 鎌輔 近山徳太郎

宮寺松之丞 同 亥三郎

西小弥太 池田

西井 山

新金五郎

右出席○今日傳授事有之もの共計

服紗麻着用如左

剪紙
目錄
西小弥太

靈釵 竹垣龍太郎

同

比留間熊之助
同 邦之助
同 鎌輔

右畢而四ツ時過稽古始

開木刀 順三郎

打 正一郎

撓刀 龍太郎

打 正一郎

結木刀 自分

打 順三郎

右畢而居合

開 順三郎

打 正一郎

結 自分

打 正一郎

右畢而一同試合有之○午時ニ付

一同江赤飯煮メ振舞

八幡宮江帰候、神酒一同配盃

○午後打抜如左

壹番 邦之助 貳番

三番 四番

五番 鎌輔

右先取果物蜜柑出ス、畢而五分試合

龍太郎 熊之助

鎌輔 邦之助

右相濟七ツ時比一同退散

一采石父子者去月部やニ而談話

夕飯振舞、夜六ツ半時過帰ル

一朝池田庄太夫入来逢

同廿六日 曇夜少雨

一 播州檢見村々当辰御取箇飯免狀

相渡ス

一 昼後設楽江罷越ス、廻船見分、留守

ニ而妻ニ逢申置、ハツ半時比夕刻帰宅

一 今津々酒壺樽到来のよしニ付文通添

土屋江遣ス、受取来ル

同廿七日 曇時々漸雨

一 播州中村町惣兵衛博奕いたし

村預中欠落いたし候一件、口書申付

同人者出牢、手鎖・村預申付候事

一 江戸御用状到来之事

一 釵術申合稽古有之、町々見廻

昼後居合同断

一 比留間兵三郎稽古場江罷越

逢

一 宮寺々文通、看到来、返書不遣

一 杉浦々文通、昼後采石罷越候間

参候様申越、口上ニ而返事申遣、八ツ半時

比合罷越、夜五ツ時過采石同伴ニ而

帰宅

一 平野屋市郎兵衛親類共合不納金

之内金七百両相納、受取手形為差遣ス

同廿八日 曇夜漸雨

一朝六ツ半時過谷丁濱合乗船、市中

川浚見廻○難波橋下手浚

○京町堀搔分○備前嶋渡場浚

右見廻四ツ半時比帰宅

一 采石々文通、呼ニ差越ス、夕七ツ半時出宅

罷越、坂本并尼又罷越居逢

酒飯被振舞、夜五ツ時過帰宅

一夜ニ入坂本妻罷越候よしニ而

参り居逢、夜四ツ時過帰宅

一 比留間々文通、留守ニ而返書不遣候

同廿九日 晴

一比留間江昨日之返書遣ス、再報来ル

一設楽江文通、今日若狭守方江自分

可罷越旨申遣ス、返書差越ス

一池田庄太夫来ル、朝飯振舞遣ス

一朝四ツ時比合水野若狭守方江罷越

御鉄炮方御懸物入札開ニ付西井

源次郎罷越居逢、組与力丹羽竹三郎

罷出逢、於評席入札開有之、例之通

立會開札致ス、自分者合懸物相濟

退坐、直ニ退散

一役所一統手当給金前渡いたし遣ス

同晦日 晴

一森河内村庄屋見習齋助儀出精

相勤、親吉左衛門も年来精勤いたし旁

袴着用帯釵上訴差免候段申渡、父子共

坐敷江呼出逢遣ス

一播州赤穂佐用郡村々、今般脇坂淡路守

御預所江最寄替被 仰付候段、承知いたし

自分支配所江居置相成度段願書壹通

差出候ニ付、右躰之儀者支配ニおのても取計方

無之筋之旨、直ニ及理解願書者不残

惣代共江下遣ス

一宮寺江返書、二男亥三郎江渡遣ス

一明日堤方廻村ニ付御城入断之儀、設楽江

為申遣ス

一釵術稽古定日ニ付出席

一夜ニ入飛脚屋合注進

五百石高二御加増
御勘定奉行 久須美佐渡守

十一月朔日 晴風

一朝五ツ時比出宅、谷丁濱合乗船、堤方

廻村懸兩人召連ル

○中津川通野田村外拾七ヶ村立會

以樋見分○四貫嶋土方見分

○神崎川通佃村以樋土方

定例願并急破丁張○蒲嶋新田

定例願土方川除見分

右相濟、夜六ツ半時過歸宅

一今日今寒三十日稽古始、明六ツ時分

出席有之、自分も出席致ス

同二日 晴夕曇夜雨

一朝稽古有之出席

一朝五ツ時過出宅、諸色見分如左

九條村

右船板見分、堤方懸兩人召連ル

江ノ子嶋

東町

八右衛門

右尼崎大物橋諸色見分不殘相濟

懸泰蔵・徳蔵召連ル

○七ツ時比久須美江廻り罷越、順三郎

父子ニ逢、杉浦大二郎罷越居逢

夜六ツ半時比歸宅

同三日 晴

一朝稽古有之出席

一摂州鳴尾村庄屋欠落一件

落着申渡

一朝池田庄太夫入来逢

一設楽入来、明日河州江堤方御用

尔付出立之積

一昼後出宅、吹田藤助木場江罷越

堤方諸色見分、懸兩人召連ル

七ツ時過相濟、夫今久須美江罷越

采石父子談話、居合稽古致ス

采石少し不快、夜四ツ時過

歸宅

同四日 晴

一朝稽古有之、出席

一当地御用状出ス

一采石江不快見舞、煮メもの遣ス

返書来ル

一龍太郎、久須美江參ル

一采石江文通、今日參候儀断申遣ス

一加藤弥左衛門罷越逢、酒飯振舞

夜ニ入歸ル

同五日 晴

一難波御蔵初納ニ付朝五ツ時出宅

罷越ス、御蔵奉行池田庄太夫・

御城代・玉造・御蔵目付罷出ル、河州

森河内・高井田村納米有之、無滞

御蔵納相済、九ツ時過退散○久須美江

立寄、今日佐渡守、御勘定奉行被

仰付候よし宅状到来、返書差立方等

取込候様子ニ付直ニ帰宅

○御蔵初納ニ付定例之通一統江

菓子遣ス、御蔵奉行并仮役江大手

饅頭三十入一箱ツ、御蔵手代一統江

同百入壺箱遣ス、出役中沢齋助

○十日程已前御蔵脇内川ニ而

取候よし山椒魚一ツ一覽、長壺尺

八九寸有之

一采石江文通、佐州并六郎左衛門江

歛状壺封ツ、遣ス、是令且今日当可

参旨申聞候處難参旨申遣ス、返書来ル

一朝稽古有之、出席

一当地三拾番御用状差立ル

○御取箇帳其外共差立ル

同六日 晴

一朝稽古出席

一水野若狭江文通、設楽連名ニ而

佐州御役替之事申越ス、及返書

一坂本今文通、采石参候ニ付可参旨

申越ス

一七ツ時比今坂本江参ル、采石参居逢

夜四ツ時過(大手筋迄)同道ニ而帰宅

同七日 雨

一朝稽古出席

一八ツ半時比今久須美江罷越(麻上下先方ニ而罷越歎申述ル)杉浦

大二郎参居逢、夜ニ入尼崎又右衛門も参り逢

夜四ツ時比(大二郎同道ニ而)帰宅

一順三郎用部屋迄参り、奥江も暇乞

懇与申置候よし

一龍太郎昼後久須美江罷越候節

錢別之品如左遣ス

順三郎江

姫路革文庫

但廉ニ貝之革

同鼻緒沓足

同人江龍太郎今金式百疋者、昨日同人江為持遣ス

正一郎江 手爐入一箱

石印根付

同人江龍太郎今白紙本沓冊 右同断

○順三郎帰便、江戸江之贈物如左礼遣ス

○先生江姫路革文庫沓ツ

内

○御新造并ましたを江品々取集

銘々之分ニ而包、談七郎江革銅乱一、

三郎太郎江石印一・墨沓挺

庄二郎江下緒沓懸遣ス

○今堀登代太郎江小倉袴地一反

金式朱仕立料与して添遣ス

同八日 雨

一昼前仙之丞江金百両為持、久須美江

遣ス、正一郎逢受取ニ而書付沓通差越ス

若狭守参居候よし

一夜六ツ半時比今須美江罷越ス、坂本

参り居逢、同人者九ツ時過帰り、自分者残り
八ツ時比帰ル、七ツ時過寝ル

同九日 昨夜今雨収晴風

一今日采石父子当地出立ニ付見送り与して

守口宿迄罷越候約束ニ付、朝六ツ半時比

坂本罷越ス、八軒屋迄見置之もの差遣候処

最早采石父子共同所邊迄罷越候よしニ付

坂本同道ニ而出宅、小袴着用致ス、野田町ニ而

休足いたし居候處江罷越ス、是者出入

之医師久須美左門与申もの見送与して

此處ニ出居候事のよし酒并茶等差出ス、是今

采石父子・坂本同道ニ而此所五ツ時過出立

京街道を同歩致ス、天氣弥宜四ツ時比

守口宿江着、龍太郎其外相弟子之もの共者

早朝先江出立、問屋脇本陣ニ而待合居

此處江出迎、一同宿内新屋武兵衛与申

建場茶屋師之家ニ而小休、昼飯出ル

九ツ時過迄一同談話、杉浦大二郎者先江

罷越、小休處ニ而待受居逢、九ツ時過采石

父子出立ニ付自分者先江退散、宿内

ニ而坂本逢待合居、同人者跡今罷越候ニ付

同道宿外ニ而乗船、此船者兼而申付置

昼前今此處ニ待居候也、船中坂本与

談話、八ツ半時比谷丁濱江着船、同人者

直ニ上陸、帰ル、大物橋ニ杭式本同所河岸迄

参り居、懸り徳藏呼ニ遣し、直ニ見分

極印打渡ス、七ツ時比帰宅

○龍太郎者往復共歩行、相弟子同道ニ而

自分帰已前帰宅いたし居候

同十日 晴

一朝稽古有之出席

一昼後樋屋市二郎木場江罷越、堤方

諸色見分いたし、夕刻帰宅

同十一日 終日曇

一朝稽古有之出席

一朝五ツ時谷丁濱ハ乗船、堤方廻村

懸兩人召連ル、淀川筋毛馬村・

南名柄村・下三番村急破之場所

丁張致ス、夕七ツ半時過帰宅

○帰途杉浦江立寄逢、直ニ退散

一今津村ハ酒式樽到来ニ付夜ニ入

杉浦江文通為持遣ス、返書来ル

壹樽者自宅遣ひニ致ス

同十二日 曇

一朝稽古有之出席

一五ツ半時過御城入、明日堤方出立

御届如左

○御城代 服部源左衛門

○京橋 今藏熊藏

○玉造 渡辺金四郎

右之通出ス、御目付者兩人共留守

○銘々用人共江自宅ニおゐて鈿術

稽古相始候段話聞ル○京橋ハ

御城出○樋屋市二郎木場江罷越

堤方諸色見分、懸兩人先江罷越居

自分者谷丁濱江廻ル、兩人者先江帰ス

○谷丁濱ニ而大物橋金物類見分致ス

徳藏呼ニ遣シ罷越ス、過半出来残

之分者明後朝持參為見候積、八ツ半時比

帰宅

同十三日 曇昼後少雨夕止

一朝稽古有之出席

一朝六ツ半時谷丁濱ハ乗船、懸兩人

召連、淀川筋堤方廻村如左

○天王寺庄○三大道○上ノ村

○柱本○三嶋江

右急破場所丁張、来春定例目論見

船中ニ而弁当○永井飛驒守堤役

鈴木久太郎・同人使者小泉権之丞例之通

途中江出逢、暮六ツ半時過鵜殿村江

着、当村者烏丸光政家領永井

遠江守領分郷之村也、烏丸家領之方

百姓升屋三郎兵衛宅江着泊、川縁ニ而

相應成宅也○高槻堤役人為様寐聞

泊江罷出申置

同十四日 晴

一朝五ツ時比三郎兵衛宅出立○稻葉

丹後守家来川方改荒牧清左衛門・

同下役前田好藏定例之通為立會

昨夜罷越居、今朝罷出、場所ニ而逢

永井堤役鈴木久太郎も罷出ル、堤通

見分如左○鵜殿村土方丁張且同村

前村外嶋・梶原村地内江水刎杭出し

目論見之見込有之罷越、一卜通場所

及見、鵜殿村役人江絵圖面取調

可差出旨、申渡○磯嶋 此處ニ而丹後守

家来者引取○唐崎○三嶋江

同村庄屋定次郎宅ニ而昼食致ス

相應成宅也、此時八ツ時過ニ成ル○七番

村迄罷越候處、暮六ツ時過ニ而見分難

相成、八番一同近日可罷越積、暮六ツ時

過守口宿江着、門屋場協本陣

——宅江泊、夜四ツ時過寝ル

同十五日 半晴

一朝五ツ時比守口宿出立○上辻村

○馬場村○貝脇村○今市村

右村々急破之場所丁張并定例

目論見共致ス、昼九ツ時比帰宅

○帰途北長柄渡口分堤通

步行、川崎村上り場分乗船ニ而

帰坂

一 昼後御城代家来呼出、淀川通

御役知急破御普請仕様帳渡ス

一 右村々江例之通取締方申渡

一 江戸三拾番御用状到来

○ 久須美佐渡守殿当月六日

席門御役宅江引移、六郎左衛門殿も

同居之旨奉札到来

西宮町

庄屋

木村十左衛門

年寄

四井喜兵衛

同

松村義左衛門

右奉行所ニおゐて役義被申付候由を以

罷出逢候儀願出候ニ付定例之通

坐敷ニ而逢遣ス

一 都筑金三郎之書状巻封到来

同十六日 朝雨昼比曇

一朝稽古出席打拔為致ル、巻番上り

三番迄画扇、四番・五番江白扇一本ツ、遣ス

西小弥大江嶋木綿一反遣ス

一九ツ時比御休入、昨日帰坂届如左出ス

○ 御城代 河野五郎左衛門

○ 京橋 川上猛次郎

○ 玉造 渡辺金四郎

○ 御目付兩人とも留守

右相済、西小屋山本新左衛門方江立寄

逢、八ツ時過帰宅

一 廻船方森田慎平罷越、今日東ニ

おゐて、成瀬九郎左衛門ハ廻船年寄

差止之儀ニ付内談之趣申聞ル、夫々

為及挨拶、手元ニ差置候書物為持

設楽江口上申遣ス

同十七日 晴

一朝稽古有之、出席不致
一昼後居合稽古有之出席

近山寫太郎門入

一八ッ時過御城代公用人々自分并

設楽連名ニ而兩人之内只今老入

可罷出旨下野守殿被申間候段申越ス

即刻返書差遣、平服ニ而無程

御城入いたし、下野守殿御宅江罷出候處

服部源左衛門を以御書取御渡有之候ニ付

受取来ル、如左

一位様薨去ニ付諸事穩便ニ

いたし、今十七日普請鳴物

停止候付、火之元入念候様可被

致候

十一月十七日

右受取来、八ッ半時比帰宅

○参り懸石川江立寄逢候處

同人者呼出無之よしニ付直ニ御城入

帰途又立寄候處、石川江者破損奉行

廻状ニ而只今到来いたし、即日

御機嫌伺与して三手廻勤

之積申越候趣ニ付、其心得ニ而帰ル

一右御書取設楽江者写を以相達ス

幸ひ外御用ニ而浅井周次郎

罷越居候間自分逢、右ニ付即日

御城入之儀心得方申遣ス○御藏奉行

并仮役江者本紙江自分添書

いたし一紙ニ而遣ス

一稽古場江罷越、小弥太始一同江右之趣

申聞、当分稽古休候積申達ス

一八ッ半時過服沙麻ニ而石川江誘引

同道ニ而御城入、三手共廻勤

御機嫌伺申置、御城内ニ而宮寺ニ逢

心得方打合致ス、夕七ッ時過帰宅

○御目付者兩人共留守ニ付不参

一守口宿届

御勘定

飯田又右衛門

御普請役

渡辺宇一郎

古郡元次郎

大嶋東一郎

右東海道道橋為見分、明十八日伏見出立

大坂泊、十九日同所滞留、廿日出立守口

泊之積

同十八日 晴

一 御陰中ニ付魚鳥留札為差出

其段設楽江も為申通ル

一同

一 鈴木清左衛門罷越、知行所高濱

村之もの共此程見分いたし候、鶴殿

地先水刎御普請出来候様いたし度旨

申居候よし、噂申聞ル

一 飯田又右衛門大坂着ニ付手代差遣、歛

申遣ス

一 自分義夕七ツ半時過持病之血症

差発ル、夕刻逐々出血いたし候ニ付

薬用手当いたし、暮六ツ時迄賀川

周哲方江仙之丞差遣呼寄、夜五ツ時比

罷越、診察為致候處、矢張軽き吐血

ニ而咽喉之血管破候事ニ而、強而之

義ニ者無之よし、煎薬調劑いたし呉候

ニ付服薬逐々収ル

同十九日 快晴

一 自分今日者出血も到而僅ニ而、快方ニ覚

用心いたし床上ニ起臥

一 賀川周哲罷越、診察為致候

一 飯田又右衛門方江与八郎遣し口上

申遣ス、返辞申越ス

一 保助を以設楽江築留新五板樋

之儀ニ付相談申遣ス、今日返辞申越ス

廣大院様去月十九日申中刻

御出棺、於増上寺

御葬送相済、同廿二日分御法事

御執行之御事候旨被仰下候、下畧

十二月朔日 朝雨昼後雪積ル

時々雨ニ成夜止

十二月朔日 青下野守

一朝六ツ半時

御城入、下野守殿江罷出ル、地役一同

同三日

出例之席ニおゐて御同人御逢有之

一杉浦兄弟分文通、及返書、久須美

一役限

順三郎江兩人分之式封差越ス

御陰中御機嫌被伺候段申述ル、御機嫌

一設楽分昨日到来之よし夜ニ入

被為替候御儀無之段被申聞候、丹後守殿

泰藏出ス、廻状如左

越中守殿も御逢有之、一役限黙礼

廣大院様御法事於増上寺

四ツ時過帰宅

御 執行、去月廿四日迄無滞相済

候由被仰下候、下畧

同二日 晴

十二月二日 青下野守

一朝池田庄太夫入来、朝飯振舞

自宅稽古、束脩之儀話し置

同四日 晴

一設楽分廻状写孫八郎持参

一加藤弥左衛門儀今夜船ニ而出立いたし

江州江罷越、夫今帰府いたし候、止宿ニ而

為暇乞罷越逢、暫く物語いたす

一 右ニ付権進差遣、如左贈物遣ス

○有細工盆式枚

○姫路紙入 一

右弥左衛門江遣ス

○国友文鎮二箱入

○白糸下緒一懸同

右右京殿江自分分贈ル

○尾州烧水入一箱入

○宮城野花筆壹對

右御同人江龍太郎分贈ル

右為持遣候處逢渡来候よし、明朝

出立ニ成候趣

一 今般召抱候侍中田力、自分・龍太郎

初而逢

一 八ッ時過分吹田屋藤助木場江罷越

堤方諸色見分、懸兩人連ル○夕刻

水野若狭守方江罷越、居間江通逢

平市不納金之儀書付相渡、委細

申談ス、夜六ッ半時比帰宅

一 今朝設楽分文通、御法事済候儀ニ付

問合及返書

一 姫路板屋金兵衛江権進分為及文通候

飛脚便ニ而遣ス

一 斎藤徳藏播州為積立、今朝出立

同五日 半晴

一朝五ッ時過谷丁濱より乗船

淀川筋堤方廻村、懸兩人連ル

○神崎川通江口村水刳杭出

目論見致ス、暮六ッ時過帰宅

一 留守江坂本分文通、長崎蘭説

三書色々差越ス

同六日 晴

一朝四ツ時過出宅、寒氣見舞

如左罷越ス○今藏熊藏

○飯室二郎兵衛○銅坐詰三軒

右申置○設樂江通候處、廻船見分

留守ニ付妻ニ逢、昼飯差出、九ツ時過

退散○池田通逢○川上猛二郎申置

八ツ半時過帰宅

一設樂江文通、運賃御届下并組頭

文通下加筆いたし存寄申遣ス

○寒中見舞禮并蜜柑遣ス

右返書差越ス

同七日 晴

一朝六ツ半時出宅、谷丁濱乗船

堤方廻村、懸兩人連ル

神崎川通

○御幣嶋 ○佃 ○大和田

○出来嶋 ○中嶋 ○西嶋

○西洲

右相濟、夜六ツ半時過帰宅

一永井能登守江文通、寒中相尋到来之

菓子一折遣ス受取来ル

同八日 晴

一朝六ツ半時過谷丁濱乗船、如前日

廻村

神崎川通

○百嶋 ○北西嶋 ○福

○申 ○東鳥嶋

右相濟、七ツ半時過帰宅

○逆川帰帆之處、御船手番所ニ而

障子可明旨聲懸候得共、是迄

番所脇通行之節者不明ニ付其俣

罷通候處、同心罷越、与八郎為引合

一甲斐庄喜右衛門家来分家来江

文通、右番所引合之事申越、明日

与八郎罷越候積ニ而、返書不遣候

一辰三拾貳番御用状到来

○北條雄之助ノ壺封来ル

○高橋平作ノ壺封来ル

×

一水野若狭守ノ自書差越

○天王寺村源助風聞書

右差越ス

一設楽ノ文通、明日兵庫出立之よし

寒中見舞、饅頭・蜜柑到来、及返書

同九日 晴

一朝六ッ半時過出宅、谷丁濱乗船、如前日

廻村

中津川通

○嶋屋新田

○恩貴嶋島

○四貫嶋

○稗嶋島

○野里

○成小路

○川口新家

右相濟、暮六ッ時帰宅、今日ニ而目論見

相濟

○今朝与八郎・保助者先江遣し

甲斐庄用人江昨日番所引合

之一条為申談、相濟

一水野若狭守江昨日之及返書、風聞書

写取返ス

一永井能登守家来ノ奉札、去ル二日之

御奉書到来、御用

召ニ付来ル十三日出立之為知来ル

一坂本江此間之返書御沙汰書一冊

貸遣ス

同十日 晴

一在宿

一潤八郎其外酒造改与して今朝

出立申付ル

去ル七日御城代達地役廻状ニ而設楽ノ

写差越ス

先達而水戸中納言殿御隠居

御慎之儀被 仰出候処、格別ニ

御慎深く被成、御坐趣入

御聴候ニ付、此程別段之

思召を以、御慎者御宥免被

仰出候段、水戸殿江去月廿二日為

上使伊勢守殿・大和守殿罷越

被申達候旨申来ル、為心得此段

申達候

十二月

同十一日 晴昼後曇

一在宿

一永井能登守江文通、明後十三日

出立ニ付不罷越儀申遣、為餞別

綿子巻ツ遣ス、留守ニ而受取来ル

一同人儀為暇乞罷越、申置

一都筑之書状壺封到来、平市

一条申越ス

同十二日 晴

一設楽江文通、同人今も書通昨夜中

帰坂いたし候よし

一昼後堤方諸色見分、樋屋木場江

罷越ス○石川江立寄申逢○山村

与助江寒氣見舞返礼申置

一臨時居合稽古朝五ツ時分九ツ時迄

自分も出席

御忌解ニ付明日分寒稽古初候積

一番外便ニ付六日限を以順三郎江之書状

差立ル、同人江杉浦兄弟一封・坂本壺封

正一郎江小弥太壺封差遣ス

一孫八郎兵庫分夕刻帰ル

一杉浦江文通、返書来ル

一番外御用状出ス

○久須美順三郎江文通

○坂本・杉浦・小弥太之書状

壹封ツ、封入遣ス

一御忌解廻状御城代之来ル、御藏奉行江

廻達

青山下野守御用之儀有之候間、六七日之

支度ニ而可致参府旨奉書致、到来候

下畧

十二月十二日

米津越中守

米倉丹後守

地役不殘

同十三日 曇夕之夜雨

一堺奉行永井能登守被為

召、今日出立、門前亀屋喜兵衛宅江明六ツ時過

着いたし候よしニ付六ツ半時比罷越、寛ニ

面話、大川便覽一冊遣ス

一今日之寒稽古初ル

一朝五ツ時過服紗麻ニ而

御城入

御忌解御機嫌伺三手申置、下野守殿

被為 召候、夜立帰ニ而申置

一御定番廻状写設案之差越ス

前畧

猶以本文先例之通被相達候得共、奉書

着候者此表早速出立、道中日数常例

之者相詰、江戸表着候様被仰下候、後畧

一坂本江文通、蘭説之書三冊一通返ス

返書来ル

同十四日 雨

一朝六ツ半時過

御城入、今般下野守殿被為

召候ニ付為暇乞罷出ル、地役共一同罷出ル

例之席ニおゐて一同御逢有之、四ツ時過

一同退散、帰宅

一御普請役安藤弥四郎御用ニ付登坂

いたし候由罷越ス、申置

一夕刻石川ノ文通、自分并築山設樂

鑑札合九枚下野守殿ノ戻候よし

差越ス、代筆返書遣ス

同十五日 半晴

一暁七ツ半時過追手張番所江罷越

地役共参り居一同待居、明六ツ時過

追手御門左之方江地役一同待合

罷在、水野若狭守并御目付代老人

向側江待居、下野守殿出立懸及

御挨拶、出立相濟、夫ノ一同々道玉造

御門ノ入、下野守殿出立相濟、珍重之旨

且当日出札共申置、玉造・京橋共

同様京橋ノ退出、翌四ツ時比帰宅

○御城内御破損小屋ニ而暫時休足

一辰三拾番御用状出ス

○高橋鏈之助・成瀬又太郎江

壺封ツ、自書遣ス

同十六日 曇

一昼九ツ時過出宅○西成郡成小路村江

罷越、渡し場下手川除御普請場所

再見分致ス、懸兩人召連ル○堀川

吹田屋藤助木場ニ而急破、諸色残

見分、今日ニ而不残相濟、暮六ツ時過

帰宅

一朝寒稽古出席、小弥太江礼坂本

江之壺封遣ス、蘭船之圖一枚返ス

同十七日 曇夜ニ入雨

一坂本江出入いたし候女按摩東高津村ニ

住居いたし居候コウ与申もの、先年

岸本様御在坂中御出入いたし候もの之由

坂本ノ話し有之、可差越旨申置候處

罷越候ニ付逢遣し、自分も療治

為致、銀子遣ス

同十八日 曇夕晴

一 寒稽古出席、小弥太不快断

一 当月十三日煤拂定日之處

御忌明之達翌日ニ而御日間無之候付

相延し、今日役所奥共煤拂致ス

一番外御用状出ス

○大物橋皆出来届差立ル

一 辰三拾三番御用状来ル

○正一郎今当月 日附書状并

坂本江之壺封差越ス

同十九日 曇午時比合雨

一朝寒稽古出席

一朝五ツ時比谷丁濱合乗船、保助老人

召連、堤方廻村○毛馬村見廻り

○三番村同断○新家村外寫

川除之場所及見、柴嶋地内材木屋

ニ而小休、弁当、夕七ツ時過帰宅

○帰途杉浦江立寄、留守ニ而

大二郎江逢、銀五百目之受取書

相渡申置

一 坂本江文通、正一郎之壺封并御沙汰書

一 冊遣ス、返書来ル

一 酒井若狭守合使者自分江金三百疋・

干鯛一折、元メ江金貳百疋ツ、二包

贈ル

一 江戸出火江戸平届

当月十三日丑下刻両国横山町

式丁目北側合出火、西風強凡家数

五軒計焼失、寅刻鎮火

同廿日 晴又陰

一 西成郡光立寺村源助合重兵衛江

懸候小作滯出入、一通吟味之上

證處書物差出方村役人江申付、一ト先

歸村申付ル

一森越中守今塩二箱・羽二重一疋

相贈ル

一玄筑入来逢、自分診察為致

藥申受ル

同廿一日 曇風

一鳴林与八郎儀嶋上郡鶴殿村新規

水刎場所見分、町奉行川方懸立合

与して遣ス、暁七ツ時出立之よし

与力工藤左之助・大須賀元輔罷越、差支

無之よし申聞候趣、夜四ツ時過歸候由

一西成郡三番村江杭木調与して

保助遣ス

同廿二日 晴

一朝稽古場出席

一朝五ツ半時過出宅、与八郎召連、樋や

木場ニおゐて杭木見分、夫今天満

組屋敷寒氣見舞返礼如左

○内山彦二郎 ○荻野勘左衛門

○近藤左衛門 ○磯矢頼母

○浅羽太膳

右何れも申置、九ツ時過歸宅

一十二月十四日出番外御用状到来

弘化

右之通改元被

仰出候段觸書当月十三日到来之由、申越

○嘉納屋次五郎・鍋嶋内匠頭方江呼出

之儀、後藤一兵衛外壱人今之書状到来

同廿三日 晴

一朝六ツ半時谷丁濱合乗船、市中

川浚見廻、難波橋_下手并_上

安波坐堀下手浚場所見廻ル、同心共

森田舜助附添罷在及挨拶、昼

九ツ時前帰宅

○右序江之子嶋の上陸、寒中

見廻○甲斐庄喜右衛門清水田安

代官何れも申置

同廿四日 曇四ツ時過ル

一朝六ツ半時過出宅、難波御蔵為立會

罷越ス、御蔵奉行池田庄太夫・追手

御蔵目付・町方組与力罷出ル、堺奉行

組与力・同心、大和橋御普請懸御扶持方

渡米有之、九ツ半時比帰宅

一嘉納屋次五郎呼出、今般鍋嶋

内匠頭尋之儀有之、来正月十八日同人

御役所江不罷出旨

御殿詰組頭分達有之可罷出旨為

申渡、受書取置○別段逢遣し

廻船取計向之儀承ル

一昨夜中設楽今年号改元之廻状

写到来之よし

前畧

今朝從江戸宿次到来

公方様 右大將様益御機嫌克

被成御坐、猶又去二日年號改元有之候而

為弘化之旨、酒井若狭守注進之事候

依之同十三日於江戸表御弘有之

候之旨被仰下、恐悅之御事候、己上、下畧

十二月廿三日 米津越中守

米倉丹後守

一右三付設楽分廻勤之儀申越、及返書

一中津川通西野新田新規水刳

杭出場所為見分、川方与力・同心罷越

候三付為立會、懸兩人遣シ、見分相濟

一川浚今日限三而相止候旨、若狭分

申越、及返書

同廿五日 雨

一昼後 御城入、改元恐悦服紗麻ニ而

両御定番・御目付兩人廻勤帰宅

一江戸江御用状差立ル

○羽田龍助江自書

○おみち江お喜久今一書歳暮遣ス

○金井伊太夫返書

ノ

一寒稽古出席

○先取打拔有之

一 比留間邦之助

二 同鎌輔

三 同熊之助

褒美書画

一枚ツ、扇壺本ツ、

五

竹垣龍太郎

六

七

三十日皆出席之もの如左

褒美遣ス

四枚画袋一

水入壺ツツ、

矢立一

画扇一

ツ、

四枚字佩一

水入一ツ、

右之通遣し、朝六ツ半時今昼九ツ時迄

稽古

稽古

撓力形

打

納

右惣名代ニ而稽古納相済、居合

稽古納致ス

打

邦之助

竹垣龍太郎

三 比留間鎌輔

一 同熊之助

二 同邦之助

近山等太郎

設楽金市郎

龍太郎

鎌輔

自分

邦之助

右居合稽古納相濟、一同江汁粉

振舞遣ス

一今日餅搗如家例祝

一七ツ時比今坂本入来、夜食振舞、談話

一五ツ時過帰ル

同廿六日 晴

一設楽金市郎、龍太郎方江罷越、八三郎分

書通及返書

一自分夜ニ入齒痛

一宮寺江今夕祝義断遣ス

同廿七日 朝雨昼後収

一平市一条ニ付潤八郎、設楽江遣ス

一右ニ付設楽江及書通、返書来ル

一尾形幸庵、坂本分世話ニ而来ル、診察

為致、お可世をも為見ル

同廿八日 晴

一朝五ツ時過設楽分出宅之旨、書通有之

一五ツ半時比出宅、京橋口ニ而設楽ニ出會

同道いたし 御城入、両御定番・

大番頭二軒・加番四軒・御城代

歳暮祝儀申置

○越中殿ニ而者通り坐敷を借

設楽与若狭守方江罷越、平市

一条談方之打合致居候處、杉浦

罷越、落合逢、是分同人与同歩

上道筋分京橋御城出○水野

若狭守江罷越通、用人ニ逢、歳暮

祝儀申述逢之儀申込、表ニ而

若狭守逢、平市一条得与及

示談、此間中横屋村与左衛門

取扱之趣申立候旨を書取ニいたし

覺之ため若狭守江渡ス、懸り与力

成瀬九郎右衛門江も逢、夫々及示談

退散、門前ニ而設案ニ者相別れ

九ツ時比帰宅

一夕刻々泰蔵若狭守方江罷越、夜ニ入

帰ル、平市一条未夕不決

一両御定番若狭守江定例歳暮

塩鱈遣ス

一明日嘉納屋治五郎当地出立いたし候ニ付

江戸江届物、如左潤八郎江渡ス

○おたの江お喜久壺封金拾兩入

○久須美順三郎江壺封、豆洲塩

一箱添

○後藤一兵衛江壺封、玉椿一折添

○おむち江お喜久壺封、同一折添

ノ

一土屋の酒代金壺両錢六百文差越ス

一役所一統家来歳暮之例受ル

一尼崎又右衛門江歳暮祝儀与して

左之通遣ス

○龍門壺反 ○奥州産筵壺枚

○塩鱈一尾

右侍使ニ而遣ス

同廿九日 晴風夕曇

一朝六ツ半時過谷町濱の乗船、堤方廻村

懸兩人召連ル

中津新川

○六軒屋 ○西野新田

右急破、出来栄不宜場所有之、直し方

申付ル

○右両村 ○春日出 ○南新田

右定例丁張、南新田会所ニ而小休

生蓮寺川

○嶋屋新田 ○恩貴嶋新田

右同断丁張、嶋屋新田会所ニ而

弁当

○四貫嶋

右同断丁張

右相濟、夕七ツ半時過帰宅

○帰途石高橋筋辺市中一覽致ス

一夜ニ入設樂令使、書通返書遣ス、子供江

手遊品々差越、且鮭到来

同晦日 晴昨夜令烈風

一平野屋市郎兵衛親類共より

金三百拾五兩相納候ニ付兼而打合

濟し候通、半金ツ、地方廻船方江引分

為受取手形押切いたし遣ス

一土屋江昨日之返書遣ス

一昼後設樂江為歳暮罷越ス

逢、暫く談話、蕎麦被振舞候

女子式人江為歳暮簪壺本・白粉

壺箱ツ、遣ス、七ツ時過退散○比留間江

歳暮答札申置、帰宅

一辰三拾四番御用状到来

○関令壺封海苔到来

一築山令之寒氣見舞書状到来

大坂代官の職務 — 天保十四年『大坂代官竹垣直道日記』を中心に —

松永 友和

江戸時代の代官は、どのような仕事をしていたのだろうか。一般的に代官の職務は、地方じかたという年貢徴収を中心とする民政一般と、公事方くじかたという民事裁判や治安・警察があった①。これに大坂という地域性を帯びることで、堤方という堤・樋普請の指揮・監督と、廻船方という廻船見分・廻船改、難波御蔵での納渡米の立会業務が加わる。本稿では、天保十四（一八四三）年の『大坂代官竹垣直道日記』を中心に、大坂代官の職務について述べていくことにする。はじめに、堤方と廻船方を取り上げ、続いて公事方・地方、難波御蔵での納渡米の立会の順で述べることにする。

堤方・廻船方支配

堤方と廻船方は大坂代官に特有の職務である。堤方と廻船方は、一年の前半期と後半期を境に、谷町・鈴木町の両代官による共同体制で遂行された②。まず堤方からみていくことにしよう。

天保十四年の堤方の御用始は正月七日である。竹垣は同月十六日には早速、鯉江幸蔵と水野利八郎を連れ立って、谷町浜から船に乗り、「堤方廻村」に行く。鯉江幸蔵は鈴木町代官築山茂左衛門の手付で、水野利八郎は竹垣の手代である。この堤方廻村では、西成郡新在家村や梶ヶ島村、北西島新田の丁張の見分や加島村の見廻りを行っている。神崎川と猪名川の合流地点にあたる加島村では、この年、新堤が設置されるが、十六日の加島村見廻りはその事前調査だったのである。その後、竹垣は鯉江幸蔵を呼び出し、加島村新規堤について評議を行い（正月二十六日）、新規堤場所を見分の上、「仕様帳」

を渡す（二月五日）。完成した加島村の新規堤を見分したときは、村役人に対して一部補修を指示している（四月六日）。

竹垣はこの加島村新規堤の指揮・監督以外にも、垠樋見分（二月六日）や荒生村の丁張見分（二月十三日）、吹田屋藤助木場（材木置場）での諸色見分（二月二十七日）、杭出し見分（三月四日）、水車新田の水車場見分（四月六・七日）、安堂堤切所見分（五月二十一日）、大久保加賀守領分堤切所の目論見（五月二十一日）、観心寺門前の流失土橋の目論見（五月二十九日）などを行っている。

これら堤方の業務は、いずれも一年の前半期に集中している。後半期は、前半期に廻船方を勤めた鈴木町代官と業務が切り替わる。次に後半期の廻船方についてみていこう。

竹垣による廻船方の御用始は、八月二十三日からで、この日、竹垣は、御用達苦屋久兵衛・網屋勘左衛門・大坂屋新左衛門を呼び出し、取締り方を申し渡している。その後、十月十四日から二十日までの間、竹垣は廻船方担当の下僚宮部孫八郎・高橋正橋を連れて、廻船見分・廻船改を行うため兵庫津へ出張する。兵庫津では本陣衣笠又兵衛家を拠点に、廻船見分や廻船改を行う。十月十八日には、千四百石積の御影村嘉納屋次作船・和合丸ほか十二艘、十九日には十一艘の廻船見分を兵庫湊で行っている。

十一月十三日には、兵庫津へ竹垣自身が廻船見分に行く予定だったが、風邪のため廻船方の宮部と高橋を派遣。同月十七日に至っても風邪は治らず、竹垣の代わりに鈴木町代官築山茂左衛門が廻船見分を行っている。文字通り、谷町と鈴木町の両代官の協力体制により職務が遂行されていたのである。この他にも、川口沖における廻船見分（十二月一・三・二十一・二十七日）、兵庫津での廻船見分（十二

月九日から十日）などを竹垣は行っている。

公事方支配

次に代官一般に共通する公事方についてみていきたい。当初、大坂代官には裁判権はなく、寛政六（二七九四）年になって博奕など軽微な罪の処罰にのみ手限仕置権（自己の裁量で決裁できる権限）が与えられた。ここでは公事方支配の一事例として、天保十四年正月に発覚した御影村博奕一件を紹介しよう。

御影村博奕一件は、御影村百姓の松太郎と助三郎、無宿石松の三人が関与した一件である。正月十一日、竹垣の下僚林泰蔵が御影村に訪れた時、松太郎宅で三人が「かるた博奕」をしているところに踏み込み、捕縛劇となった。同月二十日に三人は谷町代官所に連行され、松太郎と助三郎は村預、石松は「鞆入」、すなわち入牢を竹垣から命じられた。その後、竹垣は松太郎ら三人に対して吟味を行い、入牢を申し渡す（二月十二日）。翌日、松太郎ら三人は敲仕置が命じられ、さらに御影村庄屋・年寄へは管理不行届として急度叱・叱が申し渡された。以上により御影村博奕一件は落着する。

このような博奕事件は、天保十四年の一年間で五件発生している。博奕のほかにも盗難事件が三件、密通事件が一件と、竹垣は多忙な業務のなか、公事方支配にあたっていたのである。

御料所改革と地方支配

天保十四年は、代官の地方支配のなかでも一つの画期をなす。それは、幕府による天保改革が具体的に実施されたからである。老中水野忠邦は、天保十四年に天保改革の一政策である御料所改革を断行する。この政策は幕府による年貢増徴政策であり、六月に開始されたが、閏九月に水野の失脚に伴っ

て中止される^③。地域と向き合う代官は、この中央の政策の実質的担当者であり、大坂代官竹垣直道もその一人であった。以下、御料所改革を中心に竹垣の地方支配についてみていくことにする。

天保十四年七月十二日、竹垣は「江戸御用状」によって「水越前守殿御沙汰」、すなわち水野越前守忠邦による御料所改革の指示を受ける。そして、七月二十三日に摂津国・河内国の惣代へ、二十五日には大和国宇陀郡惣代と播磨国赤穂郡・佐用郡・宍粟郡惣代へ、それぞれその旨を傳達する。八月下旬になると、竹垣は御料所改革の準備に取りかかる。下僚の宮部潤八郎ら呼び出し、「検見刈様并御改正御用懸」に命じ（八月二十三日）、実際村々に行き、検見を開始（八月二十七日以降）。九月九日から閏九月十六日まで、摂津国灘目筋・播磨国村々に出張。支配所村々の作柄調査を行っている。出張先では一村ごとに、検見↓刈かりだめし様↓舂ついはう法を行い、「増米」すなわち年貢の増徴に努めている。長期出張が終え帰坂した翌日には、天王寺村など大坂近辺村々の調査を日帰りで行う。さらに閏九月二十二日からは、大和国宇陀郡に向けて出張。大和国支配所村々の作柄調査を開始。御料所改革政策を忠実にやってきた竹垣であったが、この出張先で御料所改革の中止を知ることになる。

結局、御料所改革は失敗するが、年貢は例年通りの徴収となる。十月二十九日に竹垣は、今年の見・廻村の終了報告を大坂城代に届け出て、支配所村々に「当卯御取箇飯免状」を渡す（十一月十九日）。十二月頃になると、村からの年貢米が運ばれ始める。

難波御蔵での納渡米の立会

最後に、難波御蔵での納渡米業務について触れておきたい。大坂では、享保十八（一七三三）年に幕府の御蔵の一つ、難波御蔵が設置されたが、御蔵での渡米業務に大坂代官が関わっている。日記に

は、「難波御蔵江出役、納渡米立會」（二月七日）や、「難波御蔵立會罷越、庄太夫・甚兵衛・御定番・町方与力出役、納渡有之」（二月二十一日）といった記述がみられる。ここからは誰から誰へ渡米があったのか記されていないが、おそらく御蔵奉行から在坂の武士へ米が渡されたと考えられる。それは天保十一年九月の日記に、米四五〇俵余を御蔵奉行池田庄太夫から大御番・加番衆に渡していることから推察できる。この渡米は、在坂武士への給米であると思われる。大坂代官は、不正防止のため渡米に立会ったのであろう。

以上のように、堤方・廻船方や公事方・地方、難波御蔵での納渡米の立会など、大坂代官の職務は多様であり、かつ多忙なものであった。代官のなかでも、有能な人物が大坂代官に任命され、そこで代官としての手腕が評価されると、関東代官に昇進していった^④。竹垣も無事、大坂代官を勤めあげた後は関東代官に昇進していった。

- ① 西沢淳男『代官の日常生活』（講談社、二〇〇四年）一八～二八頁。
- ② 藪田貫『近世大坂地域の史的的研究』（清文堂、二〇〇五年）三九二～三九五頁。
- ③ 藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』（校倉書房、一九八七年）九〇～一三四頁。
- ④ 村上直『江戸幕府の代官群像』（同成社、一九九七年）一三三頁。

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センターリサーチアシスタント）

竹垣直道の詠歌と人びととの交流

松本 望

あけわたる言のはことのあや錦たくむもおしきまとゐ成けり

天保十四（一八四三）年三月二十三日、竹垣直道は大坂玉造定番酒井右京亮に大坂城内の屋敷内庭園の花見に誘われる。三町人の一人である尼崎又右衛門や大坂鉄砲方の坂本鉉之助らが参加した賑やかな花見の席で、竹垣は冒頭の歌を詠んだ。

この事例のように、日記に自分の和歌を記すことはほとんどないが、竹垣は「自分之うた持参致ス」「自分うた二首遣ス」といったように、詠草の贈答をおこなったことをしばしば記している。また歌集を貸借したり、名所見物をした際に歌碑や句碑を記録するなど、竹垣は和歌を詠むことに熱心で、歌を通じて人びとと交流を図っていた様子がかがえる。

本稿では、竹垣が和歌を通じてどのように交流を図っていたのかについて、主要人物を挙げながら、述べていきたいと思う。

（1）水野若狭守（大坂町奉行東屋鋪）

（天保十三年三月九日）一水野若狭守（認カ）の書通、頼置候和哥記メ差越ス、盃三ツ到来

『なにわ・大阪文化遺産学叢書2 大坂代官竹垣直道日記（一）』二〇〇七年 二〇一頁

この記述を最初とし、天保十四年三月十五日、五月十六日、五月十七日に詠歌の贈答の記録がある。弘化二（一八四五）年以降の日記においてもその記録は頻繁に見られ、詠歌の贈答相手として水野は

最も多く登場する。歌集の貸借については、天保十四年三月十五日に、水野より『逐遠和歌集』を差し越している記録がある。

(2) 宮寺五平次(大坂御材木(御破損)奉行)

(3) 西井源次郎(大坂御鉄炮奉行)

舞人のかへすは袖にきさらきのけふはこち吹風ものとけし 宮寺

日本に法をひろめしその代はあふくとそ見る舞人のそて 西井

ここに示した和歌は、天保十四年二月二十二日、四天王寺に舞樂見物に行ったときに宮寺と西井が詠んだ和歌で、竹垣や息子龍太郎、玉造定番酒井右京亮、御目付代阿部隠岐守らが同行している。

詠歌の贈答については、宮寺へは天保十四年二月二十四日、天保十五年四月二十一日、西井へは弘化三年五月九日を最初とし数回贈答をおこなっている。歌集の貸借については、宮寺へは天保十四年二月二十四日に『逐遠和歌集』を、天保十五年四月二十一日に『粟野落穂』を返している。『粟野落穂(粟の落穂)』は狂歌集で、貞史編。貞史の師であり、浪花ふり狂歌を唱道した由縁齋貞柳の五十回忌の追善集である^①。西井へは天保十四年二月二十六日に『逐遠和歌集』を貸している。

(4) 坂本鉦之助(大坂鉄砲方)

坂本鉦之助は、天保八(一八三七)年二月に大塩の乱が勃発したとき、大坂玉造定番与力として、乱の鎮圧に貢献した人物である。坂本は、書籍の貸借や『逸史』の講釈、砲術稽古などを通じて、竹

垣が最も交流を深めた人物の一人である。

天保十五年四月十九日、五月二十日に『梶ノ葉』の貸借の記録がある。『梶ノ葉』は、梶女(徳山梶子)の家集。宝永四(一七〇七)年刊。梶女については、『近世畸人伝』に「梶子は祇園林の茶店の女。もとより其のわたりの人にや知らず」と書かれている②。また詠歌の贈答については、「一(前略)坂本新宅ニ成…(中略)…同人ニ白木綿壺反短冊懸江■平短冊相添遣し(後略)」「(弘化三年正月四日)などの記録がある。

(5) 村田嘉言よしと

村田嘉言(生年不詳一八四九)は、歌人で国学者。本居宣長の愛弟子で国学者・歌人として活動した村田春門の長男である。家学を受けて、生玉に開塾、国学と和歌を教授した。著作に『新紅塵集類題』、詠草は『鴨川集』『清渚集』等に収められる。また絵筆にも長じ、上田秋成著『癩癖談』や『女四書芸文図会』には嘉言の挿画が収められている。

さて竹垣と村田嘉言との和歌を通じた交流は、次のとおりである。

(天保十四年五月二十二日) 一嘉言罷越居候段潤八郎申聞ニ付夜ニ入逢、門入致ス、金百疋・扇二本遣ス

(天保十四年六月七日) 一村田嘉言江うた初而遣ス

(天保十四年六月九日) 一嘉言合うた直し来ル

(天保十四年七月三日) 一村田嘉言江文通、暑中見舞茶一折遣ス、豊田江歛之うた直しニ遣ス、

直ニ返事来ル、河内集一冊到来

(天保十五年三月四日) 一 (前略) ○村田嘉言江詠草短冊遣ス

(天保十五年三月六日) 一 嘉言色紙到来、詠草とも差越ス

右のように、天保十四年七月三日には、『河内集』の到来の記録がある。『河内集』は、文政二(一八一九)年十二月上梓。歌数は四百八十七首。著者は中西重孝(多豆廼家)、河内喜里川の人である。著者の周辺の人々が寄り集まって詠んだ歌を月ごとに師匠の村田春門に見せ、選ばれた歌を編纂した歌集である③。つまり嘉言の父が関わった歌集である。

ここで注目すべきは、天保十四年五月二十二日の記述と、傍線で示した「うた直し来ル」「うた直し遣ス」である。嘉言との詠歌のやりとりは弘化二年以降にも見られるが、この「直し」という文は、「一嘉言江坂本詠草遣し夕刻直し来ル」(弘化三年四月十八日)、「一村田嘉言江使遣し詠草直し出来差越ス」(弘化四年三月十日)でも見られる。

以上のことより竹垣は詠歌の贈答や歌集の貸借を通じて、水野や坂本、宮寺、西井らと交流を深めていた。彼らには詠歌を添削してくれる村田嘉言がおり、嘉言を師匠とした一種のサロンが形成されていたのではないだろうか。

ところで竹垣直道はその後、関東代官を経て文久三(一八六三)年に和宮用人に任ぜられる。和宮(親子内親王)(一八四六〜七七)は孝明天皇の異母妹で、徳川幕府第十四代將軍家茂との結婚をめぐる政治問題、いわゆる「和宮降嫁問題」で名を知られた人物である。和宮は諸種芸道に秀でていたが、書道と和歌が最も堪能であった。詠草として『静寛院宮御詠草』十四冊が伝えられ、およそ千七百余

首の和歌が収められている④。

関西大学文学部古文書室研究員の橋本猛氏の調査によると、弘化四（一八四七）年四月五日と十月二十五日の竹垣の日記には、千種有功ありとという人物との間で詠草や菓子、茶の贈答をおこなった記録があるという。千種有功は公家で、和歌や四条派の書画を能くした。彼の養嗣子である千種有文も家学を受けて和歌を能くし、その詠歌は『秋草集』『千種の花』『近世百人一首』などに採録されている。そして注目されることは、千種有文は和宮降嫁問題に関与し、和宮の江戸下向にも随行したことである。つまり、千種有功→有文を介して、竹垣と和宮の間につながりを見出すことができるのである。天保期代官を務めた大坂の地で、水野若狭守や坂本鉦之助ら同僚たちと楽しんだ和歌Ⅱ「芸」が、その後の竹垣の経歴である和宮用人としての「身」を助けたのかもしれない。

①西島孜哉編『近世上方狂歌叢書一〇 狂歌月の影 狂歌粟のおち穂 狂歌わかみとり 狂歌つのくみ草』
近世上方狂歌研究会 一九八八年 九七頁

②島津忠夫氏解説〔新編国歌大観〕編集委員会編『新編国歌大観』第九卷―「1」角川書店 一九九一年
七七九頁

③藪田貫一〔資料紹介〕河内往来―河内人の郷土認識の伝承―〔大阪狭山市史紀要』第一号
一九九五年）四六頁

④武部敏夫『和宮』吉川弘文館 一九六五年 二二八頁

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター リサーチアシスタント）

竹垣直道の植物採取

内海 寧子

竹垣直道が摂津・河内・大和・播磨の各地を巡見するという職務の合間を縫って、好奇心旺盛に名所を見物した様子には、彼の好みや人物像が表れるが①、日記には各地で松葉や紅葉を採取するという、もう一つの横顔を示す行動がみられる。本稿では、天保十一年から嘉永元年までの大坂代官時代を通した直道の植物採取について紹介し、その行動を当時の文化的背景から検討しよう。

直道の植物採取

直道の植物採取場所は、そのほとんどが巡見先で立寄った名所である。天保十四年、大和国宇陀郡へ検見巡見に赴いた際には長谷寺や室生寺を参詣している。そこでは、

・初瀬観音江参詣、山中楓葉を得ル

(天保十四年閏九月二十三日)

・(室生寺境内にて)護摩殿あり、殿前の右尔楓樹あり、黄紅錦の如し葉を採る、山頭尔も楓葉を得る

(天保十四年閏九月二十五日)

とあり、紅葉した楓を採取する。また室生寺村内では弘法大師笈懸松の松葉を採取している。ほかにも三輪明神では「香氣」を楽しむために人々が採るといふ衣懸杉の情報役人から聞き、その杉を採っている。ちなみにこの杉は謡曲「三輪」にも登場する、伝承をもった杉である。さらに後日、奈良見物では三笠山で松葉を得ている。

同じような植物採取は大和の名所だけではなく、西撰・播磨方面へ赴いた際にも確認できる。直道お気に入りの名所地である布引瀆の松葉採取をはじめ、在原行平の伝承をもつ須磨の月見之松と磯馴松、源平合戦の舞台となった一ノ谷、二ノ谷、三ノ谷の松などである。月見之松と磯馴松は直道が名所見物の際にガイドブックとした『撰津名所図会』に紹介されており、同書を手引きに松葉を採ったものと考えられる。

また、次に紹介する採取事例は直道の幕府の役人としての立場が現われていると言えよう。

一ニ御勝山与云（略）大坂之役ニ秀忠君御本陣成与云、当時御林松木数樹有、凡五反九畝分有之よし村役人申聞ル、山頭之松葉を得る

（天保十二年五月十七日）

大坂冬の陣で徳川秀忠の本陣となり、のちに御勝山と呼ばれた東成郡岡村の岡山では、山頭に生える松の葉を採取する。また、冬の陣・夏の陣で家康の宿陣となった河内郡豊浦村の中村四郎右衛門宅では、中村家に伝来する「神祖御黒印御下文」、「御宿陣之節村内制札」、「先祖拝領御刀」、「御刀拝領之請下文」などの御由緒の品々を見物し、家康が馬を繫いだという「御馬繫之松」を一覧し、由緒の松葉を得ている。

直道の関心

さて、ここで直道の採取した植物の種類に注目すると、珍しいものでは高野山と室生寺だけに自生しているという「万年草」を室生寺で採取している事例があるが、松と楓がほとんどであり、それらに杉・銀杏・蕁などが交じるといった傾向である。

また、採取の仕方に注目すると、巡見の休息中や路傍の草木をふと手に採る例がみられる。

・草木村（播磨国宍粟郡） 者岸田村を登り下り共々廿五丁山路曲折、途中平紅葉数枚を得る

（天保十四年閏九月八日）

・国府峠ニ到ル、峯上ニ平坦之地有、人足建場一大叢樹之下ニ憩、松葉を採る

（天保十四年閏九月二十二日）

・桜井谷初瀬之間黒崎路傍楓葉を得

（天保十四年閏九月二十三日）

折りしも紅葉の季節、美しく色づいた楓を手にとって眺める姿が自然と思ひ浮かぶ。

江戸時代の植物採取

それでは、直道の植物を採取するという行動はどのようなものと考えればよいか、同時代の植物採取の例を示して直道の行動を検討してみよう。

まず一つは、採取した植物を押し花にする例である。平成十六年、豊岡藩京極家の菩提寺であった元・瑞泰寺（豊岡市）から京極家第五代藩主高永の正室梅寿院が集めた押し花、約七十点が発見され、日本最古級の押し花として話題を呼んだ。これらは梅寿院が享保から宝暦にかけて採取した植物の押し花で、江戸の豊岡藩上屋敷の庭で採取した桜や紅葉を中心に、梅・ツツジ・山吹・萩などが和紙に綴じられ、採取場所と日付が記されている。また江戸だけでなく、京都南禅寺の紅葉、箱根宮ノ下の湯元から届けられた梅なども和紙に包まれて、色鮮やかに残っている^②。

この押し花は梅寿院の歌集六巻とともに発見された。梅寿院は肥後宇土藩主である細川家から京極家に嫁入りしているが、和歌を堂上和歌の第一人者であった烏丸光榮に師事しており、歌道の造詣が深かったという^③。これら押し花になった草花は歌材として採集したと考えられるが、丁寧な綴じら

れている様子からも梅寿院が植物を愛しんでいたことがうかがえる④。

次に紹介するのは文化八年頃に成立した書物で、祝儀や暑中・寒中の見舞い、土産の進物品とその心得を記した『進物便覧』に記されている「音物大意」である。その一ヶ条には、

一 文雅の人詩歌連俳を嗜む人へは其名所々の産物を贈るものに添て遣すべし

と、たとえば京の土産に紅葉の頃ならば高雄や東福寺通天橋、花の頃ならば嵐山・御室・地主の落花落葉を添えて贈るようにと述べ、これらに準じ奈良の八重桜、吉野の千本の桜、龍田の紅葉、住の江の松葉などを拾って贈るようアドバイスしている。これらの極意は「其地の雅なるに愛、友人をしていざなひ俱にめづる心を表す」ことにあり、これに通じる和歌として『古今和歌集』紀友則の

君ならで誰にか見せん梅の花 いろをも香をも知る人そしる

という歌を引いているのである。直道も名所で採取した松や楓を文雅の友や家人に見せたのであろうか。直道の日記には庭園の花を贈る事例があるものの、自ら採取した植物を贈る例が見出せなかった。そこで、実際に植物をやり取りしている例を武家女性の日記『露の朝顔』から見てみよう⑤。

『露の朝顔』の著者、横山桂子は寛政十二（一八〇〇）年の生まれ。伊予国吉田藩伊達家の江戸屋敷で、姫君の琴の師匠として出仕するなかで和歌を学んだ。文政三（一八二〇）年、桂子は伊達家の奥勤めを辞して、家族とともに大坂に赴くこととなる。桂子の父・横山平馬が、主人である内藤矩佳の大坂町奉行就任に伴い、町奉行の公用人として主人に付添って大坂に上ることとなったためである。

日記は桂子が和歌を学び始めた経過から述べられ、江戸出立、大坂への旅路、在坂生活や近場への旅日記、江戸への帰路の様子が和歌とともにつづられる歌紀行となっている。その中で桂子が「師の君」

と仰ぐ和歌の師匠・本間遊清に採取した草花を贈る様子が見られる。桂子が伊達家に奥勤めしていた頃のことであるが、師の君好みの楓を庭で拾い「みせはやな一葉なりとも散ま、に ちなはをしき園のみち葉」との歌を添えて贈っているのである。また、師の君のいる江戸を立ち大坂へ向かう道中からは、摘みとった花に「みせはやよよおもふ心はかはらねと 移ろひにけり花の千草ハ」と、花に心境を託して贈っている。

直道の和歌詠草と植物採取

江戸時代初期、明の李時珍が著した『本草綱目』が渡来し、以後、日本における本草学が発展した。書物では貝原益軒の『大和本草』（宝永六年刊）、小野蘭山の『本草綱目啓蒙』（享和三年刊）など本草学に関する書物が刊行され、さらに、物産会や本草学を趣味とする者たちの結社活動により、知識の交流が進んだことで、人々の自然界への視線を発展させたという^⑥。

竹垣直道は自ら和歌を詠み、在坂中も大坂町奉行であった水野若狭守をはじめ同僚たちと和歌を贈りあったことは、松本望氏が本書で前述しており、直道に和歌の嗜みがあったことがわかっている。直道の採取行動については、採取後にそれらをどのように使ったかということが日記から直接的には確認できない。しかしながら、各地の名所に足を運び、松葉や楓を手に採る様子は、梅寿院の押し花づくりや横山桂子の詠草に相通じており、植物を採って愛で、和歌詠草の種とし、同じ雅の趣味をもつ仲間とその美しさを共有するという文雅な面を、大坂代官である竹垣直道が持っていたことを示している。

①竹垣直道の名所見物については、拙稿「竹垣直道の名所見物」（『なにわ・大阪文化遺産学叢書2 大坂代官 竹垣直道日記（一）』関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター、二〇〇七年）に述べたので、参照されたい。

②「よみがえる江戸の彩―日本最古の押花展―」（『但馬国府・国分寺館ニュース』特別号、但馬国府・国分寺館、二〇〇六年四月）。本展については近世女性史研究者柴桂子氏の教示による。

③『豊岡市史』上巻、一九八一年、八三六―八四三頁。

④秋田藩重臣角館の当主佐竹義文が江戸滞在中とその旅の途中で木の葉をあつめて押し葉にし、これを紙にすきこんで植物名称と採集地を記していたことを、塚本学氏の論稿から得た。資料の『花葉集』は秋田県角館町で『角館誌』別巻（角館誌刊行会、一九七二年）として復刻されている。

塚本学「虫を見る目の歴史―江戸時代人を中心に―」（『江戸時代人と動物』、日本エディタースクール出版部、一九九五年、二八三頁）。

⑤『露の朝顔』については、藪田貫「横山桂子『露の朝顔』―江戸の武家女性が見た大坂と上方―」（『なにわ・大阪文化遺産学研究センター2006』関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター、二〇〇七年）に翻刻と解説を掲載する。

⑥前掲注④塚本学氏論稿、二七一―二七四頁。

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター リサーチアシスタント）

【表紙】「料亭 浮瀬」〔撰津名所図会〕巻二、関西大学図書館所蔵



初めて訪れて以来、二度目の訪問となる。

さて浮瀬から見渡せる眺望とともに名物となったのが、巨大な鮑の貝殻を酒杯に見立てた奇杯「浮瀬」であった。この杯は酒を盛れば七合半にも及び、前出の『撰津名所図会』（図版参照）だけでなく、十返舎一九『道中膝栗毛八編上』や滝沢馬琴『烹雑の記』などにも紹介され、全国に浮瀬の名を轟かせた。竹垣は浮瀬に初めて訪問したとき、日記に「古代之盃数種一覽」と記している。このとき竹垣は奇杯「浮瀬」を手にとったかもしれない。

現在、浮瀬の跡地には大阪星光学院がある。構内の一角には浮瀬を訪れた芭蕉や蕪村の句碑が建てられ、「浮瀬俳跡蕉蕪園」として整備されている。

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

オープン・リサーチ・センター整備事業（平成十七年度～平成二十一年度）

なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書5

大坂代官 竹垣直道日記（二）

編集 藪田 貫

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センター研究員）

校訂 松本 望・内海 寧子・松永 友和

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センター）

リサーチアシスタント）

発行日 二〇〇八年一月三十一日

発行 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センター

〒五六四一八六八〇

大阪府吹田市山手町三十三番三三三三番 関西大学博物館内

（電話）〇六一六三六八一〇〇九五

印刷（株）廣濟堂